

博士論文

熊本海外協会の基礎的研究

二〇二三年三月

立命館大学大学院文学研究科  
人文学専攻博士課程後期課程

齋藤 仁志

立命館大学審査博士論文  
熊本海外協会の基礎的研究  
(Basic Study on the Kumamoto Overseas Association)

2023年3月  
March 2023

立命館大学大学院文学研究科  
人文学専攻博士課程後期課程  
Doctoral Program: Major in Humanities  
Graduate School of Letters  
Ritsumeikan University

齋藤 仁志  
SAITO Hitoshi

研究指導教員：小関 素明 教授  
Supervisor : Professor OZEKI Motoaki

# 目次

## 序章

第一節	本稿の目的	一
第二節	海外協会とはなにか	一
第三節	先行研究の概括	二
第四節	本稿の視点	五
第五節	本章の構成	七
第六章	史料について	九

## 第一章 近代熊本における対外活動の歴史——明治期を中心に——

はじめに	一六	
第一節	熊本国権党について	一七
第二節	韓国における国権党の活動	二一
第三節	中国における国権党の活動	三三
第四節	そのほかの活動	四〇
第五節	非国権党勢力の対外活動	四七
小括	五一	

## 第二章 辛亥革命期における東亜同志会の活動

はじめに	九二	
第一節	時代背景の概括	九二
第二節	東亜同志会の結成	九六
第三節	辛亥革命期における東亜同志会の諸活動	九九
小括	一一二	

## 第三章 東亜通商協会・熊本海外協会の成立過程

はじめに	一三三	
第一節	時代背景の概括	一三三
第二節	東亜通商協会設立前の東亜同志会の動き	一三五
第三節	東亜通商協会の設立	一四〇
第四節	熊本海外協会の設立	一五一
小括	一五七	

## 第四章 熊本海外協会と排日移民法

はじめに	一八八
第一節 時代背景の概括	一八八
第二節 熊本海外協会と在米県人との関係	一八九
第三節 全国的な排日移民法反対の動き	一九四
第四節 熊本海外協会の対米運動	二〇〇
小括	二〇九
<b>第五章 熊本海外協会と移民事業</b>	
——大正後期から昭和初期を中心として——	
はじめに	二二五
第一節 時代背景の概括	二二五
第二節 新たな移民先の模索	二二七
第三節 満州移民の模索	二二九
第四節 熊本海外協会とブラジル移住地事業	二三五
小括	二四七
<b>第六章 一九三〇年代前半における熊本県の「民間」満州移民計画</b>	
——熊本海外協会の活動を中心として——	
はじめに	二七二
第一節 時代背景の概括	二七二
第二節 熊本海外協会と満州事変	二七四
第三節 熊本県における「民間」満州移民計画	二七六
第四節 その後の動き	二八六
小括	二八九
<b>終章</b>	
第一節 本稿の成果	三〇五
第二節 今後の課題について	三〇六

## 〈凡例〉

- 一、引用にあたっては旧字を新字に改めたが、歴史的仮名遣いはそのままとした。
- 一、引用文中の□は、とくに注記がない場合はすべて引用者によるもので難読箇所を表す。
- 一、引用文中の「……」は、すべて引用者による省略を表す。
- 一、引用文中の「」内は、すべて引用者による補注である。
- 一、引用にあたって、原文に付されている傍点はすべて省略した。そのため、本稿内の引用文に付されている傍点はすべて引用者によるものである。
- 一、引用にあたり、一部の合略仮名・変体仮名は通常のひらがな・カタカナに改めた。
- 一、引用文中や文献の書名などにあるアラビア数字は、すべて漢数字に改めた。
- 一、書名などに使用されている一部の繁体字・簡体字は、日本で使用されている文字に改めた。

## 序章

### 第一節 本稿の目的

一九一八（大正七）年、熊本において「熊本海外協会」という対外団体が設立された。同協会は、海外に移住していた熊本県人（在外県人）の求めに応じて設立されたもので、彼らと故郷熊本の架け橋となることを期待されていたが、熊本海外協会はその役割をはたしつつ、同時に海外への関係者の派遣や独自の移民計画の立案、さらにはブラジルでの移住地建設など様々な事業を展開し、戦前の熊本の対外活動を牽引したのであった。

本稿では、熊本という「地域」の特性を重視しつつ、この熊本海外協会の成立過程や活動を分析することによって、同協会と熊本という「地域」がもつ対外活動の歴史との連続性、地域社会と移民との関係、海外協会の活動が地域社会に与えた影響などを考察することを目的としている。そして、そのことを通して、近代熊本における対外活動の特徴を明らかにするとともに、これまであまり注目されてこなかった海外協会という存在が、「地域」の対外活動を分析するうえで重要な材料となり得ることを示したい。

なお、熊本海外協会の直接の前身は一九一五（大正四）年に設立された東亜通商協会であったが、その歴史はさらに一九一一（明治四四）年に設立された東亜同志会にまでさかのぼることができる。そのため、本稿では熊本海外協会だけでなく、それらの組織とともにその成立の背景となった近代熊本における対外活動の歴史をも分析の対象としたい。

### 第二節 海外協会とは何か

そもそも、「海外協会」という組織は熊本固有のものではなく、戦前期に——とくに大正末から昭和期にかけて——全国各地に設立された。たとえば一九二三（大正一二）年に発行された『海外協会要覧』には、次の各海外協会が挙げられている(一)。

熊本海外協会（設立…一九一五年七月一五日）

広島県海外協会（設立…一九一五年九月一日）

和歌山県海外協会（設立…一九一八年一月二一日）

防長海外協会（設立…一九一八年一月）

香川県拓殖協会（設立…一九一九年一月一七日）

岡山県海外協会（設立…一九二〇年一月）

信濃海外協会（設立…一九二二年一月）

海外協会中央会（設立…一九二三年二月九日 ※上記の海外協会の連合組織）

その後、一九二〇年代から政府が積極的な海外移民奨励政策をとったこと<sup>三三</sup>、また海外協会中央会が各府県に海外協会の設立を勧奨したこともあり<sup>三四</sup>、その数は順次増加して、一九三七（昭和一二）年までに上述した七県の海外協会を含めて四一の海外協会が設立された<sup>三五</sup>。その性質や活動については、

勿論、此等諸団体中には、拓務協会・移植民協会等の異つた名称を用ひ、また稀に県名を冠らせてゐないものもあるけれども、その目的および事業の内容に至つては、何れも大同小異で、要するに各府県民の間に、海外移住発展思想の普及発達を図り、かつ移植民の保護奨励に関する諸般の調査・斡旋・施設等を行ふにある。即ち国利民福を主とする公益団体であるから、その事務所は大抵当該府県庁内に置かれ、かつ府県会と緊密な連絡を有する<sup>三六</sup>

とまとめられている。

以上のように各地に設立された海外協会であるが、「各団体の活動振りには、彼是の間に顕著なる差異が認められる」<sup>三七</sup>とされ、地域によつてその活動の実態は大きく異なつたようである。そして、本稿が主題とする熊本海外協会は、数ある海外協会のなかでもとくに積極的な活動を行つていた部類に入るものであった。

### 第三節 先行研究の概括

以上のように全国各地に存在した海外協会であったが、不思議なことに、これまでの歴史研究ではその存在はほとんど顧みられてこなかった。なぜ顧みられてこなかったのか、あるいは海外協会への注目がなぜ必要なのかといったことを明らかにするために、本稿の内容と関係する分野の先行研究を以下にまとめたい。

## （一）移民史研究

海外発展の奨励や移民の後援を行っていたという組織の性質から、海外協会に言及する研究は移民史研究の分野で散見されるが、管見の限り、戦前の海外協会（支部）の活動を主題とするか、あるいは比較的大きく扱った研究としては、竹内昆明氏<sup>（七）</sup>、物部ひろみ氏<sup>（八）</sup>、森武麿氏<sup>（九）</sup>や木村健二氏<sup>（一〇）</sup>などの諸研究がある程度である。移民送出を後押しした存在として海外協会の重要性を指摘する坂口満宏氏の研究<sup>（一一）</sup>もあり、また移民史研究ではときに断片的にその活動に言及されることもあるが<sup>（一二）</sup>、基本的にはその扱いは思いのほか軽いといえるだろう。

では、なぜ海外協会の存在はこのように等閑視されてきたのか。おそらく、その原因の一つは、戦前の移民行政における海外協会の立ち位置に求められる。たとえば、竹内氏は「移民行政に関わる組織は、政府、移民会社を中心となっており、各都道府県の移住関係機関であった海外協会は移民の内地の事情と海外の事情の相互連絡などの活動にとどまっていた」が、一九二〇年代の政府の移民政策の転換などによって、「国からの保護」を受ける団体として位置づけ直され、国家の移民政策を補助する機関へと展開することとなった<sup>（一三）</sup>。つまり、移民行政の分野において海外協会は政府や移民会社ほど重要な働きをしておらず、あくまでもその補助的役割を担ったにすぎないということだが、こうした海外協会の立ち位置のために従来おもな分析の対象とはされてこなかったであろう。

くわえて、移民史研究における問題関心の所在も、如上の傾向に拍車をかけた。元来、移民史研究では移民送出の要因や過程を説明することが主要にしてかつ重要なテーマとなっているが<sup>（一四）</sup>、通常そのような研究では地域に目を向ける場合もその経済状況や移民会社の活動などが分析の対象とされ、海外協会は——前述した移民行政におけるその立ち位置もあつて——注目されてこなかったのである。また、移民史研究では、移民の生活や移民社会の実態、あるいは受け入れ社会との関係などといったものに注目する社会史的研究も盛んに行われている<sup>（一五）</sup>。しかしその一方で、本来ならば移民側の研究と並行して進められていくべき送出地域に関する社会史的な研究は、いまだ十分になされておらず<sup>（一六）</sup>、研究成果の蓄積に偏りがある状態である。

その点、海外協会に注目する本稿の内容は、如上の研究史の大きな穴を埋め、地域社会が移民にどのように反応・対応したのかを明らかにするものでもある。多くの海外協会は府県単位で設立されたもので、その活動には当該地域の諸事情が色濃く反映されていたと考えられる。もちろん、全国各地に設置された海外協会のなかには、全体的に運営が不活



発で、政府や府県当局の補助機関としての活動のみに終始したのもあったであろう。しかし、その「活動振り」には「顕著な差異」があったという指摘からもわかるように、そのような従属的な役割に飽きたらず、自主的に様々な活動を行ったものも存在したのである。とくに早い時期に設置された前記七県の海外協会は、地域社会と移民との関係のなかから自発的に設立された側面が強かったと予想されるため<sup>(二)</sup>も、地域と移民との関係を占ううえで格好の分析材料となるであろう。

## (二) 地域の対外関係・対外活動に関する研究

近代日本——あるいは現代日本でも同様だが——では、日本政府（外務省など）が展開した外交政策とは別に、地域（地方）において独自に構築・展開された対外関係や対外活動も存在しており、それらはときに政府の外交政策と絡み合いながら「日本史」を形成してきた。当然、歴史研究の分野ではこれらの活動はかねてから注目されており、特定の個人（政治家や実業家など）や団体（たとえば、福岡の玄洋社）など、多種多様な主体と活動が研究の対象となってきたが、そのなかにあつて海外協会の存在はやはり等閑視されており、当該分野の研究で海外協会を扱ったものとしては佐々博雄氏の研究<sup>(三)</sup>があるぐらいである。

その理由は定かではないが、海外協会が単なる「移民後援機関」であると認識されてきたことに一因があるのではなからうか。すなわち、海外協会の役割が移民との関係のみに限定された結果、地域のそのほかの対外関係・対外活動との関連が顧みられてこなかったと考えられるのである。たしかに、海外協会のなかにはそのように移民関係の業務にのみ専念するものもあつたであろう（その場合も、当該海外協会の活動などが、地域のほかの対外活動から孤立したものであつたかは検討を要するが）。しかし一方で、本稿で示す熊本海外協会のように、その存在・活動をそれまでの地域の対外関係・対外活動の延長線上に位置づけるべきものも存在したのである。

のちに詳しく分析するように、熊本海外協会は人的にも、活動の内容的にもそれまでの熊本における対外活動を引き継ぐような存在であり、しかもその存在と活動は「地域」——ここでは、地域の政財界および当局を意味する——の支持と協力を得ていた。その意味で、熊本海外協会は「地域社会」の対外活動を代表する組織だったのである。

如上の性質を有する同協会を「移民史」のなかに閉じ込めておくことは、その本質を見誤らせるという点からも、「地域」の対外活動を代表するような重要な存在を閑却するとい

う点からも、許されるべきものではないだろう。

あるいは、数ある「海外協会」のなかでも熊本海外協会だけが特殊な事例なのかもしれないが、それはほかの海外協会の実態が解明されたうえで初めて明らかになることである。熊本海外協会が如上の性質を有する組織であったことを解明することにより、海外協会という組織を地域の対外関係・対外活動の歴史のなかに組み込む重要性を示すとともに、各地域の海外協会に着目した研究を促すことが本稿の役割であるといえよう。

### (三) 熊本県の地域史

第一章でもふれるように、近代熊本には熊本国権党という地域政党があり、彼らは明治期の早い段階から積極的な対外活動を展開したが、そのこともあって熊本の地域史では近代熊本における対外活動の多くを彼らに帰する傾向がある。たしかに、国権党が主体となった、あるいは主導した対外活動は数多くあることは事実であるが、ときとしてそれが先入観となった結果、地域的なレベルでの動向——「非国権党勢力」<sup>二九</sup>を含む地域的な支持・協力の存在——を見落とさせてきた感がある<sup>三〇</sup>。また、史料制約や当時の熊本が「政争県」で国権党と非国権党勢力が政治的に激しく対立していたことも、如上の国権党・非国権党の協力体制を見落とさせる原因となったと考えられる。

本稿においては、これまで国権党のものとされてきた活動のなかには、非国権党勢力を含む広範な支持・協力を受けて——すなわち、地域的な事業として——実施されたものもあったことを解明し、近代熊本における対外活動についての従来の評価の修正をはかりたい。そして、その協力体制が単なる偶発的・散発的なものではなく、ときに崩壊する不安定さを内包しながらも基調として存在し続け、ついには東亜通商協会・熊本海外協会の設立の基礎となったこと、その意味で熊本海外協会は地域の対外活動を代表する存在であったことを明らかにすることで、同協会に注目することの重要性・必要性を示したい。

### 第四節 本稿の視点

「地域」に重きを置きつつ熊本海外協会の成立・活動を分析する本稿では、同協会の成立や活動をそれ単体として分析するだけでなく、それを熊本という地域の対外活動の歴史の延長線上に位置づけて論述を行う。そもそも、各地域はそれぞれ移民を含む対外活動の個別の歴史を有しており、海外協会もその歴史を背景として設立されたはずである。その

ため、各海外協会について正確に理解するためには、如上の長期的な視点に基づく分析を行う必要があり、またそのような分析を行ってこそ、海外協会を「地域」を理解するための一つの指標とすることができるのである。

本稿では以上のような考えから、熊本海外協会と熊本がもつ対外活動の歴史との関係を重視する。もつとも、地域の対外活動の延長線上に海外協会を位置づけるといふ視点は、筆者の創見ではなく、すでに戦前期から存在していた。たとえば、熊本海外協会の『正史』である岩崎継生編『熊本海外協会史』（東洋語学専門学校、一九四三年）は、明治期前半の熊本県における対外活動から叙述を始め<sup>(二二)</sup>、それらの諸活動を引き継ぐものとして熊本海外協会を位置づけているのである。しかし、問題はその『熊本海外協会史』の記述にはいくつかの注意点があり、それをそのまま信じるできないということである。

その細かなものについては後述するが、最大の注意点は同書の記述が特定の党派性を帯びていることである。前述したように、近代熊本には積極的な対外活動を行っていた熊本国権党という地域政党があったが、熊本海外協会の中心人物たちもその関係者であった。そして、その影響からか、『熊本海外協会史』の記述も全体的に国権党の活動を主とするようなものとなってしまうのである<sup>(二三)</sup>。

たしかに、人的関連や活動の性質を考えた場合、熊本海外協会が国権党の行った対外活動の系譜を引いているという彼らの主張には一定の根拠があり、また実際にそのような側面は否定できない。しかし、はたして彼らだけが熊本海外協会存立の基礎であったのかといえば、それは誤りである。先行研究でも指摘されているように、熊本海外協会の前身である東亜通商協会は「熊本県公認の超党派の半官半民団体」<sup>(二四)</sup>として発足したもので、熊本海外協会もその性質を引き継いでいた。つまり、同協会の成立と運営の背景には、非国権党勢力をも含む地域的な支持と協力が存在したのである。では、その地域的な支持や協力はどこに由来するのだろうか。

結論から述べるならば、本稿ではその問いの答えをそれまでの熊本における対外活動の歴史に求める。県内において政治的に激しく対立していた国権党と非国権党勢力であるが、両者は少なくとも明治二〇年代後半ごろから対外活動の分野では協力する姿勢をみせていた。もつとも、その協力体制は非常に不安定なもので、県内・国内の政治的状况によって崩壊するようなものであったが、それが東亜通商協会、そして熊本海外協会の設立によって確固たるものとなった、というのが本稿の立場である。このように『熊本海外協会史』では捨象されていた側面を明らかにすることで、熊本海外協会の本質や活動をより正確に

認識できるとともに、同協会を国権党という一党派のものではなく、地域的なものとして位置付けることができるのである。

## 第五節 本稿の構成

本稿は次のような構成をとる。

### 第一章…近代熊本における対外活動の歴史——明治期を中心に——

第一章では、明治一〇年代から明治末期ごろまでの熊本における対外活動を概括し、次章以降の論述の基礎を明らかにしたい。近代熊本では地域政党である熊本国権党が早くから対外活動に注目し、多くの人材を輩出するともに多様な事業を展開してきた。本章ではそれをまとめることによつて、次章以降の主要な「登場人物」がいかなる人々であったのかを示したい。また、本章では国権党ばかりでなく、非国権党勢力の対外活動に対する態度なども検討する。それによつて、国権党と非国権党勢力が対外活動の分野でときに協力関係を結んでいたことなどを解明し、本稿全体を貫く基本的な関係性を提示したい。

### 第二章…辛亥革命期における東亜同志会の活動

第二章では、熊本海外協会の核となった東亜同志会の創立と同会の辛亥革命期における活動を分析する。東亜同志会は国権党が輩出していた「大陸浪人」たちが中心となつて一九一一年に設立したもので、同年に勃発した辛亥革命期にはその「大陸浪人」としての側面を十分に發揮して裏面工作を行った。本章ではそのような東亜同志会の設立と活動について考察すること、同会が当時衰微していた国権党の対外活動を盛り返すために結成されたことや彼らが中国に対してどのような態度をとっていたのかなどを明らかにしたい。

### 第三章…東亜通商協会・熊本海外協会の成立過程

第三章では、東亜通商協会と熊本海外協会の設立過程を分析する。一九一四（大正三）年に始まった第一次世界大戦は熊本の地域にも影響を与え、その結果設立されたのが超党派・挙県一致的な団体である東亜通商協会であった。本章ではその設立過程を分析することで、同協会が地域社会のどのような期待を背負つて設立されたものであったかなどを明らかにする。また、一九一八年に同協会は熊本海外協会へと改称するが、その経緯などをまとめることで地域社会と移民との関係などを解明したい。

#### 第四章・熊本海外協会と排日移民法

第四章では、アメリカ合衆国で一九二四（大正一三）年に成立した「排日移民法」に対する熊本海外協会の活動を分析する。同法に対して、熊本海外協会は他府県の海外協会とともに同時多発的に反対運動（対米運動）を展開し、熊本県の挙県一致的な運動体である対米同志会結成の中心となった。本章は如上の熊本海外協会の対米運動を考察することで、熊本海外協会と在米県人との関係などを明らかにしたい。また、本章では熊本海外協会の動きをより広い視点から分析するため、当時の社会にみられた反米感情の盛りあがりについても分析の対象とする。それによって、当時の日本人の抱いた反米感情の複雑さや地域社会と移民との隔たりについて解明したい。

#### 第五章・熊本海外協会と移民事業——大正後期から昭和初期を中心として——

第五章では、熊本海外協会が大正末期から昭和初期にかけて立案・実行した「満州」（中国東北部。以下、括弧は略す）への移民計画とブラジル移住地事業について分析する。排日移民法成立と日本政府の移民奨励政策の展開を受けて、熊本海外協会は独自の満州移民計画を立案したり、ブラジルに移住地を建設したりするなど、積極的な移民奨励事業を開始した。本章ではそれらの移民計画や移住地事業の実態がどのようなものであったかを明らかにするとともに、彼らの事業が地域社会や国策に与えた影響などを考察したい。

#### 第六章・一九三〇年代前半における熊本県の「民間」満州移民計画

##### ——熊本海外協会の活動を中心として——

第六章では、「満州国」建国後に熊本海外協会を中心として熊本県で立案された「民間」満州移民計画について分析する。満州事変以降、全国的に満州への移民熱が盛りあがるなかで、数多くの民間移民計画が立案されたが、熊本においては熊本海外協会が中心となつて移民計画の立案が進められた。本章ではこの動きに着目し、その立案過程から挫折までの道のりを分析する。そして、そのことを通して、当時においては満州移民に対する多様な意見があったことや先述した熊本海外協会のブラジル移住地事業の政府当局からの評価などを明らかにしたい。

## 第六節 史料について

最後に、本稿において活用する史料についてふれておきたい。本稿では、おもに『熊本海外協会史』『熊本海外協協会会報』および当時熊本で発行されていた地方紙を活用するが、それぞれ固有の性質や問題点をもっているため、それについて説明をくわえたい。

### (一) 『熊本海外協会史』

熊本海外協会は、その『正史』として『熊本海外協会史』を編んでおり、先行研究でも頻繁に活用されている。しかし、本書には前述した記述の党派性以外にも次のような問題点があり、その利用には注意を要する。

#### ① 刊行された時期

本書が刊行されたのは一九四三年、すなわち「戦時中」のことであった。そのため、その記述には全体的に国家主義的な活動を賛美・顕彰する傾向があり、その点は差し引いて考える必要がある。

#### ② 内容の正確性

本書には、『正史』にありがちな——たとえば、組織の汚点となるような事実は記載されないといった——記述の偏向が存在するが、それにくわえて誤記や改竄と考えられる記述や歴史的順序が混乱した記述などが散見される。その例をいくつか挙げれば次の通り。

例一…本書は熊本海外協会の核となった東亜同志会の結成を「明治四十二年四月」(二四)としているが、実際に同会が結成されたのは一九一一年一月のことであった(二五)。また、熊本海外協会の直接の前身である東亜通商協会の設立についても、本書は「大正三年十月」(二六)としているが、これも一九一五年六月が正しい(二七)。

例二…東亜通商協会時代から同協会が派遣した蒙古派遣生について、『熊本海外協会史』では一二名の名前が挙げられているが(二八)、『熊本海外協協会会報』では一七名となっている(二九)。

例三…熊本海外協会が一九二四年に発表した宣言の文章について、『熊本海外協会史』では「本会の前身たる東亜通商協会は、東亜問題の研究を唯一の方針とし、……」(三〇)となっているのに対し、当時の新聞に発表されたものでは同じ部分が「本会の前身□る東亜同志会□東方問題□究□唯一の方針とし……」(三一)となっている。

これらの誤記（あるいは改竄）は、それぞれ組織や事業の分析・評価などに重大な影響をおよぼしかねないものである。興味深い史料が掲載されているなど、本書が熊本海外協会を研究するうえで重要な史料であることに変わりはないが、その利用には細心の注意が必要で、同時代的史料を使って事実を確定していく作業が必須である。

### （二）『熊本海外協会会報』

当該史料は熊本海外協会が発行していた会報で、おおよそ一カ月に一回の間隔で発行された。内容は同協会の主張や会務の状況、世界各地にある支部の動き、日本・熊本の出来事などまとめたもので、新聞形態で一〇〜一五頁前後のものである。同史料を活用することで熊本海外協会の動きを『熊本海外協会史』よりも詳細に追うことができ、また同時代性もあることから記述の内容もより正確である。しかし、この史料も熊本海外協会自らがまとめたものであるため、彼らの不利益となるような記述はなく、その点は注意する必要がある。

なお、本稿で使用した『熊本海外協会会報』は、特別の注記がない場合すべて京都女子大学図書館所蔵のものである。同図書館には、第一巻第一号（一九一八年八月一日）〜第四巻第一一号（一九二二年二月一日）、第二〇巻第一号（一九二七年一月二五日）〜第一九八号（一九三六年一〇月一日）が所蔵されている。

### （三）熊本の地方紙——『九州日日新聞』・『九州新聞』——

以上に述べた『熊本海外協会史』と『熊本海外協会会報』はともに重要な史料であるが、種々の問題点があることもまた事実である。本稿ではその問題点を是正するため、あるいはより広範な歴史的・社会的動向を知るために、当時熊本で発行されていた地方紙、とくに国権党系の『九州日日新聞』と非国権党（立憲政友会）系の『九州新聞』の二紙を大いに活用する<sup>(三二)</sup>。

両史料の活用には、新聞史料独特の取り扱いの難しさ——新聞を媒介することで情報が歪められることなど——があるが、熊本海外協会が公益団体であったことから、その関連記事は理事会における協議内容など端的な事実を述べているものが多い。また、立場の異なる二つの新聞を活用することで、片方の記述を補完してより正確な事実が判明する場合もある。その一例として、一九二三（大正一二）年一〇月、当時熊本海外協会理事長であった長江虎臣が突然辞意を表明したことに対する『九州日日新聞』・『九州新聞』両紙の

記述を比較してみたい。

『九州日日新聞』の場合…

熊本海外協会は二十二日午後二時より同事務所に臨時理事会を開き……尚長江理事長は都合により辞意を申出でたが会長其他に於て一応の処を取りなした<sup>(三三)</sup>

『九州新聞』の場合…

熊本海外協会理事会は廿一日午後二時半より同会事務所に開会……会議終了後或問題に関し長江理事は阿部野理事の詰問に遭ひ即座に辞意を申し出たが鑄方会長以下二三理事の取成しにより其の場丈けは納まつた<sup>(三四)</sup>

この場合、もし『九州日日新聞』の記述のみに依拠したならば、長江の辞意表明の理由については何の手がかりも得ることができない。しかし、『九州新聞』も活用することで、その辞意の背景に「或問題」をめぐる理事会内での対立があつたことが判明するのである。

このように、同一の事柄に対する二つの新聞紙の記述の違いからより正確な事実が判明する事例はほかにもみられる。本稿では、立場が異なる二つの地方紙が存在したことによる如上の利点を最大限に活かしつつ論述を行いたい。

なお、熊本海外協会関係者の日記や書簡といった個人的な史料は、現在のところほとんどみつかつていない。また、協会の内部文書も発見されておらず、場合によってはその多くが失われている可能性がある<sup>(三五)</sup>。そのため、本稿では関係者の意図などについて推測を重ねざるを得ないところがあるが、この点に関しては新たな関係史料の発見と諸研究のさらなる深化を待ちたい。

以上、本稿の目的や視点、先行研究の概括、史料に関する注意などを述べてきた。次章からは具体的な事柄の分析へと歩を進め、熊本海外協会、ひいては近代熊本の対外活動や移民との関係に関して考察していきたい。

### 〈註釈〉

(一) 海外協会中央会編『海外協会要覧』海外協会中央会、一九二三年。



(二) 一九二〇年代に日本政府（外務省・内務省）は積極的な移民政策を展開してブラジル移民の国策化などを実現、一九二七（昭和二）年三月には「海外移住組合法」が公布された（同法制定の経緯などについては、第五章で詳述）。このような政府の政策に触発されて設立、あるいは本格的に運営され始めた海外協会としては、三重県海外協会が挙げられる。三重県社会課編『三重県社会事業概要』（三重県社会課、一九二九年）によれば、同協会は「海外発展を奨励するを目的とした会で、大正十三年十二月に官民有志会合して此の協会を形成し、昭和二年四月漸く本会発会式を挙げた」（六五頁）もので、その発会式と海外移住組合法の公布とがほとんど同時期であったことは偶然ではないだろう。なお、『三重県社会事業概要』はなぜ協会の「形成」と発会式が二年以上もずれてしまったのかの説明はしていない。

ちなみに、当該期の政府内には海外協会のような移民保護奨励機関の普及を求める意見があり、たとえば一九二七年七月に設置された「人口食糧問題調査会」は、同年十二月に「内外移住方策」という答申を決定したが、そのなかではとるべき方策の一つとして「移植民後援団体の普及発達」が挙げられている（以上、人口食糧調査委員については、人口食糧問題調査会編『人口食糧問題調査会人口部答申説明』（人口食糧問題調査会、一九三〇年）および『東京朝日新聞』一九二七年二月一六日付朝刊を参照）。

(三) 『熊本海外協会会報』第一巻第八号（一九二八年一月一日）には、海外協会で中央会が各府県に対して海外協会の設置を勧奨していることを伝える記事が掲載されており（四頁）、また『熊本海外協会会報』第二巻第四号（一九二九年四月一日）にも同様の記事が確認できる（四頁）。なお、『熊本海外協会会報』第二巻第四号の記事には、「全国各府県にこの種海外協会を設立するよう昨年（一九二八年）末内務省社会局長官から各県知事あて通牒を發した」という記述があるが、現在のところ、筆者はその通牒の存在を確認できていない。

(四) 青柳郁太郎『ブラジルに於ける日本人発展史』下巻、ブラジルに於ける日本人発展史刊行委員会、一九四二年、五三・五六頁。

(五) 同前、五六頁。

(六) 同前、五七頁。

(七) 竹内昆明「一九二〇年代の移民事政——移住関係機関と政府関与——」『駒沢史学』第七二号、二〇〇九年。

(八) 物部ひろみ「熊本県における日系二世の留学——熊本海外協会をめぐる教育ネットワーク

ークの形成——」吉田亮編『アメリカ日系二世と越境教育——一九三〇年代を主にして——』不二出版、二〇一二年。

(九) 森武麿「ブラジル移民から満州移民へ——信濃海外協会を対象として——」『比較民俗研究』三三、二〇一九年。

(一〇) 木村健二『近代日本の移民と国家・地域社会』御茶の水書房、二〇二二年。

(一一) 坂口満宏「誰が移民を送り出したのか——環太平洋における日本人の国際移動・概観——」『立命館言語文化研究』第二二巻第四号、二〇一〇年。

(一二) たとえば、国生寿氏はその研究のなかでハワイの日系人が結成した団体のひとつとして海外協会（支部）に言及している（国生寿「日系人の団体活動」沖田行司編『ハワイ日系社会の文化とその変容——一九二〇年代のマウイ島の事例——』ナカニシヤ出版、一九九八年）。

(一三) 前掲竹内論文、一〇四・一〇五頁。

(一四) この種の研究は文字通り汗牛充棟で、すべてをここで概括することは不可能である。ただし、同種の研究の進展具合には地域差があり、熊本は「移民県」と呼ばれていた割にはあまり研究が進んでいない地域といえよう。熊本県の移民を主題とした研究としては、水野公寿「熊本県の移民と移民会社」（『大津町史研究』第一集、一九八四年）や猪飼隆明「海外に天地を求めて」（猪飼隆明編『河内町史』通史編・下巻、河内町、一九九一年）がある。また、熊本県の移民送出要因などに言及した研究としては、坂口満宏「日本におけるブラジル国策移民事業の特質——熊本県と北海道を事例に——」（『史林』第九七巻第一号、二〇一四年）などがある。

(一五) この種の研究のなかで、たとえば条井輝子『外国人をめぐる社会史——近代アメリカと日本人移民——』（雄山閣、一九九五年）には海外協会支部の活動に言及している箇所がある（二〇六頁）。

(一六) 地域に重点をおいて移民との関係を叙述したものに、各都道府県の海外移住史や海外発展史がある。たとえば、広島県編『広島県移住史』（広島県、一九九一年（通史編は一九九三年）は通史編と資料編の二冊に分けて編纂された充実した内容のもので、海外の広島県人の動きにくわえて広島県内の状況などにも言及しており、広島県植民協会（広島県海外協会の前身）の設立にもふれている（通史編・二五九・二六二頁）。また、佐賀県編『佐賀県海外移住史』（佐賀県農林部農業振興課、一九八六年）も同様で、在外県人の活動と当時の県内の動きの両方を記述しつつ、そのなかで佐賀県海外協会に関して比

較的多くのページを割いている(七八・八九頁)。とはいえ、これらの海外移住史は通史であるという性質上、その記述はどうしても広く浅いものにならざるを得ない。また、海外の県人らの活動にまで目を配らなければならぬため、県内の動向の叙述にばかり多くを割くこともできないという事情もある。さらに、なかには歴史の実証的な記述よりも在外県人の「顕彰」に重きを置いたものも存在するため、やはり当時の状況を深く理解するには如上の海外移住史だけでは不十分であるといわざるを得ないだろう。

(二七)たとえば、広島県海外協会の前身となった広島県植民協会は、在米広島県人らが故郷との連絡を求め、それに地域社会が応じた結果創設されたものであったという(前掲『広島県移住史 通史編』二五九頁)。あるいはその成立の背景の一つとして政府の政策などがあった可能性もあるが、上の経緯から考えて、その設立は移民と地域社会との接触のなかから生まれた自発的なものであったといえよう。

(二八) 佐々博雄「海外協会と地域社会——大正期における熊本海外協会を中心として——」『国史館史学』第六号、一九九八年。

(二九) 戦前の熊本では、国権党と民権派・民党・政友会が激しく対立していたが、組織の一体性を保持し続けた国権党勢力に対して、熊本の民権派・民党は数回の分裂を経たうえで立憲政友会へとまとまっていった。本来ならば、それら民権派・民党系の人物たち一人一人が、特定の時期にどの組織に属していたかを明確にするべきである。しかし、史料制約からその特定が難しい場合——たとえば、県議や代議士などの政治家以外の人物の去就など——が多々あるため、本稿では各人の所属を丹念に明らかにすることを断念せざるを得ず、便宜上民権派・民党・政友会の系譜に属する人々をまとめて「非国権党勢力」と呼称することとした。

(三〇) 一例を挙げれば、日清戦争後に国権党の重鎮である津田静一が中心となって展開した台湾拓殖事業がある。第一章で述べるように、当該事業には国権党が主導した側面と、非国権党勢力を含む広範な支持・協力を受けた地域の事業としての側面があったが、たとえば熊本県編『熊本県史』近代編・第二卷(熊本県、一九六二年)は、「国権党の植民政策」という項のなかで当該事業に言及している(四〇頁)。このような理解は先行研究にもみられ、佐々博雄氏はその研究のなかで当該事業を国権党のものとして位置づけている(佐々博雄「移民会社と地方政党——熊本国権党の植民事業を中心として——」『国士館大学文学部人文学会紀要』第一五号、一九八三年、七七頁)。

(三一) 岩崎継生編『熊本海外協会史』(東洋語学専門学校、一九四三年)は、たとえば「日

清役前後に於ける我同志の大陸活動——韓国派遣留學生、東亜同文会その他——」などの項目をたてて明治期における熊本県人の対外活動を概括してから、同会の歴史について叙述を始めている。

(三) たとえば、『熊本海外協会史』は「本会先覚者」として国権党の中心人物であった佐々友房・津田静一の名前を挙げるとともに、「本会〔熊本海外協会〕又此〔佐々らの〕精神を継承し対外発展の基礎とし、今日に至つてゐる」と述べている(七・八頁)。

(三三) 前掲佐々「海外協会と地域社会」四一頁。

(三四) 岩崎前掲書、一八頁。

(三五) 『九州日日新聞』一九二一年一月二四日付。

(三六) 岩崎前掲書、二二頁。

(三七) 『九州日日新聞』一九一五年六月八日付。

(三八) 岩崎前掲書、四四・四六頁。

(三九) 『熊本海外協会会報』第一卷第四号、一九二八年五月一五日、四頁。

(四〇) 岩崎前掲書、二六三頁。

(四一) 『九州日日新聞』一九二四年一〇月二三日付。

(四二) 明治期に熊本で発行されていた新聞については、水野公寿『明治期 熊本の新聞』(熊本近代史研究会、一九九三年)に詳しい。

(四三) 『九州日日新聞』一九二三年一〇月二四日付。

(四四) 『九州新聞』一九二三年一〇月二四日。

(四五) 戦後に熊本海外協会理事長となる石坂繁によれば、「戦前の」協会の事務所は元熊本市南千反畑町に在つたのが昭和二十年七月一日の戦災〔熊本大空襲のこと〕に罹つたので、新たに熊本市手取本町建極会の敷地内に事務所を建設した(石坂繁『熊本海外協会を語る』熊本海外協会、一九五四年、四三頁)という。このときの被災の程度はわからないが、その状況によっては同会の内部文書の多くが失われた可能性がある。

はじめに

序章で述べたように、熊本海外協会の核となったのは一九一一（明治四四）年に結成された東亜同志会であったが、当然その東亜同志会も熊本という地域のそれまでの歴史を背景として結成されたものであった。そこでまず本章では、東亜同志会ひいては熊本海外協会を誕生させる土壌となった熊本における対外活動の歴史についてまとめ、以後の論述の下地を作ることとしたい。

とはいえ、一言に「対外活動」といってもその活動主体や内容は非常に広範であり、それらすべてをここで述べることはできない。そこで、本章では熊本海外協会創設へとつながっていった動き、具体的には、戦前の熊本で多大な影響力を誇った熊本国権党、そして県政・国政において国権党と激しく対立していた非国権党勢力の諸活動を主な対象として論述したい。

国権党は東亜同志会と表裏一体の関係にあった組織で、熊本海外協会においても同党関係者がその中心にあり続けた。また、国権党は明治の早い段階から海外（東アジア）への進出を志向しており、戦前の熊本において彼らほど熱心に対外活動を行った集団はほかに存在しなかった。そのため、国権党は——その政治的勢力の強さともあいまって——熊本における対外活動を主導する立場にあり、そのような彼らの活動をまとめる作業は以後の論述の重要な基礎となるものである。一方、国権党と政治的に激しく対立した非国権党勢力は、対外活動の分野においては国権党に一步譲るところがあつたが、彼らも決してそれに無関心だつたわけではなく、ときに国権党よりも積極的な活動を行うことがあつた。また、熊本海外協会の直接の前身である東亜通商協会が、国権党と非国権党勢力の超党派的组织として結成されたことを考えれば、国権党のみならず非国権党勢力の対外活動に対する態度などを分析することは必要な作業である。

以下、この二つの勢力の対外活動をまとめていくが、まずは国権党の成立過程とその対外思想についてまとめ、ついで彼らの具体的行動を活動地域ごとに大まかに分けて述べたい。その後、非国権党勢力の対外活動に対する態度や同分野における国権党との関係——とくに国権党と非国権党勢力との協力関係——の分析を行うこととしたい。なお、本章の記述の大半は国権党に関するものとなるが、それは彼らが早くから対外活動を行っていたその活動も多岐にわたつたことによるものである。

## 第一節 熊本国権党について

### 一、一、国権党の成立過程——佐々友房の活動を中心として——

熊本国権党は、熊本県出身の政治家である佐々友房(二)を中心として一八八九(明治二二)年に結成された地方政党であったが、中心人物である友房の——ひいては国権党の——活動は政治方面のみならず教育・ジャーナリズム・実業方面にまでおよび、しかもその諸活動は互いに関連するものであった。そのため、以下では友房および国権党の多方面に及ぶ諸活動を視野に入れつつ、国権党成立までの過程をまとめることとしたい(三)。

友房は一八五四(安政元)年に熊本藩士の家に生まれ、熊本藩の藩校時習館で学んで居寮生となったあと、水戸遊学などを経て尊王攘夷思想を育んだ(四)。そして、一八七七(明治一〇)年に西南戦争が勃発すると、友房は学校党(後述)の人々が結成した「熊本隊」の一番隊長として薩摩軍側で戦いに身を投じ、各地で政府軍と戦闘を繰り広げた。その後、政府軍に降伏した友房は懲役刑を宣告されたが、病のために一八七九(明治一二)年に保釈されて熊本に帰還することとなった。

熊本に帰還して半年ほど「幽居」するなかで、友房は「国家を救済するには其事一にして足らずと雖も教育の効力最も多きに居るものとす」として教育を通じての社会改革を企図するようになった(五)。この背景には、友房が西南戦争での敗北により武力を用いた政府への反抗を断念したということもあるが、同時に「方今海内詭激放蕩の論起り施て青年子弟に及ばん」としていたことへの友房の危機感、さらに西南戦争の戦禍によって熊本の街が荒廃したことで満足な教育を受けられない人々が多数存在し、教育への需要が高まっていたことなども関係していた(六)。

如上の経緯により、友房は一八七九年一二月に私学「同心学舎」を開校した。そしてその後、この教育機関は一八八一(明治一四)年に「同心学校」と改称、同年一二月に同校は経営不振のために一度廃校となるが、翌一八八二(明治一五)年には同心学校を基礎として私立教育機関「済々黌」(現熊本県立済々黌高校)が設立されたのであった(七)。

さらにこの間、友房は政治の方面にも活動の範囲を広げていた。そもそも、幕末期の熊本藩には藩の主流派である学校党・横井小楠(八)を中心とする実学党・尊王攘夷を掲げる勤王党の三つの党派が存在し激しく対立していた(九)(友房は自らを勤王党に分類(一〇))。明治維新後もこの対立は続いたが、一八七六(明治九)年に敬神党(勤王党の一派)がおこし

た神風連の乱やその翌年の西南戦争、そして一八七八（明治一一）年の民権派による県内初めての政治結社「相愛社」<sup>(一〇)</sup>の結成などを経て、党派の対立は新たな様相を呈し始める。

このような情勢下で、一八八〇（明治一三）年に超党派の有志懇談会である「忘吾会」が結成された<sup>(一一)</sup>。熊本県令富岡敬明の野党懐柔策の一つとして実現した同会設立の裏には、全国的に伸長していた民権派勢力の抑制や熊本の諸党派の懐柔・与党化という意図があったとされているが、結局は相愛社が反発して離脱した結果、その意図は徹底されずに終ってしまった。友房も同会には批判的だったようで、「数年間地方において実力を貯え、民党派もその傘下におく一大政治勢力として再び政府に戦いを挑む」<sup>(一二)</sup>ための新結社の設立を、忘吾会が結成されたあとに計画している。

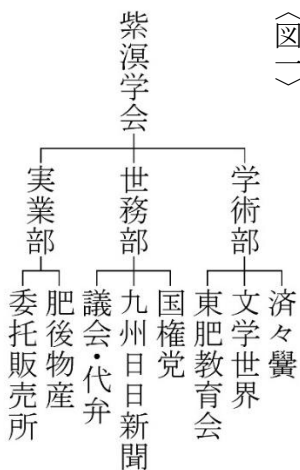
その後、一八八一年に友房は上京し、井上毅<sup>(一三)</sup>・安場保和<sup>(一四)</sup>・古荘嘉門<sup>(一五)</sup>といった東京で活動していた熊本県出身者と会合するなかで新党結成の合意に至る。そして、同年七月に超党派組織である「憲法会」が、さらに九月には皇室翼戴・国権拡張などを規約とする政治結社「紫溟会」が結成されたが、この紫溟会こそが国権党の母体となるものであった。当初、紫溟会においても先の忘吾会・憲法会と同様に超党派的组织となることが目指されたが、主義・主張の違いから相愛社とは早々に決裂、さらに主権論の違い——天皇に主権を認めるか、天皇と立法院に主権を認めるか——などから多くの実学派の人々が離脱した。

紫溟会は自らの主張を広めるために『紫溟雑誌』<sup>(一六)</sup>（一八八二年三月～一二月）や『紫溟新報』<sup>(一七)</sup>（一八八二年八月～）を創刊したが、とくに『紫溟新報』は一八八八（明治二一）年に『九州日日新聞』と改題、一九四二（昭和一七）年に政友会系の地方紙『九州新聞』と合併して『熊本日日新聞』となるまで同党派の機関紙として発行され続けた<sup>(一八)</sup>。また、友房をはじめとした紫溟会の会員は実業方面にも力を入れ、海運事業や鉱山開発などを行った<sup>(一九)</sup>。

そして、一八八四（明治一七）年三月に紫溟会は「紫溟学会」と名称を変更したが、このころまでに彼らは熊本県内における政治的な優位性を確立した。すなわち、同年四月の時点で紫溟学会は熊本県会において過半数の議席を有しており、さらに正副議長や常置委員といった役職も独占するという状況となったのである。その後、一八八九年に紫溟学会は組織改革を行い学術・世務・実業の三部を整えたが、この世務部を母体として国権党が組織されたのである<sup>(二〇)</sup>（二一）（初代総理…古荘嘉門・副総理…佐々友房。友房は副総理

であったが、実質的な党首であったとされている(二九)。

〈図一〉



なお、相愛社および紫溟会を離脱した実学党系の人々は、一八八二年二月に合同して「公益政党」を結成、さらに同年三月には九州の民権派の連合組織である「九州改進黨」を發足させ、以後数回の分裂を経ながらも国権党と激しい政争を繰り広げたのであった(三〇)。

(注) 以上の歴史からもわかるように、厳密を期するならば、友房らの活動を述べる際には各時期に応じて「紫溟会」・「紫溟学会」・「国権党」の名称をそれぞれ使い分けるべきである。しかし、本稿では煩瑣を避けるため、以後の記述ではこれらをまとめて「国権党」と呼称することとした。

## 一・二、国権党の對外思想

以上のように教育や政治などの舞台で活躍していた友房であるが、彼は早い時期から中国や朝鮮への飛躍を志向し、そのため国権党は多くの「大陸浪人」(三一)を輩出した。

では、そもそもなぜ友房は中国や韓国に注目したのだろうか。熊本県人の中国における活動をまとめた『清国ニ於ケル肥後人』(三二)によれば、そのきっかけは一八八〇年に同年東京で結成されたアジア主義団体「興亜会」の会員である吉田義静が来熊・遊説して、友房らに興亜の急務を説いてまわったことであったという(三三)。その結果、友房は「亦タ大二時局ニ感スル所アリ以為ク我熊本八十年ノ戦〔西南戦争〕後其ノ余燄未タ銷セス将ニ党争ニ傾カントスルノ勢アリ如カス此ノ志氣ヲ海外ニ向ハシメ清韓ニ向テ勢力ヲ樹立セハ以テ世人ニ対シテ先鞭ヲ着クルヲ得ヘシ」(三四)と考えるに至り、自ら経営していた同心学校で中国語・韓国語の教授を始めたのであった。また、上の理由にくわえて、藩閥政府に対する鬱屈した気持ちを中国大陸への発展によって晴らし、さらに對外活動において先んじる



ことで外交の分野で政府を鞭撻する立場に立とうとする意図もあつたと指摘されている(二五)。

如上の友房の考えと国権党の活動に理論的な基礎を与えたのが、友房の同志で国権党の中心人物のひとりである津田静一(二六)であつた。津田は一八五二(嘉永五)年に熊本で生まれ、一八六九(明治二)年若くしてアメリカに留学し、エール大学などで学んだ人物で(二七)、党派的には実学党に分類されている(二八)。当時の熊本において拔群の学識をもっていた津田であつたが、彼も友房と同様に早くから中国大陸に着目しており、一八七五(明治八)年に齋藤員象とともに「清十八省輿地全図」という中国の地図を出版(二九)、さらに一八七六(明治九)年五月から竹添進一郎(三〇)とともに中国国内を旅行した。そして、一八八一年の紫溟会設立に参加して以降、津田は友房と行動をともにし、「明治」十五年三月創刊される機関誌「紫溟雜誌」の社長として、紫溟新報―九州日日新聞と続く保守主義ジャーナリズムの基を培い、かつ国権党最大のイデオログとして活躍した(三一)のであつた。

それでは、津田は対外活動についてどのような主張を行つたのであろうか。先行研究でも注目されている津田の論説として、『紫溟雜誌』に掲載された「吾党ノ共和論」という社説があるが(三二)、そのなかで津田は「吾党ガ宇内ニ対スルノ主義ハ共和政治ヲ以テ道理」(三三)とすると述べ、各国がその国力の大小などにかかわらず権利と安全とを確保するため「宇内共和ノ政府ヲ興ス」(三四)ことを訴えている。当時、国内において自由民権派と対立し天皇主権を主張していた津田が如上の意見を掲げることは奇異に思われるが、その主張の背景には当時の国際政治に対する彼の不信感・危機感があつた。すなわち、津田の念頭には、

今也眸ヲ凝シテ万国ノ景況ヲ熟察スルニ名ハ文明開化ヲ貴ブト雖ドモ其実大ニ反対ス  
ルモノアリ腕力ト金力トハ傲然トシテ勢力ヲ社会ニ占メ道德ハ頭ヲ蹙メテ学士者社会  
ノ保護ヲ仰クニ過キス大ハ小ヲ兼ネ弱之肉ハ強之食万国公法ノ名ハ有レドモ二三ノ大  
国巧ニ其名義ヲ用ヒテ利己〔己〕ノ具ト為ルニ過キサルトキハ無法ト何ソ異ラン(三五)

という当時の国際政治の過酷な現実があり、いまだ近代化が始まったばかりであつた日本がそのなかで生き延びていくためにも「宇内共和ノ政府」設立が唱えられたのである。そして、このような国際政治を行っている西欧列強――国権党は「毎ニ欧州ヲ目シテ暗濁世

界」<sup>三六</sup>と評していたという——に對抗するため、津田は「東亜細亜ノ全力ヲ合一シテ以テ歐洲ニ臨ミ此大業」(「宇内共和ノ政府」の設立)ヲ企テント欲ス」<sup>三七</sup>として東アジア諸国との連合を訴えたのであった。

如上の津田の持論と同じような東アジア諸国との連帯論は、ほかの国権黨員も共有しており、たとえば高濱恒蔵なる人物は「東亜細亜政略」という論説のなかで、「欧州ノ十九世紀ハ猶全ク腕力世紀ト称ス可シト雖ドモ奸智世紀タルヲ免ル、能ハス矣名ハ文明ト云フト雖ドモ其実ハ狼争虎攫騙誑劫略ヲ事トス所謂暗昏世界ノ後期タルニ過キサルナリ」<sup>三八</sup>と述べて西欧列強の欺瞞を批難しつつ、それへの対抗策として「東亜細亜連合ノ一策」<sup>三九</sup>すなわち清国・朝鮮との連合を説いている。しかも、その連合は「日・清・朝の」三国約ヲ建テ便宜ノ地ヲ択テ会議所ヲ置キ凡ソ三国緩急有ラバ互ニ相救フヲ約シ三国各々人口ノ多寡土地ノ広狭ニ準シテ賦ヲ出シテ連合海軍ヲ措キ東亜細亜ノ勢力泰西ニ震フ」<sup>四〇</sup>という、対等な関係を趣旨とした内容のものであった。

以上のような国権党の初期の対外思想は、東アジアに対して侵略的な同時代の多くの対外思想とは一線を画するものと評価されている<sup>四一</sup>。しかし、一八八二年におこった壬午軍乱やその後の朝鮮半島の支配をめぐる日清両国の対立のなかで、彼らももっていた東アジア諸国に対する連帯意識は徐々に後退し、遂には侵略的な「大アジア主義」へと変貌していったのであった<sup>四二</sup>。

以上、国権党の結成過程やその対外思想について述べてきた。次に、国権党関係者が主に東アジアに対して行った具体的な対外活動をまとめていきたい。

## 第二節 韓国における国権党の活動

韓国における国権党の活動についてはすでにいくつかの先行研究があり<sup>四三</sup>、それらでは友房の遺稿などをまとめた『克堂佐佐先生遺稿』(以下、『佐佐遺稿』と略す)や友房の実弟である佐々正之の「韓国と熊本県人」という連載記事<sup>四四</sup>がおもな史料として使われている。以下、本節においてはそれらの先行研究や史料を参考にしつつ、必要ならば訂正や補足をくわえながら、韓国での国権党の活動をまとめていきたい。

なお、正之は「韓国と熊本県人」のなかで彼らの韓国での活動時期を大きく三つに区分しているが、本稿でもその区分にしたがって論述を行うこととする。

## 二、一、第一期（一八八一〜一八八四年）

### （一）韓国語の教授

一八八一年二月、友房は同心学校関係者と合議したうえで、生徒の希望者を募って中国語と韓国語を習得させることにした。その経緯について、友房は次のように回想している。

二月校員諸氏と議する所あり。将来の国運を想像し本邦と支那、朝鮮との関係密接なるべきを察し我校科程の外に生徒の冀望者を募り両国の語学を学ばしめんと欲し十数人をして支那語を熊本鎮台支那語学教師榊木某に学ばしむ。又朝鮮人呉鑑氏（氏は初め李東仁氏と共に我邦に來り東本願寺に寓す。予高橋長秋氏と本願寺の役僧奥村某氏に就き招聘す。呉氏帰国の後、十七年の變〔甲申政変〕に方て事に死す。氏は同国開化党の一人なり。亦惜む可哉。）を聘し之を区内新町に寓せしめ本校生徒八九人を撰み就て語学を修めしむ。氏去るに及で從て朝鮮に遊ぶ者七人なり（四五）

外務省が対馬<sup>いずはら</sup>厳原の光清寺に最初の韓国語教育機関「韓語学所」を設置したのが一八七二（明治五）年、その後同機関が釜山に移され「草梁館語学所」と改称されたのが一八七三（明治六）年、そして東京外国語学校に「朝鮮語学科」が設置されたのが一八八〇年であったことを考えると（四六）、一八八一年という早い時期に一私立学校ながら韓国語教育を開始した同心学校は大変特異な存在であったといえるだろう。

### （二）関係者の韓国渡航

その後、一八八一年中に栗林次彦・葉室謙純・飯田勝雄の三名が、翌一八八二年五月には秋山儀太郎・松下意忠・有田友次・佐々正之の四名が朝鮮に派遣された（四七）。しかし、一八八二年七月に壬午軍乱がおけると朝鮮における日本の勢力は後退し、「形勢我国人の企業に便なら」ざる状況となり、さらに「微弱なる邦人の根柢は能く我同志を容るゝ能はず」、ついには葉室・栗林・正之を除く全員が帰国してしまった（四八）。

一方、朝鮮に残った三人すなわち葉室・栗林・正之は、それぞれ参謀本部から派遣されていた「岡大尉」・「海津大尉」・「渡辺述」大尉とともに朝鮮各地の「実地測量の為遊歴」したのだという（四九）。もともと、一八八四年に甲申政変が発生するとさらに状況は悪くなり、正之も井上毅の助言にしたがい帰国して、「是に於て初め韓国に□〔向〕ひし同機<sup>マ</sup>は殆ど其跡を絶ち諸先輩の計画も空しく失敗に歸し遂に一頓挫を来し」たのであった（五〇）。

## 二・二、第二期（一八九四〜一八九五年）

以上のように、韓国に勢力を扶植しようとした国権党の当初の計画は挫折してしまった。その後、正之は一八九三（明治二六）年に再び渡韓したが、一八九四（明治二七）年に日清戦争が勃発した当時でさえ「此時に当り曩に県先輩より選ばれ志を抱いて渡韓したる同志の士は悉く蹉跌して帰国し、多少韓国の事情に通じて留まるもの僅に小林〔孫一郎〕氏と予〔正之〕のみ」という状況であった（五七）。

しかし、一八九四年の冬になると国権党の対韓国事業は新たな段階に入る。すなわち、津田静一をはじめとして村上一郎・安達謙蔵（五八）・国友重章（五九）・佐藤敬太・平山岩彦（六〇）・小早川秀雄（六一）・古城貞吉（六二）・佐藤潤象・渋谷加藤次などの国権党関係者が続々と韓国へと渡り（六七）、積極的な活動を開始したのである。彼らは京城において計画を練り「遂に同志を政治部事業部の二方面に分ちて互に相声援せんとし政治機関として新聞社を起し又別に実業方面にも種々企画する所」（六八）があつたというが、その内容は次の通りである。

### （一）新聞の創刊

韓国における国権党の新聞事業の中心となつたのは、のちに友房の後を継いで国権党の領袖となる安達謙蔵である。一八九四年一〇月（六一）に韓国に渡つた安達が最初に創刊したのが、釜山で発行された『朝鮮時報』である。同紙は釜山に駐在していた室田義文総領事の依頼によつて安達が創刊したもので（六九）、安達はその設立にあたって九州日日新聞社の協力をあおぎ、さらに熊本から人員を呼び寄せて同年一月から発行を開始した（七〇）。

その後、安達は京城へと移動して、当時駐朝鮮公使として赴任していた井上馨と面会、「特に韓国開発の要を述べ、韓人の啓蒙には何を措いても先ず朝鮮諺文による新聞を発行する要ありと力説した」（七一）。この安達の意見に対して井上公使は賛意を示し、「新聞経営に関する毎月の補助は無論のこと、創業費等は総べて公使館に於いて之を負担することにな」つた（七二）。こうして外務省から援助を得ることに成功した安達は、またもや熊本から国友重章（主筆）や小早川秀雄（編集長）などの人員を呼び寄せ（七三）、一八九五（明治二八）年二月（七四）に『漢城新報』を創刊したのであつた。なお、「漢城新報」は外務省の補助を受けたが故に、政府と一体化し、外務省御用紙的性格を持つ新聞として、日本の対韓政策と密接な関わりを持った」（七五）ため、井上公使の依頼を受けて閑家に同情的な記事を掲載するなど、公使の「宮中政策」に協力することもあつたという（七六）。

ちなみに、国権党が韓国で発刊した新聞としては、その創刊時期は上記二紙よりも遅いが、もう一つ『平壤新報』がある。同紙は外務省の補助を受けて一九〇五（明治三八）年七月に安達謙蔵によって創刊されたもので、「日露戦争当時、朝鮮平壤において創刊された最初の日韓両語新聞」であった<sup>六八</sup>。同紙の主幹には後述する朝鮮語学生の監督を務め、その後平壤日語学校の校長となっていた真藤義雄が、韓字担当記者には朝鮮語学生第二期生の宮島秋汀が就任したという<sup>六九</sup>。

### （二）「事業部」の活動

一方、事業部では「津田翁を初めとし佐藤敬一氏其他多数の同志蟠居して事を図りたるが当時の重なる事業としては佐藤潤象氏同志を率ひて済州島を探見し予「正之」は主として木浦港全部の買収に着手した」<sup>七〇</sup>と伝わっている。また、長老格であった津田は京城筆洞に構えた自宅を「楽天窟」と命名、そこで「徐ろに策を定めて同志の活動に委せ」たため、「楽天窟は我同志の倶楽部となり策源地とな」った<sup>七一</sup>。そして、この楽天窟と漢城日報社が呼応し、くわえて各事業も進捗した結果、第一期の失敗の跡も回復し、国権党の活動は「茲に初めて先輩諸氏の厚意に報ひ他日更に大活躍を試みるの素地を成せり」<sup>七二</sup>というほどの隆盛をみたのであった。

### （三）閔妃事件

しかし、以上のような隆盛の時代——正之は「蓋し県人興隆の時代たるを疑はざりき」<sup>七三</sup>と回想している——は、一八九五年一〇月の閔妃事件によって早々に終わりを迎えた。この事件は、日本公使三浦梧楼の指揮のもと、日本の守備隊・公使館員・日本人壮士などが韓国王宮に侵入し、高宗の王妃閔妃などを殺害した事件であるが<sup>七四</sup>、この事件に連座した民間人のなかには安達や正之、国友、小早川をはじめとした熊本県人が多数含まれていた<sup>七五</sup>。その数は二一名にもおよび、非軍人の被告四八名の約半分を占めており、しかもそのうち田中賢道<sup>七六</sup>などの三名以外はすべて国権党関係者であった<sup>七七</sup>。彼らは退韓処分を受け、日本国内において謀殺および兇徒聚衆の罪で予審に付されたが、最終的には免訴となる<sup>七八</sup>。しかし、安達を筆頭とする多数の国権党関係者が韓国からの退去命令により日本に帰国したことは、朝鮮における国権党の活動に大きな打撃を与え、同党の韓国における事業は「第二の頓挫」を来したのであった<sup>七九</sup>。

### 二・三、第三期（一八九六年）

前述したように、閔妃事件に連座した国権党関係者らは予審の結果免訴となったが、彼らにはそれぞれ一年から三年の間、韓国在留を禁止する命令が下された<sup>(八〇)</sup>。この制限を解くため、熊本県出身の貴族院議員安場保和などが尽力した結果法律改正が実現、在留禁止命令取消を受けた正之が先駆けとなって一八九七（明治三〇）年五月に渡韓して、韓国における国権党の活動の再興をはかった<sup>(八一)</sup>。

また、閔妃事件の発生前から地元熊本では「朝鮮語学生」という留学生の派遣事業の創設に向けた動きが始まっており、一八九六年から全五回（総計三三名）の学生が送出された。先行研究では、当該事業は広い意味での国権党の事業として位置付けられてきたが<sup>(八二)</sup>、筆者はそのような理解は一面的で正確ではないと考えている。そのため、以下では諸研究の成果を参考としつつも当時の新聞記事なども利用して、改めて当該事業の位置付けを行いたい。

#### （二）佐々正之の影響

韓国語学生派遣事業の端緒となったのは、日清戦争勃発後に現地で活動する熊本県人の少なさに危機感をもった正之が、一八九四年一月に次のような長文の建議書を県下の「先輩」に送ったことである<sup>(八三)</sup>。

謹啓陳者日清交戦以来海陸孰れも連戦連勝御同慶に奉存候。……「東学党の反乱、韓国国内の政情不安、英露両国公使の「陰謀画策」などにより」思ふに此際一朝大計を誤らば韓国の向背又計り知る可らず。例へ日清交戦平和の局を結ぶとも第二の幕は又々韓国より生ずるは地勢上免れ難き所と存せられ候。就ては目下交戦中に於て一日も速に対韓方針を定め、着々之れが実行を計るは真に機宜を得たるものと存せられ候。其の方法手段に至りては多々ありと雖も、要するに多数の同志を渡韓せしめ、各一面に実力を扶植し実権を掌握するに最も緊要の事と存せられ候。就中今□切実キツに感じたるは韓語通訳其人の欠乏に有之。近き将来に於て我同志の目的を貫徹せんには第一韓語学生の養成こそ洵に今日の急務と存候。左に少しく韓語学生養成に関する愚見を陳して諸賢の御尽力を仰ぎ申候。

- 一、一市十五郡より各一人の県費生を派遣すること。
- 一、派遣語学生の年齢は二十歳以下たること。

一、学生一人に就き毎月十円を支給すること。  
 以上一市十五郡より各一人の学生を派遣せば、一つは緊要なる通訳生を養成し、一は我県下一般に朝鮮思想を注入するの導火線となり、従て移住者を増加し彼我貿易は勿論最終有為の機関となすを得べく、学生の年齢は正之が経験上年少者を以て好適とし、費用の如きは一人一ヶ月十円にて充分なりと存候。県費多端の折柄には候へども諸賢の御尽力に依りて成立せば、正之の本懐たるのみならず将<sup>マ</sup>日韓兩國間に於て至大の幸福と存せられ候。……(八四)

「韓国と熊本県人」によれば、その後一八九五年に友房と安達謙蔵が韓国に渡ると、正之は二人に語学生事業の必要性を訴えその賛同を得た(八五)。そして、友房と安達が帰熊後に同志と協議した結果「朝鮮語学生」事業は実行されることとなったが、その際には「村上、安達、佐藤、平山、山田、大谷、小早川の諸氏官辺にありては松平知事山之内警部□「長」の諸氏」が尽力したのだという(八六)。

以上のような正之の証言から考えると、当該事業を国権党のものとする従来の研究にも一定の根拠がある。しかし、実際の事業創設過程をみると正之が語らなかった事実が多く存在しており、彼の証言のみをもって当該事業の評価を下すことは適当ではない。そこで、以下では当該事業創設までの動きを詳しく述べ、事業の性質などについて分析を行いたい。

## (二) 日韓倶楽部の結成

朝鮮語学生派遣事業創設に直接つながっていく動きをおこしたのは「日韓倶楽部」という組織であったが(八七)、当該組織については先行研究でも言及されていないため、まずはその結成過程から述べていきたい。

一八九五年八月二十六日、熊本市内で「本県人にして朝鮮行を為したる人々」(八八)の集会が開かれた。当日の出席者は津田静一・佐々友房・岡崎唯雄(八九)・田中賢道・村上一郎・大谷高寛・佐藤貞喜・山田珠一の八名で(九〇)、このうち岡崎(商業会議所会頭・県議(中立))と田中(非国権党系)、佐藤(詳細不明)以外は国権党関係者であった。彼らは「懇親を結び且つは将来朝鮮に対する本県の施設上に対し各々所見を陳へて講究談話」したが、その結果、(一)「朝鮮の事業問題に逢ふ毎に時々集会を開き談話協議すること、(二)将来的にはこの集会を「何か会名を附して一の社交的団体」とすること、(三)会の代表者が

新たに公使として朝鮮に赴任する三浦梧楼と面会し、「既往朝鮮に於て視察せし所に依りて所見の二三を陳述し新公使の参考の万一に供」することが決定された(九二)。

その後、この組織は「日韓倶楽部」という名称で活動することが決定され(九三)、同年九月七日に発起人会が開かれた(九三)。発起人には友房や津田をはじめ、村上、大谷、武藤一忠のような国権党関係者が多く名を連ねているが、前述した岡崎や田中といった非国権党勢力の人物の参加も確認できる(九四)。発起人二四人のうち非国権党系と断定できる人物は岡崎・田中だけだが、同倶楽部が曲がりなりにも超党派の性質を有したものであったことは見逃すべきではない。そして、当日には「朝鮮に留学生を派遣することを県会に建議すること」(九五)が決議されたが、この決議こそそのちの朝鮮語学生派遣事業へとつながるものであった。

この決議についてはその後も議論が重ねられ、最終的には(一)「各郡市役所の管下より一名づつ都合十三名の青年を募」ること、(二)地方費から一人につき月額六円を支給すること、(三)監督者一名を派遣し「相当の金」を給与することという内容となったという(九五)。この案は大筋としては前述した正之の建議書内のもとのほぼ同一であり、その影響を認めることができる(九七)。そして、以上の経緯により作成された語学派遣生の計画案は、九月中に建議として県当局に提出されたのであった(九八)。

### (三) 熊本県会での議論

一八九五年の十一月通常県会では、朝鮮語学生派遣のための費用を組み込んだ教育費が審議された。県当局が県会に提出した当初の計画案(以後、「原案」と称す)の内容は、県会での議論から推察するに、(一)派遣する学生は六人で毎月八円を支給、(二)学生たちを指導する監督者もあわせて派遣するというものであったようである。日韓倶楽部の建議からは学生の数が半分ほどに減じたとはいえ、その意見はほぼそのまま取り入れられたといつてよい。しかし、学生派遣事業費が本格的に議題にのぼった十一月二十八日の県会においては、「議論諸方より湧き出でたり」と報じられるほど当該事業に関する異論が続出したのであった(九九)。

議論の初めに開陳された常置委員(当時の委員はすべて国権党所属(一〇〇))の案は、「増額説にて語学生六人とあるを十三人に増し月手当八円を六円に減んじて其の十三人は一市十二郡より各々一名宛を撰出して派遣するの目的にて該費額に四百五十壱円を増したり」というものであった。その内容からもわかるように、この案は日韓倶楽部の建議を復活さ



せたものであったが、これは当時の常置委員全員が日韓倶楽部の会員（発起人）であったことによるものであろう。

しかし、この常置委員の案にはすぐに反対意見が出された。すなわち、益田陽一（国権党所属）が「大袈裟に削除説を提出し」たのである。そもそも、増額説の根拠は「将来に於て益々朝鮮国交渉の必要を認め通弁人を養成するの方針に出でたる者」であったが、益田は「本邦人よりは諸商人も大分彼地に入込み居る事なれば是等は多少韓語を能し通弁の用を為すには十分なれば別段地方費を費やして語学生を派するの要なかる可き」と主張した。これに対して、岡崎唯雄が直ちに反論して事業の必要性を訴え、さらに大谷高寛も常置委員案に賛意を示したが、前述のようにこの二人は日韓倶楽部の発起人であった。

その後、松尾常人（国権党所属）が原案賛成の意見を出すと、今度は内野延（国権党所属）が「学生の員数を増す事は常置委員賛成なれど之に監督を附するは稍 unnecessary の感あり語学研究の爲め派遣せらる可き学生は大抵高等小学卒業以上の者なる可ければ別段之に監督を附するの必要は無かる可し」と述べるなど、議論はますます混乱していった。そして、このように様々な意見が続出したため、採決をとってみると「削除説は賛成者無きを以て自然に消滅」、そのほかの意見も少数の賛成者しか集めることができず、結果すべての案が消滅するという事態となり、そのため「終に查理委員三名を撰んで查理の上之を議するの事」となった。

そして、一月二十九日の県会で再び当該事業について議論されたが、そこでもやはり複数の異論が出された（二〇〇）。この日の県会に查理委員が提出した案は原案を復活させたものであったが、これに対して複数の県議が学生の人数や支給する費用に関して別々の動議を提出したのである（二〇一）。このように最後まで議論は混乱したが、結局は查理委員の案が賛成多数で可決され、原案通りの内容に落ち着いたのであった（二〇二）。

#### （四）朝鮮語学生の送出とその後の就職先

以上のような経緯によって創設された朝鮮語学生として、一八九六年から全五回計三三名の青年が送り出された（二〇四）。送出された学生は、国権党関係者らが集っていた楽天窟において生活をしつつ、韓国語を中心に英語や数学などを学んだ（二〇五）。学生らは監督者によって指導・引率されたが、のちに韓国に渡航してきた正之も非常に熱心に学生を指導したという（二〇六）。また、公使館や領事館の役人が学生への授業の一部を担当するなど（二〇七）、当該事業には現地の政府出先機関も協力しており、学生の卒業式（修了式）には公領事館

をはじめとする官公署などの要人が出席したらしい(二〇八)。

派遣期間を修了した者の多くは、現地に残って日本語学校の教師や朝鮮総督府などの官吏となったり、あるいは新聞や商工業方面の職業に従事したりした(二〇九)。なかでも第二期生の園木末喜は、伊藤博文の暗殺犯として捕らえられた安重根の通訳として終始その傍にあつたことで有名である(二一〇)。また、第三期生はその派遣期間中に日露戦争が勃発したため、陸軍の通訳として従軍したという(二一一)。

### (五) 事業の廃止

以上のような展開をみせた朝鮮語学生派遣事業であつたが、一九〇四(明治三七)年の十一月通常県会において廃止が決定された(二一二)。

「清韓語学生」(朝鮮語学生および東亜同文書院生)派遣事業に対する明確な廃止意見は、一九〇三(明治三六)年の十一月通常県会において政友会議員から提案された(二一三)。その削除理由としては、当該事業が国権党の党派のものとなつていふことや経費削減などが挙げられたが(二一四)、結局この年の県会では事業は存続させることになつた(二一五)。それが、翌一九〇四年の県会では、一転して県当局から朝鮮語学生を廃止して代わりに県立商業学校に「清韓語」の授業を新設する予算案が提出され、賛成多数で可決されたのである(二一六)。

では、なぜ朝鮮語学生事業は廃止されたのであろうか。当該事業の創設および存続に大きな影響を与えた国権党は、一九〇四年一月一日に政務研究会を開催して次のような決議を行った。

- 一、日露戦争の結果は清韓両地に於ける我國民の發展上大に清韓語学を奨励するの必要を認む依て左の方針を執る事
  - 二、県立商業学校に清韓語学科を設置すること
  - 三、今後韓国語学生の派遣を廃止する事
- 但し現在の派遣者は其儘となし置く事(二一七)

この決議と県当局が提出した計画が同一の内容であることから、当該事業廃止に国権党の意向が密接に関わつていたことは確実である。そのため、当該事業廃止の理由を探るためには、当時の国権党の韓国に対する認識などを明らかにする必要がある。

先に述べた政務研究会のあと、『九州日日新聞』一九〇四年一月四日付には「韓国語学

生の派遣廃止意見」(二二)という題の社説が掲載されたが、ここでは事業廃止の理由が大きく二つ挙げられている。まず一つは、「時勢の発展は、斯る小数なる派遣学生に満足する能はず、更に多数の韓語修養者を出して、将来の要求に応すべきの必要を認め」ことである。当時、いまだ日露戦争は終結していなかったが戦況は日本に有利に展開、さらに日本は韓国政府に対する支配を強めつつあり(二二)、前掲した国権党の政務研究会の決議にみられるように早くも「日露戦争の結果」——中国・韓国における本格的な日本の勢力拡大——に対する期待が膨らんでいた。しかし、そのような「将来の要求」に対応するために、朝鮮語学生のような少数の先駆者の存在では不十分であったため、代わって教育機関を活用した大規模な人材の育成が求められたのである。

また、財政的な利点も廃止理由の一つであった。すなわち、同社説は現在では三、三〇〇余円で朝鮮語学生一五名を養成しているが、商業学校に語学科を新設した場合、教師一名の俸給として年五〇〇円内外の支出で多数の優秀な人材を育成できると述べ、「経済の理法よりして其可否得失又た計較を要せざる者ある也」と主張しているのである。このような財政上の利点の強調は、前年の県会で政友会が経費削減を事業の廃止理由に掲げたこと、そして当時の県財政が逼迫していたこと(二二)に対応するためのものであったと考えられる。

如上の国権党による廃止理由の説明は、県会における県当局の説明と同一の内容であった(二二)。ここに県当局と国権党との密接な関係——政友会が指摘した党派的な事業としての側面——を認めることができるが、ともあれ県会での決定により朝鮮語学生派遣事業は同年に派遣された第五期生をもって廃止されたのであった。

#### (六) 事業の評価

以上、朝鮮語学生派遣事業の創設から廃止までの過程について述べてきたが、注目すべき点は次の二点である。

まずは、当該事業をめぐっては国権党内でも多様な意見が存在した点である。県会での事業創設に関する議論では、国権党所属の県議の間で積極論や削除論などの意見の対立があったが、先行研究ではこの対立は国権党のある種の策略——本来は国権党の党勢拡大のための事業であったが、その意図を隠すためにあえて削除説などが主張された(二三)——と解釈されている。しかし、実は日韓倶楽部という補助線を引いてみると、積極説を唱えたのは同倶楽部の関係者(発起人)、削除説などを唱えたのはそれ以外の人々というように

大まかに区別できるのである。この点から、如上の意見の相違は国権党の策略などではなく、日韓倶楽部のメンバーであったか否か——ひるがえって、当該事業に対する熱意や関心の差——に起因するものであったと推測できるが、もしこの推測が正しいとするならば、当該事業を「国権党の」事業とする先行研究の評価は一定の修正が必要であろう。もつとも、事業の継続や廃止などに国権党の意向が関係していたことは先に述べた通りで、当該事業が同党の強い影響を受けていたことは疑いようがない。

次に注目すべきは、非国権党勢力の態度である。事業創設をめぐる議論で「削除説は賛成者無きを以て自然に消滅」したことからわかるように、非国権党勢力は当該事業創設に積極的に反対したわけではなかった。このような非国権党勢力の態度は、後年同陣営から熱心に事業の廃止説が主張されたことを考えると少々奇異にみえる。このように揺れ動く非国権党勢力の態度についてはのちに詳述するため、ここでは当該事業がその創設期においては非国権党勢力の支持をも得ていたということを強調するにとどめたい。

以上の点をまとめると、当該事業は国権党のみの事業ではなく、同党関係者の強い影響を受けつつも、一方でその創設期においては非国権党勢力の支持も得ていたある種の超党派的事业としての側面もあったという評価が適当であろう(二二三)。

## 二・四、そのほかの活動——韓国語教育・朝鮮会——

友房の発案によって同心学校において韓国語教育が行われたことは前述したが、同心学校の後身である済々黌でも韓国語は教授されたい(二二四)。もつとも、同校における韓国語教育は一八九〇(明治二三)年頃には廃止されたと考えられている(二二五)。

その後、一八九五年三月には国権党系の教育機関「九州学院」に「朝鮮語学科」が設置され、韓国語の教授が開始された(二二六)。これは「時勢の急を感じ」、すなわち日清戦争終結後に韓国語話者の需要が増加することを予想して設置されたもので、同心学校時代に韓国語を学んだ葉室諶純が教師であった(二二七)。この学科に何名の生徒が在籍し、また何人の生徒が課程を修了したのかはわからないが、新聞記事によれば開業から六か月で四名の生徒が韓国に渡ったという(二二八)。

このほか、一八九九(明治三二)年二月からは「朝鮮会」という組織が韓国語の教授を行った。この朝鮮会の韓国語教授については、朝鮮語学生第二期生の中村健太郎が「当時国権党の本部として鎮西館があった。……この鎮西館に朝鮮会というものがあった。安駟寿という朝鮮の大官等が来たこともあり、尹慶定という朝鮮人夫妻がおって朝鮮語を教え

ておった」(二二九)と回想していることから、先行研究では同会の韓国語教育と濟々覺でのそれとの連続性が推測されているが(二三〇)、朝鮮会の成立事情を考慮するとこの推測は誤りといわざるを得ない。

朝鮮会発足のきっかけとなったのは、一八九八(明治三一)年一〇月一五日に開かれた「清韓會遊会」であったが、事情をより正確に理解するためには同月一二日に開催された「清韓時事談」を聞く会から説きおこす必要がある。この会合は「近時支那朝鮮の問題頻りに湧起して世人の耳目之に傾注するの折柄久しく此兩國に遊びて其事情に通曉せる宗方小太郎、国友重章、安達謙蔵の諸氏今帰郷して当地に在るを以て辛嶋市長、安河内参事官、岡崎唯雄の諸氏発起となり」開かれたもので、当日には徳久恒範知事や佐々友房、松山守善(二三一)(非国権党系)などが参加した(二三二)。同年九月、清国では政変により光緒帝の幽閉や康有為など改革派の弾圧が行われ(戊戌政変)(二三三)、一方韓国では皇帝暗殺未遂事件がおこるなど(二三四)、東アジアの国際情勢は不安定化していた。このような事態を受けて、国権党に限らず地域社会全体で対外関係に対する関心が強くなっていたことが、上の会合が開かれた背景にあつたと考えられる。

その後、同月一五日に先述した「清韓會遊会」が開かれた。同会は「曾て清国又は朝鮮に遊びたる人々にして今は当地に集れる者頗る多数なるに付き東方の風雲方に急なるの際一夕把臂快談するも亦妙なるべしとの趣旨に依り」(二三五)開催されたもので、上に述べた「清韓時事談」の会合の延長線上に位置付けるべきものであつた。事前に「該会は政党の臭味なく只清韓會遊者の親睦会に外ならざれば苟くも足嘗て清韓の山河を踏み心常に東洋の経緯に存するものは何人と雖奮つて参会すべ□「し」」(二三六)と伝えられたこともあつてか、当日の参加者のなかには国権党関係者にくわえて、非国権党系の岡崎唯雄や高田露(二三七)の参加も確認できる(二三八)。そして、この会合において「従来朝鮮に遊びたる当地人諸氏」により朝鮮会の結成が決定されたのであつた(二三九)。

以上の経緯により、同月二二日熊本商業俱樂部において朝鮮会の発起人会が開かれた(二四〇)。当日には規約の議定や評議員などの選挙が行われたが、評議員には国友や安達などの国権党関係者のほか、非国権党系の岡崎や高田も選ばれた(二四一)。すなわち、朝鮮会は前に述べた日韓倶楽部と同様に超党派の性質をもつ組織として出発したのである。その後、朝鮮会は同年一月に第一回総会を開き、「朝鮮語学研究所を設立すること」などを決定(二四二)、現地から教師を招聘することとなった(二四三)。そして、一八九九年一月に金轍亀という教師が来熊し(二四四)、同年二月から授業が開始された(二四五)。

以上の設立過程から明らかのように、朝鮮会はその創設時は超党派的な組織であったが、当然同会が主催する韓国語の教授も同様の性質を有していた。そのことを示すように、当該授業に関する広告は国権党の『九州日日新聞』のみならず、非国権党系の新聞である『九州新聞』にも掲載され<sup>(二四六)</sup>、広く生徒が募集されたのであった。

### 第三節 中国における国権党の活動

#### 三・一、中国語教育

国権党による中国語教育は、前節で述べた韓国語教育と同じように、一八八一年に設立された同心学校で始まった<sup>(二四七)</sup>。佐々は回想で、そのときの講師として「熊本鎮台支那語学教師榊木某」を招聘したとしているが、この「榊木某」という人物は正確には「彭城邦貞」であるとされている<sup>(二四八)</sup>。彭城は江戸時代に長崎で中国語の通訳として活動した「唐通事」に連なる家系に生まれた人物で<sup>(二四九)</sup>、一八七一（明治四）年に外務省漢語官費生、さらに一八七三年に外国語学校の漢語学官費生となったあと、一八八〇年一月には「熊本鎮台会計書記心得」となっている<sup>(二五〇)</sup>。以上のような経歴から考えて、「榊木某」の正体が彭城邦貞であるとの推定は、ほぼ正確であると考えられる。

同心学校で中国語を学んだ生徒は「十数人」と伝えられているが、そのなかには一八八四年に清仏戦争の視察に赴く友房にしたがって中国に渡った佐野直喜<sup>(二五二)</sup>と宗方小太郎<sup>(二五三)</sup>も含まれていたと考えられている<sup>(二五三)</sup>。佐野と宗方は友房が帰国したあとも中国に残って活動し、以後中国へと渡ってくる国権党関係者らの「先駆者」となった。

その後、同心学校の後を引き継いだ教育機関である済々黷でも中国語教育は続けられた。教師は上林大三郎（勤務期間：一八八二年～一八八四年<sup>(二五四)</sup>）と御幡雅文（勤務期間：一八八四年～一八八六年<sup>(二五五)</sup>）が務めたが、とくに御幡は東京外国語学校在学中に参謀本部により中国に派遣されたこともある人物で<sup>(二五六)</sup>、「御幡が熊本に来るに及び始めて本格的に支那語を修むるの道が開け、同地方の青年志士の間に支那語を解する者が増加するに至った」<sup>(二五七)</sup>という。済々黷において中国語を学んだとみられる人物には、井手三郎<sup>(二五八)</sup>や緒方二三<sup>(二五九)</sup>、片山敏彦<sup>(二六〇)</sup>などがあり<sup>(二六一)</sup>、彼らは先の佐野・宗方のあとを追って中国へと渡っていった。

以上のような済々黷での中国語教育は、一八八六（明治一九）年九月に同校の学科改正が行われた際に廃止されることとなった<sup>(二六二)</sup>。この済々黷の中国語教育の廃止について、

野口宗親氏は「濟々鬻の在野性の放棄」すなわち濟々鬻が政府の推し進める教育政策へ接近していった結果、中国語教育などの不規則な学科が整理されたと分析している<sup>(二六三)</sup>。結局、同心学校および濟々鬻で中国語教育が行われた期間は五年ほどにすぎなかったが、ここで中国語を学んだ人々が基礎となつて、中国における国権党の活動が展開されていく。

### 三・二、漢口樂善堂・日清貿易研究所への参画

中国に渡つた国権党関係者のなかには、漢口で荒尾精が岸田吟香の協力のもと経営した樂善堂支店（漢口樂善堂）に参加したものもいた。

荒尾は愛知県出身の陸軍軍人で、一八八三（明治一六）年に熊本に赴任した際に前述した御幡雅文について中国語を学習したあと、一八八六年に参謀本部の命によつて中国に渡つた<sup>(二六四)</sup>。一方の岸田は岡山県出身で、東京日日新聞主筆などを経たあと、一八七七年に東京銀座に菓屋「樂善堂」を開いて目薬「精錡水」の販売を始め、翌一八七八年に上海のイギリス租界に樂善堂支店を設立した<sup>(二六五)</sup>。一般的には、この二人が一八八六年に上海で知り合い、荒尾の活動の資金調達と調査活動の隠れ蓑とするために漢口樂善堂が開設され、そこに大陸に志を抱く多くの日本人が集つたといわれている<sup>(二六六)</sup>。この漢口樂善堂に参加した熊本県人としては、宗方小太郎・片山敏彦・緒方二三・井手三郎・広岡安太<sup>(二六七)</sup>・松田満雄<sup>(二六八)</sup>・前田彪<sup>(二六九)</sup>・河原角次郎の名前が挙がっているが、このうち宗方・片山・緒方・井手・前田・松田などは同心学校または濟々鬻で学んだ国権党に連なる人物たちであつた<sup>(二七〇)</sup>。彼らは荒尾の活動に協力したが、なかでも宗方は北京に樂善堂の支部を設置するなど重要な働きを行つたと伝えられている<sup>(二七一)</sup>。

その後、荒尾は「日清貿易商会」創設を構想したが、それに付随する教育機関として一八九〇年に「日清貿易研究所」を上海に設立した（貿易商会の創設は資金難のため実現せず）<sup>(二七二)</sup>。この機関には全国から一五〇名あまりの学生が集まつたが<sup>(二七三)</sup>、そのうち熊本県からは一五名が学生として入所したといふ<sup>(二七四)</sup>。また、宗方が「幹事評議員」として研究所の運営に参画したほか、片山敏彦や三池親信などが教授や会計の面で尽力した<sup>(二七五)</sup>。結局、日清貿易研究所も一八九三年に八九名の生徒が卒業したのにあわせて閉鎖されたが<sup>(二七六)</sup>、その関係者や卒業生たちは後述する日清貿易東肥株式会社を設立・経営するなど、以後も中国に関する活動に従事したのであつた。

### 三・三、日清貿易東肥株式会社（東肥洋行）の経営

日清貿易研究所が閉鎖されたあと、漢口樂善堂の活動に参画した緒方二三と、日清貿易研究所の卒業生である武藤巖彦・岡部喜三郎・深水十八・井口忠次郎<sup>(二七七)</sup>・松倉善家<sup>(二七八)</sup>・勝木恒喜<sup>(二七九)</sup>・岩崎博隆・牧相愛<sup>(二八〇)</sup>の八名が熊本で設立した貿易会社が、東肥合資会社(中国名・東昌洋行)である<sup>(二八一)</sup>。

同社設立の動きの端緒となったのは、一八九三年八月に国権党のクラブである鎮西館で開かれた「清国会遊者親睦会」であったと考えられている<sup>(二八二)</sup>。この会合には宗方や井手、緒方といった中国で活動していた国権党関係者や熊本県出身の日清貿易研究所卒業生のほか、佐々友房など二〇人余りが参加したが、この会合のあとに貿易会社「東肥合資会社」設立が具体化していった<sup>(二八三)</sup>。その後、友房が松平直真知事や岡崎唯雄などに働きかけて五万円の資本を集め、同年九月に東肥合資会社の設立主旨書も発表された<sup>(二八四)</sup>。そして、一八九四年三月に熊本支店が、同年四月に漢口支店が開業したのであった<sup>(二八五)</sup>。

その後、日清戦争が終結すると、一八九六年八月に「日清貿易東肥株式会社」(中国名・東肥洋行)が設立され、東肥合資会社の事業を引き継いだ<sup>(二八六)</sup>。同社の社長には岡崎唯雄が就任し、中国の営口や漢口、上海、沙市などに支店や出張所が設置された<sup>(二八七)</sup>。東肥株式会社はしばらくの間事業を拡大していったが、次第に経営状態が悪化し、一九〇〇(明治三三)年の銀行恐慌の影響を受けて一九〇三年八月の株式総会で解散が決議された<sup>(二八八)</sup>。

### 三・四、従軍通訳官およびその教育

日清戦争が始まると同心学校や済々黌、日清貿易研究所などで中国語を学んだ熊本県人たちは通訳官として従軍したが、なかには戦争勃発前後から諜報活動に従事していたものもいた。たとえば、宗方小太郎は一八九四年七月から中国の威海衛軍港などを探査して清国海軍の動向などを日本軍に報告しており、その功績をもって同年一〇月に広島大本営において明治天皇に特旨拝謁したといわれている<sup>(二八九)</sup>。

この宗方の例からもわかるように、多くの熊本県人は戦争遂行に協力的で、戦争が始まると大挙して通訳官として従軍、一八九五年一月末の段階で「大本営の名簿に在る通訳官」二二四名のうち熊本県出身者は三七名を占めたという報道もある<sup>(二九〇)</sup>。これだけ多くの熊本県人が通訳として採用された背景には、戦線の拡大にともなう中国語通訳の不足という事情があった。すなわち、開戦当初、朝鮮半島において戦闘が行われていた段階では、日本軍は韓国に居留していた日本人などを朝鮮語通訳者として雇用し、その需要を満たしていた。しかし、清国内にまで戦線が拡大すると、次第に中国語通訳者に不足を来すよう



になり、一八九四年一月ごろには日本軍は未熟な通訳者であっても採用しなければならぬ状況に陥っていたのだという(一九二)。

如上の事態に対応するため、一八九五年一月、国権党系の教育機関である九州学院に「支那語学科」が設立され、速成の通訳者養成が行われた(一九三)。この学科は、通訳として活動していた宗方や緒方などが大本営に建議した結果設置されたと伝えられており、実際に大本営から中国語の教師が一名派遣されていたことなどからも、学科の設置は「大本営の肝いり」であつたとされている(一九三)。同学科には約二五〇名の入学生があつたともいわれているが、大本営の協力もあり設立後わずか二カ月で二〇名の学生を大本営の通訳官の試験に合格させ、戦地に送り出したのであつた(一九四)。

以上のような熊本県人の戦争への協力は、日露戦争のときにも同様に確認することができる。たとえば、東肥合資会社の事業などにも参画した緒方二三は、日露戦争が始まると陸軍通訳官となつて軍とともに行動し、さらには「華家屯民政署長を命ぜられ、遼東半島占領地区内の戦後経営に当り、主として軍用手票の整理其他経済的事務を執掌した。続いて鉄嶺民政署長となり、戦後の日本品進出に備へて、同地に商品陳列館を開設する等功績見るべきもの少からず」(一九五)という。また、中山直熊・堀部直人・若林龍雄の三名は鉄道破壊の特殊任務に従事したが、彼らはいずれも濟々鬢または九州学院を経て中国で活動した人物たちであり、その意味で彼らは宗方や緒方らと同じ系譜に属していた(一九六)。さらに、後述する阿部野利恭のようにシベリア・満州で諜報活動を行ったものもいた。

### 三・五、東亜同文会との関係

一八九七年の春、福本日南の渡欧送別会における動議によって興亜団体である「東亜会」が結成された(一九七)。この会には福本のほか、陸羯南や三宅雪嶺・犬養毅・平岡浩太郎・宮崎滔天(一九八)・平山周・内田良平などが加盟し、機関誌の発行などの活動を予定していたが、「実際には資金の準備もなく、研究・討論・友好の団体に止まっていた」という(一九九)。

一方、一八九五年九月ごろ、漢口樂善堂や日清貿易研究所、興亜会支那語学校などの関係者が集つて「乙未同志会」を結成した(二〇〇)。同会は「まさに、日清戦争に参加した民間人の戦友会ともいふべき会」で会員の出身地域は熊本が最も多く(二〇一)、宗方小太郎や佐野直喜、井手三郎などの参加が確認できる(二〇二)。また、このうちとくに宗方は白岩龍平(岡山県出身)とあわせて会の中心的存在であつたとされている(二〇三)。この会に集つた人々はそれぞれ中国に関する事業に従事しており、教育機関や新聞社の経営など様々な活動を行

っていたが、これらの事業を統一するための新組織として一八九八年六月に結成されたのが、近衛篤磨を会頭とする「同文会」であった<sup>(二〇四)</sup>。同文会の結成において中心的存在となつたのは宗方・井手・白岩・中西正樹・大内暢三で、長岡護美<sup>(二〇五)</sup>や清浦奎吾<sup>(二〇六)</sup>、佐々友房などが会員として参加した<sup>(二〇七)</sup>。

そして、一八九八年十一月、東亜会と同文会が合体して東亜同文会が結成された<sup>(二〇八)</sup>。両組織が合体した理由は、両会の主旨の共通性（清国の自強と保全）や会員相互の連絡が密接であったこともさることながら、「政府補助金獲得問題」によるところも大きかった<sup>(二〇九)</sup>。「すなわち、当時大隈・板垣の間に斡旋して憲政党の創立、隈板内閣の組閣に活躍した平岡浩太郎は、対支外交を活発化すべしとの持論に基づき、民間団体にも補助金を支給して活動せしむべきことを政府に主張し、これを予備費に計上せしめたが、政府としては同文会と東亜会のいずれを選ぶべきかに迷い、ついに両会の合同を策せしめた」<sup>(二一〇)</sup>のだという。

如上の経緯によつて結成された東亜同文会の役員の中には熊本県関係者が多く、幹事に国友重章、評議員に長岡護美・清浦奎吾・佐々友房・池辺吉太郎<sup>(二一一)</sup>・内田康哉<sup>(二一二)</sup>が名を連ねたほか、中国に置かれた五つの支部のうち、上海と漢口の支部の主任にそれぞれ井手三郎と宗方小太郎が就任した<sup>(二一三)</sup>。このように、東亜同文会には多くの熊本県人が関係していたが、とくに国権党関係者（宗方・井手）は会の運営に積極的に参画していたのであった。

### 三・六、東亜同文書院生の派遣

以上のように、熊本県人、とくに国権党関係者が深く関わった東亜同文会であったが、一九〇〇年五月に同会が運営する教育機関として中国に南京同文書院（同年八月に上海に移転され、一九〇一（明治三四）年五月に東亜同文書院となる。以下、南京・東亜同文書院をあわせて「同文書院」と略称する）が設立された<sup>(二一四)</sup>。

同文書院設立の端緒となつたのは、一八九九年三月の東亜同文会春季大会において中国への留学生派遣が決定されたことであつた<sup>(二一五)</sup>。この決定により上海と広東にあわせて一三名の留学生が派遣されたが、その後まもなくして大規模な学校を南京に設立すべきという意見が会のなかで台頭した。それを受けて、同年四月以来欧米を巡遊していた近衛篤磨がその帰途に上海に寄港し、両江総督の劉坤一を訪問して南京における学校開設への協力を取り付け、さらに一二月には近衛の名前で各府県の知事・府県会議長宛に学生（県費

生)の派遣を求める勧誘状が送られたのであった。

如上の学校開設に向けた動きと並行するように、一八九九年の十一月通常県会には「支那語学生」派遣のための経費を計上した一九〇〇年度予算が提出された。この予算案に対する県当局の説明では、当該事業新設の理由は「語学生ノ成績宜シキヲ得ルノミナラス通商貿易等前途益語学ノ必要アルヲ以テ本年度ヨリ之レヲ増加スル」(二二六)ということであったが、前述した国権党と東亜同文会との関係を考慮すると、同文書院の開設を見越して同党内の東亜同文会に関係したもから県当局への働きかけがあった可能性は十分に考えられる。もつとも、いまだ同文書院の設立もされていない段階で「支那語学生」を派遣する必要性を訴えることは難しかったようで、このときの県会では当該学生派遣に対して疑問視する声があがった。あげくには、国権党議員からも「支那語学生ハ之ヲ削除ス必要ハ全ク必要ナレドモ本年ノ如キ多端ノ時ニ当テハソレ丈ケノ必要ナシ」や「支那語学生ノ利益アルヲハ商業上ノ関係ナリ国家ノ関係ナリ誰レモ認ムル処ナリ然レドモ雑居シテ支那人多数吾国ニ入り込ミアル今日志シアルモノハ何時ニテモ修習シ得ルモノニテ今日ニ於テ之ヲ云フ既ニ世話ノヤキ過キナランカ」として削除意見が出される有様で(二二七)、結局は「支那語学生」に関する費用は反対者多数のために削除されてしまった(二二八)。

その後、一九〇〇年の二月臨時県会では、改めて「支那語学生」派遣費用が計上された予算案が議論された。前年一二月に近衛篤磨からの勧誘状が全国に送られていたこともあってか、国権党議員からの強い反対意見などはなかったようだが、非国権党系の議員は「支那語学生派遣の事は必要と認むるも未だ〔同文書院の〕設立の期日も分らざるに今回之れを議するは時機を得たる者といふべからず故に設立の順序、授業の方法を見た上にて派遣するも遅からずとせざれば本案は否決したし」(二二九)という動議を提出した。しかし、この動議は採決の結果賛成者が少なかつたために消滅し、原案が賛成者多数のために可決された(三〇〇)。そして最終的には、「支那語学生派遣に関する〔る〕費用」は「〔県議〕総起立にて可決確定」され(三〇一)、熊本県はほかの多くの府県に先駆けて学生を送り出すこととなった(三〇二)。

### 三・七、新聞の創刊

熊本県人の中国での活動をまとめた『清国ニ於ケル肥後人』には、次のような記述がある。

明治廿六年正月宗方小太郎清国ヨリ帰り東京ニ出テ井手三郎ト相会シ佐々氏ニ謀リ上海新聞創立ノコトニ奔走シ佐々氏ノ紹介ニヨリ在京ノ諸名門ヲ歴問シ対清上ニ付キ企図スル所アリシモ時運未タ会セス其意見ヲ実行スルニ至ラス(二三三)

このように、国権党関係者は早い時期から中国における新聞事業を構想し、その実現に向け活動していた。そしてその結果、彼らは新たな新聞を創刊するなど、ジャーナリズムの方面で一定の存在感を発揮したのであった。

中国における国権党の新聞事業の先駆となったのは、宗方小太郎であった。宗方は前述のように一八九三年一月ごろから中国における新聞の創刊を計画しており、佐々友房や長岡護美、品川弥二郎などを訪問して援助を求めた(二三四)。このときの試みはうまくいかなかったが、その後一八九六(明治二九)年一月に漢口に赴いた宗方は、同地で姚文藻という中国人から彼が所有していた新聞『漢報』を買収、同年二月に日本人の手になる中国語新聞『漢報』が誕生した(二三五)。このようにして宗方が設立した「新聞社は、日本の対中政略上の拠点及び情報収集の拠点であっただけなく、新聞を通じて世論を支配し、日本の国益、国権の拡張を図ることを目的とするものであった」(二三六)とされている。

その後、宗方は後述する『閩報』の創刊に関わったほか、上海の新聞『時報』の記事監督を行ったり(二三七)、一九一四(大正三)年には東方通信社を設立したりするなど(二三八)、「その大陸での四〇年近くの生涯を通して、終始新聞関係の仕事にかかわ」(二三九)ることとなった。

ついで、一八九七年七月、宗方は乃木希典台湾総督と東京で面会し、台湾の対岸にある福建省に対する工作を協議したが、その際に乃木から台湾渡航を勧められたことから、同年一〇月に同地に渡った(三三〇)。渡台して総督府から資金を得た宗方は、その資金を井手三郎に託し漢口に帰任、一方の井手は同年一月に福州へと向かい、同地で前田彪と中島真雄(山口県人)と合流した(三三一)。そして、彼らは同地で発行されていた新聞『福報』を買収し、一二月に『閩報』第一号を発刊したのであった(三三二)。その後、一八九八年三月に井手が帰国してからは前田彪が経営にあたったが、『閩報』の経営には台湾総督府・外務省・東亜同文会から援助を受けたという(三三三)。

おもに上海を中心に活動していた井手三郎も、中国において新聞事業を展開した。前述したように、井手は宗方と同様、東亜同文会の設立・経営にも深く関係した人物である。そもそも、井手は新聞の発行を通して中国の民衆や政府に働きかけ、中国国内の改革や

日本との提携を実現させることを構想しており、東亜同文会が成立すると会長の近衛篤磨に上海での新聞発行を訴えた<sup>(三三四)</sup>。その後、東亜同文会は経営不振に陥っていた『字林滬報』の買収を決定、一九〇〇年一月に東亜同文会が同紙を引き受け、上海支部の主任に就任した井手を中心となって東亜同文会の機関紙(『同文滬報』)を発行することとなった<sup>(三三五)</sup>。その後、一九〇一年に『同文滬報』が東亜同文会から外務省に譲渡されることが決定すると<sup>(三三六)</sup>、井手はそれに反対して「三千五百金の負債を自弁し、爾後独立独行個人経営となし、事漸く落着するを得たが尚ほ小村〔寿太郎〕外相、山座〔円次郎〕局長等の援助に依りて継続発行するに至つた」<sup>(三三七)</sup>という。

また、一九〇四年に日露戦争が始まると、井手は「新聞報国の志」を抱いて『同文滬報』発展のために尽力するとともに日本語新聞『上海日報』を創刊<sup>(三三八)</sup>、さらに一九一六(大正五)年には外務省・陸軍・海軍の援助を受けて中国語新聞『東亜日報』<sup>(三三九)</sup>(のち『亜州日報』)と改題<sup>(三四〇)</sup>も発行している。

以上、国権党関係者が中国で起こした主な新聞事業について述べてきた。ここでふれた宗方や井手・前田のほかにも、中国において新聞・ジャーナリズム事業に関わった国権党関係者(あるいは濟々鬻出身者)としては、『上海日報』で主筆を務めた島田数雄<sup>(三四一)</sup>や雑誌『上海』を主宰した西本省二<sup>(三四二)</sup>などがある。

#### 第四節 そのほかの活動

##### 四・一、移民(植民)事業

戦前の重要な対外活動の一つに移民(植民)事業があった。早くから対外活動に強い関心をもっていた国権党関係者も移民事業に熱心で、様々な事業に関与したり実際に自分たちで実行に移したりしたが、次にその分析を行いたい<sup>(三四三)</sup>。

##### (一) 津田静一の影響

国権党は元来日本の勢力を海外に扶植することに熱心であったが、同党が移民(植民)事業に対してとくに強い関心を示すようになったのは、本章第一節でもふれた国権党のイデオログ津田静一の影響が大きかった<sup>(三四四)</sup>。津田が移民(植民)政策を重視するきっかけになったのは、一八八五年に細川護成にしたがいイギリスに渡ったことであった<sup>(三四五)</sup>。この渡英中に同国の繁栄ぶりをつぶさに観察した津田は、その隆盛の原因を同国の「殖民政略」に求め、日本も同様の政策を行うべきであると主張した<sup>(三四六)</sup>。

「方今欧洲中にて、最も興業の隆盛にして、貿易の広大なるは、英国の右に出づるもの」  
はないが、「然るに今英国は如何なる手段を用ゐて、斯くの如く興業貿易の盛大を致せしや」と問ふに、野生は之に答へて、其原因全く殖民政略に在りと曰はざるを得ず。なぜならば、植民が盛んになればそれに付随して通商貿易の途も開け、そのために「殖産興業」もおこり、さらにこれを保護するために海軍も拡張されざるを得ないからである。そして、世界各地に散在するようになったイギリス人は、「共に其政令を守り、且つ言語、文字、習慣、歴史、宗教等を同うする所より、其勢力頗ぶる強大にして、殆ど宇内を席卷する」ようになったのである。

一八八七（明治二〇）年に帰国した津田は、人々を前に如上の話をしたあと、日本のとるべき政策を次のように述べた。日本が海に囲まれた狭い国土をもつて欧米列強や中国と渡り合つていくには、「唯殖民事業を盛大にして、漸次我が版図を広むるの一策あるのみ」。しかし、ドイツのようにむやみに軍艦を派遣し、「未だ版図の判然せざる島嶼あるに逢へば、忽ち徳乙国<sup>ドイツ</sup>の旗章を掲げ、徳乙国の所領と云ふ標札を樹てしむるの所為は、決して策の得たるものにあらず」、もし日本が類似した政策を行うならば「直ちに欧米の強国と葛藤を惹起し、非常の困難に陥ること明白」である。

では、日本はどうするべきか。

野生は敢て政府に依頼せず、我国人民が、自ら奮つて殖民会社を創立し彼支那人が各地に出稼ぎする如く、続々海外の地に移住し、専ら殖産の業に従事せんことを企望するなり、……日本人は先づ該会社「移民会社」にて海外の地所を買入れ置き、士族中にて有力の人々、各々数十名の農民を率ゐて、其地に移住し、開墾の事業を起す時は、其利益の鴻大なる、決して北海道開拓の比にあらざるべし

日本の植民地として大きな利益があるのは、フィリピン群島からインド諸島および南洋諸島である。これらの島々の最も豊かで便利なところはすで欧米の植民地となっているが、「元来野生の目的は、版図の虚名を広むるよりも、我が同人種を四海に蕃殖せしめ、以て欧米人の蚕食を防ぎ、従て通商貿易を頻繁にして、一は物産を起し、一は工芸を熾にし、且つ海軍を強大ならしめんとするの点にあるものなれば、其所領は英たり、仏たるを問はず、利益のある所に棲息して、法律の範囲内にて、業務を営まんと欲するものなり」。

先行研究でも指摘されているように、如上の津田の植民論は平和的な移住による南進論

で、民間の力(植民会社)を重視していることが特徴であった(二四七)。このように移民事業に強い関心をもった津田が中心人物として存在した結果、同党の関係者は明治二〇年代からいくつかの移民事業に関与したり、あるいは自ら計画したりすることになった。以下、その内容をまとめていきたい。

## (二) 国権党関係者が関与した移民事業

国権党関係者が関与した移民事業としてまず言及すべきは、一八八九年に設立された「日秘鉱業株式会社」の事業である(二四八)。同社はペルーの銀山を開発するために設立されたものであったが、鉱山の経営にあたって「坑夫は日本人を使用し本会社の事務員技師らは会社の最大利益を得るに便なる限り日本人を使用する」(二四九)と計画されており、鉱山採掘事業であると同時に移民事業としての側面もあった。

この計画には高橋是清が関わっていたことで有名であるが、国権党関係者である古荘嘉門や高橋長秋(二五〇)もその計画初期から関係しており(二五〇)、さらに友房や津田なども事業に協力したらしい(二五〇)。結局、この事業は挫折してしまうが、対外活動・移民事業に対する関心が国権党の当該事業への協力の背景の一つであったと考えられる(二五〇)。

また、国権党関係者は国外ばかりでなく「内国植民地」とされた北海道への移民事業にも携わっていた。この事業はそもそも一八九一(明治二四)年、尾崎沖ら一二〇名の熊本県人が「熊本移住協同組合」を組織し、現在の夕張郡の未開墾地二六〇万坪の貸下げを受けて始めたものであった(二五四)。しかし、尾崎らの事業がうまくいかなかったため、一八九二(明治二五)年に井上毅・佐々友房・高橋長秋・紫藤寛治・津田静一・古荘嘉門の六人がこれを引き受けて事業を継続させることとなった(二五五)。このうち、井上以外の五名は国権党関係者、井上も同党と深いつながりを有した人物である。友房らは「拓殖上頗ル留意候得共当時世局匆忙ニ属シ特ニ連署者中半ハ代議士ニシテ他ノ事故ニ牽累セラレ」(二五六)、事業は思うように進まなかった。そこで、一八九三年八月に熊本協同移住組合規約を確立し(二五七)、事業の再建をはかったということらしい。

当該事業によって北海道に移住したものは、一八九四年三月から一八九六年七月までの間に一二四戸(三四〇人)におよんだが(二五八)、入植者に寒地農業の経験がなかったことなどが原因で、「一〜二年で多くは炭礦の坑夫として、又他の既墾地の小作となったり、漁場に行った者等」があったという(二五九)。結局、残って開墾に努めた者は自作農となったが、失権となった未開墾地も多くあった(二六〇)。

さらに、国権党内の移民論を主導した津田静一は、岩本千綱によるタイ（暹羅）移民事業にも深く関与した。岩本は高知県出身の元軍人で、一八九二年に初めてタイに渡航した（二六二）。その後、同国への移民事業を企図した岩本は、一八九三年二月に帰国すると同事業への賛同者を探したが、その過程で津田と知り合ったとされている（二六三）。

津田は強い意欲をもって岩本の事業に協力しており、自らタイに渡航することさえ検討していたらしい（二六三）。しかし、ちょうど一八九三年九月に旧熊本藩知事の細川護久が死去、津田は護久の長男護成が留学していたフランスに派遣されることとなったため、実際にタイへと渡航したのは津田の実弟である熊谷直亮であった（二六四）。わざわざ実弟を派遣したことからもわかるように、津田はこのタイ移民事業の実行を真剣に検討しており、フランスから帰国したあとも一八九四年六月ごろまでは単身でタイに渡るつもりでいた（二六五）。しかし、渡航・調査のための資金を用意することができず、結局津田は訪タイを断念したのであった（二六六）。

このほか、津田らは一八九三年に東京で設立された殖民協会にも深く関わることとなった。すなわち、同会の成立委員として津田と古荘嘉門が選ばれ、さらに同会評議員には津田や古荘のほか、友房も名を連ねていたことが確認できる（二六七）。

### （三）台湾移民事業

国権党の関係した移民事業はいずれもうまくはいかなかったが、津田は日清戦争後に台湾移民事業を計画し、最終的には自ら移民を率いて現地に入植するに至った。この津田を中心とする台湾移民事業は超党派的・地域的な性格も有しており、本稿での重要な論点を含むものであるため少々詳しく述べたい。

先述したように、津田は日清戦争が始まると韓国に渡って同地で国権党関係者らの指導にあたったが、その最中から台湾移民への具体的な企図を抱き始めたらしい。その証拠に、一八九五年三月に韓国から友房に宛てた書簡で、津田は日清間の講和条約が速やかにまとまり台湾が征服されることになったならば、「其時ハ生も何卒該地〔台湾〕ニ向て殖民其他何なりと一事業相試申度熱望罷在候間可然御工面被成下度奉祈候」（二六八）と述べている。このように台湾への植民事業を熱望していた津田は、同年四月に下関条約が調印され台湾の割譲が確定するとすぐに同地へと向かった（六月一日に広島から出帆（二六九））。台湾占領のために派遣された近衛師団が台湾北部に上陸したのが五月二十九日（二七〇）、台湾総督樺山資紀が台北に入って始政式を行ったのが六月一七日（二七一）であったことを考えれば、津田



の渡台がいかに素早いものであったかがわかるだろう（津田は七月下旬に帰熊<sup>二七三</sup>）。

一方、ほぼ同時期に東京でも興味深い動きがうまれていた。同年三月に「在京肥後人及び肥後に縁故ある人々」によって「肥後倶楽部」という団体が設立されたのである<sup>二七四</sup>。この倶楽部の会長には長岡護美、副会長には安場保和、そして評議員には在東京の有力な熊本県人などが就任したが<sup>二七四</sup>、この組織は単なる社交団体ではなく、政争が激しくその弊害が社会の諸事業にまでおよんでいた地元熊本の現状を憂い、超党派的に地域的利益を追求するために結成されたものでもあった<sup>二七五</sup>。このような目的をもって設立された同倶楽部は、日清戦争の結果によって「新領地」となった台湾や日本の勢力が拡大した韓国などに注目、同地方の貿易状況などを調査し、その結果を『台湾島実業一斑』<sup>二七六</sup>と題する書物にまとめて出版した。また、同年八月には肥後倶楽部の主要な会員であった安場保和・藤村紫朗<sup>二七七</sup>・嘉悦氏房<sup>二七八</sup>・磯辺包義<sup>二七九</sup>の四名（「四先輩」）が連れ立って熊本を訪れ<sup>二八〇</sup>、地元有力者と懇談して地域的な商業・産業の振興について働きかけたが<sup>二八一</sup>、その際に熊本での津田の台湾移民への動きと如上の肥後倶楽部の動きとが連結されることとなった。

来熊した「四先輩」のなかでとくに磯辺は台湾移民に興味を抱いており、八月二十七日には磯辺と津田などによる協議会が開かれたが、ここでは津田と非国権党系の人物である後藤基徳が台湾探検に赴くことなどが決定された<sup>二八二</sup>。その後、九月一日には「台湾事業発起人会」が開かれ、さらに一一日に開催された会合で発起人が追加された<sup>二八三</sup>。それらの人々をみると、津田をはじめとする国権党関係者のほかに非国権党系の田中賢道などの名前もあることから<sup>二八四</sup>、当該事業が肥後倶楽部の求めたような超党派的なものとして始まったことがわかる。そして、おそらくこのときに「台湾事業組合」<sup>二八五</sup>という組織が作られ、さらに一八九六年九月には同組合に集った人々を中心に「台湾拓殖合資会社」が結成されることが報じられた<sup>二八六</sup>。

このように拓殖会社の組織が進められていたなかで、津田らは一八九六年一二月に「台南鳳山管轄十八份庄」の原野三〇万坪の払下を受けたが、これは「新版図に於ける殖民地払下は蓋し之を始めとす」と評されるほど早いものであった<sup>二八七</sup>。そして、津田自らが移民を率いて同植民地に入植するとともに<sup>二八八</sup>、さらに一八九七年九月の台湾拓殖合資会社臨時総会において同社を株式会社化し、「台湾拓殖株式会社」を設立することが決定されたのであった<sup>二八九</sup>。

以上のように、当該事業は会社組織の創設、入植地の取得、移民の送出一見順調に進

展した。しかし、実際に津田が入植してからは移民の到着の遅れや天候不順など様々な困難があり<sup>(二九〇)</sup>、計画通りに開墾が進んだわけではなかった。そして、如上の津田の苦しい状況をみた熊本県出身の有力者らは、津田を細川侯爵家の家令に推挙することとし<sup>(二九一)</sup>、その結果、津田は一八九九年一月に細川侯爵家の家令に就任<sup>(二九二)</sup>、台湾拓殖株式会社も同年九月の臨時総会において解散が決議された<sup>(二九三)</sup>。津田の細川家家令就任後、当該事業は甲斐(今村)大牛<sup>(二九四)</sup>が引き継ぐこととなった<sup>(二九五)</sup>。しかし最終的には、一九〇九(明治四二)年一二月に津田が死去する前に、その植民地も高砂製糖会社へと売却され<sup>(二九六)</sup>、津田の台湾移民事業は完全に終わりを迎えたのであった<sup>(二九七)</sup>。

このように竜頭蛇尾に終わった感のある当該事業であるが、この事業に国権党の事業としての側面と、超党派的・地域的事業としての側面があったことは注意すべきである。津田(国権党)の存在は事業の進展に欠かせないものであったが、一方で当該事業は非国権党勢力も含んだ熊本という地域が「帝国」日本の拡大に対応した結果行われたものでもあったのである。

#### (四) 移民会社の経営

一八八五(明治一八)年から一八九四年まで続いたハワイ官約移民は、人々の海外移民への関心を刺激し、アメリカ・カナダ向け移民も徐々に増加していた。そして、このような状況を受けて一八九一年には日本最初の移民会社「日本吉佐移民合名会社」が設立され、ニューカレドニアやオーストラリア向け移民を送出する業務を開始し、その結果移民の間口は益々広まった<sup>(二九八)</sup>。

如上の経緯を背景として、一八九二年五月、津田静一と高橋長秋が前述した吉佐移民会社と契約を結び、熊本県内における海外移民の募集を請け負った<sup>(二九九)</sup>。津田らが当該事業を始めた理由は、もちろん経済的利益の獲得という目的もあったであろうが<sup>(三〇〇)</sup>、前述した海外移民への強い関心がより根底にあったものと考えられる。そして、翌一八九三年八月には国権党関係者らによって「九州移民合名会社」が設立された<sup>(三〇一)</sup>。この会社は「独自で移民募集をして海外に移民を送出するというより、むしろ、「他の会社」の依託を受けて移民募集を行うという性格の移民会社であり、実際に同年九月には吉佐移民会社と移民募集の依託契約を結んでいる<sup>(三〇二)</sup>。

その後、国権党内で吉佐移民会社の下請ではなく、独立した移民会社設立の機運が生まれ、その結果一八九六年六月に「鎮西移民株式会社」の設立願が外務・内務大臣に提出さ

れた(同年九月営業許可)<sup>三〇三</sup>。同社の発起人には津田や内藤正義、佐藤敬太など国権党関係者が名を連ね、その移民送出先はハワイ・オーストラリア・カナダ・アメリカ合衆国・メキシコ・ルソン・マレー半島・タイ(暹羅)・中国・朝鮮・シベリアが予定されていたという<sup>三〇四</sup>。もつとも、同社は同年一〇月に社名変更の願が提出され、「九州移民株式会社」と改称されることになった<sup>三〇五</sup>。同社は熊本県のみならず、広島県・山口県・兵庫県からも移民を募集し、バンクーバーやビクトリア、クイーンズランド、さらにハワイに移民を送出したほか、カナダに代理店を設置するなど広く事業を展開した<sup>三〇六</sup>。しかし、経営状況の悪化や「移民送出国における移民制限も次第に厳しくなり、日露戦争の影響により海外渡航希望者も減少したことなどの要因」もあり、同社は一九〇八(明治四一)年四月に廃業したのであった<sup>三〇七</sup>。

#### 四・二、シベリア・満州方面での活動

これまでは韓国や中国本土を中心に活動した国権党関係者について述べてきたが、シベリア・満州方面で活動した人物にも言及する必要があるだろう。同方面で活動した国権党関係者としては、阿部野利恭が挙げられる。阿部野は、後年に「熊本海外協会と阿部野利恭との関係は海外協会の阿部野か、阿部野の海外協会かとも云うべき緊密な関係であった」<sup>三〇八</sup>と称されるほど、熊本海外協会の運営に深く関わった重要人物である。そのため、阿部野の経歴・活動については少々詳しくまとめておきたい<sup>三〇九</sup>。

阿部野は一八七〇年熊本城下に生まれ、一八八七年に済々黌に入学するも一八八九年に中途退学、上京して和仏法律学校(現法政大学)に学んだ。その後、一八九三年に長崎の九州茶業会に就職、一八九六年には同会からロシア語を研究するために留学を命じられ、ウラジオストクに派遣された。その後、一八九八年には農商務省実業練習生となり、また一九〇一年には中央茶業組合ウラジオストク支配人となった。

阿部野がシベリアに渡った当時、日本とロシアとの関係は緊迫化していた。すなわち、一八九五年には三国干渉が、さらに一八九六年二月には朝鮮国王の高宗がロシア公使館に逃れる事件(「露館播遷」)がおこり、日露両国の対立は深まりつつあったのである。如上の対立の深化が最終的には一九〇四年の日露戦争開戦へとつながっていくことは周知の通りであるが、このような国際情勢は阿部野の活動にも影響を与え、彼は茶業関係の仕事を続けると同時に、満州・シベリアにおける特殊任務に従事することとなった。たとえば、一九〇一年に阿部野は陸軍軍人である石光真清・武藤信義などとウラジオストクを出発、

ハルピンに潜入して石光の写真館開業——諜報活動の偽装として経営された——を助ける任務に従事したが、このような諜報任務を通じて彼は石光・武藤のほか、町田経宇・花田仲之助などの陸軍軍人と親交を結んだ。そして、日露戦争が始まると通訳官として従軍、戦後は一時郷里に帰ったが間もなく旅順に渡って漁業に従事したという。

その後再び郷里に帰ってからは、阿部野は国権党の常任幹事となって熊本市会議員を二期務めたほか、茶業組合連合会議所の副会頭（のちに会頭）に就任し熊本県内の茶業振興のために尽力した。また、第二章で述べる東亜同志会の設立にも参加し、その後の東亜通商協会でも主要メンバーの一人として活動した。そして、熊本海外協会においては、阿部野は一九二四（大正二三）年七月に会務を統括する立場となり<sup>三二〇</sup>、さらに一九三一（昭和六）年五月には理事長となつてその運営を主導した<sup>三二一</sup>。

## 第五節 非国権党勢力の対外活動

本章ではこれまでおもに国権党関係者が深く関わった活動をまとめてきたが、その理由は最初に述べたように、熊本県において国権党ほど熱心に、そして継続的に対外活動を追求した組織がほかに存在しなかったことによる。しかし、それは非国権党勢力（民権派・民党・政友会）の人々が対外活動を行わなかったというわけではなく、むしろ彼らはときに国権党よりも積極的な活動を行うことさえあった。そこで、本節ではそれら非国権党勢力の対外活動やそれに対する態度を分析し、これまで述べてきた対外活動との関連などを明らかにしたい。

### 五・一、非国権党勢力による対外活動

そもそも、いわゆる「民権」派だからといって、対外活動・対外問題に無関心であったわけではなく、状況によっては「国権」主義的な主張を展開することもあったことは以前から指摘されてきた<sup>三二二</sup>。そして当然、そのような主張は時として実行に移されることもあったのである。

熊本県の「民権」派による対外活動としては、たとえば熊本の民権派の祖とされる宮崎八郎<sup>三二三</sup>（宮崎滔天の実兄）は熱心に征韓論を主張し<sup>三二四</sup>、さらに一八七四（明治七）年の台湾出兵時には同志らとともに義勇兵として従軍した<sup>三二五</sup>。また、一八八二年の壬午軍乱の勃発後、民権派の結社の一つである相愛社は福岡県の玄洋社とともに中国で活動す

るための「活動党」を組織したとも伝わっているし<sup>(三三六)</sup>、一八八四年には非国権党系（九州改進黨）の宗像政<sup>(三三七)</sup>が中江兆民や樽井藤吉、植木枝盛らと協力して上海に「東洋学館」という教育機関を設立した<sup>(三三八)</sup>。さらに、一八九五年の閔妃事件には、国権党関係者にまざって非国権党系の田中賢道が連座していたことも見逃すことはできない。そして、一八九八年には田中賢道など非国権党系の人物たちが「熊本移民合資会社」を設立し、ハワイ移民の送出行を行ったのであった<sup>(三三九)</sup>。

このように、ときに国権党系の人物たちよりも活発な行動をとった非国権党系の人物たちであるが、彼らの対外活動に対する姿勢はどのようなものであったのだろうか。「熊本県公認の超党派の半官半民団体」<sup>(三四〇)</sup>と評される東亜通商協会、そしてその後身である熊本海外協会の分析を主題とする本稿において、如上の問題を説明することは必要な作業であろう。とはいえ、非国権党勢力の明治維新以後からの対外思想などを明らかにすることは、あまりにも大きすぎる問題であるため、本稿では主題である熊本海外協会につながっている傾向性——国権党が主導する対外活動への非国権党勢力の協力——が認められる日清戦争以降の動き、より具体的には朝鮮語学生および同文書院生派遣事業に対する彼らの動きを素材にして分析を行いたい。

## 五・二、非国権党勢力と朝鮮語学生・同文書院生派遣事業

朝鮮語学生事業に関する県会での議論において「削除説は賛成者無きを以て自然に消滅した」こと、また同文書院生派遣に関する議論でも、結局当該事業の予算は「総起立にて可決確定」されたことから、非国権党勢力も最終的には両事業の創設に賛成したとみてよいだろう。しかし、一九〇三年になると、非国権党勢力は一転して韓国語派遣生・同文書院生派遣事業の廃止を強く主張するようになる。

一九〇三年の通常県会で非国権党系の県議らが両事業廃止を唱えたとき、そのうちの一人は両事業に関する意見に「或ル方面ヨリスレハ党派的ノ感」があること——すなわち、両事業が「党派的」なものであること——を指摘したうえで、廃止の理由として、(一)両事業は「国家ノ上ヨリ觀レハ其必要タルニ相違ナシ而ルニ県ノ上ヨリスレハ是等ノ学生ヨリ何等直接ノ利益ヲ享有シ」ておらず、そのような「迂遠ナル事業」の経費は削減すべきこと、(二)「本事業ハ国家ノ施設ニ委スル」ことが「適切」で「府県力為サ、レハ能ハス」というものではないことなどを挙げている<sup>(三四一)</sup>。このときの県会では、国権党議員からの反対などもあって両事業の継続が議決されたが、翌年の県会においては一転して朝鮮語学

生事業が廃止されたことは先に述べた通りである。

その後、翌一九〇四年の熊本県会でも、同文書院生派遣事業の存廃が大きな争点となった。このとき、非国権党系の議員らは、朝鮮語学生は廃止したのになぜ同文書院生は廃止しないのかと鋭く指摘して当該事業の廃止を求めた<sup>(三三三)</sup>。彼らが挙げた廃止の理由は前年のものほとんど同じであったが<sup>(三三三)</sup>、ある議員が「同文書院生は」県ノ留学生ニアラスシテ或ル党派ノ留学生ニ非スヤト或ル者ハ云ヒシカ如ク……」や、「県庁ト党派トグルニナリテ居ルニアラサルカ或部分力観察セラルヘク只タ推理上ヨリ考ヘタルヲ有リ様ニ告白セシモノナリ」と国権党と県当局との結託を疑う発言をするなど<sup>(三三四)</sup>、事業の党派性を問題視する発言が目立った。結局、この県会でも同文書院生派遣事業は存続されることとなったが、非国権党勢力は最後まで廃止論を強く唱えたのであった<sup>(三三五)</sup>。

### 五・三、非国権党勢力の対外活動に対する姿勢

このように両派遣生事業をめぐって揺れ動く非国権党勢力の態度は、どのように理解すればよいのであろうか。

ここで注目したいのは、彼らが挙げた反対理由の内容である。彼らは事業の党派性や歳出の削減などを理由に事業の廃止を主張したが、その一方で「国家ノ上ヨリ觀レハ其必要タルニ相違ナシ」という発言からもわかるように事業そのものの必要性は否定していない。すなわち、派遣生事業のような対外活動の必要性——そして、その延長線上にある日本の勢力拡大——を認める点では、彼らは反対勢力たる国権党とさほど変わらない位置にいたのである<sup>(三三六)</sup>。それゆえ、彼らが反対の理由として挙げたものはすべて国内（県内）の政治的理由で、もし国権党が事業を壟断しなかったならば、もし県の財政に余裕があったならば、おそらく彼らは事業の継続に反対しなかったであろう。このような彼らの考えは、日本の対外膨張そのものを否定する「小日本主義」のような考えとは類を異にするものであった。

このように、国権党と同様に対外活動を志向した非国権党勢力であったが、その一方で彼らは独力をもって地域の対外活動を牽引することはできなかった。ときに国権党よりも積極的な活動を行った非国権党勢力であったが、個々人の大陸での活動経験の深さや人材の豊富さ、またその再生産能力といった点においては完全に国権党の後塵を拝していたからである。そのことを赤裸々に物語っているのが、非国権党系の新聞紙『九州新聞』一九〇〇年三月一日付に掲載された「支那問題の講究」と題する社説である。

この社説が掲載された当時、東アジアは激動の時代を迎えつつあった。すなわち、一八九八年三月にドイツが中国の膠州湾を租借すると、ほかの列強諸国もそれに続いて中国分割を本格化した。また、清国内では同じ年に戊戌変法の開始と挫折という一連の政治的変動があり、くわえて当該社説が掲載された時期には山東半島を中心に義和団による排外運動が活発化していたのである(三三七)。このような情勢下で掲載された当該社説は、「政海今後の問題は実に東洋に於ける支那帝国を中心とせる外交に在」る」として対中国外交の重要性を強調し、中国に対する外交方針の確立とそのための調査の必要性を次のように訴えた(三三八)。

……先づ第一に講究すべきは支那帝国の運命なり、或る政治家の論せし如く支那は果して分割すべきか、將た愛新覺羅氏の統治の下に帝国として之を維持保続すべきか、或は又外国保護の下に其の運命を托すべきかは支那の講究に於ける劈頭の問題にして又最終の問題たらずんばならず、此の首尾一貫せる大問題にして一旦決する処あらば以下枝葉の諸問題は刃を迎へずして解けんのみ……宜く吾人は吾人として一方には他説を参酌し一方には大に講究に講究を重ね調査に調査を尽して以て其の意見を確立せざるべからず、……

そして、当該社説は続けて国権党関係者らに以下の注文をつけたのである。

支那問題を究明するは今日政事家の急務なりとせば吾人亦其の責を免かるゝことを得ず、我が九州は殊に清国と一帯水を隔つるのみなれば之が研究査察は頗る便宜の位置にあるのみならず本県人にして彼の日清貿易研究所に入り貿易事業に従事する者少なからず、殊に宗像小太郎緒方二三氏等の如きは清国通を以て聞ゆる者なり、是等の諸氏は元来濟々鬢の出身にして国権党に縁故を有せるにもせよ既に屢々清国其の□に遊び博く内外の名士に交際を有する諸氏が偏狭固陋の国権党根性所謂島国根性の如きは既に業に脱却し大陸的豪懷磊落なるは固より其の処にして、吾人が支那問題を究明するに於て此等諸民と相与に協力一致して以て其の目的を達せんとするに於ては、諸氏も亦必ず欣んで翼賛し与に共に力を茲に致さんは吾人か疑はざる処、今後支那問題の究明解釈に力を致さんとする者須らく一方には彼国の事情に精通せる者と協力し一方には十二分の脳醬を絞りにて以て之に従事せざるべからざるなり

緊迫化する東アジアの国際情勢に触発されて対外方針の確立に強い関心を抱いた非国権党勢力であったが、彼らには必要な知識や経験、または人脈などが圧倒的に不足していた。そのため、彼らはそれらを有する国権党系の人物たちに頼らざるを得なかったが、そのような国権党勢力に対する依頼は、同党の壟断や勢力伸張を招きかねない諸刃の剣だったのである。この社説に示されているような、国権党関係者の知識や経験に依頼しつつ、その「偏狭固陋の国権党根性」の發揮を常に警戒しなければならなかった非国権党勢力のジレンマが、先述した語学生派遣をめぐって揺れ動く彼らの態度の根底にもあったと考えられる。

国権党と非国権党勢力は政治的に激しく対立しており、そのため戦前の熊本は「政争県」や「難治県」などと評されていた<sup>(三二九)</sup>。しかし、少なくとも日清戦争以降においては、対外活動に関するかぎり両者の間には協力する傾向性がしばしば確認できる<sup>(三三〇)</sup>。それが認められるのは、対外戦争での勝利や新たな植民地の獲得、国際情勢の大変動など対外活動を実施する好機が訪れたときであり、本章で述べた事例としては朝鮮語学生・同文書院生派遣事業、津田静一を中心とした台湾植民事業、朝鮮会の結成などがそれに該当する。しかし、その協力体制は決して安定的なものではなく、国内・県内の政治情勢や党派性などを理由に容易に解消されうるものであった。

このような対外活動に対する両者の協力体制がある程度の安定性を獲得するのは、一九一五（大正四）年に「熊本県公認の超党派の半官半民団体」である東亜通商協会——本稿の主題である熊本海外協会の前身——が出現して以降のことである。この超党派団体の設立によって、東アジアで活動していた国権党系の人々の濃厚な党派性は薄められ、彼らの経験や知識はより広い地域的なものとして共有されることとなった。そして、非国権党勢力も東亜通商協会・熊本海外協会という枠組みを通して、国権党の活動に一定の制限をくわえるとともに、それまで国権党が独占していた対外活動を主導する立場に限定的とはいえ参画するようになったのである。

## 小括

本章では、国権党および非国権党勢力の対外活動やそれに対する態度などを述べてきた。



その内容をまとめると以下の通りである。

### (一) 国権党の対外活動について

戦前の熊本において、国権党ほど一貫して対外活動を実践してきた集団は存在しなかった。彼らは明治一〇年代から対外活動に強い関心を抱き、外国語教育や関係者の派遣を行って大陸で活動する基礎を築いた。その結果、彼らは貿易やジャーナリズムなどの広範な分野で活躍することになったが、その活動の根底には国権拡張という目的があり、日清・日露戦争前あるいは両戦争中にみられた諜報活動や軍事通訳官としての従軍はそれが露骨に表出したものであった。

また、彼らは熊本という地域の対外活動をも牽引する存在であった。県会で多数を占めていたことや県当局との密接な関係があったとはいえ、同党が語学生派遣事業や台湾植民事業において中心的存在となれたのは、彼らの長年にわたる対外活動の経験と人材があれどこそであった。その意味において、戦前の熊本の対外活動に関しては国権党こそが「主流」であったといえよう(三三二)。

### (二) 非国権党勢力の対外活動について

非国権党勢力に連なる人々も対外活動に関しては早くから関心を有していたが、その規模や継続性は国権党のそれにおよばなかった。そのため、彼らは地域における対外活動の主導権を国権党に譲らざるを得なかったが、彼らも対外活動の実施に無関心ではなく、時として国権党の対外活動に協力することがあった(三三三)。

### (三) 国権党と非国権党勢力の関係

前述したように、非国権党勢力も時として国権党の主導する対外活動に協力することがあったが、それは対外戦争での勝利や国際情勢の変化などに触発されたもので、その事例は少なくとも日清戦争ごろから確認することができる。両者は協力して対外活動を実施することでともに地域の利益を確保し、さらにその延長線上には日本の勢力拡張を展望していたが、この協力関係は非常に不安定なもので、県内・国内の政治状況によって容易に解消されるものであった。しかし、不安定ながらも対外活動において協力していたというその経験が、後年の東亜通商協会、そして熊本海外協会創設の基礎となったと考えられる。

次章以降、いよいよ本稿の主題である熊本海外協会へと論述の重心を移していくが、その存在が如上の特徴をもつ対外活動の歴史を基礎としていたことは常に念頭に置いておく必要がある。そのことを確認したうえで、まず次章では熊本海外協会の核となった東亜同志会の成立とその辛亥革命期における活動について分析を行いたい。

#### 〈註釈〉

(一) 佐友房は熊本県出身で一八五四年生まれ。藩校時習館を経て、林桜園などのもとで水戸学を学び、皇室中心の国家主義を身につける。西南戦争時には熊本隊の一員として西郷軍側で参戦。戦後は同心学舎(のちの済々黌)を設立して教育活動を始めたほか、紫溟会(のちの国権党)を組織して政治の世界に身を投じた。第一回衆議院議員選挙で当選、以後死去するまで当選し続けた。中央政界では国民協会、大日本協会、帝国党、大同倶楽部を組織し活躍した。一九〇六(明治三九)年死去(以上、熊本日日新聞社熊本県大百科事典編集委員会編『熊本県大百科事典』(熊本日日新聞社、一九八二年)三八七頁を参照)。

(二) 佐々友房および国権党を主題とした研究は多くあり、船木邦彦「熊本国権党の研究——佐々友房を中心として——」(二)〜(四)『歴史と現代』第三、第五〜第七号、一九六三〜一九六五年)、本山幸彦「明治時代における国家主義教育の源流——熊本の紫溟会と済々黌の関係をめぐって——」『京都大学教育学部紀要』六、一九六〇年)、中元美智子「佐々家文書について——特に海(開)運会社関係——」『九州文化史研究所紀要』第一四号、一九六九年)、伊藤隆・坂野潤治「明治八年前後の佐々友房と熊本——小橋元雄宛佐々書翰を中心に——」『日本歴史』第三三三三号、一九七五年)、上村希美雄「熊本国権党の成立」『近代熊本』第一七号、一九七五年)、広瀬玲子「熊本紫溟会の思想——その基盤との関連において——」『早稲田大学大学院文学研究科紀要別冊』五、一九七八年)、水野公寿「熊本国権党覚え書」『近代熊本』第二〇号、一九七九年)、同「佐々友房論の変遷」『史叢』第七号、二〇〇二年)、佐々博雄「教育勅語成立期における在野思想の一考察——熊本紫溟会の教育、宗教道徳観を中心として——」『国士館大学文学部人文学会紀要』第二〇号、一九八八年)、佐喜本愛「明治一〇年代の紫溟会における「世界政府」思想と教育」『九州教育学会研究紀要』第二七卷、一九九九年)、上村直己「佐々友房と独逸学——熊本独学史より——」『熊本学園大学論集 総合科学』第二〇卷第二

号、二〇一五年）などがある。

また、とくに同党派の対外思想・対外活動に注目した研究としては、佐々博雄「熊本国権党と朝鮮における新聞事業」(『国士館大学文学部人文学会紀要』第九号、一九七七年)、同「移民会社と地方政党——熊本国権党の植民事業を中心として——」(『国士館大学文学部人文学会紀要』第一五号、一九八三年)、同「日清貿易商会構想と日清貿易研究所」(多賀秋五郎博士喜寿記念論文集刊行会編『多賀秋五郎博士喜寿記念論文集 アジアの教育と文化』巖南堂書店、一九八九年)、同「熊本国権党系の実業振興策と対外活動——地域利益との関連を中心として——」(『国士館大学文学部人文学会紀要』第二四号、一九九一年)、同「日清戦争後における大陸「志士」集団の活動について——熊本国権党系集団の動向を中心として——」(『国士館大学文学部人文学会紀要』第二七号、一九九四年)や広瀬玲子「アジア連帯主義から大アジア主義へ——熊本紫溟会を中心として——」(『史艸』第一八号、一九七七年)、長野浩典「壬午軍乱と対アジア観——紫溟会を中心として——」(『大分縣地方史』第一六〇号、一九九六年)などがある。

⑬ 以下の友房の経歴については、佐々瑞雄『佐々家覚え書』(『佐々家覚え書』刊行会、一九八九年)を参照。なお、時習館の居寮制度は「優秀な者を学内に住まわせて扶持を与えて、三年間、各自の選んだ専攻に従って研究させるといふシステム」(佐川朋「熊本藩校時習館における人材育成——居寮制度を中心に——」『日本の教育史学』第四〇巻、一九九七年、七頁)で、居寮生出身者で著名な人物としては横井小楠や井上毅、元田永孚などがいる。

⑭ 佐々友房「济々鬘歴史」佐々克堂先生遺稿刊行会編『克堂佐佐先生遺稿』改造社、一九三六年、一五八頁。以下、『克堂佐佐先生遺稿』は『佐佐遺稿』と略す。

⑮ 同前、一五九頁。

⑯ 以上、同心学舎開校から济々鬘設立までの経緯については、佐々瑞雄前掲書、一八二・一八九頁を参照した。

⑰ 横井小楠は熊本県出身で一八〇九(文化六)年年生まれ。時習館に学び居寮生となる。その後、時習館改革を試みるも失敗、江戸遊学を命じられる。遊学からの帰還後には藩政改革を主張、彼のもとで実学党と呼ばれる藩政改革派が次第に形成された。一八五八(安政五)年からは福井藩の招聘に応じて同藩の藩政改革にあたった。明治維新後は新政府の参与となるが、一八六九年に暗殺された(以上、前掲『熊本県大百科事典』八五二・八五三頁を参照)。

(八) 熊本藩の藩政の要職は、訓詁学的朱子学を教授する藩校時習館の出身者によって占められていたが、熊本藩士横井小楠は学問の本領は道理の実践であるとして時習館の教育を批判するとともに藩政改革を唱えた。この横井のもとに集った人々を「実学党」と呼ぶ。一方、実学党の批判に対して危機感を抱いた藩の主流派は団結して「学校党」を形成し、以後両党派の対立が長く続くことになった。また、熊本の国学者林桜園を思想的源流とする勤王党も、幕末期には活躍することとなる。もともと、勤王党は藩論を動かすほどの大きな力をもつことはなく、攘夷論の衰退とともに活躍の場も狭められていった(以上、森田誠一『熊本県の歴史』(山川出版社、一九七二年)二四六・二五二頁を参照)。なお、近年の研究では、「学校党」という名称に対して、実際には「学校党」と呼ばれるほどの確固たる党派は存在せず、もし実学党の対抗勢力として呼び名が必要ならば「体制派」と呼称すべきであるという批判もある(養田勝彦「熊本藩主Ⅱ細川斉護の「実学連」排除——「学校党」は存在したか——」『熊本史学』第九二号、二〇一〇年)。

(九) 一八八二年頃に友房の口授を筆記したという「熊本各党沿革一斑」のなかで、友房は自分のことを勤王党と位置付けている(前掲『佐佐遺稿』七頁)。もともと、藩校時習館で教育を受け、さらに居寮生となったことからわかるように、「彼は自分を勤王党の系譜に入れていたが、実は典型的な学校党の教育を受けて」(前掲本山論文、五二頁)おり、その点からか友房を学校党に分類するものもある(たとえば、佐々瑞雄前掲書、七六頁)。なお、「熊本各党沿革一斑」によれば、幕末期の勤王党(尊王攘夷)は、同じく尊王論を掲げる実学党(尊王開国)と協力しつつ、学校党(佐幕攘夷)に対抗していた。しかし、明治維新後は欧化を推進する実学党とは疎遠となり、逆に勤王論へと転じた学校党と元来攘夷論を主張していたという点などから気脈を通じるようになったのだという(前掲『佐佐遺稿』五・七頁)。このような党派間の合従連衡もあり、明治維新後の友房は学校党系の人々——たとえば、井上毅や古荘嘉門など——と親密な関係を築いていくことになったと考えられる。

(一〇) 相愛社の源流は、一八七五年に熊本で設立された民権派の教育機関「植木学校」にまでさかのぼる。同校創設の中心人物は宮崎八郎(宮崎滔天の実兄)で、中江兆民からルソーの『民約論』の講義をきいた宮崎が、熊本に帰還したあと自由民権思想を同志に広めたことが同校設立の端緒となった。その後、西南戦争が始まると民権派のなかからも西郷軍側で参戦するものがあり、宮崎八郎らが中心となって「協同隊」を結成した(宮崎はのちに戦死)。そして、西南戦争後、生き残った植木学校関係者らが中心となって結

成したのが相愛社であった（以上、宮崎八郎の活動や相愛社結成の経緯については、長野淑紘「相愛社の研究——熊本県の自由民権運動——」『熊本史学』第三二号、一九〇六年）、上村希美雄『宮崎兄弟伝 日本篇』上巻（葦書房、一九八四年）および水野公寿「自由民権結社相愛社の活動」『熊本県高等学校社会科学研究会研究紀要』第一八号、一九八八年）を参照。

(二) 以下、忘吾会結成から国権党設立までの経過については、前掲船木論文、前掲上村「熊本国権党の成立」および前掲佐々「熊本国権党系の実業振興策と対外活動」を参照した。

(三) 前掲上村「熊本国権党の成立」二九頁。

(四) 井上毅は熊本県出身で一八四三（天保一四）年生まれ。藩校時習館に学んだあと、藩命により江戸の昌平黌に学ぶ。明治維新後はフランスやドイツに派遣され、帰国後は岩倉具視、伊藤博文に用いられた。大日本国憲法や教育勅語の起草にも関わったことは有名である。紫溟会結成にあたっては、自ら結成趣意書を執筆するなど重要な役割をはたした。一八九五年死去（以上、前掲『熊本県大百科事典』六一頁を参照）。

(五) 安場保和は熊本県出身で一八三五（天保六）年生まれ。時習館に入り、のちに横井小楠の門下生となる。明治維新後は熊本藩の権大参事や福島県令、元老院議員などを歴任。一八九二年に貴族院議員となり、一八九七年には北海道長官を務めた。一八九九年死去（以上、前掲『熊本県大百科事典』八二三頁を参照）。

(六) 古荘嘉門は熊本県出身で一八四〇（天保一一）年生まれ。木下鞆村の塾に学び、一八六八（明治元）年には大分の鶴崎に派遣されて有終館を設立した。その後、大栗源太郎（長州藩脱退騒動の首謀者）を匿ったかどで自首、一八七四年に釈放される。同年司法省に出仕して判事を務めるも、一八七八年広沢真臣暗殺の容疑で逮捕された（のちに無罪放免）。その後、紫溟会の設立に参画し、第一回衆議院議員選挙で当選（以後、五回当選）。一九一五年に死去（以上、前掲『熊本県大百科事典』七一八頁を参照）。

(七) 以上、『紫溟雑誌』などについては、水野公寿『明治期 熊本新聞』（熊本近代史研究会、一九九三年）を参照。

(八) もつとも、「紫溟会・国権党系の実業活動は新聞・雑誌、鉄道、海運、鉱山、貿易、移民、蚕糸織物、金融、その他各種企業に及んでいるが、……これらの実業活動が行われた時期は、ほぼ一八八〇年代から一九〇〇年頃にかけてで」（前掲佐々「熊本国権党系の実業振興策と対外活動」四三頁）、新聞事業以外のものは長くは続かなかったという。

(九) 組織図作成にあたっては、「紫溟学会主旨略言」（前掲『佐佐遺稿』三八・三九頁）内

の組織図を参照した。

(二九) 佐々瑞雄前掲書、二二四頁。

(三〇) 前掲上村「熊本国権党の成立」三六・三七頁。

(三一) 「大陸浪人」は多義的な言葉であるが、本稿では趙軍氏の提案する「支那浪人ともいう。日本近代史の上でいわゆる『大陸経営』に志した民間人および一部の政治家・軍人の総称、その大部分は国権主義・拡張主義者で、日本帝国主義のアジア侵略の先兵、別動隊であった」(趙軍『大アジア主義と中国』亜紀書房、一九九七年、九頁)という定義に従いたい。

(三二) この史料は、友房の命を受けて井手三郎が執筆したものだという(井手三郎「熊本人対支活動の源泉」前掲『佐佐遺稿』五八六頁)。

(三三) 肥後生『清国ニ於ケル肥後人』一八九九年、一頁(「佐佐友房関係文書」八八・四(国立国会図書館所蔵)。興亜会は近代日本で初めて設立されたアジア主義団体で、その初代会長には長岡護美(旧熊本藩主細川斉護の第六子)が就任した。興亜会の詳細については、黒木彬文「興亜会のアジア主義」『法制研究』第七一卷第四号、二〇〇五年)を参照のこと

(三四) 同前。

(三五) 上村希美雄氏は、明治期の熊本県人が積極的な対外活動を展開した背景を、「維新のバスに乗り遅れた上に、十年戦争(西南戦争)でも向背を誤まって藩閥政権のもとに屈した肥後士族たちは、その鬱勃たる覇気をアジア大陸へ向けることでみずからの功業意識を満たすと共に、国家が果し得ないでいる東洋経綸の先駆となって政府を鞭撻するとに自己の活路を求めようとした」ためと分析している(上村希美雄「辛亥革命と熊本」梅村勲編『熊本学園創立五〇周年記念論集』熊本短期大学、一九九二年、七一頁)。

(三六) 津田静一は熊本県出身で一八五二年の生まれ。時習館に学び、アメリカのエル大学に留学。中国の北京公使館に勤め、帰国後は大蔵省紙幣局に出仕。友房の紫溟会設立に参加し、『紫溟新報』や『紫溟雜誌』を発行した。また熊本文学館を創設するなど、教育事業にも従事した。一九〇九年死去(以上、前掲『熊本県大百科事典』五六六頁を参照)。

(三七) 以下、津田の経歴については、能田益貴『樸溪津田先生伝纂』(津田静一先生二十五回忌追悼会、一九三三年)を参照。以下、『樸溪津田先生伝纂』は『伝纂』と略す。

(三八) 前掲「熊本各党沿革一斑」『佐佐遺稿』八頁。

(三九) なお、『伝纂』には津田とともに当該地図を出版した人物を、「齋藤貞象」とする箇所

と「齋藤員象」としている箇所がそれぞれ存在する。これについては、齋藤員象著・土屋員安補『加藤清正公伝』（金港堂書籍、一九一〇年）に津田が序文を寄せており、そのなかで

故齋藤員象君は余か青年時代の郷友なりき一日相共に語りけらく今や天下の形勢は最も清国の事情に通せざるへからざるに我国に於て未だその地図たに完きものあらざるは大なる欠点ならずやいかて力を協せてこの事を成さはやとたま〜余英国人ワイルド氏著清国地図を得たり即ち君と共に考究研鑽してこれを翻訳し東京巖々堂にて清十八省輿地全図と題して世に公にせり（二頁）

と述べていることから、後者の「員象」が正確である。

三〇 竹添進一郎は熊本県出身で一八四二（天保二三）年生まれ。木下韓村のもとで学び、ついで時習館に入り居寮生となる。明治維新後は私塾を開き教育活動を行ったが、一八七五年に塾を閉め上京、大蔵省に出仕する。その後、天津領事や北京公使館書記官を経て一八八二年に駐韓弁理公使に就任。一八八四年の甲申事変に介入したが、事変の処理に失敗、一八八五年に公使を辞任した。その後、東京大学で経書を講じた。一九一七（大正六）年死去（以上、前掲『熊本県大百科事典』五二八頁を参照）。

三一 前掲上村「熊本国権党の成立」三七頁。なお、津田が国権党を牽引する存在であったことは同時代的にも認められており、津田の死後に『日本及日本人』第五二五号（一九一〇年一月一五日）に掲載された巖々生「津田静一君」という記事は、津田を友房の「裏面に隠れたる一個の偉人」であり、「君〔津田〕の国権党に於けるは、参謀官にあらずして、実は指導者師範役なりしなり」と評して（一一〇頁）、国権党での彼の役割を高く評価している。

三二 この論説は、津田が社長となって発行していた『紫溟雑誌』第二三号（一八八二年一月一日）に掲載されたもので無記名の社説であるが、『伝纂』によれば、同誌には「先生〔津田〕の執筆頗る多」（一四八頁）く、「吾党ノ共和論」もその代表的なものとして挙げられている。

三三 「吾党ノ共和論」『紫溟雑誌』第二三号、一八八二年一月一日、一頁。

三四 同前、六頁。

三五 同前、五頁。

(三六) 同前。

(三七) 同前、六頁。

(三八) 高濱恒蔵「東亜細亞政略」『紫溟雜誌』第九号、一八八二年五月二一日、八頁。

(三九) 同前、一〇頁。

(四〇) 同前、一三頁。なお、高濱は「興亜ノ策清韓二国ニ連合スルハ未タ直チニ二国ヲ取ルノ優レルニ如カス」という意見を、古来国を奪うものはその国の恨みを買ひ、紛擾が絶えないために結局「禦外ノ術ヲ講スルニ遑アラス却テ国力ヲ衰耗セシムルニ至ルヲ古今其例少カラス」という理由から否定している(一三頁)。

(四一) たとえば、前掲上村「熊本国権党の成立」および前掲広瀬「アジア連帯主義から大アジア主義へ」。もっとも、国権党のアジア連帯論を高く評価する上の諸研究に対しては、「紫溟会のアジア連帯論は、日本が西欧列強と対抗しながら侵略を退け、独立を維持するという限りにおいて主張された、きわめて現実的かつ戦術的な主張であつて、壬午軍乱に際して容易に噴出する朝鮮への蔑視感や侵略意識こそが、表面的な「連帯論」の根底に横たわる本質であつた」(前掲長野浩典論文、二頁)という批判もある。

(四二) 以上、国権党の対外思想の変遷については、前掲広瀬「アジア連帯主義から大アジア主義へ」を参照。

(四三) 韓国における国権党の活動にふれた研究としては、前掲佐々「熊本国権党と朝鮮における新聞事業」をはじめとして、稲葉継雄「旧韓国と熊本県人——その教育上の関連——」(『筑波大学 地域研究』九、一九九一年)や鄭鳳輝「一九世紀末熊本県人の韓国語教育」(『海外事情研究』第二四卷第一号、一九九六年)、同「熊本県人の韓国における新聞経営——安達謙蔵と徳富蘇峰を中心に——」(『海外事情研究』(第二四卷第二号、一九九七年)、同「熊本県人の韓国における言論活動——自一八八〇〜至一九二〇——」(『海外事情研究』第三〇卷第二号、二〇〇三年)、堀満「明治時代に行なわれた熊本県による朝鮮語学生事業」(『近代熊本』第三四号、二〇一〇年)、富田啓一郎「韓国併合」と新聞人たち」(同前)などがある。

(四四) 『九州日日新聞』一九一〇年八月一三日付から同月二六日付にかけて全一〇回連載。なお、この連載記事については『近代熊本』三四号(二〇一〇年)に全文翻刻されている。本稿では同記事を引用・参照する際には基本的に当時の新聞史料に掲載されたものを利用したが、必要な場合には『近代熊本』に翻刻されているものも利用した。

(四五) 前掲佐々「済々黷歴史」『佐佐遺稿』一六五頁。なお、「韓国と熊本県人(二)」(『九



州日日新聞』一九一〇年八月一四日付)によれば、このとき友房に協力した「奥村某」という本願寺の僧侶とは、奥村田心のことだという。奥村は佐賀県出身の浄土真宗大谷派の僧侶。一八七七年の釜山開港とともに東本願寺が釜山別院を設置した際、最初の輪番として赴任した人物で、「日本仏教の対鮮弘布の先駆」と評された(以上、葛生能久『東亜先覚志士記伝』下巻(黒龍会出版部、一九三六年)七七六・七七七頁を参照)。一方、朝鮮語教師として招聘された人物は、『佐佐遺稿』では「吳鑑」、「韓国と熊本県人(二)」では「金仁典」とされている。このどちらの記述が正しいのかの判断は難しかったが、吳鑑の死を伝える新聞記事(『紫溟新報』一八八五年二月一五日付)に次のような記述があったため、『佐佐遺稿』の方が正確である。

……彼韓京の変(甲申政変)にて支那人の為に殺害されたる吳鑑字仁典の履歴を尋ぬるに明治十三年の春李東仁と共に我邦に渡来し東本願寺に寄寓し朝野仁典と改名し僅々一ヶ年間に自由自在に日本語を善くするに至れり資性豪爽活達にして尤も機敏なりしが十四年の夏比マヤより当区高田原相撲町同心学校(濟々鬢の旧名)中に東洋学校を設立し朝鮮語学を始むるの目論見あるに際し同七月佐と干城(友房の実兄。『佐佐遺稿』の記述を考えれば友房の誤りか)高橋長秋両氏東京より帰途東本願寺に掛会ひ右の吳鑑を聘し帰県されたるに富岡県令島書記官始め若干金の寄付等あり仮に当区新町本願寺説教所を以て東洋学校と定め飯田勝雄葉室謙純佐と正之秋山儀太郎外数人入学し日夜修学せしも其後都合ありて解庸し東京に至り帰国(韓国)し十五年七月京城の変(壬午軍乱)に際し万死を出て金玉均と□関に來り書を紫溟会諸氏に宛て援兵を乞ひ更に東京に至り程なく帰国□金玉均等の葉下に在りて専ら尽力せしかは此回京城の変に当て支那乱兵の為に敢なく殺害されしは可惜又可憫事にこそ

ちなみに、吳鑑は一八八二年五月ごろにイギリスの外交官アーネスト・サトウに接触しており、「吳鑑仁典」としてサトウの日記に登場する(萩原延壽『離日 遠い崖——アーネスト・サトウ日記抄一四——』朝日新聞社、二〇〇一年、一六八・一六九頁)。一方で、サトウの日記には「朝野」と名乗る韓国人も登場するが、こちらは上に引用した記事中にも名前が出てくる李東仁のことである(同前、七六・七七頁)。以上のことから、上の引用文中にある「朝野仁典」とは吳鑑と李東仁とが混同されたものかとも推察され

るが、その詳細は不明である。

(四六) 以上、明治初期の韓国語教育機関については、南相璽「日本人の韓国語学習——朝鮮植民地化過程に焦点をあてて——」(『教育学研究』第五八巻第二号、一九九一年)を参照。

(四七) 前掲『九州日日新聞』一九一〇年八月一四日付。なお、このときに韓国に派遣された「葉室」という人物に関して、「熊本県人と韓国(二)」が「葉室諶純」とする一方で、『佐佐遺稿』掲載の安達謙蔵「序文」は「葉室侃温」(二四頁)としている。両名はどちらも当該期に実在した熊本県出身の人物であったが、このうち葉室諶純は後年に「朝鮮漁業協会」の支部理事に就任していることが確認された。くわえて、公文書に残されている諶純の履歴書に「従明治十一年同十四年迄熊本県同心学舎ニ於テ漢学修業」、「同十四年七月渡韓十九年迄韓語修業」という記述もあることから、件の韓国に渡った「葉室」なる人物は諶純の方であったと考えられる(以上、葉室諶純については、国史編纂委員会編『韓国近代史資料集成』第五巻(国史編纂委員会、二〇〇二年)四〇二頁を参照)。

他方、葉室侃温は一八八三年に裁判所書記に就任、その後も裁判所書記など司法関係の職を歴任した人物であった(以上、葉室侃温については、「履歴書」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref:A101101136400(第一七〇-一七一画像目)、叙位裁可書・明治三十六年・叙位巻十六(国立公文書館)を参照)。なお、参照した履歴書によれば、両者とも熊本市薬園町が本籍地であったことから二人は血縁者であった可能性が高いが、その関係はよくわかっていない。

(四八) 同前。

(四九) 同前。なお、渡辺理絵・山近久美子・小林茂「一八八〇年代の日本軍将校による朝鮮半島の地図作製——アメリカ議会図書館所蔵図の検討——」(『地図』第四七巻第四号、二〇〇九年)五・七頁の記述をもとに推測すると、「岡大尉」とは岡泰郷、「海津大尉」とは海津三雄のことである。

(五〇) 同前。

(五一) 「史料紹介」佐々正之「韓国と熊本県人」前掲『近代熊本』第三四号、一二二頁。  
(五二) 安達謙蔵は熊本県出資で一八六四(元治元)年の生まれ。友枝庄蔵の忍済学舎に学び、ついで济々巒に入って友房の信任を得た。韓国で『漢城新報』を創刊、その後閔妃事件に連座して投獄される。釈放後は国権党の常任幹事となり、一九〇二(明治三五)年に衆議院議員に当選(以後、一四回当選)。一九一三(大正二)年に立憲同志会に入り、以

後憲政会・民政党の枢機に参画。一九三一（昭和六）年に協力内閣運動を推進するも挫折、民政党を脱党し国民同盟を結成した。一九四八（昭和二三）年死去（以上、前掲『熊本県大百科事典』二三三頁を参照）。

<sup>〔五三〕</sup> 国友重章は熊本県出身で一八六二（文久二）年生まれ。西南戦争には熊本隊の一員として参戦。一八八三年に法制局に入るが、のちに新聞記者となる。陸羯南の『日本新聞』などを経て、韓国に渡り『漢城新報』の主筆となる。閔妃事件に連座。東亜同文会や国民同盟会などの創立・育成に尽力した。一九〇九年死去（以上、前掲『熊本県大百科事典』二三〇―二三一頁を参照）。

<sup>〔五四〕</sup> 平山岩彦は熊本県出身で一八六七（慶應三）年生まれ。濟々巒舎監となったが、一八九四年に韓国に渡って『漢城新報』の設立に参画、その後閔妃事件に連座して投獄された。釈放されて熊本に帰ったあとは、国権党の党務に従事、一九一七年には衆議院議員となる。一九四二年死去（以上、前掲『熊本県大百科事典』七〇〇頁を参照）。

<sup>〔五五〕</sup> 小早川秀雄は熊本県出身で一八七〇（明治三）年生まれ。熊本師範学校を卒業後、一八九五年に韓国に渡り『漢城新報』の経営に参加する。その後、閔妃事件に連座、広島監獄に収監される。一八九九年に『九州日日新聞』主筆となり、以後副社長、社長を歴任。そのほか、市議員や県会議員を務めた。一九二〇（大正九）年死去（以上、前掲『熊本県大百科事典』三六四頁を参照）。

<sup>〔五六〕</sup> 古城貞吉は熊本県出身で一八六六（慶應二）年の生まれ。竹添塾に学び、ついで同心学校に入る。一八八四年に上京。第一高等学校に入学するも中退、以後独学で中国文学や経義を研究し、一八九七年に『支那文学史』を著す。同年末に上海に遊学し、一八九九年の義和団事件の際には北京の日本公使館に籠城した。帰国後、東洋大学などの講師・教授を歴任。一九四九（昭和二四）年に死去（以上、前掲『熊本県大百科事典』三五八頁を参照）。なお、基本的に中国（語）方面で活躍した古城が韓国に渡ったという正之の証言は奇異に思えるが、一八九五年の宗方小太郎の日記（三月七日の条）には「古城貞吉朝鮮帰来に訪」（大里浩秋「宗方小太郎日記、明治二六―二九年」『人文学研究所報』第四一卷、二〇〇八年、七六頁）という記述があり、当該期に古城が渡韓していたことは事実であるらしい。

<sup>〔五七〕</sup> 『九州日日新聞』一九一〇年八月一七日付。

<sup>〔五八〕</sup> 同前。

<sup>〔五九〕</sup> 安達謙蔵『安達謙蔵自叙伝』新樹社、一九六〇年、四五頁。

(六〇) 同前。

(六一) 同前、四六頁。

(六二) 同前、四七頁。

(六三) 同前、四八頁。

(六四) 同前、五〇・五一頁。

(六五) 前掲佐々「熊本国権党と朝鮮における新聞事業」三二頁。

(六六) 同前、三三三頁。

(六七) 安達前掲書、五二頁。

(六八) 前掲佐々「熊本国権党と朝鮮における新聞事業」三四・三五頁。

(六九) 同前、三五頁および前掲稲葉論文、一四〇頁。佐々論文は宮島について「熊本県から韓語修業留学生として渡韓していた」(三五頁)と説明しているが、これは後述する朝鮮語学生のこと、稲葉論文に掲載されている同語学生の一覧のなかに第二期生として宮島の名前が確認できる(一四三頁)。

(七〇) 前掲註(五七)と同じ。

(七一) 同前。

(七二) 同前。

(七三) 同前。

(七四) 関妃事件については様々な研究があるが、たとえば金文子『朝鮮王妃殺害と日本人——誰が仕組んで、誰が実行したのか——』(高文研、二〇〇九年)は、「王妃殺害に加わった「壮士」たち——熊本国権党と王妃事件——」と題して、一章を割いて国権党と同事件との関係を分析している。

(七五) 「予審終決決定書」(一八九六年一月二〇日) JACAR: B08090169800(第一二画像目から第三四画像目)、韓国王妃殺害一件 第三卷(五・三・二・〇・二二)〇〇三(外務省外交史料館)を参照。

(七六) 田中賢道は熊本県出身で、一八五六(安政三)年生まれ。植木学校に入って民権思想を学び、西南戦争には協同隊の一員として参戦した。戦後は相愛社に参加して自由民権運動に奔走し、自由党結党時には上京して『自由新聞』に入る。九州改進黨のためにも尽力した。一九〇一年死去(以上、前掲『熊本県大百科事典』五三五頁を参照)。

(七七) 前掲佐々「熊本国権党と朝鮮における新聞事業」三八頁。

(七八) 同前、三三三頁。

七九 『九州日日新聞』一九一〇年八月一日付。

八〇 同前。

八一 同前。

八二 たとえば、稲葉氏は京城府編『京城府史』第二卷（京城府、一九三六年）に、「一八九六年」三月以来熊本県庁は県費を以て鮮語留学生を京城に派遣した。之より先熊本県人安達謙蔵・佐々友房・津田静一等は日清戦役の後時勢は一転して日鮮の関係は益々密接となるより、朝鮮国に於て事業をなさんとすれば鮮語に通ずる者を養成するが必要であるとし、其の趣旨を熊本県知事に具申したるに、明治二十八年県会は県費留学生費支出の件を可決した」（六六〇頁）という記述があることを挙げて、「熊本県による留学生派遣事業（朝鮮語学生派遣事業）」は、安達謙蔵・佐々友房・津田静一（梅溪）など国権党の面々によつて発起され、一八九六年三月に実質スタートした」（前掲稲葉論文、一四三頁）と述べている。また、鄭氏も正之が発案し友房らが県へと働きかけた結果、当該事業が始まったとしており（前掲鄭「一九世紀末熊本県人の韓国語教育」八頁）、さらに堀氏も当該事業は「名目上は熊本県で、実質熊本国権党が仕組んだ」（前掲堀論文、二六頁）ものであったと述べている。

八三 前掲「（史料紹介）佐々正之「韓国と熊本県人」一二一、一二二頁。

八四 同前、一二二頁。

八五 前掲註（七九）と同じ。

八六 同前。

八七 管見の限り、正之が建議書で提案したような語学生派遣事業を実現しようとする動きは、一八九五年六月ごろから確認できる。すなわち、『九州日日新聞』一八九五年六月二日付に、「熊本県教育会常委員の一人」が「日韓関係上韓語学の必要を感じ各郡市より一名宛を撰出して韓地に派遣する事並に其費用の補助を県会に建議する事」を常委員会に訴え、さらに教育会の総会に議題として提出するよう求めたという記事が存在するのである。結局、この建議は教育会の事業として行うにはふさわしくないという理由で否決されたが、その内容から考えて同建議を提出した「常委員」は国権党関係者であった可能性が高い。

八八 『九州日日新聞』一八九五年八月二七日付。

八九 岡崎唯雄は熊本県出身で一八四四（弘化元）年の生まれ。熊本県酒造連合会長を務めたほか、一八七九年の熊本商工会議所設立に尽力、初代会頭となる。また、熊本製紙、

熊本紡績会社などの設立にも関わり、さらに県議や衆議院議員にも当選するなど政財界で活躍した。一九二七（昭和二）年死去（以上、前掲『熊本県大百科事典』一一一頁を参照）。なお、岡崎は一八九五年四月から七月にかけて、知事からの指名をうけて韓国の商業調査に赴き（以上、『九州日日新聞』一八九五年一月六日付、四月一日付および七月一七日付）、帰国後に『朝鮮内地調査報告』（岡崎唯雄、一八九五年）を出版している。

この岡崎の派遣は、前年一八九四年の二月臨時県会に提出された、韓国国内の拓殖（農業）・漁業に関する調査員派遣費用が賛成多数で可決されたことに基づくもので、岡崎のほかにも農業については村上一郎が、漁業については大谷高寛が調査員として派遣された（『九州日日新聞』一八九四年二月七日付、同月九日付および前掲一八九五年一月六日付）。なお、この調査費用に関する県会での議論は、県当局が出した予算案（原案）のままか、それよりも増額・減額するかが争われただけで、派遣そのものに反対する意見はなかったようである（前掲『九州日日新聞』一八九四年二月九日付）。ここにも、のちに指摘するような対外活動における国権党と非国権党勢力との協力体制を認めることができる。

〔九〇〕前掲註（八八）と同じ。

〔九一〕同前。ちなみに、『九州日日新聞』一八九五年九月三日付掲載の記事によれば、同会の代表として友房と田中賢道が下関に赴き、同地において頭山満とともに三浦公使と会談したという。

〔九二〕『九州日日新聞』一八九五年九月六日付。

〔九三〕『九州日日新聞』一八九五年九月八日付。

〔九四〕同前。

〔九五〕『九州日日新聞』一八九五年九月一〇日付。

〔九六〕『九州日日新聞』一八九五年九月一三日付。

〔九七〕なお、正之が建議書で「一市一五郡」と述べているに對して、日韓倶楽部の案では「各郡市役所の管下より一名づゝ都合十三名」となっているのは、一八九五年七月に県がそれまで八つあった郡役所を一二に増やしたことに由来すると考えられる。この時点で熊本県下には一五の郡があったが、翌一八九六年三月に郡の合併が行われ一二郡に改編された。詳しくは、熊本県総務部市町村局市町村行政課編『熊本県市町村合併史（三訂版）』

（熊本県総務部市町村局市町村行政課、二〇一二年）二四七頁を参照のこと。

〔九八〕『九州日日新聞』一八九五年九月二八日付。

〔九五〕『九州日日新聞』一八九五年二月二十九日付。以下、一月二十八日の県会における議論については同史料を参照。

〔一〇〇〕当時の常置委員は大谷高寛・村上一郎・武藤一忠・犬飼真平・佐藤敬太・牛島貫吾・宮田武平太の七名で全員国権党所属であったが（熊本県議会議事事務局編『熊本県議会議会史』第二巻、熊本県議会、一九六八年、五一七頁）、これら常置委員全員の名前が日韓倶楽部の発起人のなかに確認できる。

〔一〇一〕以下、一月二十九日の県会における議論については、『九州日日新聞』一八九五年一月三〇日付を参照。

〔一〇二〕たとえば、武藤一忠は査理委員の一人でありながら同委員の案に同意せず、前回の常置委員案に賛同し、さらに大谷高寛は査理案にも常置委員案にも賛同せず、新たに学生の人員を一〇人、支給額を月額六円とする動議を提出するなど議論は混乱した。

〔一〇三〕『九州日日新聞』一八九六年一月二三日付。

〔一〇四〕前掲堀論文、二七・二八頁。内訳は第一期生（一八九六年～一八九九年）…六名、第二期生（一八九九年～一九〇二年）…一〇名、第三期生（一九〇二年～一九〇五年）…五名、第四期生（一九〇三年～一九〇六年）…五名、第五期生（一九〇四年～一九〇七年）…七名。なお、堀論文によれば、第一期生・第四期生・第五期生においては正式の語学生のほか「候補者」がそれぞれ三名ないし二名選ばれており、第五期生の候補者二名はその後に正式な留学生となったという（二八頁）。

〔一〇五〕中村健太郎『朝鮮生活五〇年』青潮社、一九六九年、一三・一四頁。

〔一〇六〕同前、一六頁。

〔一〇七〕同前、一四頁。

〔一〇八〕同前、一五頁。

〔一〇九〕前掲稲葉論文、一四六頁・一四九頁。

〔一一〇〕同前、一四六頁。

〔一一一〕『九州日日新聞』一九一〇年八月二〇日付。

〔一一二〕以下、当該事業廃止については、前掲堀論文、三二・三三頁を参照。

〔一一三〕前掲『熊本県議会議史』第二巻、一〇三五頁。もつとも、「清韓語学生」派遣事業に対する否定的な意見は、前年一九〇二年の県会から確認でき、たとえば紫垣一雄（国権党所属）は、「清韓国語学生ノ必要ヲ見ザルガ当局者ニ於テハ其必要ヲ認め居ルヤ」（『熊本県議会議録 明治三五年』第一巻（熊本県立図書館所蔵））と発言して、事業の存続に

疑問を呈している。

(二一四) 同前。

(二一五) 同前、一〇三六頁。

(二一六) 同前、一〇九一・一〇九五頁。

(二一七) 『九州日日新聞』一九〇四年一〇月三日付。なお、ここで県立商業学校に清韓語科を設けるといふ案が出ているのは、前年の県会において政友会議員が「商業学校ニ於テスラ清韓語ノ課程ニ編入セス故ニ何レノ点ヨリシテモ〔語学生派遣事業の〕必要ノ程度ヲ発見セス」(『熊本県議会議録 明治三六年』第三卷(熊本県立図書館所蔵))と述べて、商業学校の語学教育を引き合いに出して語学生事業を批判したことに対応したものと考えられる。

(二一八) 以下、同社説については、『九州日日新聞』一九〇四年一〇月四日付を参照。

(二一九) たとえば、日露両国が開戦した直後の一九〇四年二月に、日本軍が軍略上必要な地点を収用することなどを認めた「日韓議定書」が締結され、さらに同年八月には、韓国政府に対して日本政府が推薦する財政顧問・外交顧問を傭聘すること、重要な外交案件(外国との条約締結など)については日本政府と協議することを認めさせた「第一次日韓協約」が調印された(以上、山辺健太郎『日韓併合少史』(岩波新書、一九六六年)一五一・一五二、一六三頁を参照)。

(二二〇) 日本政府は日露戦争の戦費確保のため、「非常特別税」創設などによって国税増徴をはかったが、その一方で国民の負担を軽減するために地方税の一部に制限をかけて府県費の増加を抑制した。くわえて、内務省から各府県に対して府県事業の削減や中止、繰延が指令され、府県は一九〇四年度予算を削減しなければならなかった。さらに熊本県の場合、一九〇五年度予算でも引き続き削減がはかられたため、諸事業が中止・繰延されたという(以上、前掲『熊本県議会議史』第二卷、四五・四七頁を参照)。

(二二一) たとえば、朝鮮語学生派遣事業廃止の理由を問いただす議員に対して、県当局者は「〔朝鮮語学生は〕必要ハ必要ナレドモ経費ノ膨張ヲ慮リ商業学校ニテ之〔韓国語の授業〕ヲ課シナバ一時ノ応急トシテハ可ナラントノ考ヨリ之ヲ廃セリ」(『熊本県議会議録 明治三七年』第一卷(熊本県立図書館所蔵))、「韓国語派遣生廃止は」商業学校ニ於テ多数ノ生徒ヲ養成セント方法ヲ転シタルニ依ル」(『熊本県議会議録 明治三七年』第二卷(熊本県立図書館所蔵))と説明している。

(二二二) 堀氏は、当該事業の目的を「熊本国権党自身の人材発掘であ」ったとして、事業創



設をめぐって国権党議員が削除説を唱えたことや中立派の岡崎唯雄が賛成したことについて、「県議会のやり取りを見てみると、あえて国権党の議員から削除案を提出させて、中立派の岡崎が語学生の養成の必要性を強力に発言している。……これは、熊本国権党の「党のための人材発掘という」意図を隠すために中立派の岡崎と手を組んだ結果かもしれない」と述べている（前掲堀論文、二六頁）。

(二三) なお、稲葉氏は当該事業について、「一八九五年四月の三国干渉、同年一〇月の閔妃事件、一八九六年二月国王高宗がロシア公使館内に居を移した「俄館播遷」などにより政治的に大きな打撃を被った日本は、経済や教育など非政治的な手段によって勢力挽回を図ろうとした。熊本県に限って言えば、県費による朝鮮語留学生派遣事業がまさにそれに当たる」（前掲稲葉論文、一四二頁）としているが、この理解には一定の留保が必要であろう。そもそも、本文中で述べた正之が日清戦争中に発した建議書の存在を考えれば、彼が三国干渉以降の勢力挽回を企図して当該事業の創設を発案したわけではないことは明白である。また、日韓倶楽部が当該事業について計画を練り県当局に建議を提出したとき、いまだ閔妃事件は発生していなかった。もちろん、時勢の変化にともない、当該事業に勢力挽回という意図が付け加えられたというのならば、それはそれでありそのようなことではある。事実、当該事業創設が県会で審議される直前に『九州日日新聞』に掲載された「朝鮮語学生の養成」と題する記事は、閔妃事件で韓国から退去させられる者が出て既存・新規の事業が頓挫することを危惧し、そのような事態を阻止する手段として朝鮮語学生を位置付けているのである（『九州日日新聞』一八九五年一月二二日付）。このように、当該事業と「勢力挽回」とは結びつかないわけではないが、当該事業の発案自体を勢力挽回に求めるような単純な理解にとどまるのであれば、それは歴史的順序が逆転したものであるといわざるを得ないであろう。

(二四) 前掲稲葉論文、一三五頁。もつとも、濟々鬻における韓国語教育については情報が錯綜しており、正確なところはわかっていない。たとえば、井手三郎は「先生〔友房〕は将来日本の大をなす為には、人材を養成して朝鮮支那に日本の勢力を扶植せねばならぬとの見地から全国に率先して濟々鬻に朝鮮語支那語の学科を新に設けた。そして朝鮮語の師としては、上林第〔大〕三郎氏、支那語の教師としては、……御幡雅文氏を招聘して……」（前掲井手「熊本人対支活動の源泉」『佐佐遺稿』五八五頁）と述べている。しかし、文中の「上林第〔大〕三郎」は、後述するように実際には中国語の教師（御幡の前任者）で、その点から井手の証言の信憑性には疑問が残る。また、友房の手になる

「済々黌歴史」には、済々黌設立時の教師として上林（「支那語学教師」）の名前はあるが韓国語の教師については言及がなく（前掲『佐佐遺稿』一六六頁）、さらに「私立中学済々黌規則」（一八八二年二月）にも、授業として「支那語学（会話）」の記載はあるが韓国語については何の記述もないのである（前掲『佐佐遺稿』一五八頁）。このように、済々黌において韓国語の授業が実際に行われたのか疑問を抱かせる要素がある一方で、「済々黌に於いて先生が夙に東洋の大局に目を向けられ、……朝鮮語及び支那語の科目を置いて、大いに生徒に奨励して……」（沼田団太郎「独逸研究の先鞭」前掲『佐佐遺稿』六〇一頁）という回想や、あるいは一八八四年秋に済々黌に入学した人物の「済々黌では」私が入学した後独乙語を教へ、それから支那語朝鮮語これは正科ではなかつた様に思ひますが随意科の様であつたと覚えますが、かういふものを教へて居つて、……」（山田珠一「学生気風の変遷」熊本県教育会編『熊本県教育史』上巻（臨川書店、一九七五年）「復刻原本一九三一年」）六九五頁）という証言が存在している。結局、現段階では誰が教授したのかといった基本的な情報さえわからないが、先の「朝鮮語」が「随意科」として存在したという証言を否定する根拠もないため、本稿では済々黌でも韓国語教育が行われたという理解で以下の論述を進めたい。

（二二五） 同前。

（二二六） 『九州日日新聞』一八九五年一〇月三日付。この語学科の募集は「朝鮮語学生募集広告」と題して『九州日日新聞』一八九五年三月六日付に掲載されたが、そこでは「年齢十五以上三十年未満」の生徒を「七十名に限り」募集するとされている。

ちなみに、九州学院は一八九一年一〇月に設立認可をうけた私立学校で、済々黌・春雨黌（私立の医学校）・熊本法律学校・文学館（津田静一が経営）が合併してできたものである。院長には松井敏之、幹事には津田などが就任、さらに評議員には長岡護美や清浦奎吾のほか、佐々友房や古莊嘉門などが名を連ねた。その後、同校は経営難などにより一八九七年三月に廃院届を県に提出した（以上、熊本県教育会編『熊本県教育史』中巻（臨川書店、一九七五年）「復刻原本一九三一年」三二七・三二二頁を参照）。九州学院と国権党の関係については、「この学院が紫溟学会の運営であることは直接規約には謳ってはいないが、機構を維持運営している人物をみれば、九州学院が紫溟学会の実質的な附属教育機関たる性格をもっていることは明瞭である」（上河一之「明治中期における中等教育機関の党派的性格について——九州学院成立を中心として——」『熊本女子大学学術紀要』第二一巻、一九七九年、三九頁）という指摘がある。なお、本学院は、

現在熊本市にある私立九州学院とは全く関係がない。

(二二七) 同前。

(二二八) 同前。

(二二九) 中村前掲書、一〇頁。

(二三〇) 稲葉氏は、「一八九〇年の熊本国権党の旗揚げを契機として済々黌の朝鮮語教育は、国権党本部に設置された「朝鮮会」が肩代わりするようになったのではないか」(前掲稲葉論文、一三五頁)と推測している。

(三三) 松山守善は熊本県出身で一八四九(嘉永二)年生まれ。明治初期には勤王党の一員として活動したが、のちに民権主義へと接近して宮崎八郎らの植木学校にも参画。しかし、同校閉鎖後は民権派と距離をおき、西南戦争にも参戦しなかった。戦後、相愛社設立に参加して副社長となり、以後地方の政治家として活躍した。一九四五(昭和二〇)年に死去(以上、前掲『熊本県大百科事典』七六〇頁を参照)。

(三三) 『九州日日新聞』一八九八年一〇月一四日付。

(三三) 戊戌政変に際して、『九州日日新聞』は「清国皇帝弑に逢ふ」という見出しの記事を掲載した号外(一八九八年九月二四日付)を発行したほか、以後数日にわたって中国国内の動向について大きく報道した。

(三四) 朴永圭著／尹淑姫・神田聡訳『朝鮮王朝実録』新潮社、一九九七年、三六三頁。

(三五) 『九州日日新聞』一八九八年一〇月一九日付。

(三六) 『九州新聞』一八九八年一〇月一五日付。

(三七) 高田露は熊本県出身で一八五四(嘉永七)年生まれ。藩校時習館、大阪兵学寮を経て台湾出兵に参加。帰国後は宮崎八郎らの植木学校で民権思想を学び、西南戦争時には協同隊の一員として参戦した。戦後は相愛社に入り自由民権運動に参画、一九〇二年には政友会から衆議院議員選挙に出馬・当選した。一九一五年に死去(以上、前掲『熊本県大百科事典』五二〇頁を参照)。

(三八) 前掲註(一三五)と同じ。

(三九) 同前。

(四〇) 『九州日日新聞』一八九八年一〇月二五日付。

(四一) 同前。

(四二) 『九州日日新聞』一八九八年一月八日付。

(四三) 『九州日日新聞』一八九八年二月一四日付。

(二四四) 『九州日日新聞』 一八九九年一月一三日付。

(二四五) 『九州日日新聞』 一八九九年一月二六日付には、「来二月一日より朝鮮語学会授業開始候に付入会希望の諸彦は一月三十日迄に本会へ申込あるべし」という朝鮮会の広告が掲載された。なお、同月八日付の『九州日日新聞』には、「本月十五日ヨリ左ノ規則ニ依リ朝鮮語学研究会ヲ開設ス」として「朝鮮語学会規則」が掲載された。このことから、朝鮮会は教師の来熊後すぐに韓国語の授業を始めるつもりであったと考えられるが、何らかの理由によってその開始は二月まで延期されたようである。

(二四六) たとえば、『九州新聞』 一八九九年一月八日付には「朝鮮語学会規則」が、さらに同月二六日付には授業開始を知らせる広告が掲載されている。

(二四七) 明治時代に熊本で行われた中国語教育に関しては、野口宗親氏の一連の研究(『明治期熊本における中国語教育』(一)～(三))『熊本大学教育学部紀要 人文科学』第四八、五一、五三号、一九九二、二〇〇二、二〇〇四年)がある。

(二四八) 鱒澤彰夫「新しい時期区分による明治以降中国語教育史の研究」(博士論文)、二〇一八年、四九頁。

(二四九) 岡本真希子「明治前半期の「中国語」通訳・彭城邦貞の軌跡——日本・台湾のデジタル(數位)資料を用いて——」『国際関係学研究』第四七号、二〇二〇年、二二頁。

(二五〇) 「履歴書」(一九〇五年二月)「彭城邦貞恩給證書下附ノ件」(一九〇五・〇九・〇一)、(明治三十九年臺灣總督府公文類纂永久保存第一巻秘書)、《臺灣總督府檔案、總督府公文類纂》、國史館臺灣文獻館、典藏號：〇〇〇〇一一五五〇二二。第一二画像目から第一七画像目)を参照。

(二五一) 佐野直喜は熊本県出身で一八六三(文久三)年生まれ。同心学舎に入学し、一八八四年に友房にもなわれて宗方小太郎とともに中国に渡る。日清戦争に通訳として従軍し、戦後は東肥製紙会社に入社した。日露戦争にも通訳官として従軍。その後、五八銀行釜山支店長や安田銀行熊本支店長などを歴任。一九三四(昭和九)年死去(以上、東亜同文会編『対支回顧録』下巻、原書房、一九六八年「復刻原本一九三六年」、四〇三、四〇五頁を参照)。

(二五二) 宗方小太郎は熊本県出身で一八六四年生まれ。藩儒草野石瀬のもとで学び、のちに友房の知る所となって、一八八四年友房にもなわれて佐野直喜とともに中国に渡る。荒尾精の楽善堂や日清貿易研究所の事業に参加。日清戦争勃発前後から諜報任務に従事し、その功績から明治天皇に特旨拝謁する。戦後は東亜同文書院の設立に尽力し、また

『漢報』を刊行するなどジャーナリズム方面で活躍した。一九二三（大正一二）年死去（以上、前掲『対支回顧録』下巻、三六〇・四〇三頁を参照）。

(二五三) 前掲野口「明治期熊本における中国語教育」(一) 一三八頁。

(二五四) 同前、一三九頁。

(二五五) 同前、一四二頁。なお、野口氏によれば、実際には御幡は一八八七年春ごろまで済々黻で中国語を教えていた可能性が高いという。

(二五六) 同前。

(二五七) 前掲『東亜先覚志士記伝』下巻、一三四頁。

(二五八) 井手三郎は熊本出身で一八六二年の生まれ。一八八三年に済々黻に入り、中国語を学ぶ。ついで一八八七年に初めて中国に渡り、楽善堂の事業に参画した。日清戦争中には通訳官として従軍。戦後は東亜同文会の設立と運営に尽力したほか、本願寺の中国布教にも協力した。また、『同文滬報』を経営するなどジャーナリズムの方面で活躍し、さらに一九一二（明治四五）年と一九一五年には衆議院議員に当選した。一九三一年に死去（以上、前掲『対支回顧録』下巻、五二九・五四〇頁を参照）。

(二五九) 緒方二三は熊本県出身で一八六七年の生まれ。済々黻に学び、荒尾精の漢口楽善堂の事業に参画。その後、東肥洋行の事業に参加、日清・日露戦争では通訳官として従軍した。また、熊本県内では水産組合長などを務めた。一九三五（昭和一〇）年に死去（以上、東亜同文会編『続対支回顧録』下巻（原書房、一九七三年「復刻原本一九四一年」）三一九・三三〇頁を参照）。

(二六〇) 片山敏彦は熊本県出身で一八六九年生まれ。一八八三年に済々黻に入り中国語を学ぶ。一八八八年に中国に渡り、楽善堂に参加。一八九二年から一八九四年まで九州学院で中国語と漢文を教授し、日清戦争が始まると通訳官として従軍した。その後、外務省領事館通訳生や領事代理（蘇州在勤）に就任、日露戦争が始まると再び通訳として従軍した。一九〇七（明治四〇）年には領事代理（沙市在勤）となる。一九一〇年に死去（以上、前掲『対支回顧録』下巻、五四三・五四五頁を参照）。

(二六一) 前掲野口「明治期熊本における中国語教育」(一) 一四六・一四七頁。

(二六二) 同前、一四五頁。

(二六三) 同前、一四六頁。

(二六四) 以上、荒尾の経歴については、前掲『東亜先覚志士記伝』下巻、六〇七・六〇八頁を参照。

(二六五) 以上、岸田の経歴については、前掲『東亜先覚志士記伝』下巻、六五八・六五九頁を参照。

(二六六) 大里浩秋「漢口楽善堂の歴史」(上)『人文研究(神奈川大学人文学会誌)』一五五号、二〇〇五年、五九・六一頁。なお、大里氏によれば、もともと漢口楽善堂は荒尾の前任者であった伊集院大尉が一八八四年に開いたもので、荒尾はそれを引き継いだのだという(前掲大里論文、六一・六二頁)。

(二六七) 広岡安太は熊本県出身で一八六八年生まれ。一八八六年に中国に渡り中国語を学習。一八八八年から中国国内を旅行するなかで、たまたま荒尾精の漢口楽善堂の事業を知りそれに参加。一八八九年に雲南の苗族の研究のために重慶を出発、以後消息を絶った(以上、前掲『対支回顧録』下巻、四九八・五〇〇頁を参照)。

(二六八) 松田満雄は熊本県出身で一八六一(文久元)年生まれ。大陸に志をたて、荒尾精の楽善堂の事業に参加。日清戦争勃発前から諜報任務に従事、勃発後は通訳官として従軍した。日清戦後は大冶鉄山の鉄鉱石を八幡製鉄所に供給する橋渡しを行い、また農商務省の支援のもと宜昌に商品陳列所開設を計画。日露戦争時には再び通訳官として従軍。戦後は満州に永住して日本語教育などに従事した。一九二四年死去(以上、前掲『対支回顧録』下巻、四九六・四九八頁を参照)。なお、前掲『清国ニ於ケル肥後人』には、「同年(一八八八年)八月宗方(小太郎は)松田満雄……等ト共ニ再ヒ清国ニ入ル」(三頁)という記述があるため、松田も国権党に近い人物であったと考えられる。

(二六九) 前田彪は熊本県出身で一八六六年生まれ。濟々鬢に学んだあと中国に渡航し、荒尾生の楽善堂に参加。日清戦争中には諜報任務に従事したほか、陸軍通訳官としても活動。戦後は海軍の委嘱を受けて福建省福州に駐在、名前を前田真と改めて三井物産会社員と称して活動した。その後、宗方・井手らとともに『閩報』創刊に尽力し、その経営にあたった。一九一五年に死去(以上、前掲『対支回顧録』下巻、五〇九・五一二頁を参照)。

(二七〇) 前掲大里「漢口楽善堂の歴史」(上)六二・六九頁および前掲野口「明治期熊本における中国語教育」(二)六六・六七頁。なお、大里氏によれば、九州日日新聞に掲載された「我等の回顧録」(二)(掲載時期不明)という記事には、漢口楽善堂に参加した人物としてほかに「阿倍(部)野利恭」などが挙げられているという(前掲大里「漢口楽善堂の歴史」(上)六二頁)。この阿部野は、後述するようにのちに熊本海外協会の理事長として同会を牽引していく重要な人物であるが、管見の限り彼の楽善堂への参加を示す史料は見つかっておらず、この「回顧録」の記述が正確かどうかはわからない。

(二七二) 前掲大里「漢口樂善堂の歴史」(上) 八三・八四頁。

(二七三) 前掲佐々「日清貿易商会構想と日清貿易研究所」三六四・三六五頁。

(二七四) 井上雅二『巨人荒尾精』佐久良書房、一九一〇年、四七頁。

(二七五) 前掲野口「明治期熊本における中国語教育」(二) 六八頁。なお、実際には合格しても入学しなかったものや途中で参加したものなどがおり、最終的に卒業した熊本出身者は一二人であったようである。また、熊本県からの合格者の多くが済々黌出身者であったという(以上、前掲野口「明治期熊本における中国語教育」(二) 六八・六九頁参照)。

(二七六) 前掲『清国ニ於ケル肥後人』三頁。

(二七七) 井上前掲書、七〇頁。

(二七八) 井口忠次郎は熊本県出身。日清貿易研究所を卒業。日清・日露戦争では通訳官として従軍。一九二四年死去(以上、前掲『東亜先覚志士記伝』下巻、一七頁を参照)。

(二七九) 松倉善家は熊本県出身で一八七〇年生まれ。文学精舎に学んだあと、日清貿易研究所に入る。卒業後は東肥洋行の事業に参画。また、日清戦争が始まると通訳官として従軍、日露戦争勃発前後にも諜報任務に従事した(以上、前掲『続対支回顧録』下巻、五三九・五四五頁を参照)。

(二八〇) 勝木恒喜は熊本県出身。日清貿易研究所卒業。日清戦争時には通訳官として従軍、通訳官が不足してくると熊本に戻って速成の通訳養成所の教師となった。戦後は東肥洋行の事業に参画したほか、「方言学堂」で教鞭をとった。一九二六(大正一五)年死去(以上、前掲『東亜先覚志士記伝』下巻、二三四頁を参照)。

(二八一) 牧相愛は熊本県出身で一八七二年生まれ。済々黌を経て日清貿易研究所に入る。日清・日露戦争には通訳官として従軍。また、日清戦争後には京都市立商業学校の中国語教師となり、日露戦争後には鹿児島県立商業学校の教諭となり中国語を教えた。一九〇八年死去(以上、前掲『対支回顧録』下巻、六三一頁を参照)。

(二八二) 前掲佐々「日清貿易商会構想と日清貿易研究所」三七二および三七四頁。なお、前掲『清国ニ於ケル肥後人』には、同社設立に関係した日清貿易研究所卒業生として本文中の八名のほか「右田亀雄」の名前が挙げられている(四頁)。ちなみに、佐々氏によれば、一八八八年ごろから漢口樂善堂と国権党との間には人的・貿易面においてつながりが存在したという(前掲佐々「日清貿易商会構想と日清貿易研究所」三七三・三七四頁)。

(二八三) 同前、三七四頁。

(二八四) 同前。

(一八四) 同前。

(一八五) 前掲野口「明治期熊本における中国語教育」(二)七〇頁。なお、同社設立に関わった緒方二三が、東肥合資会社の設立は緒方ら関係者が日清戦争に通訳として従軍した結果、事業の準備段階で挫折したと回想しており(緒方二三「対支経済事業への御尽力」前掲『佐佐遺稿』五九八頁)、従来の研究でも同様に理解されてきた(たとえば、前掲佐々「日清貿易商会構想と日清貿易研究所」三七五頁)。しかし、野口氏の調査により、実際には東肥合資会社は一八九四年に設立されており、後述する日清貿易東肥株式会社設立まで継続して営業を行っていたことが確認されている。

(一八六) 同前、七〇・七一頁。

(一八七) 前掲佐々「日清貿易商会構想と日清貿易研究所」三七五頁。

(一八八) 同前。

(一八九) 前掲『対支回顧録』下巻、三六七・三七三頁。

(一九〇) 『九州日日新聞』一八九五年二月二四日付。なお、前掲『清国ニ於ケル肥後人』は通訳官として従軍した熊本出身者の人数を「総員五十二名」としている(五頁)。

(一九一) 以上、日清戦争中の通訳者の状況については、佐々博雄「日清戦争と通訳官」東アジア近代史学会編『日清戦争と東アジア世界の変容』下巻(ゆまに書房、一九九七年)三七四・三七五頁を参照。

(一九二) 前掲野口「明治期熊本における中国語教育」(二)七二頁。

(一九三) 同前、七六頁。

(一九四) 同前、七六・七七頁。

(一九五) 前掲『続対支回顧録』下巻、三二二頁。

(一九六) 各人の経歴などに関しては、松岡勝彦『満蒙血の先駆者』(熊本海外協会、一九三七年)を参照。なお、昭和期には熊本海外協会を中心として中山・堀部・若林の三名を「三烈士」として顕彰する動きがおこされ、その結果熊本市中心部の花畑公園に「三烈士碑」が建立された(岩崎継生編『熊本海外協会史』東洋語学専門学校、一九四三年、二二三・二三九頁)。ちなみに、『満蒙血の先駆者』の著者である松岡勝彦は熊本県出身で一八七五年の生まれ。東京法学院(現中央大学)卒業後、一九〇一年に内田康哉が駐清公使として赴任するのにつれて中国に渡る。その後、中国の教育機関「振華中学堂」の堂長となるなど教育関係の活動に従事。日露戦争開戦前には満州で諜報活動を行い、戦時中には特殊任務に従事した(以上、前掲『続対支回顧録』下巻、一二七四・一二八三



頁を参照)。

(一九七) 大学史編纂委員会編『東亜同文書院大学史——創立八十周年記念誌——』滙友会、一九八二年、四三頁。

(一九八) 宮崎滔天は熊本県出身で一八七〇年生まれ。徳富蘇峰の大江義塾、東京専門学校を卒業。タイで事業に失敗したあと、犬養毅の支援で中国へと渡り孫文の活動を助ける。

一九〇五年には東京で孫文と黄興を提携させて中国同盟会の発足に尽力するなど、生涯を通して革命派を援助した。一九二二(大正一一)年死去(以上、前掲『熊本県大百科事典』七九六頁を参照)。

(一九九) 前掲『東亜同文書院大学史』四三・四四頁。

(二〇〇) 前掲佐々「日清戦争と通訳官」三八七・三八八頁。

(二〇一) 同前、三八八頁。

(二〇二) 同前、三八一・三八五頁掲載の「表二 乙未同志会会員名簿」を参照。

(二〇三) 同前、三八七・三八八頁。

(二〇四) 同前、三八八・三九〇頁。

(二〇五) 長岡護美は熊本県出身で一八四二年の生まれ。熊本藩主細川斉護の第六子。明治維新後は維新政府の参与や熊本藩大参事を務める。一八七二年からアメリカやイギリスに留学、帰国後はオランダ駐在公使や元老院議官などを歴任。また、興亜会や東亜同文会の結成にも関わる。一九〇六年死去(以上、前掲『熊本県大百科事典』六〇七頁を参照)。

(二〇六) 清浦奎吾は熊本県出身で一八五〇(嘉永三)年生まれ。大分県日田の咸宜園で学ぶ。司法省に入り、以後警保局長や司法大臣などを歴任。また、一九二二年に枢密院議長を務め、一九二四年には内閣総理大臣となり組閣したが半年で総辞職した。一九四二年に死去(以上、前掲『熊本県大百科事典』二二四頁を参照)。

(二〇七) 前掲『東亜同文書院大学史』四四頁。

(二〇八) 同前、四六頁。

(二〇九) 同前。

(二一〇) 同前。

(二一一) 池辺吉太郎は熊本県出身で一八六四年の生まれ。「池辺三山」の名で知られる。慶應義塾を経て、大阪で『経世評論』を創刊。一八九三年には細川護成にしたがってフランスに渡航。帰国後は大阪朝日新聞社に入り、のちに『東京朝日新聞』の主筆となった。一九一二年死去(以上、前掲『熊本県大百科事典』四六頁を参照)。

- (二二) 内田康哉は熊本県出身で一八六五(慶應元)年の生まれ。東京帝国大学法科を卒業後、外務省に入り一九〇一年以来公使・大使として欧米やロシアに駐在。一九一一年に第二次西園寺公望内閣の外務大臣となり、以後満鉄総裁や枢密顧問官などを歴任。一九三二(昭和七)年には斎藤実内閣の外務大臣となり、いわゆる「焦土外交」を展開した。一九三六(昭和一一)年に死去(以上、前掲『熊本県大百科事典』七七頁を参照)。
- (二三) 前掲『東亜同文書院大学史』四九頁。
- (二四) 同前、七四・七五頁掲載の「歴代院長・学長と校舎所在地」を参照。
- (二五) 以下、同文書院開設の経緯については、前掲『東亜同文書院大学史』七六・八〇頁を参照。
- (二六) 「明治二十三年度熊本県歳出予算説明」一三頁、『熊本県公文類纂 県会 明治三十二年』(熊本県立図書館所蔵)所収。
- (二七) 『熊本県議公会議録 明治三十二年』第二卷(熊本県立図書館所蔵)。
- (二八) 同前。
- (二九) 『九州日日新聞』一九〇〇年二月二四日付。
- (三〇) 同前。
- (三一) 『九州新聞』一九〇〇年二月二五日付。
- (三二) 近衛の勧誘状が送られたときには各府県ではすでに翌年度予算が確定していたため、同文書院の開校にあわせて学生を派遣することができたのは熊本・広島・佐賀の三県にすぎなかったという(前掲『東亜同文書院大学史』七九頁)。
- (三三) 前掲『清国ニ於ケル肥後人』四頁。
- (三四) 中下正治『新聞にみる日中関係史——中国の日本人経営紙——』研文出版、一九九六年、七〇・七一頁。
- (三五) 同前、七二・七三頁。
- (三六) 馮正宝『評伝 宗方小太郎——大陸浪人の歴史的役割——』熊本出版文化会館、一九九七年、一六三頁。
- (三七) 同前、一五四・一五五頁。馮氏によれば、『時報』は康有為系統の有力な新聞(一九〇四年創刊)で、宗方はその経営には関わらなかったが記事監督の任にあたり、さらには自らの文章をしばしば同紙に発表したという(馮前掲書、一五四頁)。
- (三八) 同前、一六〇頁。
- (三九) 同前、一四四頁。

(三三〇) 中下前掲書、一〇一・一〇二頁。

(三三一) 同前、一〇五頁。

(三三二) 同前、一〇五・一〇六頁。

(三三三) 同前、一〇六頁。

(三四) 翟新『東亜同文会と中国——近代日本における対外理念とその実践——』慶応義塾大学出版会。二〇〇二年、一三六・一三七頁。

(三五) 同前、一三七頁。

(三六) 同前、一六一・一六二頁。なお、この『同文滬報』の外務省への譲渡の理由について、前掲『対支回顧録』下巻は「要するに同文会資金欠乏の結果に起因する」(五三五頁)と説明している。しかし、翟新氏は如上の財政問題のみを譲渡の理由とすることを疑問視し、(一)『同文滬報』に当期待されていた宣伝目標——中国保全論の宣伝による東亜同文会の中国における影響力増大——がある程度達成されたと認識されたこと、(二)東亜同文会会長の近衛篤磨の関心が中国北方へと移り、南方を重視する『同文滬報』や一部の会員らとの間に意見の相違が生まれていたこと、(三)在野で自由な発言を行うために外務当局との間に一定の距離を保とうとした井手らとは違い、近衛篤磨は外務当局に一貫して協力的であったことの三点を譲渡の要因として挙げている(翟前掲者、一六二・一七〇頁)。

(三七) 前掲『対支回顧録』下巻、五三五頁。もっとも、『同文滬報』には一九〇一年一二月以降外務省から毎月約五三〇円の補助があり、さらに同紙は上海総領事館からも援助を受けていたことから、中下正治氏は「独立独行はちよつと行きすぎのように思われる」と述べている(中下前掲書、一六〇頁)。また、中下氏は井手の「負債の自弁」についても、外務省が負債弁済のために一時金を立て替えていたことから、その記述に疑問を呈している(同前、一六〇・一六一頁)。

(三八) 同前、五三七頁。

(三九) 「漢字新聞東亜日報創刊ノ要旨」JACAR: B020040616600(第二八画像目から第三〇画像目)、新聞雑誌操縦関係雑纂／東亜日報(在上海)改メ亜州日報(一・三・一・一三七・一〇〇一)(外務省外交史料館)。なお、井手三郎が作成した「上海漢字新聞経営書」(一九一七年三月一日)という報告書には、「東亜日報ハ外務陸海軍三省ノ援助ニ依リ大正五年十月三十一日ノ天長祝日ヲトシテ創刊セシモノニシテ東亜同文会ノ機関トシテ政党政派ノ外ニ立チ日本人ノ経営ナルヲ標榜シ支那人記者ノ如キモ

彼国ノ党派ニ関係ナキ者ヲ選ビ井手三郎之レヲ主宰ス」(JACAR: BO三〇四〇六一六七〇〇(第四画像目)、新聞雑誌操縦関係雑纂／東亜日報(在上海)改メ亜州日報(一・三・一・一三七)〇〇一)(外務省外交史料館)という記述があり、東亜日報が東亜同文会と密接な関係にあったことがわかる。

(四〇) 外務省政務局第一課が一九一九(大正八)年四月に作成した「新聞政策ニ関スル新計画案」(ACAR: BO三〇四〇六〇〇四〇〇、新聞雑誌操縦関係雑纂(一・三・一・一〇〇一)(外務省外交史料館)によれば、『亜州日報』は『東亜日報』と『華報』が合併して一九一七年八月に創刊されたものだという(二九頁)。

(四一) 島田数雄は熊本県出身で一八六六年生まれ。濟々鬘を経て上京し英語研修、その後郷里に帰り濟々鬘の舎監となる。一九〇二年に上海に渡航し、井手三郎の『上海日報』の主筆となった。一九二九(昭和四)年上海で死去(以上、前掲『対支回顧録』下巻、一〇〇八・一〇〇九頁を参照)。

(四二) 西本省三は熊本県出身で一八七八年生まれ。濟々鬘を経て、一九〇〇年に中国に渡って南京同文書院に入る。日露戦争が始まると陸軍通訳官となつて従軍。戦後、同文書院で教鞭をとる。一九一三年、上海に春申社を設立して雑誌『上海』を創刊。一九二八(昭和三)年死去(以上、上海雜誌社編『白川西本君伝』蘆沢民治、一九三四年、一・三頁を参照)。

(四三) 国権党の移民(植民)思想や事業については、前掲佐々「移民会社と地方政党」に詳しい。

(四四) 前掲佐々「移民会社と地方政党」七二頁。

(四五) 渡英期については、「津田静一先生略年譜」前掲『伝纂』二三頁を参照。津田は後年、「余は先年〔英国よりの〕帰朝の初め、諸君に御話せし如く、数年英国に在りて、熟く世界の大勢を観るに、国力を発達し海軍を盛にせんとせば、植民地を海外に開くより急なるはなし、植民地一たび海外に開けて、国家の富進むべく、海軍の用も亦た起るべし……日本の如き宜しく之に倣はざるべからず」(前掲『伝纂』三四一頁)との考えに至つたという趣旨の発言をしている。

(四六) 以下、津田の移民(植民)論については、前掲『伝纂』二三三・二三六頁を参照。

(四七) 前掲佐々「移民会社と地方政党」七六・七七頁。

(四八) 同前、七四頁。

(四九) 高橋是清『高橋是清自伝』千倉書房、一九三六年、三六七頁。

(一五〇) 高橋長秋は熊本県出身で一八五八年生まれ。西南戦争時には熊本隊に所属して西郷軍側で戦う。戦後は熊本において友房の同心学舎設立に協力し、『紫溟新報』発行にも関わった。その後、細川家の有斐学舎舎監、細川家財務顧問を務め、さらに大阪一三〇銀行副頭取、肥後銀行頭取などを歴任するなど実業界で活躍した。一九二九年死去(以上、前掲『熊本県大百科事典』五二二頁を参照)。

(一五一) 高橋前掲書、三四四頁。

(一五二) 千場栄次『高橋長秋伝』稲本報徳舎出版部、一九三八年、四九頁。

(一五三) 国権党が当該事業に協力したもう一つの理由は、この事業が熊本県出身の藤村紫朗の発案によるものであったことである。そもその発端は、ペルー在住のヘーレンというドイツ人が、自らの経営する農場の労働者として日本人農夫を使おうと思いつき、日本に使者(日本人)を派遣したことであった。このときのヘーレンの意図は、自らは農場を提供する代わりに日本側から労働力と資金を提供してほしいというものであったが、あわせて彼はペルーの産業紹介の意味で使者に件の鉱山の鉱石を持たせたという。その後、日本に到着したヘーレンの使者は伝手を使って藤村紫朗と接触したが、このとき藤村は農場の話よりも使者の持参した鉱石に注目、その鑑定結果が非常に良かったこともあり鉱山開発の計画を進めることとした。そして、その計画が様々な人々を巻き込み、最終的には日秘鉱山株式会社の設立となったのであった。(以上、鉱山開発計画と藤村の関係については、前掲『高橋是清自伝』三四二・三四四頁を参照)。前掲『高橋長秋伝』によれば、藤村は高橋長秋などと相談して事業を推進、「国家的有利な大事業である」として津田なども協力した。その結果、日秘鉱業株式会社は「熊本人中心で」あったという(四八・四九頁)。

(一五四) 由仁町熊本自治区編『熊本部落史』由仁町熊本自治区、一九七八年、三五・三六頁。

(一五五) 同前、三六頁。

(一五六) 「北垣北海道長官江御書翰校」(一八九三年八月八日立案)『熊本県公文類纂 移転 明治二六年』(熊本県立図書館所蔵) 所収。

(一五七) 前掲「北垣北海道長官江御書翰校」、「北海道移住組規約御認可願」(一八九三年八月八日)および「熊本協同移住組規約書」前掲『熊本県公文類纂 移転 明治二六年』所収。

(一五八) 前掲『熊本部落史』三七頁。

(一五九) 同前、四〇頁。

(二六〇) 同前。

(二六一) 岩本の経歴などについては、村嶋英治「一八九〇年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業——渡タイ(シヤム)前の経歴と移民事業を中心に——」(上)『アジア太平洋研究』第二六号、二〇一六年)を参照。

(二六二) 前掲村嶋論文、一八五頁。なお、『伝纂』に収められている、一八九四年夏ごろに書かれたと推定される津田静一の書簡の草案(宛先不明)には、次のような一節がある。

……元来小生か暹羅国に試験的殖民之事を發起致候は岩本の調査に拠りて思立候訳に無之曾て柴棍に於て大迫砲兵少佐に邂逅して暹羅之事情を審にし又東京に帰着後該国より帰朝せし石橋禹三郎(平戸人)なるものゝ面会し其等之話を聞き益々該国に於て為すべきの機あるを察し遂に大阪に至り大三輪長兵衛氏と謀り同氏は東印度地方視察之為め小生は馬來半島に向ふの途次拾名以下位の農夫を率いて共に盤谷に赴き先づ岩本等の借用せんと致居候サツパーム之官有地並に其内に存し候空屋を小生之手に借受け一兩年間日本農夫之手を以て農業し試作を為し愈々適當之見込相付候はば尚進んで湄南河上流之沿岸に有之候適地を択び日本村落之基礎を定め続々移民を渡航せしめんと之考案にて……(前掲『伝纂』一六・一七頁)

この記述が正しければ、津田はもともと岩本の計画とは別に独自のタイ移民を構想しており、岩本の植民計画への協力も日本人農夫による「試作」を行うためであったということになる。

(二六三) 同前、一八六頁。

(二六四) 同前。

(二六五) 同前、一九七頁。

(二六六) 同前、一九八頁。ちなみに、岩本が企画した移民事業は広島に本社があった移民会社「海外渡航株式会社」が引き継いだ、その会社に雇われてバンコク代理人として移民と一緒にタイに渡航したのが、熊本県出身の大陸浪人宮崎滔天であった(前掲村嶋論文、一五八頁)。

(二六七) 以上、殖民協会と国権党関係者のつながりについては、「殖民協会成立の経過」『殖民協会報告』第一号(一八九三年)一〇二・一〇四頁を参照。

(二六八) 一八九五年三月三十一日付佐々友房宛津田静一書簡(前掲「佐佐友房関係文書」六四

・四〇)。

(二六九) 『九州日日新聞』 一八九五年六月一二日付。

(二七〇) 松本正純『近衛師団台湾征討史』長谷川書店、一八九六年、一二頁。

(二七一) 同前、四四頁。なお、同師団が台湾全島の一応の鎮定を終え、樺山総督が台湾平定を大本营に報告したのが一八九五年一月一八日のことであった(松本前掲書、三三四・三三五頁)。もつとも、上の台湾「平定」後も住民による武力抵抗が続いたことはよく知られているところである。

(二七二) 『九州日日新聞』 一八九五年七月三〇日付。

(二七三) 『九州日日新聞』 一八九五年三月六日付。

(二七四) 『九州日日新聞』 一八九五年三月一二日付。評議員のなかには、友房や田中賢道のほか、清浦奎吾、徳富猪一郎(蘇峰)、北里柴三郎などの名前が確認できる。

(二七五) 一八九五年一月に熊本で開かれた「鎮西館創立記念会」に出席した藤村紫朗は、その席上で、「東京に在る諸先輩に於ては今日当地の大勢が各政党非常の軋轢を為し其弊や延びて社会の平和を破り共同の事業を妨げるを憂ひ東京に於て各党各業に属するものを問はず相共に提携して社会の実益進歩を謀る為に肥後倶楽部なる一の社交倶楽部を設置したりしなり」(『九州日日新聞』 一八九五年一月一九日付)と述べている。

(二七六) 以上、同書出版の経緯については、肥後倶楽部編『台湾島実業一斑 附台湾各港貿易年報・朝鮮各港貿易年報・清国牛莊港貿易年報』(肥後倶楽部、一八九五年) 一・二頁を参照。

(二七七) 藤村紫朗は熊本県出身で一八四五(弘化二)年生まれ。一八六二年に長岡護美にしたがって上京、勤皇の志士たちと交わり、のちに脱藩して長州に走る。岩倉具視のもとで王政復古に参画。明治維新後は山梨県令などを務めたほか、一八九〇年には貴族院議員となった。一九〇九年死去(以上、前掲『熊本大百科事典』七一〇・七一二頁を参照)。

(二七八) 嘉悦氏房は熊本県出身で一八三三(天保四)年生まれ。時習館を経て横井小楠の門下生となり、実学党の中心人物となる。明治維新以後は熊本県少参事心得や白川県権参事を務めるも、安岡良亮の県政を批判して下野。以後、教育機関「広取齋」を開き実学派子弟の教育に努力した。また県会議長や衆議院議員を務めるなど、政治家としても活躍した。一九〇八年死去(以上、前掲『熊本県大百科事典』一三四頁を参照)。

(二七九) 磯辺包義は大分県鶴崎出身で一八四二年の生まれ。海軍軍人となり、一八六九年には撰津艦長心得となる。その後、浪速艦長や佐世保軍港司令官などを歴任。一八九三年

に予備役編入。同年日本郵船会社取締役就任、一八九六年には貴族院議員となる（以上、小俣愨編『大分県人名辞書』小俣愨、一九一七年、七頁を参照）。ちなみに、大分県人の磯辺が肥後倶楽部に加入した理由は、出身地の鶴崎が熊本藩の所領であったことによると考えられる。

(二八〇) 『九州日日新聞』一八九五年八月二三日付。

(二八一) 四先輩が帰熊すると、熊本の実業家らは安場らの「商工業及び経済上に関する談話」を聞くことと会合を計画し、さらに「市内の商工諸会社の実況を「安場らの」巡覧に供する計画も立てられた（『九州日日新聞』一八九五年八月二五日付）。このような機会を得た安場らは積極的に自分たちの主張を開陳し、たとえば藤村紫朗は蚕糸業について講演している（『九州日日新聞』一八九五年八月二九日付、同月三一日付および九月一日付）。

(二八二) 『九州日日新聞』一八九五年八月二八日付。なお、後藤基徳は、石川愛郷編『八代郡誌』（熊本県教育会八代郡支会、一九二七年）のなかで「八代町及び附近」における「自由党改進黨」系の主要人物として名前が挙げられている（三二―三三頁）。

(二八三) 前掲『伝纂』二八・三〇頁。

(二八四) 同前、二九・三〇頁。

(二八五) 「台湾事業組合」という組織の名前は諸史料にたびたび登場するが、その正確な創設時期はわかっていない。しかし、新聞記事に「昨年（一八九五年）本県の諸先輩下県せし当時組織されたる台湾事業組合」（『九州日日新聞』一八九六年九月六日付）という記述があるため、おそらく「四先輩」が来熊した一八九五年八月から九月にかけて創設されたと考えられる。

(二八六) 前掲『九州日日新聞』一八九六年九月六日付。なお、一八九七年二月二日の出資人総会において同合資会社の定款の確定・重役の選挙が行われたので（『九州日日新聞』一八九七年二月二三日付）、会社の正式な設立はこのときであったと考えられる。

(二八七) 『東京朝日新聞』一八九七年一月一九日付朝刊。

(二八八) 前掲『伝纂』三五八・三五九頁。

(二八九) 『九州日日新聞』一八九七年九月一五日付。ちなみに、同株式会社は一八九八年七月二七日に創立免許を得て、翌一八九九年二月二〇日に開業した（『九州新聞』一八九九年二月二二日付）。

(二九〇) 前掲『伝纂』三五七頁。

(二九一) 安達謙蔵「序文」前掲『伝纂』四・五頁。



(一九二) 前掲「津田静一先生略年譜」二六頁。

(一九三) 『九州日日新聞』一八九九年九月二〇日付。なお、『九州日日新聞』一九〇四年五月二十九日付に掲載された同社の解散登記に関する広告には、「台湾拓殖株式会社は明治三十三年九月十五日株式総会の決議に依り解散す」とある。

(一九四) 甲斐大牛は熊本県出身で一八六七年生まれ。濟々覺で学んだあと津田が経営する熊本文学館で英語を研修、凶南の志を抱いて南洋に赴く。そして、津田が台南で植民事業をおこすと甲斐はその事業の主幹となり、津田が細川家の家令となってからはその植民事業を引き継いだ。その後、韓国併合を受けて熊本県農会が朝鮮移民を送出した際には、移民村の監督を務め模範を示したという。一九二〇年死去（以上、甲斐の経歴については、『熊本海外協会会報』第三卷第八号（一九二〇年八月一五日）九頁掲載の記事を参照）。

(一九五) 前掲『伝纂』三六四頁。

(一九六) 同前。

(一九七) 津田に関係する対外（植民）事業として、以下の二つのものに言及しておきたい。

(一) 韓国細川農場と津田の関係。熊本藩の旧藩主細川家は、戦前の韓国に二、〇〇〇町歩の土地をもつ大地主であったが、その基礎となったのは全羅北道にあった農場（細川農場）であった。細川家が韓国における土地の収拾に着手したのは一九〇四年のことだが、当時の細川家家令は津田静一であった。当該事業がはたして津田の発案であったかは定かでないが、家令として事業を統括する立場にあったこと、また細川農場の主任として津田の教え子である黒田二平が就任したことから考えて、津田の影響は少なくなかったと推測される（韓国における細川家の土地収拾については、千田稔「華族資本としての侯爵細川家の成立・展開」『土地制度史学』第一一六号、一九八七年）を、黒田については『九州日日新聞』一九一一年三月一〇日付を参照）。

(二) 熊本県農会が行った朝鮮移民事業との関連。一九一〇（明治四三）年の韓国併合後、東洋拓殖株式会社（東拓）が韓国に対する農業移民事業を開始したが、熊本県においては熊本県農会が移民を募集し、東拓移民のなかに組み込んで送出する事業を行った。このとき、当該事業を強力に推進したのは県議（国権党所属）の三津家伝之だったが、三津家は津田の教え子であった。くわえて、移民計画実行に際して三津家が参考にしたのが前述の細川農場で、かつその主任の黒田は三津家の友人であり、県農会の移民事業には助言者という立場で力を貸した。そしてさらに、県農会が送出する移民団の団長に就任したのは、津田の台湾植民地を引き継いで経営していた甲斐大牛であった（以

上の記述に関しては、前掲『伝纂』二九三頁、前掲『九州日日新聞』一九一一年三月一日付、同年四月二日付、同年六月八日付および北坂現『熊本県農業団体発達史』（日本談義社、一九五九年）五二・五四頁を参照）。つまり、如上の熊本県農会の移民事業に関わった主要人物たちはすべて津田に近いものたちで、当時津田はすでに死去していたが、当該事業は津田の強い影響を受けていたといえるものであった。

〔一九八〕以上、入江寅次『邦人海外発展史』上巻（井田書店、一九四二年）一〇一頁を参照。

〔一九九〕前掲佐々「移民会社と地方政党」六二頁。

〔二〇〇〕津田らが移民事業に参入した当時、「移民会社は周旋料収入と移民送金の保管による資金融通によって利益をあげ、当時としては有利な事業とみられていた」という（前掲佐々「移民会社と地方政党」六三頁）。

〔二〇一〕前掲註（二九九）と同じ。

〔二〇二〕同前、六三頁。

〔二〇三〕同前、六三・六四頁。

〔二〇四〕同前、六四頁。

〔二〇五〕同前。

〔二〇六〕同前、六六・六七頁。

〔二〇七〕同前、七二頁。

〔二〇八〕石坂繁「阿部野利恭先生伝」『熊本商大・熊本短大論集別冊』一九六二年、一一頁。

〔二〇九〕以下、阿部野の経歴については、前掲石坂論文を参照。

〔二一〇〕熊本海外協会では、一九三三年一月に理事長の長江虎臣が辞任した際、（一）理事長は当分の間欠員のままとすること、（二）主事・嘱託を設置すること、（三）一切の事務は常任理事四名の分担によって行うことを決定した（『九州日日新聞』一九三三年一月二〇日付）。しかし、やはり諸般の業務を統括する存在が必要だったようで、一九三四年七月には「熊本海外協会は先般来理事中より四名の常務理事を置き総ての事務を分担処理することゝなつて居るが更に事務統一の便宜上今回阿部野常務理事は特に毎日出勤して会務処置上の中心となり事務の進捗を図ることゝなつた」（『九州日日新聞』一九三四年七月二九日付）と報じられている。

〔二一一〕一九三二年五月一日に開かれた熊本海外協会の通常総会において、阿部野が理事長となることが議決された（『熊本海外協会会報』第一四卷第五号、一九三二年六月一日、四頁）。なお、阿部野の存在が大きく影響した考えられる熊本海外協会の活動には、

次のものがある。

(一) 尼港事件犠牲者遺族の救済活動。一九二〇年に発生した尼港事件の犠牲者遺族に対する慰問・救恤金増額運動に、熊本海外協会は積極的に協力したが（岩崎前掲書、九四・一〇一頁）、この運動に対して同協会が熱心だった理由は、一つは尼港事件の犠牲者のなかに多数の熊本県出身者が含まれていたからであろうが、それにくわえて遺族救済運動を推進した島田元太郎と阿部野が親しい間柄であったことも関係していたと考えられる。島田は長崎県島原出身で一八七〇年の生まれ。尼港事件の舞台であるニコラエフスクで島田商店を経営して財を成した人物で、尼港事件発生時には日本に帰国していたため難を逃れたが、その後は犠牲者遺族の救済に尽力した。この島田と阿部野は一八九七年ごろにシベリアで知り合い、以後親しく交わって二人で満州などを旅行したこともあったという（以上、島田の経歴と阿部野との関係については、隈部守『尼港事変と島田元太郎』（文芸社、二〇一三年）および同書一三二・一三五頁所載の「弔辞」を参照）。如上の交友関係があったためであろう、阿部野は島田の尼港事件犠牲者救済運動に協力するようになり、たとえば一九三二年には、部野は島田と連名で「尼港事変損害賠償請願」運動についての「通告状」を各所に発送している（『熊本海外協会展報』第一五巻第七号、一九三二年九月一五日、一五頁）。そして、おそらくこのような阿部野と島田の交友関係が、海外協会の活動にも影響を与えたと考えられる。

(二) 花田仲之助の報徳会との提携。一九二五（大正一四）年五月の熊本海外協会理事会では「報徳会と連絡の件」が議論された（『九州日日新聞』一九二五年五月一七日付）。そして、同年六月には来熊した花田の歓迎会を熊本海外協会が開催し、そこでの協議の結果、両者は「今後相携へて堅実なる道徳観念の扶植に励まうと云ふ事となった」（『九州日日新聞』一九二五年六月九日付）。ここでの「報徳会」とは、日露戦争後に郷里鹿児島に帰った花田仲之助が本格的に始めた道徳教化運動で、「教育勅語」をその思想的中核とするものであった（以上、花田の報徳会の活動については、井竿富雄「花田仲之助の報徳会運動——山口県を中心に——」（『山口県立大学学術情報』第六号、二〇一三年）を参照）。熊本海外協会がこのような特殊な運動と提携することになったのは、彼らが「国民の海外発展を目的とする海外協会は一面健全なる移民を送ることの必要を感じずる処より国民思想の善導を主とする報徳会との連絡を望」（前掲『九州日日新聞』一九二五年六月九日付）んだという面もあったが、やはり阿部野の存在が大きかったと考えられる。本文中に述べたように、阿部野はシベリアでの活動中に花田と面識を得ていたが、

両者は戦後帰国したあとにも親密な関係を保っており、その間柄は「花田が」熊本に来る時、必ず阿部野は花田少佐に随行して各地の講演会を廻った」（前掲石坂論文、五頁）と伝わるほど親密であった。おそらく如上の親密な関係が、熊本海外協会と報徳会という互いに異質な組織同士を結び付ける基礎となったのだろう。

三二〇 酒田正敏氏はその対外硬運動に関する研究において、「対外問題にたいする個人あるいは政治集団の主張・動向にかんする従来の研究」で「国権」と「民権」が対立する概念としてとらえられてきたこと、その結果対外硬運動が「国権主義の運動」としてのみ理解されてきたことを批判している。「国権」およびそれに対置されてきた「民権」という概念は互いを排斥するようなものではなく、両者の対立とは「国権」と「民権」の実現の方法やどちらが優先されるかをめぐってのものであった。そのため、たとえ「民権」派が政治的状況の変化にともなって「国権回復」や「国権伸長」を唱えたとしても、それは「矛盾」でも「進歩」でもない酒田氏は指摘している（以上、酒田正敏『近代日本における対外硬運動の研究』東京大学出版会、一九七八年、四・七頁）。この指摘は非常に重要なもので、戦前の熊本において国権党と対立した非国権党勢力の対外活動について分析する際にも、常に念頭に置いておくべきものである。

三二一 宮崎八郎は熊本県出身で一八五一（嘉永四）年の生まれ。時習館で学び、一八七〇年には藩の遊学生として上京、西周の塾などをめぐる。新政府内で征韓論が決裂した際には、憤慨して左院に上書した。佐賀の乱を機に帰郷、台湾出兵には同志とともに参戦した。一八七五年の愛国社結成大会に参加、同年四月には熊本で同志と植木学校を創立した。一八七七年の西南戦争に際しては協同隊の参謀長として参戦、その渦中で戦死した（以上、前掲『熊本県大百科事典』七九六頁を参照）。

三二二 前掲上村『宮崎兄弟伝 日本篇』上巻、六三・六四頁および七四・七八頁。

三二三 同前、八〇・八五頁。

三二四 玄洋社社史編纂会編『玄洋社社史』（葦書房、一九九二年〔復刻原本一九一七年〕）には次のような記述がある。

朝鮮兵乱（壬午軍乱のこと）の後、宗像政、中江兆民、長谷場純孝、栗原亮一、和泉国彦、末広鉄腸、樽井藤吉等大陸活動を企て、之を平岡（浩太郎）頭山（満）に謀る、頭山之に賛して曰く、

「韓半島は古來我の同胞なり、流血の悲惨を与へずして、之と合せざる可らず、

を採れば、小は勞せずして、之を合す可く、招かずして来るべし、韓の小に向はんより、若かず支那の大陸に於て活動せんには」と、乃ち活動党の發するに当り、玄洋社員九十余名を之に加はへしむ、活動党が已に従ふる所は熊本相愛社員六十余名なり、之を思ふに、支那実に州四百、民四万々人、当時東洋唯一の強国として自ら許すものあり、之に対して頭梁七人、志士僅に百數十、之を以てして、支那大陸に活動すべしと為す、素より成る可きの事にあらず、恰も空中に樓閣を、画くと異らずと雖も、其意気や賞す可し而もこの一行によつて支那研究の端開かれ、彼の日支貿易の開拓、日本人にして、支那開發の先驅と呼ばれたる荒尾精と頭山と相識るに至り、以来刎頸の交あり。(二三九・二四〇頁)

もつとも、この記述については『頭山満翁正伝』や『東亜先覚志士記伝』にも似たような箇所があるが、その内容が微妙に異なっていて錯綜していることから、その信憑性を疑問視する意見もある(新藤東洋男『自由民権運動と九州地方——九州改進黨の史的 연구——』古雅書店、一九八二年、一〇五・一〇六頁)。

〔三七〕宗像政は熊本県出身で一八五四年生まれ。西南戦争には協同隊の一員として参戦し、戦後は相愛社に参加して自由民権を唱えた。一八九四年に衆議院議員となったほか、埼玉、広島、熊本などの県知事を歴任した。一九一八年に死去(以上、前掲『熊本県大百科事典』八〇七頁を参照)。

〔三八〕以上、東洋学館に関しては、佐々博雄「清仏戦争と上海東洋学館の設立」(『国士館大学文学部人文学会紀要』第一二号、一九八〇年)や新藤前掲書、九八・一〇六頁を参照。

〔三九〕水野公寿「熊本県の移民と移民会社」(大津町史編纂委員会編『大津町史研究』第一集、一九八四年)五七頁および五八頁掲載の「表(八) 熊本の移民会社」を参照。

〔四〇〕佐々博雄「海外協会と地域社会——大正期における熊本海外協会を中心として——」『国士館史学』第六号、一九九八年、四一頁。

〔四一〕前掲『熊本県議公会議録 明治三六年』第三卷。

〔四二〕前掲『熊本県議公会史』第二卷、一〇九二・一〇九四頁。

〔四三〕同前。

〔四四〕『熊本県議公会議録 明治三七年』第二卷(熊本県立図書館所蔵)。

〔四五〕前掲『熊本県議公会史』第二卷、一〇九四・一〇九五頁。ちなみに、さらに翌年の一

九〇五年の県会では、前年まであれだけ紛糾したにもかかわらず、同文書院派遣生に関する予算はほとんど議論されずに可決されたようである(前掲『熊本県議会史』第二巻、一一六二・一一六九頁)。これに対して、野口氏は、

「派遣事業への反対がなくなった」大きな要因は、日清戦争を経て日本の経済力が次第に充実し、そのはけ口としての大陸との貿易や海外への殖民が関心を呼び、さらに明治三十七年(一九〇四)に始まった日露戦争はアジア唯一の帝国主義国として、積極的な大陸進出のいとぐちとなったことと無関係ではない。大陸進出が国策としてオーソライズされていく過程で、東亜同文書院(ある意味で国策的、植民地的学校)への県費留学生派遣が次第に正当化され、反対の声も消えていったのだと思われる(前掲野口「明治期熊本における中国語教育」(三) 四九頁)

と分析している。これについては筆者も同様の意見で、より直接的には日露戦争での勝利という状況が人々の意識を対外活動の実施へと向かわせた結果、非国権党勢力も反対論を唱えなくなったのだと考えられる。

三三六 この点、一九〇四年の県会において非国権党系の議員が「清韓経営ニ対シ更ニ大計画ヲ立ツル為メ県当事者並ニ議員ニ於テ相談ノ必要アランモ其余地ナク兎ニ角(同文書院生派遣事業は)本年ハ廢シタ方宜シカラント思フモノナリ」(前掲『熊本県議会会議録明治三十七年』第二巻)と述べていることは示唆的である。なお、新藤東洋男氏は、九州の自由民権勢力(非国権党勢力)が、国内・国際情勢の激変のなかで弱点を露呈している、体制側に取り込まれて立憲政友会へとまとまっていく過程で、「大陸浪人化」している(新藤前掲書、一〇五頁)。しかし、本章註(三二二)でふれた酒田氏の指摘を考えると、新藤氏の自由民権派の「大陸浪人化」という理解が妥当であるかどうかは検討を要するであろう。

三三七 たとえば、一八九九年二月八日付西徳二郎駐清国公使発青木周蔵外務大臣宛電報は、「山東省ニ於テ耶蘇教排斥ノ暴動絶ヘズ殊ニ近頃同信徒ト他ノ清国人トノ間ニ紛擾アリ」として山東省の情勢が不安化していることを伝えている。そして、一九〇〇年三月六日付西徳二郎発青木周蔵宛電報には、「山東ニ於ケル義和団ハ漸次蔓延シテ直隸省内保定府下新城県ニモ同徒ノ動揺ノ状アリ……又山東省ニ於テ同団力蔓延スルタメ

往々外国人ニ危害ヲ加へ現ニ前頃英国宣教師ノ殺害セラレタルノミナラス其他米国独逸及仏国宣教師等ニ於テモ種々妨害ヲ蒙ル」とあり、山東省以外にも徐々に義和団の勢力が拡大していたことがわかる(以上、外務省編『日本外交文書 北清事変』上巻(第三三巻別冊一)、日本国際連合協会、一九五六年、一・二頁)。

〔三二八〕以下、当該社説の内容については、『九州新聞』一九〇〇年三月一日付を参照。

〔三二九〕新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史 通史編』第七巻(熊本市、二〇〇三年)は、「多数派形成のため党派の抗争、なかでも衆議院選挙以下県会・郡会・市町村会のほか農会や産業組合役員選挙など各種の選挙において買収や警察権力を利用した選挙干渉など激しい選挙戦が展開し、熊本県は政争県・難治県と言われるようになった」(九六頁)と述べている。このような対立は社会の隅々までおよび、たとえば開明主義・自由主義的教育を行っていた県立熊本中学校(一八七九年設立)は、改進黨など非国権党勢力の支持を受けていたが、県会で多数派を占めた国権党の反対により一八八八年に廃校に追い込まれた(森田前掲書、二八六・二八七頁)。また、一八九六年に設立された熊本商業学校では、「政争に学校がまきこまれることをきらつて最初の数年間は教員を全部他府県からまねいた」(熊本県編『熊本県史』近代編第二、熊本県、一九六二年、六五三頁)というエピソードも伝わっている。その真偽のほどは定かでないが、如上の話がまことしやかに伝わっていることから、当時の熊本県の政争の激しさをうかがい知ることができるだろう。

〔三三〇〕本章で明らかにした国権党と非国権党勢力の協力体制が、日清戦争の勃発と勝利に由来するものなのか、またはそれ以前にもさかのぼって確認できるものなのかはよくわかっていない。たとえば当時の中央政局では、自由党が民力休養論を放棄して政府の軍備拡張論に賛成するなど、政府への接近姿勢をみせていた(坂野潤治「日清戦後の政治過程」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史 六 日本帝国主義の形成』東京大学出版会、一九七〇年、一〇四・一〇六頁)。あるいは、このような戦後の政治状況の變化が熊本のみならず非国権党勢力の行動に影響を与えた可能性も考えられるが、現段階ではそれを判断できるだけの材料がないため、この問題は今後の課題としたい。

〔三三一〕現代では、対外活動を行った熊本県出身者としては、孫文の盟友であった宮崎滔天などの方が国権党関係者よりも広く知られている。しかし戦前においては、熊本という地域に対する滔天の影響力は国権党関係者のそれよりも明らかに小さいものであり、その意味で彼は熊本においては「傍流」であった。

(三三) 非国権党勢力が対外活動を志向した理由として、まずは彼らも国権党と同様に対外活動の実施やその結果としての地域利益の獲得、あるいは日本の勢力拡張に対して関心を有していたことが挙げられる。本文中でも指摘したが、彼らの対外活動に対する態度は「小日本主義」のように日本の海外進出を原理的に否定するものではなく、基本的には賛成の立場であるが、国権党との関係など条件次第では反対にも傾くという不安定なものであった。

また第二の理由としては、積極的な商工業政策を求める地域社会の声の存在が挙げられる。先行研究では、元来農業県で産業の近代化が遅れていた熊本県には、積極的な産業発展策を求める世論が存在し、国権党はこの世論を取り込むことで党勢を拡大したと指摘されている(前掲広瀬「熊本紫溟会思想」および前掲佐々「熊本国権党系の実業振興策と対外活動」)。そして、非国権党勢力が対外活動の分野で国権党に協力した日清戦争終結後数年間は、まさにそのような積極策を求める風潮が興隆した時期であった。たとえば、『九州日日新聞』一八九五年九月二日付掲載の「本県の新事業」と題する記事は、

「日清」戦後の形勢は国民の心気を鼓舞作興して大に殖産工芸通商貿易の事業を振起拡張する事に傾向せしめたりき而して今や我熊本県の如き対戦争の勇気を一転して実業振興国力発達の精神を奮起し其の勢ひ殆んど抑ゆべからざるものあるに至れり今試るみに今後県下に於て起業すべきもの又は既に事業着手しつゝある重なるものを左に列挙せん

と述べて、「台湾探検」など二〇以上の事業を挙げている。このように、日清戦争後はその勝利を受けて地域全体で新事業の勃興、つまりは商工業に関する積極的な雰囲気がありあがっていたのであり、そのような地域の声に押される形で非国権党勢力も対外活動に積極的にならざるを得なかったという側面もあったと考えられる。



## 第二章 辛亥革命期における東亜同志会の活動

### はじめに

前章に述べたように、明治の早い時期から熊本県では国権党を中心として積極的な対外活動が行われていたが、その国権党関係者が中心となって一九一一年（明治四四）年一月に結成した団体が本章の主題である東亜同志会である。そこに集った人々の多くはいわゆる「大陸浪人」(一)と称される人物たちで、東アジアの諸問題の講究と対外活動の実行が同会の目的とされた。

一方目を転じれば、同会が結成された一九一一年は世界史的な大転換がおこった年でもあった。すなわち、同年一〇月に中国の武昌で革命派が武装蜂起し、辛亥革命が始まったのである。この革命によって清朝が倒され、東アジア初となる共和政国家中華民国が成立したことは周知の通りだが、この大動乱に対しては日本中が注目し、なかには革命の渦中に乗り込み活動する人々もあった。奇しくも発足から一年足らずでこの大動乱に際会することになった東亜同志会も、動乱の中心地である上海や武漢・南京、さらには北京や満州にも会員を派遣して様々な工作を行い、また日本国内においても積極的な活動をみせたのであった。

以下、本章では東亜同志会の設立および辛亥革命期における活動について分析することで、同会がそれまでの国権党の対外活動の歴史を受け継ぐ団体であったことを明らかにしたい。また、同会の辛亥革命期における活動は当時外務大臣であった内田康哉の意向と密接な関係があり、その意味において同会の活動が内田の外交政策の一部として展開されたこと、また中央政局での政治的対立とは異なる原理で地方組織は動いており、それはひるがえって中央政局の分析にも資するものであることなどもあわせて論証したい。これらの成果は単に熊本県の地域史にとどまらず、大陸浪人や辛亥革命期の日中外交の研究などにとって有用な材料となるであろう(二)。

### 第二節 時代背景の概観

#### 一・一、辛亥革命勃発前の状況と革命の展開

日清戦争において清朝が日本に敗北した結果、西欧列強の中国分割が本格化したことはよく知られているが、そのような危機的状況を打開するため、清朝政府は近代化政策を推

進して立憲君主制の確立を目指した。

たとえば、一八九八年には光緒帝と康有為らによって「戊戌変法」が始められ、政治制度の改革や新しい教育機関の創設などがはかられた。この改革はわずか三ヶ月ほどで挫折してしまつたが、一九〇一年からは西太后を中心とする制度改革（「光緒新政」）が開始された。さらに日露戦争後には立憲君主制確立を求める動きが活発化し、清朝は一九〇五年に諸外国の政治制度を視察させるために考察憲政五大臣を海外に派遣した。そして、立憲制開始に向けて一九〇八年には欽定憲法大綱が發布され、一九〇九年に各省に諮議局が、翌一九一〇年には北京に資政院が開設されたのであった。

その一方で清朝を倒し、新たな漢族の国家を作ろうとする革命派の動きも活発化していった。のちに中華民国臨時大總統となる孫文は、一八九四年にハワイで興中会を結成し、翌年広州で武装蜂起を計画したが失敗、その後亡命生活を強いられたが、一九〇〇年にも惠州で反乱をおこすなど積極的に活動していた。さらに、一九〇五年には東京で革命派の諸団体をまとめた中国同盟会が結成された。

このような状況のなかで、一九二一年一月一日に辛亥革命のきっかけとなった武昌蜂起が発生すると、反乱の波は急速に拡大し同年一月下旬までに一四省が独立を宣言する事態にまで発展した。如上の事態に対し、清朝政府は袁世凱を起用して革命軍の鎮圧にあたらせたが、イギリスの斡旋もあつて一二月から両者間で停戦が成立し、和議交渉も開始された。この交渉の過程において両者間で妥協がはかられ、皇帝の退位と孫文から袁世凱への臨時大總統職の譲渡の流れが形作られていく。その後、一九二二年一月に中華民国が成立して孫文が臨時大總統に就任し、二月に最後の皇帝宣統帝（溥儀）が退位して清朝は滅亡した。そして、皇帝退位後に孫文が臨時大總統を辞すると、同年三月に袁世凱が代わつてその職に就いたのであつた<sup>33)</sup>。

#### 一・二、辛亥革命に対する日本の諸勢力の対応

では、以上のように展開した隣国の大動乱を受けて、日本ではどのような動きがあつたのだろうか。辛亥革命への対応はその立場によってそれぞれ異なつていたため、いくつかの主要な主体に分けて概括すると次のようになる。

#### (一) 西園寺公望内閣の動き

辛亥革命勃発直後、ときの第二次西園寺公望内閣は、清朝政府の要請に応じて大倉組

などに組織させた「泰平組合」を通じて同政府に武器を供給することを決定した。しかし、内相であった原敬の慎重論などもあり、内閣は清朝に露骨に肩入れする姿勢を修正し、一九一一年一〇月二四日に「対清政策ニ関スル件」を閣議決定して、辛亥革命に対する基本的な外交方針とした。この閣議決定の要点は、「満洲ニ関シテハ暫ラク現状ヲ維持シテ之カ侵害ヲ防キ傍ラ好機ニ際シテ漸次我利権ヲ増進スルコトヲ努メ満洲問題ノ根本的解決ニ至リテハ其機会ノ最モ我ニ利ニシテ且成算十分ナル場合ヲ待チテ初メテ之ヲ実行スルコト」、「今後特ニカヲ支那本部ニ扶殖スルニ努メ併セテ他国ヲシテ該地方ニ於ケル我優勢ナル地位ヲ承認セシムル」こと、満洲に関してはロシアと歩調を合わせ、また「出来得ル限り清国ノ感情ヲ融和シ彼ヲシテ我ニ信頼セシムルノ方策ヲ取ル」ほか、イギリスやフランス、アメリカなどとも協調を旨とすことというものであった<sup>四</sup>。

その後、袁世凱内閣の成立や革命の進展を受けて、内閣は一月二八日の閣議で、列国による共同干渉を行い、清朝皇帝を戴く立憲君主制を実現させるという時局收拾方針を決定、その旨イギリスに提案した。しかし、イギリスは日本の共同干渉の提案を拒否し、その一方で自国の斡旋で清国政府と革命軍との休戦・和平交渉を開始させる。こうして、革命收拾に向けた交渉はイギリスの主導で行われることとなり、日本はその埒外に置かれてしまうのであった。その後も内閣は立憲君主制の成立にこだわるが、逆にイギリスから袁世凱を首班とする共和政体樹立による事態收拾策を提案されてしまう。ここにいたって内閣は立憲君主制成立という形での事態の收拾を断念し、一月二六日にたとえ共和政体が成立したとしても干渉しないことを決定したのであった。

以上のように、内閣は革命乱終息のために立憲君主制の成立を望んでいたが、外務省の出先機関では異なつた動きもあつた。すなわち、駐清国公使として北京に駐在していた伊集院彦吉は中国北部に清朝を存続させる一方で、中南部には別に二つの国家を分立させることを構想し、そのための積極的な外交活動を外務省本省に対して提案したのである。しかし、如上の伊集院の考えは本省に採用されず、結局内閣はイギリスの行動と共和政体樹立を承認する態度をとつたのであった<sup>五</sup>。

## (二) 陸軍（参謀本部）の動き

陸軍は大陸政策を推進するうえで重要な役割を果たしていたが、辛亥革命に対しては参謀本部が特異な動きを示した。

革命が始まると、当時参謀本部第二部長を務めていた宇都宮太郎は、独自の時局收拾

策を立案した。その内容は、清朝を支援してその体制を維持させつつ、一方で革命派をも援助して時機をみて両者を調停、南北に二つの国家を分立させる。そして、それぞれを同盟国と保護国（またはそれに類するもの）にすることで、中国における日本の勢力拡大をはかるというものであった。宇都宮は如上の計画を実行するために、井戸川辰三などの陸軍将校を中国に派遣するとともに、「大陸浪人」にも資金を渡して活動を行わせた。

宇都宮は清国政府と革命軍との和平交渉が始まり、内閣が共和政体の成立を黙認することを決定したあとも、中国内に国家を分立させる構想を捨てなかった。たとえば、一九一二年一月二八日に宇都宮は内田外相と面会して、清朝の皇帝が退位しないうちに調停を行い南北で国家を分立させること、その際「必要の兵力をも入れて満州朝廷を専守防禦的に擁護」することなどを骨子とする計画を述べ同意を求めた<sup>⑤</sup>。しかし、内田はこれに対して「主意には左程不同意にあらざるが如きも、実行の意も抱負も無き如」き態度で、宇都宮が「其実行を勧めしも絶対不可能と」返答したという<sup>⑥</sup>。結局、伊集院の場合と同様、宇都宮の計画も内閣には受け入れられることはなかったのである<sup>⑦</sup>。

### (三) 「大陸浪人」の動き

民間の「大陸浪人」たちは、革命派とのつながりが深かったこともあり、概してその活動に同情的であった。そのため、辛亥革命が勃発すると彼らは諸団体を結成し、政府に対して清朝政府への武器供与の中止や厳正中立を求めるなど、革命派への支援活動を大々的に展開した。

また、彼らのなかには日本国内で活動するだけでなく、中国に渡って動乱の渦中に乗り込み様々な活動を行うものもいた。中国へと渡った大陸浪人たちは革命を応援する姿勢をみせたが、なかには「不良浪人」<sup>⑧</sup>と呼ばれるものもいた。また、情勢の変化とともに、袁世凱との妥協を模索する革命派とそれを不可としてあくまでも革命の断行を求める大陸浪人との間に疎隔も生じたという。なお、一言に「大陸浪人」といっても、なかには共和政に反対し清朝の存続を望んだ宗方小太郎や満蒙独立運動をおこした川島浪速などもおり、その思想や行動が多様であった点には注意しなければならない<sup>⑨</sup>。

以上、大まかな時代背景と辛亥革命に対する日本の諸勢力の対応を見てきた。それは、いよいよ主題である東亜同志会の活動へと論を進めていきたい。

## 第二節 東亜同志会の結成

### 二・一、東亜同志会の会員・趣意書について

東亜同志会の発会式は、一九一一年一月二二日に熊本市で開かれた<sup>(二二)</sup>。そのときの出席者として新聞記事では、

村上一郎、井手三郎、木下宇三郎、野田寛、片野口太郎、藤森義一郎、渋谷加藤次、平田彦熊、甲斐大牛、門池能彦、古荘韜<sup>(二三)</sup>、緒方二三、阿部野利恭、小早川秀雄、松村辰喜、岡辰喜、平山岩彦、佐藤敬太<sup>(二四)</sup>、早川新次、中路新吾、勝木恒喜、三城敬造、古閑次郎、中島裁之、辻武雄、松倉善家、志水数雄、井口忠次郎、池田勇、本田柳蔵、松村亀源、高田九郎、本島正礼、磯崎実次郎、田川淡、久野尉太郎、白石卯一、村井信実<sup>(二五)</sup>

の名前が挙げられている。現在のところ、同会の会員名簿などは見つかっておらず、会員の正確な把握はできていない。そのため、上に挙げた者たちを暫定的に会員とみなし、以下論述を進めたい。また、上述の出席者のなかに名前はないが、当時上海で活動していた宗方小太郎、のちに同志会の後身である東亜通商協会や熊本海外協会の役員となる長江虎臣<sup>(二六)</sup>、発会式当日に幹事（後述）のひとりに選ばれる三津家伝之<sup>(二七)</sup>なども会員であったと考えてよいだろう<sup>(二八)</sup>。

発会式では、開会趣旨の説明や主意書・会則の議定（主意書は後日発表とされた）、井手三郎による中国情勢についての講演などが行われた<sup>(二九)</sup>。会則では、「本会は東亜諸般の問題を講究し時に其意見の「を」内外を「に」発表す」とされ、調査部設置や会報の発行、総裁・評議員・幹事長・幹事の設置、年二回の大会の開催などが規定された<sup>(三〇)</sup>。

人事面では、幹事長に井手三郎が就任し、「内地に在る幹事」には早川、岡、緒方、勝木、辻、中島、中路、松倉、松村亀源、古荘、小早川、阿部野、平山、三津家が選ばれた<sup>(三一)</sup>。また、評議員には「同郷の先輩代議士及朝野の名士を推し」、「在外幹事」は「東京大阪朝鮮台湾清国各地に在住する会員中より選任する筈」とされたが、これら会員については「当日来会せる人々も多くは清国朝鮮其他に相当の経歴を有し且つ相当の地位を有するものゝみにて尚内外各地に多数有力なる会員を網羅せば一大勢力を有するに至るべきか」と評されている<sup>(三二)</sup>。

その後、同年五月一四日に幹事会が開かれ、趣意書・規約の議定、常任幹事（緒方、中路、勝木、辻、小早川）の選任、会員募集の件や「今秋を期して清国□「観」光団」の実施などが話し合われた<sup>(一〇)</sup>。ここで決定された趣意書と新規約は国権党の機関紙である『九州日日新聞』に掲載されたが<sup>(一一)</sup>、そのうち趣意書に関しては東亜同志会の世界情勢に対する認識などを知るうえでとくに重要であるため、以下に全文を引用したい。

#### ▲東亜同志会趣意書

東亜輓近の形勢は吾人をして其研究に一步を進め其経綸に甚大の力を加ふるの必要を感ぜしむる者あり蓋し列強の勢力東亜に集中するの勢は益嶮急となり彼の巴拿馬運河の開鑿と西比利亞鉄道複線工事の竣成とは更に局面の一大変態を来さんとし一方清国の現状を觀るに国家の施可<sup>マ</sup>弛廢し国民の志氣荒怠し外力の侵入得て禦く<sup>マ</sup>叨らざる者あらんとす此時に当り帝国の対清経営は政治に教育に宗教に將た又た商工貿易に豈に列国の背後に瞠<sup>マ</sup>として止む可んや若し夫れ国民の氣力を振作し更に之を整頓し統一<sup>マ</sup>對外経営の大成を期するに至りては国家当面の急務にして此目的の達成に尽瘁するは有志当然の責任ならざる可らず是れ吾人志を東亜に抱ける者の晏然たる能はざる所以なり吾人茲に觀る処あり乃ち東亜同志会を組織し同感同志の士を糾合し各其志す処によりて研究に勉め経綸に任ずると共に互に提携輔導して整然たる国民的運動たるに至らしめんことを期す

誤植などのため文意がつかみにくい部分もあるが、その大まかな趣旨は読み取ることが出来るだろう。パナマ運河開通とシベリア鉄道複線化によって激化すると予想される欧米列強の中国進出、その列強の動きを防ぐことができない中国の現状、そして列強の動きに日本が出遅れることへの危機感。如上の認識を基礎として、日本国民を積極的な対外活動へと導こうとする同志会の意気込みがこの趣意書からは伝わってくる。

ここで注意したいことは、趣意書のなかに中国に対する同情・共感といったものがみられないことである。前述した辛亥革命以前の清国政府の改革や革命派の活動を、中国の事情に精通していた同志会会員たちはある程度把握していたと考えられる<sup>(一二)</sup>。しかし、趣意書をみるかぎり、同会が清国政府または革命派のどちらかを応援・援助する、あるいは総体的に中国の近代化を支援するといった意図を読み取ることができない。もちろん、このことは同会に中国に対する同情や共感を抱いていた人物がいなかったことを意味する

わけではない。しかし、組織としての軸足はあくまでも日本にあり、その「対外経営の大  
成」の方が優先されるべき課題とされたのであった<sup>(三三)</sup>。

## 二・二、東亜同志会結成の背景

では、東亜同志会はなぜ結成されたのであろうか。この問題を解くうえで、一九三六  
(昭和一一)年八月に『九州日日新聞』に掲載された次の文章が手がかりになるだろう。

明治廿七八年日清戦役の際、佐々友房氏の傘下に出で、清韓語通訳として従軍し  
た多数のうちで、戦後清国の中学校や農学校に招聘を受けて根ざしをしたが、其の重  
な顔ぶれは日清役当時のわが社〔九州日日新聞社〕通信員柳原又熊、日露役旅順攻囲  
軍の通信者龍山生事勝木恒喜、早川信次らの諸氏であつて其他多数あつた。是等の  
人々が日本のために日本教育を支那に施こし、つまり日支提携の役割に当つてゐたの  
であるが、日露戦役後何うしたものか、是等の人々の熱度が次第に薄らいで、相率ゐ  
て学校を罷め、教鞭を捨て、請朝〔帰朝〕する者が多かつた  
……

丁度四十二年頃、斯うして帰朝した人々が、期せずして熊本に集まつた。何れも  
東亜に志を有する一廉の人達であるが、空しく故山に帰臥して碌々たるは、本意にあ  
らずとなし、右の早川信次氏が先づ奮起して、東亜経綸のため同志の糾合団結を説い  
て熱心に運動した結果、時宜に適せる企画として、鎮西館を中心とする諸氏の賛同す  
るところとなり、……東亜同志会結成せられ、……(三四)

この文章は同志会結成から四半世紀も経つてから書かれたもので、同会の設立年を間  
違えていることからわかるようにその信憑性には疑問がある。しかし、当時中国各地に  
散在していた国権党系の人々がその事業——引用文では教育関係の事業に限定されてい  
る——を辞めて帰国していたという記述は示唆的である。

明治期後半の国権党の対外活動は、全般的には縮小傾向にあつたといえるだろう。た  
とえば、国権党系の人々が経営していた日清貿易東肥株式会社(東肥洋行)は一九〇三  
(明治三六)年八月の総会で解散を決定<sup>(三五)</sup>、九州移民株式会社も一九〇八(明治四一)  
年四月に廃業した<sup>(三六)</sup>。さらに国権党内で対外活動を積極的に主張し、実際にその活動を  
牽引していた津田静一も一九〇九(明治四二)年一二月に死去、彼が基礎を築き甲斐大牛

が引き継いで経営していた台湾の植民地も、津田が死去する前に高砂製糖会社に売却されたのであつた<sup>(二七)</sup>。

このような状況に対して、国権党関係者が危機感を覚えていたことは想像にかたくない。そして、そのことと前に引用した文章とをあわせて考えれば、東亜同志会は不振に陥っていた国権党の対外活動を再び活発化させるために、同党関係者の力を結集することを目的として結成されたと推測されるのである。

### 第三節 辛亥革命期における東亜同志会の諸活動

#### 三・一、辛亥革命に対する東亜同志会の活動方針

一九一一年一〇月一〇日に中国の武昌で兵士たちの反乱が発生すると、その動きは瞬く間に中国各地に広がった。このとき、日本中が中国国内の動向に注目し、なかには実際に現地に渡って活動する日本人も現れたことは前述の通りである。東亜同志会も、当然この動乱に敏感に反応し、一〇月二五日に幹事会を開いて次の事項を決定した。

- 一、時局の変化如何によりては代表者を乱地に派遣する事
- 一、当分の間毎週一回集合して時局問題研究を為す事（次会は三十一日）
- 一、井手三郎氏は会を代表して来月一日より上京する事
- 一、中島裁文<sup>ミヅノ</sup>〔之〕氏は朝鮮、満洲を経て北京に入り会を代表して行動する事<sup>(二八)</sup>

その後の同志会の活動は、基本的にこの決定の通りに進展する。以下、その具体的展開を述べていくが、当該期の同会の活動は多方面で同時進行的に行われており、それらを単に時系列に並べた場合、かえって混乱してしまう恐れがある。そこで、活動した地域ごとに、東京方面、満州・北京方面、上海・武漢・南京方面に分けて論述を行いたい。

#### 三・二、東京方面

##### (一) 井手三郎らの活動

前述した決定にもあるように、東亜同志会幹事長の井手三郎は十一月一日に東京に向けて出発した<sup>(二九)</sup>。このときの東京における井手の活動がどのようなものであつたかは詳らかでないが、同月二日には「過日上京して清国問題に就き外務当局又は在野政治家と意



見を交換し種々の講究を為し」<sup>三〇</sup>て帰熊した井手を迎えて、幹事会が開催された。

その後、一九二二(明治四五)年一月七日には、上海・武漢などを視察し帰熊した平山岩彦が、井手三郎とともに「清国問題に就き各方面に運動して会の意見の実行を期する」ために上京した<sup>三一</sup>。この度の上京で、一人は陸軍の参謀本部第二部長宇都宮太郎と面会しており、宇都宮の日記(一九二二年一月二〇日の条)には、「在上海井戸川(辰三)の紹介にて平山岩彦なる人、井手三郎と共に来衙、清国時局に付き論ずる所あり。余も一部を語る」<sup>三二</sup>という記述が確認できる。この面会で、彼らは宇都宮に対して同志会の存在をうまくアピールできたのであろう。井手たちには同年一月二〇日付で特別機密費から五〇〇円が支給された<sup>三三</sup>。

このように、同志会は政府の機関やほかの政治勢力とのつながりを積極的に構築しようとしており、その試みは参謀本部の場合にみられるように、ある程度成功を収めていたと考えられる。そのなかで、同会ととくに関係が深かったのは、同じ熊本県出身で当時外務大臣であった内田康哉であった。

## (二) 東亜同志会と内田康哉の関係

東亜同志会と内田康哉との関係は、参謀本部などのほかの勢力とのそれよりも深いものであった。たとえば、一九一一年末に清浦奎吾から井手三郎に送られた書簡のなかには、「東亜同志会之志士予定ノ通清国之要地ニ赴キ活動之趣成効ヲ祈候内田外相ヨリモ兵站云云之事承候外相ニ対シテハ情報緻密ニセラル、事ヲ希望候」<sup>三四</sup>とあり大変興味深い。この記述からは、清浦が——そしておそらく内田も——同志会会員の動向を事前に知らされていたこと、同会には内田外相のいわば「出先機関」としての役割が期待されていたことなどがわかる。また、文中の「兵站」が何を指すのかは推測しがたいが、後述するように中島裁之に対して外務省が補助を与えていたことから考えて、同志会の活動に対する資金的援助のことではないかと考えられる。

そして、このような内田との特別な関係を同志会側も重要視していた。そのことを端的に示すのが、井手から上海で活動していた緒方二三に宛てられた次の書簡である。

……先便も叙述置候如く我東亜同志会が当局に認められ居候事は他の団体に比し内田外相の最も重きを置き候由、清浦子よりも内報有之候。我々の意見を容るゝ一道の脈絡も取れ内閣を動かす事も難きに非ずと存候。何卒闔身の御尽力希望致候。内閣に通

ずるには宗方〔小太郎〕、井戸川〔辰三〕の軍令部参謀本部よりも外相を通じて容れ候方利目有之乎と被思候。昨日東京に向け平山と明日より上京の旨、安達に一電を發し置候。其の返電に接し次第出發、平山の齋歸候主要の点を当路に先容致し、南軍の使節を待受候用意と素地を堅め置度と相考候。貴兄は飽迄も我が東亜同志会の代表者として南軍中の枢紐に御立ち被成度様返すべくも御願置候。……〔三五〕

もつとも、東亜同志会と内田とは同じ思想を共有する同志的な関係ではなく、互いに利用し合う関係であったと考えられる。前掲の書簡によれば、同志会は内田のほかにも軍令部や参謀本部とのコネクションも有しており、内田はそのなかで最も有力視されていたにすぎない。また、同志会は彼らなりの对中国政策案（「我々の意見」）をもっており、それを内田経由で内閣に実現させることがそもそもの狙いであった。

なお、その構成員の政治的立場からみるならば、東亜同志会と内田とは政治的に対極の陣営に属しており、本来ならば協力し合うような関係ではなかった。すなわち、同会員の多くが所属していた国権党〔三六〕は、中央政局では反立憲政友会の立場にあつたのに対して、内田は政友会を与党とする第二次西園寺公望内閣の外相であった。つまり、国権党は中央政局では内田と対立する一方で、地方においては同志会として内田と協力関係を結ぶという矛盾した態度をとっていたのである。このような「ねじれ関係」が生まれた理由、すなわち政治的立場や对中国政策の構想の相違を超えて両者が結合した理由は、利害の一致もさることながら、同志会・内田・清浦といった関係者らが「郷党」という共通の要素を有していたからであったと考えられる。

### 三・三、満州・北京方面

武昌蜂起以後、多くの省が清朝からの独立を宣言したが、満州に設置されていた東三省の総督趙爾巽は清朝支持の立場をとり革命派の抑え込みをはかった。このような趙総督の態度に満州の革命派は当然反発し、連合急進会を組織して対抗したので、当時の満州では総督側と革命派との間で緊張が高まりつつあった〔三七〕。以上のように不安定な情勢にあつた満州、そして清朝の首都北京には、東亜同志会からは中島裁之や辻武雄、松倉善家が派遣されたが〔三八〕、そのうち活動の実態がある程度判明している者は中島しかない〔三九〕。そのため、本節では中島の満州・北京方面での活動を主な分析の対象とし、その特徴など

について述べたい。

## (一) 中島裁之の経歴

まずは、活動の中心的存在となった中島の経歴を少々詳しくまとめおきたい(四〇)。

中島裁之は一八六九(明治二)年に熊本県八代郡鏡町(現八代市鏡町)で生まれた。両親が浄土真宗の熱心な信者であった関係から、熊本の学校を卒業したあとは西本願寺が設立した京都の普通教校(現龍谷大学)に進学、一八九一(明治二四)年に同校を卒業した。

このとき、中島は亡き母を弔うため「大施餓鬼」を行うことを計画、そのための資金を得たいと思っていたところ、「適々井手三郎氏ノ蒙古牧業ノ盛況ヲ語ルヲ聞キ直ニ渡清ヲ実行」(四一)する。もともと、この中国行は親の許しを得ずに実行されたもので、中島が出国時に「身边携ふる所は余が這行に就て種々斡旋の勞を採られたる久しく清国にありし井手素行氏「井手三郎のこと」よりの上海日清貿易研究所宗像小太郎氏、天津樂善堂の主人及び北京公使館宛ての添書と、廿七円の金と、一箇の行李あるのみ」(四二)であったというが、この中国行において、彼が井手や宗方といった中国で形成されていた熊本県人のネットワーク——とくに国権党関係者のそれ——を活用している点は興味深い。上海に到着した中島は、その後陸路で北京に赴いたが「北京ニ至リ屠業ノ惨状ヲ見テ入蒙ヲ中止シ、旅の目的を「高僧大徳ノ旧跡ヲ歴訪」することに變更して「凡十四省ヲ通過シタ」のであった(四三)。

その後、中島は日清戦争に通訳官として従軍したあと、一八九八(明治三一)年(四四)に保定にあつた呉汝綸の蓮池書院に入った。ここで中島は呉の子弟に日本語と英語を教授したが、そのような活動もあつて、彼はついには呉の計画していた農工学校設立への協力を依頼されるほどに信頼された。結局、家庭の事情などにより中島は同学校設立には参画しなかったが、この縁から一九〇一(明治三四)年、彼は呉の援助のもと中国人を対象とした教育機関「東文学社」を北京に設立したのであった。

この東文学社の設立と運営にあたって、中島は李鴻章や肅親王、袁世凱といった清国政府の要人から信頼を得て様々な援助を受けた。また、当時中国で活動していた川島浪速などの日本人からも支援されたという。そのような多様な支援者のなかで特に注目すべきは、中島と同郷出身で、一九〇一年一月に駐清公使として北京に赴任した内田康哉である。公使在任中、内田は東文学社に毎月二〇〇円の経済的援助を与えていたほか、東文学

社の経営に対して様々な助言も行った<sup>(四五)</sup>。このような親密な関係が、後述する辛亥革命期における中島の活動の背景にあつたと考えられる<sup>(四六)</sup>。

それから、一九〇六（明治三九）年に中島は東文学社を辞して帰国する。そして、一九二九（昭和四）年に国際親善協会という組織を設立<sup>(四七)</sup>して世界各地にいた日本人移民の慰問活動などに従事したのち、一九四二（昭和一七）年五月に死去した<sup>(四八)</sup>。

## (二) 中島裁之の活動

以上のような経歴を有する中島であるが、その満州への派遣自体は前にふれた一九一一年一〇月の幹事会ですでに決定していた。また、のちに開かれた別の幹事会（二月二日開催）に関する新聞記事には、「本日会合の結果中嶋裁之氏は本会を代表して昨日出発上京し夫より韓国を経て北京に赴くことゝなれり」<sup>(四九)</sup>とあり、中島が満州へと渡る前に東京に赴いたことがわかる。

その後、中島は二月二日に一度帰熊し<sup>(五〇)</sup>、同月二日に満州に向け出発した<sup>(五一)</sup>。それ以後の細かな動向は不明だが、北京の伊集院彦吉公使の日記（一九二二年一月七日の条）には「中嶋裁之君昨夜来京せりと来訪、内田大臣へも出発前面会、奉天等を経て入京せりと、該地方の模様も聞く、多少外務省の補助を受けたりと。依つて一応意見を告げ置きり」<sup>(五二)</sup>とあり、中島が北京に到着した時期や渡満前に内田と面会していたこと、また外務省から補助を受けたことなどをうかがうことができる。

また、同じく伊集院の日記（一九二二年一月二日の条）には、

阪西〔利八郎〕中佐来訪。袁〔世凱〕より日本官民も既に革命に賛成するものゝ如く、中嶋裁之も来り居り共和を賛成し居る由、尚他にある日本官辺の意見とは異なり居るか如く、共和廢位等の行はれなは日本は如何と、本官の意見を訪ね呉れとの事<sup>(五三)</sup>

ともあり、袁世凱と中島の関係が示唆されている。

さらに、「外務省記録」のなかには、中島が現地から内田に送った電報がいくつか残されている。その内容は「永平府三營ハ〔空白〕灤州二營ハ王懷慶率ヒ立ツ予ハ明日行ク山海以南自転車」<sup>(五四)</sup>、「蒙古兵二万娘子関二明日来ル」<sup>(五五)</sup>、「天津三派統一成ル」<sup>(五六)</sup>、「恭親王二十二日皇太后ニ会フ太后聴キテ驚クコトノミ多カリシト」<sup>(五七)</sup>といったもので、奉天や北京から発せられたものである。これらの電報はいずれも短文で、とくに四つ目の

電報などは第三者からはその意味を推し量りがたい<sup>(五八)</sup>。しかし逆に考えれば、如上の簡単な電報でも中島と内田の間では意思の疎通が可能であったということであり、これらの電報以外にも両者は頻繁に連絡をとりあっていた可能性が高く、事実、後述するように中島から内田には詳細な報告が送られていたのであった。

では、中島は満州で何を行っていたのか。通常、このような裏面における工作活動は「秘史」となることが多いが、中島の活動についてはどのような経緯によるものか、『九州日日新聞』に関連記事が掲載された<sup>(五九)</sup>。その記事によれば、中島は一九一一年一二月下旬に自転車を一台携えて熊本を出発、以後北京と奉天との間を往来して活動していた。そして、奉天急進会の会長である張榕という人物と親密な仲になると、中島は「北京に入り袁世凱を初め慶、恭の各親王に対して張の人物を推奨し、遂に恭親王と張との間に渡りをつけて張を北京に呼び出し勤王せしむる事とな」った。しかし、この中島の計画は張が「上京を諾し出発の間際となつた時奉天で暗殺された」ため、頓挫してしまつたのだという。

一連の工作において中島が働きかけた張榕は、撫順出身の一八八四年生まれ<sup>(六〇)</sup>。張榕は一九歳のころに北京の外国語学校「譯字館」に入学したが、一九〇四年に日露戦争が勃発すると故郷に帰り、そこで「関東独立自衛軍」を組織したとも<sup>(六一)</sup>、「東三省保衛公所」をつくつたとも伝えられている<sup>(六二)</sup>。

日露戦争後、再び北京へと戻った張榕は革命派の出版活動などに深く関わり、一九〇五年には呉樾という人物とともに考察憲政五大臣を狙つた暗殺未遂事件をおこした。この事件の結果、張榕は捕縛され投獄されたが、監獄の官吏の斡旋で脱獄して日本に亡命、孫文ら中国同盟会の指導部と合流するとともに、同盟会の奉天支部と連絡をとり続けた。そして、辛亥革命が始まると、張榕は奉天へと戻って「奉天急進会」をつくり活動したが、一九一二年一月に張作霖の部下によって暗殺されてしまった。

従来、如上の経歴から張榕は革命派に分類されており、そのような人物に「勤王」を行わせようとした中島の活動はにわかには信じがたい。しかし、「外務省記録」のなかには、中島の活動を裏付ける次のような報告が残されている。

明治四十五年一月五日付鉄嶺警務署長報告

奉天ニ於ケル邦人ノ行動ニ関スル件

未夕真偽判明セサルモ左記ノ事実聞知候条為念及報告候也

嘗テ現外相内田子爵ノ北京公使時代肅親王及袁世凱ノ信賴アリ兩人ノ助力ニヨリ支那人教育ノ為メ学堂ヲ設ケ居タル内田外相ト同郷ノ中島裁之（熊本県八代郡鏡町）ハ東京ニ於テ内田外相ノ内命ニヨリ東三省及北清ニ於テ勤王軍ノ旗上ケ準備ヲナス目的ヲ以テ十二月末日奉天ニ着シ目下趙總督ニ買収セラレタル噂アル旧子弟タル奉天急進党首領張榕方ニ宿泊シ張榕ニ勤王ヲ説キ趙總督ヲ助ケシメント計リ尚張榕及奉天諮議局員ト会合略其目的ヲ達シ次テ張榕ト不和大連ニ走リシ商某及藍天蔚ノ參謀蔣某并ニ大連ニ滞在セル革党员六十名トヲ握手セシメントノ計画中ニシテ全人ハ本拳ノ一段落ヲ待チテ天津ニ赴キ全地ニ於テ全一目的ニテ旧子弟ヲ集合シ東三省側ト連結セシメタル上更ニ北京ニ赴キ旧知肅親王并ニ袁世凱ニ対シ何等カノ獻策ヲナスヘシト言フ而シテ旧臘中北京ヨリ昌図ニ突如帰來セシ蒙古王ハ昌図城内西土地局ノ王尚志カ某邦人（目下内偵中）ノ勸告ニヨリ北京ヨリ連レ來リシモノナルヤニテ全一行カ中島一行ト連絡アルヤ事実尚内偵中（六三）

また、張榕が暗殺された直後、中島がその後の対処などについて内田外相に送った書簡（六四）も残されているが、そこでは張榕暗殺後、中島は奉天に赴き残された張榕の部下と接触したこと、張榕は「北京に於ける生〔中島〕の運動の兎ても見込なしと推察し」ていたようだが、その原因は「生〔中島〕の張に与へたる書信か來訪者ありたる等の為め袁世凱方面に対する運動の結果のみに止り擱筆し恭親王に関する運動成績の記載を欠き処ある」ためだと推測されること、張榕の部下が「複讐マヤを敢行せん事を頑守ニ主張」したので「再参の勸告を以て慰諭」したこと、張榕の部下が「尚恭王の後援となり忠を尽さん請ふ恭王と手を握らしめよ殘党と雖も為すあるの能力なからんやと述へ去」ったことなどが報告されている。

これらの諸史料の存在から考えて（六五）、中島の満州における活動は実際に行われ、かつそれが内田外相の意を受けたものであったことは確実である。しかも、——あくまでも中島の主観においてであるが——その活動はある程度の成果を収めつつあったのである。

### （三）内田康哉の意図

では、中島に工作を行わせた内田の意図とはどのようなものであったのだろうか。それを推測するためにも、まずは当該期の満州に対する内田外相（西園寺内閣）の外交政策

をまとめたい(六六)。

辛亥革命勃発後の一九二一年一〇月二四日に、西園寺内閣が「対清政策ニ関スル件」を閣議決定して革命に対する方針を定めたことは前述したが、そのなかでは満洲に関して現状を維持することとされた。そして一月には、内閣は居留民・鉄道の保護に必要な場合や日本の権益が侵害を受ける状態にならない限り満洲における軍事行動を避けること、満洲の清朝軍・革命軍双方に援助を与えず中立的立場をとることを方針として在外公館に訓電した(六七)。

このうち、満洲の現状維持については在外公館も賛同しており、たとえば同年一月に満鉄総裁の中村是公が革命派への援助を行っていることが発覚した際には(六八)、伊集院公使や奉天の小池張造総領事は外務本省に中村の行動の阻止を求め(六九)、その結果内閣は中村総裁に対して工作をやめるよう釘を刺している(七〇)。一方、極力軍事行動を避ける方針に対しては、伊集院公使は不満であつたらしく、「帝国政府ノ御方針タル蓋南満洲ノ事態ハ成行ニ放任シ置キ擾乱ヲ惹起スルトキニ至リテ甫メテ軍事行動ヲ開始スルコトアルヘシトノ御趣旨ナリト拝察スル処……此際帝国政府ニ取り最得策ナリト信スル所ハ南満洲ニ於テハ予メ陰然我威圧ヲ示シ革命党ノ蠢動ヲ防キ以テ安穩ヲ保障スルニ在リ」(七一)と述べて積極的な軍事行動の実施を内田に進言した。

しかし、如上の伊集院の意見に対して、内田は次のように述べてその要請を拒否し従来の方針を堅持した。

……満洲地方ノ安穩ハ帝国政府ニ於テモ固ヨリ之ヲ希望致ス所ナリト雖目下革命ノ氣勢ハ清国各地ヲ風靡スルノ有様ナルヲ以テ満洲地方ノ少クトモ一時此大勢ニ侵サルルニ至ルヘキハ自然ノ数ニ属シ帝国政府ニ於テ実力ヲ以テ公然清国官憲ヲ擁護シ以テ革命党ノ行動ヲ圧迫セサル限ハ此趨勢ヲ防遏スルニ由ナキハ明瞭ニシテ……而ルニ此際我ニ於テ公然実力ニ依リ革命党ニ對抗スルカ如キハ甚タ不得策ト認メラル、ノミナラス満洲地方ニ於ケル騒擾ノ未タ実現セサルニ当リ我実力ノ行使ヲ外間ニ表示スルトキハ左ナキタニ我満洲ニ対スル態度ヲ疑ヒツ、アル外国ヲシテ益其疑惑ヲ深カラシムルノ結果ヲ生スヘク我ニ取り甚タ不利ナリト思考セラルルヲ以テ帝国政府ニ於テハ愈々満洲地方ニ騒擾ノ発生ヲ見サル限り努メテ表立チタル措置ニ出サルコトニ決定シタル次第ナリ……(七二)

ここで内田が予想しているように、当時の満州における軍事行動——とくに出兵を伴うそれ——は列国を刺激する可能性が非常に高く、事実、一九二二年一月に革命軍の北上に対応するために日本が立案した出兵計画が漏洩した際には、イギリスは日本政府に確認を行うなどその動きを抑制しようとした<sup>七三</sup>。このような事例から考えて、満州での軍事行動を避けようとする内田の判断は妥当なものだったが、外務大臣という彼の立場からすると伊集院の述べるように事態を静観して「成行ニ放任シ置」くわけにもいかなかった。

内田が以上のような難しい立場に置かれていたことを前提に考えるならば、彼が中島を満州に派遣した理由もおのずから推測されるだろう。すなわち、内田は「満洲地方ノ安穩」を不安定化させる要因である革命派の勢力を削ぎその動きを制限するため、一見政府と何ら関係のない中島を派遣し、張榕に「勤王」をさせようとしたのである。もちろん、満州に「勤王」勢力を形成することで、革命勢力と対峙している清朝政府を支援する目論見もあつたと考えられるが、その主眼は満州の現状維持だったのでなかろうか。

しかし、中島の活動も張榕が暗殺されたことよって頓挫してしまった。張榕暗殺後に中島は日本に帰還したが、その際すぐには帰熊せず、福岡の門司から急行で東京に赴くことが報じられている<sup>七四</sup>。このような動きからも、中島と東京の勢力——おそらくは内田外相——との特別な関係をうかがうことができるが、とにかくこれをもって中島の満州における活動は終わりを迎えたのであつた<sup>七五</sup>。

### 三・四、上海・武漢・南京方面

#### (一) 黎元洪・黄興との面会

上海・武漢・南京方面における東亜同志会会員の活動は、『九州日日新聞』でその内容が大きく報じられたため、他方面での活動に比べて詳細にわかっている。以下、主にそれらの新聞記事を参照しつつ、同方面における彼らの活動について述べたい。

当該方面には、平山岩彦・古荘韜・緒方二三・小早川秀雄（このうち、小早川は『九州日日新聞』主筆）の四名が派遣された。行き先が辛亥革命の中心地であつたためであろう、彼らの派遣は大々的に報道され、『九州日日新聞』紙上には「清国変乱と主筆特派」と題する広告が数日にわたって掲載された<sup>七六</sup>。

一行は一九一一年一月四日に熊本を出発し<sup>七七</sup>、同日中に長崎に到着<sup>七八</sup>、翌五日に上海行の船に乗り込み<sup>七九</sup>、七日に上海に上陸した<sup>八〇</sup>。その際、一行が目にしたのは革命に沸く民衆の姿であつた。城内や租界のいたるところに革命軍の旗が掲げられ、「中に



は光漢軍の隆昌を祝するの文字を認めたるもの」(八二)もあった。そして、一行がイギリス租界内の中国語新聞社が立ち並ぶ区域に赴くと、新聞社内には大勢の人々が各地の情報を聞くために集まり、「其熱躁の状、吾日露戦争当時の新聞社前の光景に過ぐ」(八三)という状況であったという。

上海に到着したあと、一行は上海在住の熊本県人(国権党関係者)——「宗方〔小太郎〕、井手、島田〔数雄〕等の諸同人」(八三)——の出迎えを受け旅館へと入った。そして、そこで「同志の間柄とて隔意なき意見を交換し革命援助談に及ぶ」と、「宗方、島田の二人は革命不可なりとの意見なりしが、井手は『どうでも成行に任せるが良い、支那は矢張り支那なりだ』と云ふ風であつた」らしい(八四)。

その後、一行は一〇日に武漢行の船に乗り込み(八五)、長江をさかのぼって一六日に革命動乱の中心地である漢口に到着した(八六)。そして、一九日に武昌で革命軍の中心人物のひとりである黎元洪と二度にわたり面会することとなった(八七)。その際、東亜同志会側は、

貴軍目下の情況に照せば南京、漢口の抜ぐるを待ず速に独立国の政府を組織し大統領を定め各大臣を選定し以て各国に通牒し之を公認せしめば一旦〔外国による〕干渉の事起るも公然列国中の同情国をして貴軍を援助せしむるの便あるを得ん乎貴見如何

(八八)

と黎元洪に尋ねている。これに対して、黎元洪は自分たちもその必要性は認識しており、臨時政府として在漢口の各国領事に働きかけているが、いまだ何の連絡もない旨回答した。また、同志会一行が、内政・外交の方針確立のため協力する各省の代表者を集めることを提案する場面もあったが、黎元洪は「各省とも起義独立草創の際とて之を一堂に招集して会議するは頗る困難」として消極的であった。

翌二〇日、一行は漢陽の軍営を訪問、同じく革命軍の中心人物である黄興と会談を行った(八九)。ここでも同志会は、一刻も早く政府組織を整備し、列国から独立国としての公認を受けることを提案しているが、清国との戦争の最中であることなどを理由に色の良い返答を得ることはできなかった(九〇)。

なお、一九一三(大正二)年三月に孫文が熊本を訪れた際に、『九州日日新聞』に掲載された緒方二三の「支那と熊本県人との関係を叙して孫文君に与ふ」という連載記事によれば、一行のうち緒方はこのあと同月二五日にも再度黎元洪と会談を行い、意見書を提出

して以下の五項目を示したという<sup>九二</sup>。

- 一、漢口南京の占領を俟たず速かに独立政府を組織する事
- 二、新政府成立の上は直に特使を日本に派し東京に於て列国使臣會議を開催し速かに其本国に向ひ独立国の公認に努力せしむる事
- 三、大に力を外交の振張に用ひて列国との交渉を有利ならしむる事
- 四、新政府成立と同時に外交の振張軍政の整備法規の編纂の爲め日本より最高顧問を聘用する事

五、現清国皇室に対しては相当の待遇を爲し仁義の師たるの実を中外に宣明する事

第一項目と第二項の基本的な部分については、前の会談においてすでに同志会側が再三提案していたことであり、第三項もそれに付随するものと考えられるであろう。問題となるのは第四および第五項である。第四項には、「顧問の派遣によつて新政府を援助すると同時に、各方面にわたつて日本の影響力を増大させようとする意図が明らかに含まれている。この点、第二項の「特使を日本に派し東京に於て列国使臣會議を開催」するという部分も同様の意図によるものだろう。

他方、第五項では「現清国皇室に対しては相当の待遇を爲すことを求めているが、その真意がどこにあるかはわからない。皇室の待遇を保證させることで、清朝側の妥協を引き出して革命乱を早期に終結させようと考えていたのか。あるいは、天皇制を有する日本の隣国で「皇室」の廢絶などがおこることを避けたかったのか。様々な理由が考えられるが、この項目も日本にとつて何らかの利点があると考えられたために提案されたことはたしかであろう。

## (二) 孫文との面会

黎元洪および黄興と面会した東亜同志会一行のうち、古荘は一九一一年一月末<sup>九三</sup>、小早川は同年一二月<sup>九三</sup>、そして平山は一九二一年一月<sup>九四</sup>に熊本へと帰還し、緒方二三だけが現地に残つて活動を続けた。その緒方の活動として特筆すべきものに、革命派の中心人物にして、のちに中華民国臨時大總統に就任する孫文との会談がある。

辛亥革命が始まつて以降、多くの省が続々と独立を宣言したが、それらの省をまとめるべき革命政府の首領の選出は難航していた。その一方で、清国政府は革命軍から漢口と

漢陽を奪還、革命軍は逆に南京を占領するなど軍事的情勢も変化し、一二月からは官軍と革命軍の間で和議交渉が開始された。こうした混乱する状況のなかで、革命政府をまとめるべきリーダーとして一躍脚光を浴びたのが、アメリカからヨーロッパを経由して中国に帰還した孫文であった(九五)。

孫文が香港に到着することがわかると、緒方は「我同志会を代表すると共に、潜行武官〔軍から秘密裏に派遣されていた軍人のこと〕を代表し、之を香港に出迎ふ事にな」った(九六)。また、長年孫文の協力者であった宮崎滔天も「黄興等の幹部並に頭山〔滿〕、犬養〔毅〕等を代表して迎へる事となり」(九七)、両者は同じ船で香港へと向かった。当の孫文は一二月二日に香港に到着すると、すぐに上海に向け出発した(九八)。一足先に香港に着いていた緒方や宮崎も孫文と同じ船で上海に帰還することになったが、この船旅の途上において緒方は孫文と会談を行ったのである。

緒方の書いた記事(九九)によれば、その会談のなかで孫文は日本が抱いている中国への蔑視や革命党に対する無理解を批判したらしい。これに対して、緒方は日本側の責任を一部認めつつも、中国の新聞が閩島問題や朝鮮併合問題に過剰に反応し、日本を非難していることにも責任があると反論した。

とくに朝鮮併合については、ロシアが朝鮮を獲ろうとした際、日本はそれを東亜の平和を乱すものと考え、自衛上国家を賭して戦ったあとに朝鮮を併合したもので、朝鮮王室や人民は永遠の幸福を得ている。中国国民は何の権利があつてこれを非難するのかと緒方は強く反発した。この緒方の言葉を受け、孫文は「朝鮮を併合せるは日本の自衛上と東亜の和局の為め大必要なる当然の事にして予は少しも之れに異論なしと鋒先を転じた」が、緒方はさらに畳みかけ、過去のことは水に流し日中両国が協力して東アジアおよび世界の平和に貢献するために「広漠たる支那の領土をして世界商工業の為に開放して以て自他の利益を増進するに在りと云ひしに孫氏は大に之を是なりとして同意を与へた」という。このほかにも、緒方と孫文は土地国有化の問題や中国の言語統一問題、大統領・政府組織の問題、清国朝廷の処分問題など広範な問題について話し合ったそうだが、その詳細は伝わっていない。

この会談において、両者がどこまで本心を述べていたかは不明である。たとえば、緒方の記述が事実に基づいていたとしても、朝鮮併合に関する孫文の言葉などをそのまま彼の本心だと考えるには無理がある。また緒方にしても、その言葉が個人的なものなのか、あるいは東亜同志会などを代表するものなのかはわからない。しかし、中国の領土を世界に開

放すべきという緒方の主張は、この後に東亜同志会の意見として明示されるのであった。

### (三) その後の活動

孫文と面会した緒方はその後も中国に残って活動していたが、彼の回顧には「井戸川〔辰三〕氏が、頻りに予をば革命政府の某部顧問に推挙して居つた」(二〇〇)とある程度で、その内実は不明である。一九一二年二月には新たに松村辰喜が中国へと渡り(二〇一)、また東亜同志会幹事長の井手三郎も緒方と合流し、孫文と面会したという(二〇二)。なお、松村は「漢口焼跡の地所を買ひ置き一儲けせん」と、或る財産家の諒解を得て来た」(二〇三)といつて土地を物色したが、適当な場所を見つけることができず諦めたらしい。結局、一九一二年三月下旬に緒方と松村は帰国し(二〇四)、残つた井手三郎も同年四月上旬に帰熊(二〇五)して、同志会の上海・武漢・南京方面における活動は終了したのであった。

### 三・五、そのほか関連する東亜同志会の活動

以上、一九一一年から翌一九一二年前半にかけての中国や東京における東亜同志会の活動について述べてきたが、最後に関連する彼らのその後の活動を述べておきたい。

まずは、一九二二(大正元)年一月(二〇六)に来日した中華民国屯懇使の胡瑛に対する活動である。胡瑛は来日後に東京へと赴き、外務省を訪問したり政治家らと交流したりしたが(二〇七)、その合間の二月二十五日に、同年八月に同志会総裁に就任した細川護立(男爵・のち侯爵)のもとを訪問した(二〇八)。このときには井手三郎や平山岩彦、古荘頼、勝木恒喜、山田珠一といった同志会会員も同席し、胡瑛の来熊のことなどが話し合われたと(二〇九)。

その後、一九一三年二月二三日から一六日にかけて胡瑛は熊本を訪れたが(二一〇)、このとき、同志会は各団体とともに彼を歓迎するための行事を開催する方で、一四日に大会を開き「宣言」と「決議」を議定した(二一一)。

この宣言では、日本と中国とは「唇齒輔車の関係」にあり、今後一層親密な関係を築いていくべきこと、東亜同志会は「世界の平和を保障し東亜の大局を支持する」ため、中国の領土保全を「東方政策の根本義とし其開発を以て緊要の経緯と」していること、辛亥革命勃発後、同会は会員を現地に派遣するとともに革命軍の交戦団体承認の必要性を日本の有力者に説いてきたこと(二一二)、日本政府はすみやかに中華民国を承認し、同時に両国民有志は「国民的交際を親厚に」するべきことなどが述べられている。

また、決議の内容は、

- 一、 中華民國の内地を開放し人文の啓発産業の振興を図り以て支那領土を保全し東洋の平和を確保する事
- 一、 中華民國の承認は我国主唱の位地に立ち速に之が実行を期する事
- 一、 日支両国有志の大団結を図り以て国民的交誼を親厚ならしむる事

というものであった。ここにおいて、緒方が孫文に要求したという中国領土の世界への開放が同志会の決議として明示されたのである。

その後、同年三月二〇日には孫文が熊本市を訪れ、多くの人々からの歓迎を受けた(二三)。孫文は、熊本にいた中国からの留学生と交流したほか、熊本城や国権党と関わりの深い県立中学済々黌(現県立済々黌高校)などを見学し、その後は歓迎会・招待会に出席した(二四)。そして、招待会席上において同志会から日本刀一口を贈られた孫文は(二五)、翌二一日に熊本を出発したのであった(二六)。

## 小括

本章では東亜同志会の結成から辛亥革命期におけるその活動について述べてきたが、その要点をまとめると次のようになる。

### (二) 東亜同志会と国権党の関係

東亜同志会は、国権党が輩出した大陸浪人を中心として結成された組織であり、同党とは表裏一体の関係にあった。同会が結成された当時、国権党の対外活動は縮小しており、また津田静一というこれまで同党の対外思想・活動を導いてきた人物も失っていた。このような状況を打開するために、同党に關係する大陸浪人の力を結集すること。それこそが同会が結成された目的であった。そして、そのような結成の目的や会員の経歴から考えて、同志会はそれまでの国権党の対外活動の歴史を引き継ぐべき存在であった。

また、辛亥革命期にみられた同志会と内田康哉との協力関係は、彼らの政治的立場を考えるならば矛盾したものであった。すなわち、国権党は中央政局では内田と対立する一方、地方においては同志会として協力していたのである。このように政治的に対局にあつ

た両者が協力関係を築いた基礎には、利害の一致もさることながら、両者の「郷党」という間柄があった。本章で明らかにしたような同志会と内田との関係は、中央政局の政治的関係が必ずしも地方にまで貫徹するものではなかったこと、またひるがえって、同志会のような地方組織の分析が中央政局の分析にも有用であることを示す格好の事例であるといえよう。

## (二) 東亜同志会と内田康哉の関係

辛亥革命期における東亜同志会の活動——とくに中島裁之の満州での活動——は、西園寺内閣で外務大臣を務めていた内田康哉の意向と密接に関係しており、その意味において、彼らの活動は地方の一対外団体の独立したものではなく、より広い視点から位置付けるべきものであった。

内田は中国本土への勢力扶植を優先するために満州の現状を維持する方針をとったが、当時の国際情勢や革命派への影響を考慮して、満洲に露骨な武力干渉を行うことには否定的であった。しかし、当時の満州では親清朝派の東三省総督と革命派との間で緊張が高まりつつあり、いつ両者の間で武力衝突が発生するかもわからない状況だった。外相としてそのような状況を放置することもできなかった内田が目をつけたのが、故郷熊本の大陸浪人であった。内田は「民間人」である彼らを使って裏面における工作を行い、満州の情勢をコントロールしようとした。結局、その試みは失敗に終わったが、内田が如上の工作を行っていた事実は当該期の彼の外交政策に対する再評価を迫るものである。

また、工作に協力した東亜同志会側も、外相である内田との協力関係を重要視していた。もともと、中国での活動経験が豊富だった同志会会員たちは独自の対中国政策を抱いており、それを政府に採用させようと目論んでいた。彼らすでに海軍軍令部・陸軍参謀本部とのコネクションをもっていたが、それらよりも内田を介して内閣につながる経路は有力視されたのであった。

辛亥革命期に活発な動きをみせた東亜同志会であったが、一九一五年には同会会員を中核として全体的な対外団体「東亜通商協会」が設立される。次章では、その東亜通商協会、そして同協会が改称する形で一九一八年に設立される熊本海外協会の成立過程を分析し、両協会と対外活動に関する地域的な合意の関係などを述べたい(二七)。

## 〈註釈〉

(二) 本稿における「大陸浪人」の定義については、第一章註(二二)を参照のこと。なお、大陸浪人は近代日中関係を考察する際の重要な要素として注目され、とくに辛亥革命期における彼らの行動は格好の分析対象となってきた。そのため、その種の研究は枚挙に暇がないが、熊本県出身者に関する研究としては、宮崎滔天とその兄弟を対象とした上村希美雄『宮崎兄弟伝』全六巻(葦書房・最終巻のみ『宮崎兄弟伝 完結篇』刊行会、一九八四～二〇〇四年)や、宗方小太郎を分析した馮正宝『評伝 宗方小太郎——大陸浪人の歴史的役割——』(熊本出版文化会館、一九九七年)、大里浩秋・李廷江編『辛亥革命とアジア——神奈川大学での辛亥一〇〇年シンポジウム報告集——』(御茶の水書房、二〇一二年)などがある。

(三) なお、東亜同志会を主題とする先行研究としては、上村希美雄『辛亥革命と熊本』(梅村勲編『熊本学園創立五〇周年記念論集』熊本短期大学、一九九二年)がある。もつとも、上村氏は上海・武漢方面における同志会の活動を主な分析対象としており、満州方面などの活動については言及しておらず、同会の活動の総合的な把握という課題が残されていた。

(四) 以上の時代背景概括にあたっては、野沢豊『辛亥革命』(岩波新書、一九七二年)、川島真『近代国家への模索 一八九四・一九二五(シリーズ中国近現代史②)』(岩波新書、二〇一〇年)を参照した。

(五) 「対清政策二関スル件」(一九一一年二月二四日) 外務省編『日本外交文書 清国事変(辛亥革命)』第四四巻・第四五巻別冊、日本国際連合協会、一九六一年、五〇・五一頁。

(六) 以上、辛亥革命に対する西園寺内閣の外交および伊集院彦吉の外交構想などをまとめるにあたっては、臼井勝美『日本と中国——大正時代——』(原書房、一九七二年)、兪辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』(東方書店、二〇〇二年)および櫻井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』(岩波書店、二〇〇九年)を参照。

(七) 宇都宮太郎関係資料研究会編『日本陸軍とアジア政策——陸軍大将宇都宮太郎日記——』第二巻、岩波書店、二〇〇七年、八〇頁。

(八) 同前。

(九) 以上、辛亥革命期における陸軍(参謀本部)の動きをまとめるにあたっては、北岡伸一『日本陸軍と大陸政策——一九〇六・一九一八年——』(東京大学出版会、一九七八

年)、愈前掲書および櫻井前掲書を参照。

(九) この「不良浪人」に関して、辛亥革命期に東亜同志会の代表として上海で活動した緒方二三の回想には、次のような記述がある。

……当時武漢戦争に従軍せし所謂志士なる連中は、行賞金過少なりとて不平を鳴らし南軍幹部に迷惑を懸け、領事駐在武官杯を手古摺らせた。是を慰撫し帰国せしむるには、何と云つても頭山〔滿〕、犬養〔毅〕などの巨頭により、之を押へ付くるより外なしとて、両巨頭に打電渡来を請ふたが、恰も好し、両氏は革命見舞として渡来準備中であつたから行を急ぎて上海に來り、見舞品として山砲機関銃等を贈つた。不平連は巨頭が來た許りで、睨みもせないのに鎮靜した。……(東亜同文会編『統対支回顧録』下巻、原書房、一九七三年「復刻原本一九四一年」、三二六頁)

このように、緒方ら東亜同志会は自らを「不平連」とは一線を画するものと考えていたようだが、彼らが「不平連」と違つて何の利益も求めない「無私」の態度であつたというわけではなく、また孫文を出迎えるために宮崎滔天とともに香港に赴いた緒方については、「小官ノ推察スル所ニ抛レバ緒方〔など宮崎滔天とともに孫文を出迎えたものたちは〕……革命党ニ同情ヲ表スルモノトハ云フモノ、宮崎〔滔天〕ヲ利用シテ何等商売的關係ヲ附ケントノ下心ニ外ナラサルベシ」(一九一一年二月二日付船津辰一郎在香港総領事代理発内田康哉外務大臣宛報告、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:B011050632600 (第二七画像目)、清国革命動乱ニ関スル情報/浦塩、香港ノ部 (一・一六・一・四六「五」) (外務省外交史料館)) と在外公館が報告していることからわかるように、彼らの自己認識と他者からの評価との間には乖離が存在したことも事実である。

(二〇) 以上、辛亥革命期の大陸浪人たちの活動をまとめるにあたっては、上村希美雄「辛亥革命と大陸浪人」上・下 (『熊本短大論集』第四二巻第一・二号および第三号、一九九二年)、馮正宝『評伝 宗方小太郎——大陸浪人の歴史的役割——』(熊本出版文化会館、一九九七年)、趙軍『大アジア主義と中国』(亜紀書房、一九九七年) および櫻井前掲書を参照した。

(二一) 『九州日日新聞』一九一一年一月二四日付。



(二) 同前。

(三) 長江虎臣は濟々黌卒業後に陸軍軍人となった人物で、熊本騎兵第六連隊長などを歴任。日清・日露戦争に従軍したのち、予備役に編入されると熊本に帰り、東亜通商協会副会長や熊本海外協会副会長・理事長を務めた。一九二七(昭和二)年死去(以上、長江の経歴については、『熊本海外協会会報』第一〇巻第六号(一九二七年八月一五日)二頁掲載の記事を参照)。

(四) 三津家伝之は熊本県出身で一八七〇(明治三)年の生まれ。津田静一の熊本文学館を経て、東京の明治法律大学(現明治大学)に学ぶ。肥後米券社理事長、熊本県農会長、肥後農工銀行頭取などを歴任。また、国権党以来の政党人で、村会議員長、県会副議長、衆議院議員などを務めた。一九四七(昭和二二)年死去(以上、熊本日日新聞社熊本県大百科事典編集委員会編『熊本県大百科事典』熊本日日新聞社、一九八二年、七七二頁を参照)。

(五) 岩崎継生編『熊本海外協会史』(東洋語学専門学校、一九四三年)には、「多年支那に在つて、我国民外交の中心人物であり、且その指導者であつた宗方小太郎、井手三郎を始め、濟々黌出身にして当時の第十二師団長木下宇三郎、山田珠一、平山岩彦、小早川秀雄、古莊韜、佐藤敬太、緒方二三、阿部野利恭、長江虎臣、三津家伝之、松村辰喜、中路新吾、勝木恒喜、岡辰喜、松倉善家、早川新次等の同志相集り」(一八頁)東亜同志会を結成したとの記述がある。

(六) 前掲註(一一)と同じ。

(七) 同前。なお、会則全文は以下の通り。

第一条 本会は東亜諸般の問題を講究し時に其意見の〔を〕内外〔に〕発表す

第二条 本会に調査部を置き諸般の事項を調査す

但し会員並に同志の調査研究に成れる論著を内外に紹介することあるべし

第三条 本会は毎年二回会報を發刊し会員に頒布す

第四条 本会は内外各地に於ける同郷人及び同郷人会と連絡することに勉む

第五条 同郷同志の人は本会員の紹介により会員たることを得会員は毎年会費一円を納付するものとす

第六条 本会に総裁を置く

第七条 本会に評議員若干名を置き諮問機関とす

第八条 本会は幹事長一名幹事若干名を選挙し会務を処理せしむ

第九条 本会は本部を熊本に置く

第十条 本会は熊本に於て毎年暑寒二期に大会を例開す但し必要あるときは臨時会を開くことあるべし

(一八) 同前。

(一九) 同前。

(二〇) 『九州日日新聞』一九二一年五月一六日付。

(二一) 『九州日日新聞』一九二一年五月二四日付。ちなみに、発会日に決定されたはずの規約が、五月に再び議定された理由はわかっていない。もつとも、新しい規約と発会日に決定された旧規約との間には本質的な変更点は認められないため、新規約は従来の会則をよりわかりやすく整理した程度のものであったのではないかと考えられる。なお、新規約の全文は以下の通り。

▲東亜同志会規約

第一条 本会は東亜諸般の問題を調査講究し其意見を發表し之が実行を図るを目的とす

第二条 本会は本部を熊本に支部を各地に置く

第三条 本会は会報を發刊し之を會員に頒つ

第四条 會員たらんとする者は本會員の紹介〔ア介〕により入会することを得

但會員は会費として毎年金一円を納付するものとす

第五条 本会に總裁一名評議員若干名幹事若干名を置く

但幹事中より幹事長一名常任幹事五名を互〔ア互〕選し事務を処理せしむ

第六条 本会は毎年二回大会を開催す

但臨時会を開くことあるべし

(二二) 事実、幹事長の井手三郎は、一九〇九年九月から一九一〇年七月にかけて、外務省から補助を受けつつ断続的に中国国内を旅行して諮議局開設の様子などをつぶさに視察しており、当時の中国の状況については十分に理解していたと考えられる。

もつとも、井手は諮議局開設に代表される清国の立憲制政確立への動きに対して、肯定的な評価を与えていたわけではなかった。たとえば、外務省に提出した視察報告書のなかで、井手は諮議局開設について次にように分析している。すなわち、清国において立憲政採用の輿論が盛りあがったきっかけは、「清国ノ当路及在野ノ新学派並海外出稼人等ガ日露戦役ノ結果ヲ立憲非立憲ノ勝敗ニ基クモノナリト誤会シ」たことにあった。その後、「従来容易ニ統一シ難キ朝野ノ政論ハ忽チ立憲政採用ニ一致シ」、大

臣の海外派遣や法律制定、自治会の設置など「憲政ノ素地」が矢継ぎ早に整えられた。如上の情勢により、諮議局開設は海外の注目を集め、人民へも大きな影響を与えること期待されたが、「清国内部之情況ハ各省ノ首府及鉄道沿線ノ要地又ハ各開港場ヲ除クノ外民度甚ダ幼稚ニシテ昔日ト異ナルヲナク一般人民ハ諮議局ノ何物タルヲ解セス稍々智識アルモノ、評判スル所ヲ聴クモ諮議局ノ議員ハ人民ノ選出セシ代表者ナレハ今日リハ民権次第ニ伸暢スルヲ得テ各自ノ負担亦自ラ軽減スルナラントノ希望位ニ過ギズ」という状況である。結局、「本年創開ノ資政院モ諮議局モ宣統九年ノ上下両院ノ成立マデハ其ノ権力制限セラレテ中央政府ト地方官トノ諮問府タルニ過ギザレハ左程ノ影響ヲ喚起スルヲナカル可シト思ハ」れ、さらに今後の政治情勢によつては「諮議局ハ終ニ人民ノ怨府トナ」る可能性さえあると井手は分析している（以上、井手三郎「清国内地視察報告」（一九一〇年一〇月）JACAR : BO11050609400（第四画像目から第五画像目）、井手三郎清国内地視察一件（一・六・一・三七）（外務省外交史料館））。

そして、以上のような清朝政府の近代化政策に否定的な井手の認識は、同志会発会式における講演で会員にも共有された。すなわち、井手はその講演で「予は昨春秋清国の北部より中部南部地方を巡遊し重に諮議局の模様、禁烟の情況並に教育の情況等を視察したり……清国の諮議局は徒らに空論に馳せて濫りに論議を□はずを以て能事終れりとするも、の如く今日の所前□甚だ遠遠の感なき能はず」などと視察の所見を述べ、「対清事業」の前途について意見を開陳したと報じられている（前掲『九州日日新聞』一九一一年一月二四日付）。ここからわかるように、同志会の面々は、少なくとも清国政府による近代化政策に関しては、井手を通して最新の情報を得ていたのである。

さらに、革命派の動きに関しても、同志会の面々は大陸浪人同士のつながりによってある程度把握していた可能性が高い。たとえば、同会会員とされる宗方小太郎は、一八九七（明治三〇）年に宮崎滔天の紹介で孫文と面会しており、その後も断続的に交流があったという。また、宗方は各地の革命派の動向を日記に書き記すなど、その動向に一定の関心を有していた（以上、孫文・革命派と宗方の関係については、前掲大里「辛亥革命と宗方小太郎」二〇〇・二〇二頁を参照）。これらのことから、同会会員らが革命派の動向に対して全くの無知であったとは考えにくい。

（三）この点、辛亥革命期において東亜同志会会員の松村辰喜が、同じく同志会会員で当時

上海にて活動していた緒方二三に対して、「革命後の中国の政体が」共和か君主かは満廷及革軍の為に判ずべき問題に非ずして帝国の消長より断ずべき問題と存候」（前掲『続対支回顧録』下巻、三二九・三三〇頁）と書き送っていることは示唆的である。

〔四〕『九州日日新聞』一九三六年八月四日付朝刊。

〔五〕佐々博雄「日清貿易商会構想と日清貿易研究所」多賀秋五郎博士喜寿記念論文集刊行会編『多賀秋五郎博士喜寿記念論文集 アジアの教育と文化』巖南堂書店、一九八九年、三七五頁。

〔六〕佐々博雄「移民会社と地方政党——熊本国権党の植民事業を中心として——」『国士館大学文学部人文学会紀要』第一五号、一九八三年、七二頁。

〔七〕能田益貴『榎溪津田先生伝纂』津田静一先生二十五回忌追悼会、一九三三年、三六四・三六五頁。

〔八〕『九州日日新聞』一九二一年一〇月二七日付。

〔九〕『九州日日新聞』一九二一年一月二日付。

〔一〇〕『九州日日新聞』一九二一年一月二二日付。

〔一一〕『九州日日新聞』一九二二年一月八日付。

〔一二〕前掲『日本陸軍とアジア政策』第二巻、七五頁。

〔一三〕櫻井前掲書、九二・九三頁掲載の「表三・一 特別機密費決算書」を参照。なお、緒方二三の回想によれば、井手らは宇都宮のほかにも福島安正参謀次長とも面会したという（前掲『続対支回顧録』下巻、三二七頁）。

〔一四〕一九二一年二月二七日付井手三郎宛清浦奎吾書簡（「井手三郎関係文書」Ⅱ・一・A・二九、東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵）。

〔一五〕前掲『続対支回顧録』下巻、三二九頁。なお、文中にある「宗方、井戸川の軍令部参謀本部」という部分の「宗方」とは、熊本出身の大陸浪人である宗方小太郎のことで、彼は一八九三（明治二六）年に海軍の嘱託となって以降、定期的に海軍に中国情勢に関する報告書を提出する一方で、活動資金の支給を受けていた（宗方と海軍との関係については、馮前掲書、一一一・一四三頁に詳しい）。また、「井戸川」は革命勃発に際して参謀本部第二部長宇都宮太郎により派遣された井戸川辰三のことである。彼はいわゆる「支那通」と呼ばれた陸軍軍人で、当該期においては後述するように同志会会員の緒方二三と同じ部屋で生活し、種々活動していた。

〔一六〕たとえば、一九二一年一月に推薦された国権党幹事のなかには、古荘韜や三津家伝

之、松村亀源などの名前が確認できる（前掲『九州日日新聞』一九一一年一月二二日付）。また、その後に選挙された党役員として、常任幹事に平山岩彦・岡辰喜・中路新吾が推薦され、さらに党内に設置された政務研究会の役員として産業調査部の委員に阿部野利恭と緒方二三が、教育調査部の委員に井手三郎と小早川秀雄が就いたと報じられている（『九州日日新聞』一九一一年一月二三日付）。つまり、同志会幹事長と「内地に在る幹事」計一五名のうち一〇名が国権党内で何らかの役職に就いていたのであり、このことから両者の関係が密接であったことがわかる。そして、両者がいわば表裏一体の関係にあったために、一九一二年に幹事長の井手が衆議院議員に立候補したときには、同志会は新聞紙上に会名をもって井手の推薦広告を掲載し（『九州日日新聞』一九一二年五月一〇日付）、さらには公然と応援演説会を開催したのであった（『九州日日新聞』一九一二年五月一四日付）。

もともと、会員全員が国権黨員であったかは定かではなく、中島裁之などは国権党の会合などへの参加が確認できないため、黨員ではなかった可能性が高い。

<sup>三七</sup> 当時の満州（東三省）の状況に関しては、西村成雄『中国近代東北地域史研究』（法律文化社、一九八四年）一〇四・一三五頁および江夏由樹「奉天地方官僚集団の形成——辛亥革命期を中心に——」（『一橋大学研究年報 経済学研究』第三一卷、一九九〇年）を参照。

<sup>三八</sup> 『九州日日新聞』一九一三年三月二一日付。

<sup>三九</sup> 辻武雄に関しては、駐清国公使であった伊集院彦吉の日記（一九一一年一月二二日の条）に、「井手君の紹介熊本県人辻某約により来館、当地情況視察の為なり」と（尚友俱樂部・広瀬順皓・櫻井良樹編『伊集院彦吉関係文書』第一巻、芙蓉書房出版、一九九六年、一八〇頁）として、辻と思われる人物に関する記述が確認できる。また、松倉善家は革命勃発後、松倉の「故友王子修が、北京に於て大に計画する所あり、君の入京を望んで電報を寄せたので、君〔松倉〕は潜かに入京して種々参画する所あった」（前掲『続対支回顧録』下巻、五四五頁）というが、その詳細はわかっていない。

<sup>四〇</sup> 中島裁之や彼が経営した東文学社に関する先行研究としては、佐藤三郎「中島裁之の北京東文学社について」（佐藤三郎『近代日中交渉史の研究』吉川弘文館、一九八四年）、汪向荣「中島裁之と東文学社」（汪向荣著・竹内実監訳『清国お雇い日本人』朝日新聞社、一九九一年）および劉建雲「清末の北京東文学社——教育機関としての再検討——」（『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』第一一号、二〇〇一年）などがあ

る。以下、中島の経歴をまとめるにあたっては、主に佐藤氏の研究を参照し、必要に応じて適宜ほかの史料を活用した。

④二 中島裁之『東文学社紀要』中島裁之、一九〇八年、一七八頁。

④三 中島裁之「万里独行紀」『反省雑誌』第八年第一二号、一八九三年、四頁。

④四 前掲註(四一)と同じ。なお、中島は踏破した省の数は史料によって異なり、一六省とも一八省とも伝えられている。

④五 前掲佐藤論文には、「中島は日清戦争からの」凱旋後、明治三十年九月三度目の中国入りをし、保定に赴き、当時碩学の名声高かった呉汝綸の蓮池書院に入門した」(二八一頁)とあり、中島が蓮池書院に入門した時期がはつきりしない。これに関して、前掲『東文学社紀要』に「明治三十一年北京公使館員樽原陳政氏ノ紹介ニヨリ保定府蓮池書院山長呉汝綸師ノ門下生トナリ……」(二頁)とあるため、中島が蓮池書院に入ったのは一八九八年のことであつたと考えられる。

④六 なお、内田の伝記にも、駐清公使として赴任した内田が「清国内地の事情調査の任務に従わさせるために横川省三、中島裁之および大島與吉らを選んだ」(内田康哉伝記編纂委員会・鹿島平和研究所編『内田康哉』鹿島研究所出版会、一九六九年、七一・七二頁)という記述があることから、やはり当時の内田と中島との間には密接なつながりがあつたとみてよいだろう。

④七 ちなみに、内田と中島の付き合いは私的な領域にまでおよんでおり、たとえば、中島は一九一一年に行われた講演会で「私が十四歳のとき亡なつた母の事に想到し其靈を慰むるために母の遺骨を仏陀の靈地に納めんと云ふことを考へた……夫れから支那に参りましたが、三十九年の一月に始めて内田公使の紹介を以て仏陀の靈地に行くことゝ為り、……」(『中外日報』一九一一年八月一日付)と述べており、中島の個人的な「仏陀の靈地」への旅行に内田が協力していることがわかる。また、後年のことではあるが、一九一三(大正二)年一二月に内田が熊本に帰郷した際、彼は中島の自宅に宿泊している(『九州日日新聞』一九一三年二月一〇日付)。これも中島と内田の親密な間柄を物語るものといえよう。

④八 「外務省記録」に収められている国際親善協会関係の文書によれば、中島は「昭和四年〔海外慰問の旅から〕帰朝後ハ先ツ會員組織ノ国際親善協会ヲ設立シ」たとある(光永星郎・長野忠治・奥村又雄「副申書」(一九三三年三月) JACAR: B040111374600(第三二画像目)、本邦ニ於ケル協会及文化団体関係雜件 第二卷 (一)

・一〇・〇・二〇〇二）（外務省外交史料館）。なお、同協会は一九三三（昭和八）年に財団法人となったが、その発起人には内田康哉や清浦奎吾、徳富蘇峰、光永星郎などの熊本県人が名を連ねている（「財団法人国際親善協会設立申請書」および「財団法人国際親善協会発起人」前掲 JACAR : B04011374600（第四画像目および第九画像目から第一〇画像目））。

④ 中島が死去した時期について、佐藤氏は一九三九（昭和一四）年としている（前掲佐藤論文、三三三頁）のに対して、前掲『熊本県大百科事典』の中島裁之の項目は一九四二年五月六日に死去したとしている（六〇八頁）。これに関しては、宗教専門新聞である『中外日報』の一九四二年五月二日付に「熊本県八代町の自宅に近來は自適の生活をして居た中島裁之氏は六日逝つた、享年七十四、氏は現在雑誌界の王座をしめて居る中央公論の前身たる反省会雑誌創刊や更に上海の同文書院創立に関係した人で支那通として内外に知られてゐた」という中島の訃報を伝える記事があるため、後者の方が正確である。

④九 前掲註（三〇）と同。。

⑤〇 『九州日日新聞』一九二一年二月一四日付。

⑤一 『九州日日新聞』一九二二年一月一〇日付。

⑤二 前掲『伊集院彦吉関係文書』第一卷、一八九頁。

⑤三 同前、一九三頁。

⑤四 一九二二年一月五日付中島裁之発内田康哉電報、JACAR : B02105065400〇〇（第三画像目）、清国革命動乱ニ関スル海外雑報（一・六・一・五一）（外務省外交史料館）。

⑤五 一九二二年一月一九日付中島裁之発内田康哉宛電報（同前、第五画像目）。

⑤六 一九二二年一月一九日付中島裁之発内田康哉宛電報、JACAR : B0310506540100（第一六画像目）、清国革命動乱ニ関スル海外雑報（一・六・一・五一）（外務省外交史料館）。

⑤七 一九二二年一月二五日付中島裁之発内田康哉宛電報、前掲 JACAR : B0310506540200（第七画像目）。

⑤八 ちなみに、当該電報の伝える内容は次のような清国政府内での動きのことであったと考えられる。すなわち、「恭親王ノ邦人某ニ語ル所ニ依レハ従来袁世凱及慶親王ハ皇太后ヲ籠絡スルニ特ニ各国殊ニ日本ハ革命党ヲ援助シ又官軍ノ兵力僅ニ一万ニ過キサレ

ヲ以テセリ故ニ恭親王ハ本日〔一月二日〕二時間ニ亘リ其籠絡タルコト及日本ハ立憲君主ヲ主張シタルコトヲ弁明セル為メ皇太后ハ初メテ其真相ヲ知ラレタリ」ということがあり、この恭親王の行動の結果、その日の「皇族会議」は慶親王を除いて開催され、「鮑ク迄君主立憲主義ヲ貫徹スルコトニ決セリ」という（一九一二年一月二二日付青木宣純清国公使館附武官発長谷川好道参謀総長宛電報、JACAR：B03050625800（第五四画像目）、清国革命動乱ニ関スル情報／陸軍ノ部 第五卷（一・六一・四六）「一〇〇五」（外務省外交史料館）。後述するように中島が一連の工作で働きかけていたという恭親王が、皇太后に直談判して皇族会議を立憲君主主義貫徹の方向へと動かしたという事実は大変興味深い、親王の如上の行動と中島の工作との間につながりがあったのかはわかっていない。

〔五九〕『九州日日新聞』一九一二年二月二日付。

〔六〇〕以下、張榕の経歴については、とくに注記がない場合は江夏由樹「旧奉天省撫順の有力者張家について」『一橋論叢』第一〇二巻第六号、一九八九年）を参照。

〔六一〕秦誠至「辛亥革命与張榕」中国人民政治協商会議全国委員会文史資料研究委員会編『辛亥革命回憶録』第五集、中華書局、一九六三年、五九四頁。

〔六二〕沈懷玉「清末地方自治之萌芽（一八九八・一九〇八）」『近代史研究所集刊』第九期、一九八〇年、二九六頁。

〔六三〕一九一二年一月五日付鉄嶺警務署長報告、JACAR：B03050659500（第八画像目から第九画像目）、清国革命叛乱ニ関スル海外雑報／関東都督府報告ノ部 第四卷（一・六一・五一）「一〇〇四」（外務省外交史料館）。なお、引用文中の「旧子弟」という言葉からもわかるように、辛亥革命以前から中島は張榕と面識があった。中島によれば、ふたりが知り合ったのは一九〇四（明治三七）年六月のことで、以後数回の面会を重ねることになったが、そのころの張榕は「切ニ東三省ノ前途ヲ杞憂シテ語ル」青年であったという。その後、同年九月——当時、日露戦争はすでに始まっており、戦場は満州へと移りつつあった——には、張榕は「東三省保衛公所章程」を持参して示しつつ東三省の「自治保衛」の必要性を訴え、中島に日本軍への働きかけを依頼、さらに内田公使の意がどこにあるか——張榕は中島との面会前に内田を訪問して同様の訴えを行ったが、内田は「保衛公所章程ハ更ニ改訂ヲ施シ来ル可シ」とのみ回答したという。張榕は内田がどの部分の「改訂」を求めたのかを中島に尋ねた——を質問した。これに対して、中島は内田の意がどこにあるかは自分にもわからないこと、



日本軍の占領下で「保衛公所ノ主義」が容易に実行・成功するとも思えないことを述べたうえで、「寧成功望ナキノ地ヲ去テ其意気其志ヲ北京ニ注ギ大ニ幹部十八省政務改善ノ卒先トシテ大功ヲ奏ス可キ」と勧めたという。

また、後日の面会では、中島は「事国事ニ関スル者ナルヲ以テ軽忽ノ言行ヲ慎マザル可ラズ若其一步ヲ過タバ国事犯罪ヲ以テ遇セラレン殊ニ血氣旺盛ノ年輩ニ於テ最モ嚴謹ヲ要スル者也」と述べて軽挙妄動を慎むように諭したらしいが、その後には張榕が暗殺未遂事件をおこしたことを考えれば、中島のこの忠告に効果があつたかは疑わしい（以上、中島と張榕の出会いについては、前掲『東文学社紀要』一七四・一七六頁を参照）。暗殺未遂事件以後の両者の関係については詳らかでないが、如上の縁が基礎となつてふたりは辛亥革命期の満州でともに活動することになったと考えられる。

<sup>(六四)</sup> 一九一二年一月二九日付内田康哉宛中島裁之書簡、前掲 JACAR: B03050654100（第一八画像目から第二一画像目）。なお、この書簡の便せんには「No. 十一」と番号がつけられているが、おそらくこれは中島から内田に宛てた報告の通し番号であろう。もしこの推測が正しいとするならば、中島は熊本を出発してから約一カ月の間に一一もの報告を送っていたことになるが、そのような頻繁な報告に接した内田は当然中島の活動を詳細まで把握していたものと考えられる。

<sup>(六五)</sup> なお、中島の工作の存在は中国側の史料によつても傍証される。中国第一歴史档案馆編『清代档案史料叢編』第八輯（中華書局、一九八二年）には、袁金凱が趙爾巽に対して張榕の動きを伝えた報告（「袁金鎧致赵尔巽稟」（宣統三年一月一日／一九一一年一月三〇日））が収められているが、そのなかに次のような記述がある（一一〇頁。日本語訳は筆者による）。

〈訳文〉また、彼〔張榕〕の得た極秘で確かな情報によれば、日本は我国に対して様々な破壊の手段を用いており、最近犬養個人の意思で、すでに壮士五人を派遣して北京に赴かせ、暗殺の謀略を行わせるらしく、もっぱら項城〔袁世凱〕を重視しているそうです。問題の壮士はまさに出発する間際にあるとのことですので、項城に密かに告げて、防備を加えるよう要請していただけでしょうか。……張榕のこの情報は中島裁之から得たものです。中島氏は日本の武士道のなかでも勢力のある者で、彼と張榕は親密なので、これを洩らしたのです。張榕は袁金凱が自分を誠実に待遇したため、また私（袁金凱）にこれを洩らしました。

〈原文〉又据称伊得最秘确消息，日本对我国用种种破坏手段，近日犬养个人之主意，已遣壮士五人赴北京行暗杀之策，专注意于项城。所云壮士正在出发之际，可否密告项城，请加防范。……张榕此信系得之中岛裁之。中岛氏为日本武士道中最有势力者，伊与张榕厚，故泄之。榕以铠待之诚，故又泄于我也。

なお、文中の「犬養」とは犬養毅のことかと考えられるが、管見のところ、犬養が袁世凱の暗殺を企図していたという事実は確認できなかった。ただし、辛亥革命の勃発に際して中国に渡る直前、犬養が豊川良平に宛てた書簡（一九一一年一月一六日付）に、「袁ハ必ス暗殺せらるべしと存候ソレカラ後ハ北京ハ混沌ノ世界と可相成候ノ幼帝をして他国ニ（露）遁れしむへからず是ハ日本ニ遁れしむるが〔原文に以下のルビ…「我国に取りて」安全也是ハ専ら工夫中に御座候〕（鷺尾義直編『犬養木堂書簡集』人文閣、一九四〇年、一一六頁）とあることは興味深い。この記述から、あるいは犬養が本当に袁世凱暗殺を計画していたことも考えられるが、具体的史料がみつからないため、本稿では彼が何かしらの工作を行っていた可能性を指摘するにとどめたい。

〔六七〕ちなみに、残念ながら内田康哉の関係史料は断片的にしか残されていない。内田の伝記は、彼の没後一九三七（昭和一二）年から執筆され始めたが、外務省はそれに協力し、外務省の事務室一室を使って編纂事業が行われた。そして、終戦までに膨大な草稿が作成されたが、一九四二（昭和一七）年の外務省庁舎の火災に巻き込まれ、内田の直筆日記などの重要な史料が失われてしまったのである。一方、伝記草稿だけは編纂者の手許にあったために焼失を免れ、戦後にそれを約四分の一に圧縮して出版されたのが、前掲の内田康哉伝記編纂委員会・鹿島平和研究所編『内田康哉』である（以上、内藤和寿「内田康哉伝記草稿」について）（『外交史料館報』第七号、一九九四年を参照）。

〔六七〕一九一一年一月一〇日付内田康哉発小池張造宛電報（第二〇七号）および同日付内田康哉発小池張造宛電報（第二〇八号）、前掲『日本外交文書 清国事変（辛亥革命）』二六四―二六五頁。

〔六八〕一九一一年一月八日付小池張造発内田康哉宛電報、同前、二六四頁。

〔六九〕一九一一年一月九日付伊集院彦吉在清国公使発内田康哉宛電報および同月一三日付小池張造発内田康哉宛電報、同前、二六四頁および二六八頁。同電報において、伊集

院は「此際滿洲方面ヲ攪乱スルカ如キハ之ヲ大局ノ上ヨリ打算シ断シテ非ナリ……〔中村の行動が〕単ニ情報ヲ得ルノ手段ニ止ラス進ンテ彼等ヲ煽動スルモノナリトセハ斯ル小策ハ断然之ヲ差止メ嚴重御取締アランコトヲ切望ス」として中村の行動を批判し、小池は「現今ノ如キ極メテ『デリケート』ナル情態ノ下ニ中村ノ如キ無責任ナル行動ヲ取ル者ノ当地方ニ在ル事ハ甚タ危険」として中村に対する戒飭か東京への召還を求めている。

〔七〇〕一九一一年一月二三日付西園寺公望総理大臣発中村是公満鉄総裁宛電報、同前、二六八頁。

〔七一〕一九一一年一月二日付伊集院彦吉発内田康哉宛電報、同前、二六六・二六七頁。

〔七二〕一九一一年一月二四日付内田康哉発伊集院彦吉宛電報、同前、二六九頁。

〔七三〕櫻井前掲書、六八頁。

〔七四〕『九州日日新聞』一九二二年二月六日付。

〔七五〕最後に、如上の中島の工作に対して張榕がなぜ協力したのかという謎が残されている。江夏氏によれば、張榕が拠点とした「奉天における反清運動の特徴は、当初、この地の同盟会が清朝に対する武装闘争を控えたことであつた」が、それは張榕らが武装闘争の展開は日本の干渉を招くと考えたからであつたという（前掲江夏「旧奉天撫順の有力者張家について」一〇一頁）。たしかに、日本側の史料では、辛亥革命勃発後、張榕は「可成平和的ニ事ヲ為サント欲シ」、「暴動的行動ニ出テンコトヲ主張」する「急激派」の革命党員を説得したが、その交渉が不調に終わり件の革命党員が行方をくらませると、東三省総督の趙爾巽と会見して警戒を呼び掛けたらしいと報告されている（一九一一年一月二七日付奉天警務署長報告、JACAR：B0310506572100（第六画像目から第七画像目）、清国革命叛乱ニ関スル海外雑報／関東都督府報告ノ部第三卷（一・六・一・五一―一〇〇三）（外務省外交史料館））。江夏氏の指摘とこのような報告とをあわせて考えるならば、張榕が武力闘争以外の方法で革命をなそうとしていたことはたしかであるように考えられる。

また、ある報告には張榕が「兎ニ角共和政体ノ建立ナドハ清国分割ノ端緒ヲ啓ク根源ナルヘシ」「清国ヲ共和政体トセサルモ現皇帝ハ猶ホ偶像ト同一ノ如キナレハ輔弼ノ臣ニシテ善良ナレハ別ニ血ヲ流シテ迄モ共和ニ為ササルヘカラサル必要ハ更ニ認メラレス実ニ羨望ニ堪ヘサルハ日本ノ政体ニシテ斯クノ如クナラサレハ不可ナリ」と語つたとあり、さらに別の報告には「張榕ハ各地ニ人ヲ派シ陰ニ陽ニ自家ノ主義（立憲君

主)ヲ遊説セシメツツ在ル」との記述もみられる(「諜第一六七号(関東都督府陸軍参謀部)」「一九一一年一月七日付) JACAR: B031050657700(第二三画像目)、清国革命叛乱ニ関スル海外雑報/関東都督府報告ノ部 第三卷(一・六・一・五一―一〇〇三)(外務省外交史料館) および「諜第一六四号(関東都督府陸軍参謀部)」「一九一一年一月四日付) JACAR: B031050657300(第四〇画像目)、清国革命叛乱ニ関スル海外雑報/関東都督府報告ノ部 第三卷(一・六・一・五一―一〇〇三)(外務省外交史料館)」。これらの報告が正確であるとするならば、張榕は「共和政体」よりも「立憲君主」政体を望んでいたことになるが、その根底にはやはり前述した日本(列強)による中国分割への危機感があつたと推測される。

以上、日本側の諸史料にある張榕の言動を拾ってきたが、その内容がある程度正確であると仮定してこれらを総合的にみるならば、張榕には中島——そして、その背後にいる内田——と協力する余地は十分にあつたと考えられる。すなわち、両者とも満州情勢の安定に利点を見出しており、それを乱すような武力闘争が発生することを避けようとしていた点、そして革命の着地点として立憲君主制を求めていた点で一致していたのである。もつとも、内田は日本の権益の保全を、張榕は中国分割の阻止を最終的な目標としていたので、両者の関係は「同床異夢」というべきものであつた。

なお、張榕はほかの革命党員に対して「自分ハ趙総督ニ買収セラレタル旨世人一般ハ吹聴スル趣ナルモ自分ハ純然タル革命党員」であると語つたという情報もある(一九一一年一月七日付落合謙太郎在奉天総領事発内田康哉宛報告、JACAR: B08090224600(第七五画像目)、清国革命叛乱ノ際ニ於ケル同国人ノ動静態度及輿論關係雜纂/在内国人ノ部(五・三・二・一〇・八三二二)(外務省外交史料館)。「立憲君主」を追求した点など、張榕には孫文ら革命派主流とは矛盾した動きもみられるが、おそらくこの自己認識は彼の本心だつたのではないか。張榕の存在は「革命派」の多様な在り方を検討するうえで格好の材料となるだろう。

(モ六)たとえば、『九州日日新聞』一九一一年一月一日付。

(モ七)『九州日日新聞』一九一一年一月五日付。

(モ八)『九州日日新聞』一九一一年一月一日付。なお当該記事によれば、一行のうち平山と古荘は、佐世保要塞の鑄方徳蔵と面会するために一時的に別行動をとつたという。鑄方徳蔵は熊本県出身で一八六四(元治元)年の生まれ。陸軍大学卒業。日清戦争に従軍するとともに、義和団事件に際しては天津に派遣された。一九〇二(明治三五)

年からは張之洞の招聘に応じて武昌に赴く。日露戦争には大本営陸軍参謀、鴨緑江軍参謀副長として従軍、戦後再び武昌に赴いた。一九一六（大正五）年中将に昇進。一九一九（大正八）年予備役編入。一九三三（昭和八）年死去（以上、東亜同文会編『対支回顧録』下巻、原書房、一九六八年「復刻原本一九三六年」、九八二頁）。

なお、鑄方は大正期から一九二九（昭和四）年まで熊本海外協会の会長を務めた人物で（『熊本海外協会会報』第二二巻第四号、一九二九年四月一五日、八頁）、友房の叔父の娘婿という間柄にあった（佐々瑞雄『佐々家覚え書』『佐々家覚え書』刊行会、一九八九年、二九〇頁）。

（七九）同前。

（八〇）大里浩秋「宗方小太郎日記、明治四三〜四四年」『人文学研究所報』第五二号、二〇一四年、二二四頁。

（八一）『九州日日新聞』一九二一年一月二二日付。

（八二）同前。

（八三）前掲『統対支回顧録』下巻、三三二頁。なお、文中の「井手」という人物について、上村希美雄氏は東亜同志会幹事長の井手三郎であるとしている（前掲上村「辛亥革命と熊本」一九頁）。しかし、本文で述べたように井手は同時期に上京しており、上海に渡航したという情報は伝わっていない。もちろん、彼が急遽予定を変更し、上海に渡航していたなどといった可能性は否定できないが、筆者が調査した限り、この部分の「井手」を井手三郎と断定できる同時代の史料は見つけることができなかった。後年当時のことを回顧して、一行を出迎えたなかに井手三郎がいたとする新聞記事もあるが（『九州日日新聞』一九三六年八月五日付朝刊）、二五年も経て書かれた筆者も誰かわからないものなので、その信憑性にはやはり疑問が残る。当時、上海には井手三郎の実弟である井手友喜も在住していたので、引用文中の「井手」はこちらを指しているのかもしれないが、どちらにしる決め手となる史料がないので、本稿ではその可能性を指摘するだけにとどめたい。

井手友喜は井手三郎の弟で、一八七三（明治六）年の生まれ。東亜同文会で中国留学生派遣の計画がおこると、それに選ばれて上海に渡航、中国語を学んだ。兄の三郎が『上海日報』をおこすと副社長に就任して社務を董督、「兄三郎が郷党に推されて代議士となり、或は欧米の観光遊歴等の為め、東徂西来席暖かならざる間、遺を拾ひ隙を補ひ、小心翼翼終始日報社に於ける物質撰理に於て一段の工夫を運らす所があつた」

という。一九二七年に死去（以上、前掲『対支回顧録』下巻、九六六頁を参照）。

〔八四〕同前。

〔八五〕前掲註（三〇）と同じ。

〔八六〕『九州日日新聞』一九二一年一月二五日付。

〔八七〕緒方生「黎黄二氏との会見」『日本及日本人』第五七二号、一九二一年、一〇九頁。

なお、同志会会員と黎元洪および黄興との面会日については、史料によってそれぞれ一九日・二〇日、一九日・二一日、あるいは二〇日・二一日とするなど微妙な相違がある。諸史料の記述を勘案するに、黎元洪と面会した翌日に黄興と面会したことはたしからしいので、面会日を一九日・二一日としているものは誤りであろう。問題は、一九日・二〇日と二〇日・二一日のどちらが正確かということだが、史料的には黎元洪との面会日を一九日としているものが多い。そのため、本稿ではひとまず一九日・二〇日の方を採用することとした。

〔八八〕『九州日日新聞』一九二二年二月二日付。以下、東亜同志会一行と黎元洪との会談については、同史料を参照。

〔八九〕前掲緒方「黎黄二氏との会見」一一〇頁。

〔九〇〕『九州日日新聞』一九二二年二月三日付。

〔九一〕前掲註（三八）と同じ。

〔九二〕前掲註（八八）と同じ。

〔九三〕『九州日日新聞』一九二一年二月八日付。

〔九四〕『九州日日新聞』一九二二年一月五日付。

〔九五〕以上、革命勃発後の情勢については、川島前掲書、一三三・一三五頁および深町英夫『孫文——近代化の岐路——』（岩波新書、二〇一六年）一〇一・一〇八頁を参照。

〔九六〕前掲『続対支回顧録』下巻、三二七頁。ちなみに、「潜行武官」のひとりで宇都宮太郎の命により派遣されていた井戸川辰三は緒方の「知友」で、所持金が少なくなった緒方は「持久策」として井戸川と同居して活動していたらしい（前掲『続対支回顧録』下巻、三二六頁）。

〔九七〕同前。なお、このとき宮崎は革命軍幹部からある依頼を受けていたが、その内容は「初回大総統を黄興に定めて呉るゝ様孫文を首肯せしめよ」というものであった。このような「重大案件」を任された宮崎であったが、彼は自らの英語や中国語の会話能力に自信がなかったため、緒方に「君〔緒方〕の通訳を以て充分に説得して呉れない

か」と頼んできたらしい。この宮崎の願いを緒方が承諾した結果、ふたりは香港から上海に向かう船上で孫文に面会して上の旨を説明したが、孫文は「深く考ふる所あるが如く、貴意は充分諒承した。回答は上海着の上にせんとて、イエスともノーとも云はなかつた」。それをみて、宮崎は「逆も六ヶ敷い、黄興が憤らねばよいが」と漏らしたという（以上、前掲『続対支回顧録』下巻、三二七・三二八頁）。

(九八) 上村希美雄『宮崎兄弟伝 アジア篇』下巻、葦書房、一九九九年、五二八・五三二頁。

(九九) 以下、緒方と孫文の会談については、『九州日日新聞』一九一二年一月四日付を参照。

(一〇〇) 前掲『続対支回顧録』下巻、三三〇頁。

(一〇一) 松村の具体的な渡航日は不明だが、『九州日日新聞』一九一二年三月二六日付掲載の記事に「去月東亜同志会を代表して渡清したる松村辰喜氏」とあることから、一九一二年二月中に中国に渡ったものと推察される。ちなみに、松村辰喜は熊本県出身で一八六八（明治元）年生まれ。村の私塾で学び教員となり、のちに渡韓して安達謙蔵の『漢城新報』に参画。閔妃事件に連座するも免訴。帰郷後は熊本商会を開いたほか、熊本市会議員や大熊本期成会常任理事を務めた。また、阿蘇国立公園期成会を創立し、その実現に尽力した。一九三七年死去（以上、前掲『熊本県大百科事典』七五九頁を参照）。

(一〇二) 前掲註（一〇〇）と同じ。

(一〇三) 同前。

(一〇四) 前掲『九州日日新聞』一九一二年三月二六日付。

(一〇五) 『九州日日新聞』一九一二年四月二一日付。

(一〇六) 『東京朝日新聞』一九一二年一月二九日付朝刊掲載の記事には、「中国国民党の領袖にして新疆青海屯墾使の官職を帯べる胡瑛氏は……〔一月〕二十八日釜山より〔下関に〕来着一先づ山陽ホテルに入る」という記述がある。

(一〇七) たとえば、胡瑛は一九一二年二月四日に外務省を訪問したほか（『東京朝日新聞』一九一二年二月五日付朝刊）、同月一七日には「政友会所属支那問題研究会」主催の歓迎会に出席している（『東京朝日新聞』一九一二年二月一八日付朝刊）。

(一〇八) 『九州日日新聞』一九一三年一月三日付。なお、旧熊本藩主であった細川家の人間を東亜同志会の総裁にするうえで、熱心に協力したのが清浦奎吾であった。たとえば、前述した井手三郎宛清浦奎吾書簡（一九一一年十二月二七日付）では、清浦は同志会を「何等懸念ナキ団体」と評して、その総裁に細川侯爵（当時は細川護成。旧熊本藩

知事細川護久の長男)を推戴できるような働きかけていることを書き記している。その後、やはり細川侯爵を総裁とする案は実現が難しかったのか、清浦は「総裁には却て細川男(細川護立のこと)可然」(一九一二年七月三一日付井手三郎宛松村辰喜書簡(前掲「井手三郎関係文書」Ⅱ・一・A・一三七))と意見を変えたいらしい。そして、一九一二年八月には上京した井手三郎が「清浦子爵等の諸先輩と協議の上」細川護立に総裁就任を依頼、その承諾を受けたのであった(『九州日日新聞』一九一二年八月八日付)。ちなみに、このように同志会に協力的であった清浦だが、彼がどのような意図をもって同会に協力したのかはよくわかっていない。また、護立は総裁就任の挨拶において、「総裁就任にあたって」会長には清浦子爵其任に当り余は会の細故に関するを要せず」(『九州日日新聞』一九一二年一月二六日付)との説明を受けたと述べているが、清浦が同志会の会長に就任した形跡は、現在のところ確認できていない。

(一〇九) 同前。

(一一〇) 『九州日日新聞』一九一三年二月一日付および同月一七日付。

(一一一) 『九州日日新聞』一九一三年二月一五日付。以下、当日に議定された「宣言」・「決議」については同史料を参照。

(一一二) 革命軍の交戦団体承認問題について、東亜同志会と表裏一体の関係にあった国権党の機関紙『九州日日新聞』は、「交戦団体の承認」(一九一一年二月二八日付)や「交戦団体の承認を為せ」(一九一二年一月二四日付)と題する社説を掲げ、その承認を日本政府に求めている。これらの社説は、同志会会員として活動していた国権党系の大陸浪人らの意見を反映したものと考えられる。

(一一三) 前掲註(三八)と同じ。

(一一四) 同前。

(一一五) 同前。

(一一六) 『九州日日新聞』一九一三年三月二二日付。

(一一七) なお、辛亥革命期における東亜同志会の活動については本章である程度明らかにしてきたが、いまだ解明すべき謎は多い。その原因は、一見自らの活躍に雄弁であった同会会員たちが、実際には隠蔽すべき情報を慎重に選別していたことにある。たとえば、本文中でも触れた「支那と熊本県人との関係を叙して孫文君に与ふ」(前掲『九州日日新聞』一九一三年三月二一日付)という記事で、緒方は自分たちの活動を声高らかに述べる一方で、中島裁之の満州における活動を「公表すべからざる機秘の大活動」と



して詳細を明らかにせず、さらに清国政府と革命軍との和平交渉における会員の動きについても、「黄興氏胡瑛氏等と往来し南軍に有利なる和議を為さしめん事に運動し議和先決事項意見書五箇条を呈出せり事機密に属するを以て之を公表し難し」と述べて曖昧にしているのである。現在判明している同志会会員の活動のさらなる詳細にくわえて、このように意図的に隠された部分の解明も今後進めていく必要があるだろう。

また、同じ理由から東亜同志会が抱いていた対中国政策案（「我々の意見」）に関しても、その詳細はよくわかっていない。交戦団体としての承認を日本政府に求めるなど、同志会は革命軍が有利になるように動いていたが、そのうえでいかなる考えをもつて彼らに接近していたのか。また、それと中島の満州での工作はどのように関わっていたのか。はたして、彼らはどのような形で革命が終息することが望ましいと考えていたのか。これらの謎を解明できるだけの新史料の発見と、研究の深化を待ちたい。

### 第三章 東亜通商協会・熊本海外協会の成立過程

#### はじめに

一九一四（大正三）年七月にヨーロッパで勃発した第一次世界大戦は、遠く離れた東アジアにも多大な影響を与え、政治的・経済的な変動をもたらした。その変動を受けて、日本国内では様々な動きがあったが、熊本においては挙県一致的な対外団体である東亜通商協会が設立されることとなる。「東亜」および「通商」という名称が表すように、当該団体は主に中国を対象とした経済的活動を目的としたものであったが、その中心には前章で述べた東亜同志会の会員らが位置しており、同会と密接な関係があった。

他方、一九〇六（明治三九）年ごろから、アメリカ合衆国カリフォルニア州では、日本人移民に対する排斥運動（排日運動）が盛り上がり、一九一三（大正二）年には「第一次排日土地法」が制定された。このような現地の反応にさらされたアメリカ在位の熊本県人（在米県人）のなかには、故郷熊本との関係を強めようとするものもあり、彼らは代表者を帰国させるなどして地域社会へと働きかけた。その結果、一九一八（大正七）年に東亜通商協会は熊本海外協会と改称し、その活動対象範囲を「東亜」から「海外」に広げるとともに、移民後援組織としての活動もその業務に含まれるようになった。

以下、本章では如上の東亜通商協会および熊本海外協会の成立過程について述べる。両者は第一章で述べた熊本における対外活動の歴史、そして前章で述べた東亜同志会と密接な関係があり、その意味において本章は前章までの内容と、次章以降の熊本海外協会を主題とする内容とを架橋するものといえよう。また、対外団体である両会の設立は、日本国内だけでなく海外の動きとも関連したものだ。そのため、その成立過程を述べることは、おのずから当時の世界的状況——第一次世界大戦勃発による国際情勢の変化やカリフォルニアにおける排日運動の高揚——に、熊本という地域がどのように対応したかとを述べることにもなる。またあわせて移民と地域社会の関係などにもふれることとなるだろう。

以下、東亜同志会をはじめたとした従来の熊本の対外活動との連続性、そして同時代的出来事との連動性を強く意識しつつ論述を行っていききたい。

#### 第一節 時代背景の概括

東亜通商協会の設立から熊本海外協会の設立までの期間はわずか三年間しかないが、その成立に関係した時代背景はそれぞれ異なっている。そのため、以下では二つに分けて時代背景の概括を行うこととしたい。

### 一・一、第一次世界大戦の勃発と日本の動き——東亜通商協会設立の時代背景——

東亜通商協会創設に関係した歴史的出来事は、第一次世界大戦の勃発であった。

一九一四年六月、ボスニアの首都サラエボでオーストリア皇太子夫妻がセルビア人青年に暗殺される「サラエボ事件」が発生したが、この事件の結果、同年七月末にはオーストリアとセルビアとの間で戦闘が始まった。そしてその動きに連動して、八月初めにオーストリアの同盟国ドイツがロシアとフランスに宣戦すると、今度はドイツの勢力拡大を危惧したイギリスがドイツに宣戦した。このようにオーストリアとセルビアの二国間戦争に列強各国が次々と参戦した結果、ついには世界各国をも巻き込む大戦争となったのである。

ヨーロッパから遠く離れた日本にとって、この戦争は早い段階から千載一遇の好機だと認識された<sup>(三)</sup>。戦争により西欧列強の勢力が東アジアなどから後退した今こそ、日本の勢力を拡大する絶好の機会だとされたのである。さらに、戦争により欧州各国からの輸入が減少・杜絶<sup>(三)</sup>したこともあり、当該期には国内産業の発展に関する議論や動きがとにかく活発になった<sup>(四)</sup>。そしてそのような風潮の後押しをうけて、同年一〇月には全国三五〇名の知名士を發起人とする「国産奨励会」の發起人総会が開かれたのであった<sup>(五)</sup>。

また、経済的な勢力拡大だけでなく、同時に新たな権益の獲得も目指された。ときの第二次大隈重信内閣（外相・加藤高明）は、戦争勃発後すぐに日英同盟を口実として参戦を決定、八月にドイツに対して宣戦布告した。そして、日本は中国におけるドイツの租借地膠州湾（青島）に軍隊を送り、同年一月に同地を陥落させるとそのまま占領した。くわえて、日本はドイツの植民地であった南洋諸島にも海軍を派遣し、同様に占領下においた。さらに、一九一五（大正四）年一月、日本は中国の袁世凱政権に対して「対華二十一カ条要求」を提出し、日中間の諸懸案<sup>(六)</sup>の解決とさらなる権益の獲得をはかった。最終的に、同年五月に袁政権は要求を受諾、これにより日本は中国における権益の維持と拡大に成功したが、反面中国では日本に対する悪感情が広まった。また如上の日本の行動は欧米諸国の日本に対する不信感をも増大させ、その後の日本の外交に大きな影響を与えたのであった<sup>(七)</sup>。

## 一・二、カリフォルニア州における排日運動——熊本海外協会設立の時代背景——

アメリカ合衆国のカリフォルニア州は、全米のなかでも日本人移民がとくに多かったが④、そのために同国における排日運動の中心地となった。同州の排日運動の始まりは、一九〇六年のサンフランシスコ学童隔離事件であった。これはサンフランシスコ市学務局が、市内の公立学校から日本人学童を隔離して東洋人学校に通学させることを決定した事件で、現地の日本人移民は当然これに強く反発し、日本政府も重大視したために日米間の外交問題となった。最終的には、日米間の外交交渉や米国政府の働きかけにより、一九〇七年に市学務局は如上の決定を修正し、事件は終息に向かった。

この事件を解決するにあたって、米国政府は議会で審議中であつた一九〇七年移民法に修正をくわえたいうで制定し、ハワイやカナダ、メキシコから米国本土へと渡る日本人移民の流れを遮断した。また、一九〇八（明治四二）年には日米間で「日米紳士協定」が結ばれ、日本政府は米国本土に渡航する移民（再渡航者および米国本土在住者やその妻、学生、商人などを除く）を自主規制することを約束した。このように、米国本土に渡る移民の流れは次第に制限されていったが、日本人コミュニティー内の自然増加や「写真花嫁」⑤の渡航によって、日本人移民の数はその後も増加した。このことが次なる排日運動を生む背景の一つとなる。

学童隔離事件のあと、米国政府の働きかけなどもあつてカリフォルニア州における排日運動は一時沈静化した。が、時が経つにつれて再び盛り上がり始め、一九一三年の州議会では日本人移民の農地所有を制限する法案（「排日土地法案」）の通過が現実味を増すことになった。このときも日本政府は米国政府と交渉し、同法案が通過しないように働きかけることを求めたが、結局米国政府の動きも奏功せず同年五月六日に同法案は議会で可決され、ここに「第一次排日土地法」が成立してしまうのであつた⑥。

以上、東亜通商協会および熊本海外協会設立に関わる時代背景をそれぞれ概括した。では、如上の国際情勢の変化やそれへの日本の対応は、熊本の社会にいかなる影響を与え、東亜通商協会や熊本海外協会の設立へとつながっていったのであろうか。まずは前章に引き続き、東亜通商協会設立以前の東亜同志会の活動からみていきたい。

## 第二節 東亜通商協会設立前の東亜同志会の動き

## 二、一、東亜同志会の経済的活動

前章では辛亥革命期における東亜同志会の政治的活動について重点的に分析を行ったが、それらの「陰謀」こそが彼らの本質だと理解するならばそれは大きな誤りである。そもそも、彼らは多角的な対外活動を行っていた国権党に連なる者たちであり、おのずからその関心は政治的活動のみならず経済的活動にも向けられていた。たとえば、一九一一年（明治四四）年一月の東亜同志会発会式において、同会幹事長の井手三郎は集まった会員を前に行った談話のなかで、中国における日本人の商業について次のような見解を示した。

……対清事業は近時著しく下火となりたる観あり日露戦役後は上海に於て毎月三百人の日本人を増加すと称せられたるが一昨年より一昨年に掛け清国の不景氣と共に著しく減少し現時上海に於ける日本人数は八千人と称すれども民団の納税者は約六千人に過ぎざる有様なり又揚子江沿岸一帯の地諸外人の入込める最早我邦人の浸入すべき余地なきが如く云ふものあれども誤れるの甚だしきものなり……地形の關係上如何に独逸人が奮発したればとて其本国より商品を輸送し来に比し我邦人の商品が運賃の關係もあり断じて之れに負くる理由なきを信ず……（二）

つまり、現在日本人の中国における商業活動は不振であるが、地理的に中国市場に隣接している日本の商品は、ドイツ（およびそのほかの欧米諸国）のそれよりも輸送費を低く抑えることができるため、価格も低廉となり彼らとの競争に打ち勝つことができるというのである。また、井手が、

……今や清国は上下を通じて立憲政体の建造海軍拡張等の妄想に耽りて着実なる思想なく且つ昨年の歳入は七千万円の不足を生じ之れが補顛の法として米國より五千万弗の借款を起さんとし今や行悩みの裡にあり斯くの如くして政治上何時如何なる風雲を生ずるやも知れざる有様なれども四億万の清國民と茫漠たる原野を相手とせば必ずしも其危険を憂ひざるべし清國內地雑居の利を占むるものは地形上我邦人に在りて其他の外人の如きは宣教師を除きては深く内地に入るもの恐らくは之れなかるべく我邦人が清国に対し大奮発をなすべき時機も亦正に至れるを知るべし（三）

と述べるとき、その延長線上には一九一三年二月に同会が決議として求めたような中国内

地の世界市場への開放が展望されるのであった。

以上に明らかなように、東亜同志会は結成当初から中国に対する経済的活動を志向していたが、その具体的な行動として同年五月に清国観光団の派遣が議決された<sup>(二二)</sup>。しかし、この観光団計画のその後の経過はよくわかっておらず、おそらく辛亥革命の勃発などにより延期・中止となったと考えられる。

その後、一九二二(大正元)年九月には同志会主催の「中清観光団」の計画が新聞で報じられた<sup>(二三)</sup>。この観光団の旅行先は長江沿岸で、上海や漢口、南京をまわる予定であった。日程は三週間ほどで、幹事長の井手が「各方面に内交渉」を行った結果、船賃・汽車賃が半額となったほか「視察調査に就き各種の便宜を得る事」になったという。観光団の案内役には中国語に堪能な中島裁之が予定され、宿泊費などすべてあわせて約一八五円という見積りが伝えられている。視察場所としては、上海や南京などの大都市のほか、大冶鉄山や南京の「南洋観業博覧会」跡の陳列所が含まれており、この旅が単なる物見遊山目的のものではなく実業に関する視察を兼ねたものであったことがわかる。

井手が各方面と折衝していたことなどが示すように、この観光団は同志会が熱心に計画したもので多少人々の耳目を引いたようであったが、一方で一八五円という旅費がその参加をためらわせたようである。事実、『九州日日新聞』には「少資本実業生」なる人物からの「中清観光団組は大賛成だが旅費が少しく多額になるやうだ、船と汽車の一等を二等にして貰ひたい」<sup>(二五)</sup>という投書が掲載された。これに対しては、記者から「長崎上海間の船は二等で宜いが長江上下の汽船は一等で無ければ支那人と雑居で不都合ですその為通し切符として割引する都合上総て一等にしある也」<sup>(二六)</sup>と回答がなされたが、やはりこのことが障害となったのか団員の集まりは今一つであつたらしい<sup>(二七)</sup>。結局、この観光団は上海でコレラが流行していたことを理由に延期されてしまうのであった<sup>(二八)</sup>。

結局は延期になったとはいえ、以上に述べた中清観光団計画は、東亜同志会の経済的活動への関心の具体例として注目に値する。このような政治・経済にわたる広範な活動の展開こそが彼らの本質であり、また同会がそのような性質をもっていたからこそ、同会会員は後述するような経済的活動を主要な任務とする東亜通商協会の中核となりえたのである。

## 二・二、第一次世界大戦の勃発と東亜同志会の活動

一九一四年七月にオーストリアとセルビアとの間で戦端が開かれ、列強各国がそれに連動して参戦する動きをみせると、日本も八月一五日にドイツに対して最後通牒を提出し、

ついで二三日に宣戦を布告した。

如上の状況のなか、東亜同志会は八月二日に「時局問題に就き熟議する為」の集會を開催した(八九)。この集會では、一九一二(明治四五)年五月から代議士となっていた井手三郎から「外交上重要の報告」があり、種々議論した結果「数箇条の重要な条件を議定し緒方二三氏を起草委員とし外務当局者に対し意見書を提出する事」が決定された(九〇)。この集會の三日後の一五日には日本の対独最後通牒が発せられるので、井手の「外交上重要の報告」とはそれに関するものであったと推測される。当時、国権党は大隈内閣の与党であったので、同党の代議士であった井手は内閣の外交交渉の内実をある程度把握することができていたのだろう。

このとき集會で話し合われた意見書と思われるものが、「外務省記録」のなかに存在する。その意見書では、前文において「英米独等ノ諸国力絶海相隔ツルニ拘ラス着々地歩ヲ支那ニ占ムルアルハ全ク経済的關係ノ致ス所我帝国ノ对支方針ハ官民一致之レニ当ラサルベカラサル是又タ論ヲ俟タス」として中国に対する経済的進出が主張されており、その前提のもと「一、膠州湾ニ対スル事、二、一般ノ利権ニ関スル事、三、特種ノ利権ニ関スル事」と項目を分けて、次のような獲得すべき利権・権利が列挙されている(九一)。

(一) 膠州湾略取後ノ処分ニ就テ

- 一、膠州湾略取後ノ処分ハ必ず帝国政府ノ独力ヲ以テ之ヲ為ス事
- 二、膠州湾ノ占領ハ永久タルベキ事  
但適當ノ時期ニ於テ帝国政府ハ之ヲ一般通商港トシテ世界ニ開放スル事
- 三、膠州湾ノ独乙租借条約ノ区域ヲ分チテ表面租借地域外支那内地トノ間ニ五十基米ノ地域ヲ警備区ト称シ特別地域ト為シアル地域ハ事実上租借地ト見做シテ可ナリ  
依テ当然租借地ノ一部トシテ今回帝国ノ租借地トナスヲ適當ナリトス
- 四、山東省内鈹山採掘権(独乙ノ)ハ当然帝国ノ権利タラシムル事
- 五、独乙ガ膠州湾租借ノ当時締結セル独清条約ニ基キ既ニ布設シタル鉄道ハ如何ナル名義ヲ附シテ之レカ保持ヲ計ルニ拘ラス帝国ハ是非之レヲ占有スル事  
尚該条約ニヨリ獲得セル権利トシテ未設ノ線路アラハ是レ又タ必ス日本ニ於テ其権利ヲ獲得スル事
- 六、山東省ニ於ケル独乙ノ放資優先権モ当然此際日本ノ権利ニ移シ以テ我産業發展ノ基礎タラシムル事

## (二) 一般ノ利権ニ就テ

- 一、支那内地各首要都市（既開通商場以外少クトモ一省内五、六都市）ヲ通商貿易地トシテ世界ニ開放セシムル事
- 二、通商地以外ト雖モ日支両国人民ノ合弁ニ係ル時ハ支那内地到ル処ニ商品ノ製造工場ヲ設置スルヲ得セシムル事
- 三、支那関稅改正ニハ外国品ニ對シ現在ノ関稅ヨリ多少ノ高率ヲ認容シテ外国品ニ對シテハ一切子口半稅並ニ釐金稅ヲ賦課セシメサル事
- 四、鉞山開掘ニ對シテハ支那人カ外国人ト合弁出願セル時ハ形式上之ヲ許可スル事ニナリ居ルモ實際ニ於テハ之レヲ許可スル事ナク会々良鉞山ノ開掘ヲ合弁出願スル事アルモ之レヲ地方官憲ニ内報シテ地方有力者ニ出願セシメテ之レニ許可スルノ実狀ナリ如此誠意ナキ事ハ向後一切之レ無キ様改メテ契約スル事
- 五、大冶鉄鉞ハ永久ニ日本以外ニ売渡又ハ担保トナサシメザル事
- 六、支那領海ノ總テノ区域ニ於テ日本人ノ自由漁業權ヲ獲得スル事  
此場合ニ於テハ地方官憲ハ其最寄ノ支那商人ニ漁獲品ヲ販売スル時ハ之レカ妨害等ノ態度ヲ絶對ニ禁セシムル事
- 七、第一号ノ首要都市ニハ領事館又ハ分館ヲ設置スル能ハサル場合ニハ通商事務官（商務官ヨリ低下ナルモノニシテ支那ノ事情ニ通シ事業計画等ノ能力アルモノヲ特別任用スル事トシ）ヲ駐在セシムル事
  - (三) 特種ノ權利ニ就テ
    - 一、日本宗教ノ支那布教權ヲ獲ル事  
從來欧米諸国ト特約セル天主教、耶蘇教ノ布教條約ト同様ナル條約ノ下ニ宗教布設權ヲ獲得スル事
    - 二、支那内地ニ於テハ何レノ地方タルヲ問ハス日支両国人ノ合弁經營ナル時ハ各種學校又ハ講習所ヲ設立スルヲ得ルノ權利ヲ獲得スル事
    - 三、支那陸海軍及同軍人教育學校ノ教官ニハ必ス日本教官ヲ聘用セシムル事
    - 四、支那高等教育ノ學校ニハ日本教官ヲ聘用セシムル事
    - 五、支那陸海軍並ニ學校ニ要スル兵器被服諸器械軍用食料品等ニシテ自国品ニ非スシテ輸入スル場合ニハ必ス日本ヨリ輸入スヘキ優先權ヲ与ヘシムル事
    - 六、港湾修築及大工事ヲ要スル官業ニシテ外人ヲ聘用シ輸入品ヲ所用スル場合ニハ日



本ニ協議スヘキ優先権ヲ獲ル事

七、鉄道布設権ヲ獲得スル事

列国ガ支那ニ布設権ヲ得テ資本ヲ投下シテ既ニ布設シ又ハ布設セントスル鉄道及支那資本ニヨリ布設確定セルノ線ハ甚タ多ク今は等ヲ除キ更ニ革命前後ヨリ支那ガ支那ノ資本ニヨリテ建設シ利権ヲ保持セント称シ居ル鉄道線ハ下記ノ如シ然レトモ元来支那ノ資本ハ極端ニ涸渴シ財政窮乏シ居ル支那ノ事ナレバ何時外資ニ頼リテ布設スルカ又ハ其布設権ヲ外人ニ与フルノ手段ニ出ツルヤモ測ラレス

故ニ此際我政府ハ必ス支那本部ニ於ケル鉄道布設権ヲ獲得シ置カサルベカラス少クトモ下記数線ノ内最モ我国ト利害關係密接ナルモノ数線アリ而シテ其内第一經濟線（利権）及第二帝国力東洋保全ノ必要上是非獲得シ置カサルヘカラザルモノアリ今之レヲ挙グレハ

第一ニ属スル線 一、宣屯線 一、常玉線 一、安隸線

第二ニ属スル線 一、海岸線ノ一部 一、京熱線

〔以下の各路線の詳細に関しては省略〕（三）

一見してわかるように、この意見書が要求する「利権」「権利」の内容は非常に広範で、日本が同年一月に攻略・占領する膠州湾の取り扱いに関するものから税制・鉱山・漁業など経済活動に関するもの、そして軍事・教育分野における利権や宗教布教権、鉄道布設権といったものに至るまで網羅されている（三）。この意見書と二一カ条要求との間には、たとえば宗教布教権の獲得などの部分で類似性を指摘できるが、前者が後者に影響を与えたかどうかはよくわかっていない（四）。とはいえ、在野の一組織ながらここまで詳細な意見書を提出し得たのは、東亜同志会会員がそれまでに蓄積した知識・経験の賜物であり、その意味において同意見書は彼らの「大陸浪人」としての本領が存分に発揮されたものもあつた。

### 第三節 東亜通商協会の設立

#### 三・一、熊本県の経済界の動き

東亜同志会が如上の意見書を提出していたとき、熊本では大戦勃発が当地にいかなる影響を与えるか、あるいはいかなる利益をもたらさうかが人々の関心を集めていた。たと

えば『九州日日新聞』では、八月に「欧洲戦乱と熊本」の見出しで主に経済的な観点から大戦の影響を分析・紹介する記事が連載された<sup>(三三)</sup>。また、前述した国産奨励会の発起人会開催に触発されたのであろう、一〇月になると同紙では「如何に(して)国産を奨励するか」という題下、主に熊本の財界人が毎度入れ替わりながら国産奨励のための持論を述べる連載も始まった<sup>(三四)</sup>。

この連載記事のなかで注目すべき主張を行ったのが、当時熊本石鹼会社を経営していた千田一十郎である<sup>(三五)</sup>。戦乱によってヨーロッパの製品が中国・インド・南洋から後退し、同時にヨーロッパから日本への輸入品も杜絶した現在、国産奨励のために国産品の輸出と使用をそれぞれ増加させることは「適良の方法」である。しかし、前者の方法は後者よりも実行が難しく、輸出を増加させるためには知識と経験を有する人がその事業を拡張させることが上策で、好機だからといって知識も経験もないのに事業をおこし失敗する人が相次げば、貿易の発展を阻害してしまう。したがって、「此天祐の好機」に乗じて輸出を増進するために、「神戸横浜等の各貿易場に於ける斯業の士が大に奮励努力すること」を望む。

おおよそ以上のように述べる千田は、地方における海外輸出の増進には相当の困難があると考えていた。すなわち、

前項の「「斯業の士」が事業を拡大する」事が最も上策であるが地方に於ても失敗無き方策を講究せんとするに此事は頗る難い今試みに我熊本に於て実行と云ふ事より観ずるに「何人か此衝に当り何物を輸出するか」又「此智識経験を有つて居る人は誰か」と云ふ事が頭に浮かばぬ即ち人物に於ても品物に於ても甚だ乏しきを感じ

として、熊本においては輸出すべき商品もそれを担うべき人物も存在しないと嘆いているのである。では、このような状況を打開するためにはどうすればよいのか。この問題に対して、千田は次のような提言を行った。

……国産奨励なる者は殆んど大都市に於て発現すべき者のみにて我熊本の如きに於ては泰山鳴動して鼠一匹の諺に漏れず徒らに声のみ大にして遂に何物をも得る能はざるの憾みあるが如し是にては誠に国家の為遺憾至極であるから先づ實際問題解決の一法として県当局なり又は商業会議所なりに於て何品が輸出に適するか、輸出上の見込、

販路、製産額輸出に於て手づるを求むる方法を調査発表し熊本の有力なる実業家に充分考究するの資料を与へ尚一步進んでは県に於て実業家を集め協議を凝らし研究もさせ奨励も為し場合に依りては組合或は会社の如きを組織せしめ県に於ては之に相当の保護奨励を与ふ等の方法を講ずるのは最も肝要である云々

そもそも、千田は大戦勃発にともなう情勢の変化に敏感に反応した人物の一人で、同年九月の『九州日日新聞』には彼の新たな試みを伝える記事が掲載されている<sup>(二五)</sup>。それによれば、ヨーロッパからの輸入が途絶した絶好の機会を逃さないため、そして海外に直接輸出されている工業製品がほとんどない熊本の商工業界の先駆となるために、千田は自らの会社で製造していた石鹼類の南洋・インド・中国への輸出を企図し、そのための市場調査を南洋・インド方面については当時「三井のカルカタ支店長」であった自分の息子に、中国方面については「在上海の本市「熊本市」出身某氏」にそれぞれ依頼した。そのうち、中国市場については調査報告が到着したが、その内容は中国本土においては石鹼の使用がいまだに社会に浸透していないため需要が少ない。しかし、「北清方面に於ては製造所等も少く供給の余地綽々たる者あれば此方面の輸出は頗る有望ならんと目下精査中」というものだったという。

中国市場の報告から察するに、結局千田の試みはうまくいかなかったようであるが、前述した何らかの組織が「何品が輸出に適するか、輸出上の見込、販路、製産額輸出に於て手づるを求むる方法を調査発表し熊本の有力なる実業家に充分考究するの資料を与へ」るべきであるという彼の意見は、このときの経験から導き出されたものではなろうか。千田の意見は、好機に乗じて海外輸出の拡大を望むほかの実業家にとっても有益なもので、広く共感を呼ぶものだったに違いない。そして、おそらくそのような経済界の要望を一つの背景として、後述する東亜通商協会が設立されるのであった。

### 三・二、東亜通商協会の成立

#### (一) 熊本県会における建議の提出

千田一十郎の意見が新聞紙上に掲載されたあと、同年一月二五日に熊本県会において次のような建議が「満場一致」で提出された<sup>(二六)</sup>。

#### 建議

本県派遣ノ支那留学生ニシテ東亜同文書院ヲ卒業シタルモノ已ニ多数ニ達シ各地重要ノ位地ニ立テリ此人々ヲシテ本県ノ対支那事情ニ貢献セシムル為相当ノ施設ヲ為シ之ニ要スル費用ハ県参事会ニ附議シテ支出セラレンコトヲ望ム

右決議ヲ県参事会ニ委託ス

右建議候也(三〇)

熊本県出身の東亜同文書院卒業生はすでに三〇余名にのぼり、卒業後は中国各地に散在して活動しているが、熊本との連絡機関がないので県のために貢献できていない。しかし、今後貿易などにおいて熊本と中国の関係がますます密接になると予想される現在、彼らとの連絡機関を設けることは適当なことである(三一)。同建議の説明に立った藤井敬慎(国権党所属)は以上のように述べて、その具体的な内容として次の六項目を掲げた。

- 一、本県ノ製産物ニシテ支那貿易品トシテ輸出ノ見込アル商品ノ販路ヲ調査セシムルコト
- 二、本県ニ於テ右調査ノ為メ支那滿州蒙古西伯利亞地方ニ機関ヲ設クルコト
- 三、前記同文書院卒業生ノ各地ニ散在セルモノヲ中心トシテ本県人ノ各種事業ニ従事セルモノヲ纏メテ各地ニ於テ本県ノ製産品ヲ輸出スル方針ヲ執ラシムルコト
- 四、一般支那貿易品ニシテ本県ニ原料ヲ有スルモノ、製造ヲ研究スルコト
- 五、前記各地ニ於テ原料又ハ製造品ニシテ本県ニ輸入シ又ハ加工シテ県外ニ移出スル見込アルモノヲ調査スルコト
- 六、現在本県産ノ支那其他ノ各地ニ輸出シツ、アル製産品ノ直接輸出ノ方法ヲ講究スルコト(三一)

この建議の内容が、前述した千田の意見と同一の趣旨であることは明らかである。千田の意見がこの建議の成立に直接関係したかどうかはわからないが、それと同一内容の建議が「満場一致」すなわち超党派によるものとして県会に提出されたことは、彼の意見がもっていた普遍性の証左といえるだろう。

また、建議が提出される前、一月七日に日本軍が青島を陥落させていたことにも注意が必要である。日本の権益拡大などの好機が訪れたとき、国権党と非国権党勢力が対外活動の分野で不安定ながらも協力関係を構築し、共同で地域利益の増進をはかった事例があ

ったことは第一章で述べたが、今回の建議も第一次世界大戦勃発と青島占領という事態に触発された同様の事例であったとみることもできる。すなわち、当該建議およびそれに基づいて設立される東亜通商協会は、それまでもたびたびみられた国権党と非国権党勢力の協力関係の延長線上に位置づけられるものでもあったのである。

## (二) 東亜通商協会の組織

如上の背景から提出された建議をもとに、翌一九一五（大正四）年六月に東亜通商協会が設立された。同組織の組織にあたっては、熊本県当局が斡旋の役割を果たし県内の各勢力間の調整などを行った<sup>(三三)</sup>。そして、六月七日に開かれた「東亜通商協会組織会」には、川上親晴熊本県知事よって「発企人」として出席を求められた県内の有力者のうち六〇余名が参会したのであった<sup>(三四)</sup>。

組織会における挨拶のなかで、川上知事は東亜通商協会設立の経緯を次のように説明した<sup>(三五)</sup>。昨年の県会における建議を受けて、県当局でも同文書院卒業生およびその他の中国在住の熊本県人との連絡について検討してきたが、「此の目的を達する方法としては民間に一の会を組織し県は之に対して補助奨励を加ふるか或は県自ら相当の施設を為すかの二途の一を選ぶの外な」かった。そこで、県当局としては県が直接事業を営むのではなく、「此際汎く県下各方面の人士を網羅」した組織を創設して補助奨励を与えることにし、仮に東亜通商協会と名付けて各方面に要項を出して承認を得たのである。

このとき、県当局が自ら事業をおこすよりも民間組織の設立の方がよいと判断した理由は明らかでないが、民間に中国事情に詳しい多数の人材が存在したという当時の熊本の特徴が影響した可能性がある。すなわち、熊本にはそれまでの積極的な対外活動の結果、東亜同志会会員のような、県当局者よりも中国事情に精通した人材が多く存在した。そのため、たとえ県当局が自ら事業をおこしたとしても結局如上の人材の協力を得る必要があったので、初めから民間組織を作ってその人材を結集し活動させた方が近道だと考えられたのかもしれない。

知事の挨拶のあと、佐藤勸（県内務部長<sup>(三六)</sup>）・村上一郎（国権党）・大谷高寛（国権党）・平山岩彦（国権党）・川野如矢（政友会）・中島裁之・高木第四郎（政友会）の七名が詮衡委員に選ばれて役員の選定を行い、その結果総裁に細川護立（侯爵）、会長に川上親晴、副会長に井手三郎・長江虎臣の二名が選出された<sup>(三七)</sup>。その後、七月に主意書と協会規則のほか<sup>(三八)</sup>、評議員・理事・主査・顧問などの役員が発表された<sup>(三九)</sup>。このとき役

員に選ばれた人々をみると、評議員には国権党や政友会の関係者など約九〇名の人物が名を連ね、顧問には清浦奎吾や徳富猪一郎（蘇峰）、内田康哉など熊本県出身の有力者が選ばれている。さらに八月には中国大陸に設置される在外特置員の人選依頼が各地に発せられ<sup>(四〇)</sup>、また九月からは県下各郡市に支部が設置されて支部長（市長・郡長）・支部委員（市書記・郡書記）の就任が順次報じられるなど<sup>(四一)</sup>、着々と組織の陣容が整えられていった。

このように県内外の有力者を網羅し、かつ中国大陸のみならず県内にも支部のネットワークを張り巡らせた「熊本県公認の超党派の半官半民団体」<sup>(四二)</sup>として、東亜通商協会は発足されたのである。

### 三・三、東亜通商協会と東亜同志会の関係

では、如上の経緯で発足された東亜通商協会と東亜同志会との間にはどのような関係があったのだろうか。

熊本海外協会の正史である『熊本海外協会史』によれば、東亜通商協会は次のような経緯によって同志会が「改称」したものであるという<sup>(四三)</sup>。すなわち、大正の初めに大隈重信内閣が中国と「日支条約」を締結した際、東亜同志会は満州の将来について考慮するところがあった。そしてその結果、戦後の経営のためには「其の土地を知り其語を解する人物……特に時代は進歩して、政治外交は経済を離れて成立しないので従来の国士的人物に加ふるに、経済的思想を有する人物の養成」が必要という結論に至った。

……然るに時の熊本県知事川上親晴この事を仄聞して、その事の時宜に適するを非常に喜び、心から同志会〔東亜同志会〕の主旨に賛同して、寧ろ此会を本県公認団体たらしむることを、熱心に慫慂し来たつたので、本会では同志を招集して、川上知事の意のある所を伝へ、その態度を協議したところ、「抑々、本会は明治初年以來、我先輩、及び同士の遺志を継承し今日に至りたるものであるが、知事の提案に同意するに吝ならず」となし、早速県下の有志数百名を一堂に集め、衆論一致、茲に東亜同志会は、愈々東亜通商協会と改称したのである。時正に大正三年十月であつた。……

(四四)

つまり、前述した建議とは別に県知事から同志会を「本県公認団体」へと発展させるこ

とを提案され、それが実現したものが東亜通商協会だというのである。これに関して、先行研究では(一)東亜通商協会において中心的役割を果たした人物が同志会関係者であること、(二)東亜通商協会の主意書の一部が同志会のそれと酷似していることなどからも、東亜通商協会は東亜同志会を改称したものとみて間違いないとされている<sup>四五</sup>。以下、この二点について分析を行いたい。

まずは(一)に関して。東亜通商協会の役員のうち、総裁や会長・評議員・顧問といった役割はあくまでも名目的なものにすぎず、実際に熊本にあつて会務をつかさどっていたのは副会長や理事などであつた。その陣容は、(副会長)井手三郎・長江虎臣、(理事)緒方二三・松本角太郎・阿部野利恭、(主査)宇野政行・大槻不二男(雄)というものであつたが<sup>四六</sup>、このうち、松本は熊本県理事官<sup>四七</sup>、大槻は政友会系の人物<sup>四八</sup>で、それ以外は国権党系の人物である<sup>四九</sup>。また、井手・長江・緒方・阿部野は同志会関係者でもあつたので、東亜通商協会の中心にいた人物たちは、明らかに国権党系かつ東亜同志会に關係した人物たちであつたということができらるだろう。

次に(二)について。発表された東亜通商協会の主意書は長文で、その内容からいくつかの部分に分けることができるが、そのなかで東亜同志会の趣意書との類似性が指摘されるのはその前半部分である。

輓近東亜の大勢は其経綸に至大の努力を加ふるの切要なるものあり蓋し日清日露の二大戦役後列強の勢力は斉しく東亜に集中し其勢ひ恰も潮流の寄せ来るが如く各其主義を領土保全機会均等に標榜するも競うて勢力範囲を拡張し隱約の間利権の獲得に汲々として他日□地歩を占むる□計を為さざるはなし彼の巴奈馬運河の開通と西伯利亚鉄道複線工事の完成とは東亜の局面に方さに一大変化を来すものあらむとす……而して一方支那の現状を観るに国家の綱紀弛廢し国民の志氣荒怠し徒らに狂燥詭激に趨り着実自彊の風なく外勢の侵圧到底得て禦く能はさるものあらむとす……

…(五〇)

パナマ運河開通やシベリア鉄道複線化によつて「東亜の局面」に「一大変化」があるとする認識や中国の現状に対する評価は、前章で引用した東亜同志会の趣意書で示されたものと同一であり、同組織の影響を容易に見て取ることができる。以上のことから、東亜通商協会が東亜同志会ひいては国権党の強い影響下にあつたことは明らかであらう<sup>五一</sup>。

ただしここで注意したいことは、すでに述べたように当時の熊本には輸出拡大を望む経済界の強い要望があったこと、そして以前からみられた「国際情勢の変化にともなう国権党と非国権党勢力の協力」という現象がここでも認められることである。

このうち、とくに後者の国権党と非国権党勢力の協力関係という点は、その後の東亜通商協会・熊本海外協会の発展を考えるうえで見逃すことはできない要素である。第一章でみたように、両者の協力によって創設された対外事業は、その協力関係の崩壊によって非国権党勢力からの激しい反対にあつてきた。しかし管見の限り、東亜通商協会・熊本海外協会に関しては、県会において組織の廃止や国権党による壟断が議論されたり、あるいは両組織の事業に対して反対の声があがったりしたことはなかったのである。このように両組織が安定した運営を行うことができたのは、如上の協力関係が確固たる組織を基礎とすることで安定性を得た賜物であつたと考えられる。

換言すれば、第一次世界大戦という未曾有の世界史的な大事件をきっかけとして、国権党と非国権党勢力は、その対立を——あくまで対外活動の分野に限定してだが——東亜通商協会という形で止揚したのである。それによって、国権党関係者らは自らが望む対外活動を地域的な支持と協力のもとに展開することができるようになり、一方の非国権党勢力はそれまで国権党の独壇場であつた対外活動を主導する立場に曲がりなりにも参加できるようになるとともに、国権党の党派的活動に一定の制限をかけることができるようになったのであつた<sup>(五二)</sup>。

そのように考えるならば、東亜通商協会・熊本海外協会の運営は東亜同志会（国権党）関係者らが中心となっており、その強い影響を受けていたことはたしかであるが、しかしその一方で両組織の存立と発展の基礎として、その「超党派」的性格——あるいは地域的な協力と支持——の存在も決して閑却してはならないことは明らかであろう。そのため、筆者としては、東亜通商協会は東亜同志会が「改称」したものであるという連続性を強調する理解は妥当ではなく、その影響力の強さを認めつつも、あくまでも同志会は東亜通商協会の「核」となったという評価を下すべきである<sup>(五三)</sup>と考える。

### 三・四、東亜通商協会の活動

結成された東亜通商協会の活動のうち特筆すべきものとしては、『会報』の発行と蒙古派遣生<sup>(五四)</sup>の送出がある。



## (一)『会報』の発行

東亜通商協会のそもその設立目的は、中国市場に関する情報の提供や中国での販路開拓などであったが、その情報発信の媒体として一九一五年一月から『会報』が発行された<sup>(五五)</sup>。その内容は商業的な報告が主要なもので、たとえば第一輯には「支那と列強との経済的關係」や「蒙古に於ける緑磚茶調査」、「牛骨及骨粉製造調査」、「対支那貿易統計」といった記事・資料が掲載された。『会報』には如上の経済関係の記事以外にも、井手三郎による「支那の国民性」<sup>(五六)</sup>と題する——多少政治性を帯びた——講演記事なども掲載されたが、あくまでも経済的な資料や論説に重きが置かれたことは東亜通商協会らしい特徴であるといえよう。

## (二)蒙古派遣生の送出

一九一五年二月二四日、熊本県会に対して藤井敬慎（国権党）・上塚秀勝（政友会）・古閑又五郎（政友会）・平山岩彦（国権党）が次の建議案を提出し、全会一致で可決された<sup>(五七)</sup>。

### 建議

滿蒙経営ハ現下ノ必須事ニシテ之ニ伴フ人物ノ養成ハ言フ埃タザル所トス故ニ曩日本県ニ於テ対支那貿易発展ノ必要上支那語学生ヲ派遣セル実例ニ鑑ミ県費ノ補助ヲ以テ蒙古語学生ヲ派遣シ以テ滿蒙経営ノ任ニ当ラシメ度而シテ之ニ要スル費用ノ決議権ハ参事会ニ委任ス

右建議候也

大正四年十二月二十四日<sup>(五八)</sup>

この派遣生計画に関しては、県会に建議を提出した藤井・平山がいずれも東亜通商協会の評議員であったこと<sup>(五九)</sup>、また東亜通商協会の『会報』に「此の事〔蒙古派遣生派遣〕たるや本会の主唱せしところにして、熊本県会の建議に係り、県当局の賛同により、我東亜通商協会に対する指定補助事業にして、今後年々語学生の簡拔派遣を継続せんとするもの」<sup>(六〇)</sup>とあることから、そもその計画自体が同協会内で立案されたものであったと考えられる。

では、なぜ東亜通商協会はこの時期に、しかも「蒙古」に派遣生を送ろうとしたのだら

うか。建議提出者の一人であった平山は、その趣旨説明のなかで次のような発言をしている。

……今ヤ滿蒙ハ我国權ノ範圍内ニ帰シ、新条約ノ締結ニ依ツテ、此締結ノ条約ヲ事實ナラシムルコトヲ努ムルノハ、国家ノ取ルベキ方針ト思ヒマスガ、国民拳ツテ此国家ノ意志ヲ遂行スルト云フコトハ、国民トジテ閑却スベカラザルコト、信ジマス、如何ニ条約ノ上ニ於キマシテ、其權力範圍ヲ或地域ニ收ムルコトガ出来マシテモ、之ヲ充タス所ノ力ガ之ニ続イテ進ムコトガ出来ナカツタスレバ、只ダーツノ紙ノ上ノ条約ニナリマシテ、何等国家ガ之ガ為メニ努力シタ効果ヲ揚クルコトハ出来ヌト思ヒマス、

……(六一)

この発言のなかにある「新条約」とは、同年五月に日中間で調印された「南滿州及び東部内蒙古に関する条約」のことである(六一)。同条約は同月に袁世凱政権が二一カ条要求を受け入れたために結ばれたもので、日中間で懸案となっていた旅順・大連などの租借期限延長にくわえて、南滿州における日本人の土地商租權の承認、東部内蒙古における日中合弁による農業および付随工業の經營の承認、外国人の居住・貿易のために東部内蒙古の諸都市を開放することなどを定めたものであった(六二)。平山の発言からわかるように、東亜通商協会の蒙古派遣生制度は、この条約において獲得された諸權益を實質的なものとするために計画されたものであったが、はたして派遣生の送付と權益の實質化とはどのような関係があったのか。

東亜通商協会によれば、派遣生送付事業は次のような認識と意図に基づいて創設されたものであった。すなわち、今日、滿蒙について相当の知見を有する人物がいないわけではないが、「經營の実務者として適当なる人物」の数は少ない。滿蒙經營に奮闘するのは「膨張的国民」であり、年々の躍進によって自然と人材も充実していくに違いない。しかし、「之が先驅となり中堅となり、指揮者となり引率者となるもの」はなるべく多数である必要がある、またこれらの人々は「滿蒙經營に必要な適當の智見を具有し修練を経ざらざる可らざる」ために、適當な方法によって養成しなければならない(六三)。

つまり、東亜通商協会にとつて、蒙古派遣生事業は日本の滿蒙への進出の「先驅となり中堅となり、指揮者となり引率者となる」人材を作り出すものであり、その意味において同事業は単に熊本県のみ利益をもたらすものではなく、同時に新たに獲得した權益の

実質化という「国家ノ意志ヲ遂行スル」ものでもあったのである<sup>(六五)</sup>。

### (三) 蒙古派遣生の活動

以上のようにして創設された蒙古派遣生は、「蒙古語を研修する外露語若くは支那語を兼修」して活動の基礎となる言語を習得するとともに、「各種の調査研究に従事」することで「将来滿蒙地方に於て事業を為すに適當なる素質を積」むことが期待されていた<sup>(六六)</sup>。その派遣期間は三年間で、最初の一年間を内蒙古の赤峰——赤峰は一九一四年に「中外通商地トシテ開放ヲ宣言」され<sup>(六七)</sup>、一九一七（大正六）年には日本の領事館が新設された<sup>(六八)</sup>——で過<sup>(六九)</sup>こしたあと、各々指定された地点へと移って調査・研究に従事した。派遣期間中、派遣生は少なくとも「毎日一回」滞在地の状況を報告しなければならず、また必要があれば別に調査を命じられることもあり、さらに派遣期限満了後も一定期間は「本会々長ヨリ職務ヲ指定サレタルトキハ其ノ職務ニ従事スルノ義務」があった。

結局、この制度によって第一回（一九一六（大正五）年）から第五回（一九二〇（大正九）年）まで計一七名の派遣生が送出されたが<sup>(七〇)</sup>、そのなかには、東亜通商協会の目論見通りに派遣期間終了後も滿蒙に残って生活を営む者もあった。派遣生らの活動は基本的には経済的な調査などであったが<sup>(七一)</sup>、現地の言語や事情に精通していたことは一面では軍事的な活動に従事できる素地ともなり、事実、後章で述べるように滿州事変に際して熱河攻略に向かう日本軍の通訳兼道案内を務めた蒙古派遣生もいた。

如上の蒙古派遣生が行った活動としては、まずは各種の調査および報告がある。すでに述べたように、派遣生送出の主目的は貿易に資するような経済に関する情報の收拾であった。これに関しては、蒙古派遣生による現地情報の報告が『会報』に掲載されていることから<sup>(七二)</sup>、順調にその使命を果たしつつあったことがわかる。さらに、蒙古派遣生が作成した報告書が、赤峰領事館を経由して外務省に提出されたこともあった<sup>(七三)</sup>。

また、派遣生による別種の活動としては「相善学堂」という日本語学校の設立と運営がある<sup>(七四)</sup>。この学校は蒙古派遣生によって、一九一八年九月に赤峰で開校された。『熊本海外協会史』が伝える開校の経緯によれば、そもそもの発端は蒙古派遣生が中国語実習の一環として、現地の小学校において希望者（生徒および一般の民衆）に日本語を教授し始めたことであった。その後、日本語学習の希望者が増加したために、領事から正式に外務省からの許可と補助を受けるように勧められ、別に施設三棟を確保して「一は学堂に充て、一は日本人倶楽部となし、また一は派遣生の宿舍」とし、その学堂を「相善学堂」と名付

けたのだという。この学校についてはわからない点が多いが、蒙古派遣生が語学習得や情報収集以外に教育活動にも従事していたことは、蒙古派遣生と現地社会との関係を考えるうえで興味深い事柄である<sup>七四</sup>。

#### 第四節 熊本海外協会の設立

##### 四・一、『熊本海外協会史』が述べる設立の経緯

一九一八年三月二〇日、東亜通商協会は総会において熊本海外協会へと改称することを決定したが<sup>七五</sup>、その経緯については、『熊本海外協会史』の記述をみてみよう<sup>七六</sup>。

一九一七年秋に、アメリカのロサンゼルスから増田弘重を団長とする「熊本県在米同胞第一回の日本観光団」が来熊したが、その歓迎会の席上、団長の増田が、

東亜通商協会が支那研究の機関である事は勿論結構であるが、今後は更に米国に於いて奮闘しつゝある同胞の発展に後援と指導とを賜はりたいと思ふ。でこの機会に米国と母国との連絡をとつて便宜を計つて戴きたい。すべて海外に出で第一線に立働く者には、郷土心が強く、母国殊に郷土からの後援が如何に力強く感ぜられるか解らない。北米布哇のわが県人にも願くばこの範囲を拡大して戴くならば在米県人の喜びの上もないのである

と述べた。これに対して、東亜通商協会側も「早くから海外一般に対しすべてを含んだ広義の海外発展機関として時運に添ふべく国家奉公を志し、既にその準備中であつたので」、増田の意見に賛意を示した。しかしそうすると、「名称を東亜に限ることは少々変であるから」、名称を種々検討した結果「海外協会」が最も適当であるということになり、一九一八年三月の総会で熊本海外協会へと改称することが決定されたのだという。

如上の『熊本海外協会』の説明は大筋としては事実を述べているが、いくつか史実と相違する点もある。そのため、新聞史料を使いながら増田の来熊から熊本海外協会への改称に至るまでの過程を再構築してみたい。

##### 四・二、熊本海外協会設立までの流れ

増田の来熊時期について『熊本海外協会史』では一九一七年秋とされているが、実際に

増田が熊本にやってきたのは同年一月のことであった<sup>(七七)</sup>。『九州日日新聞』に掲載された記事では、増田が母国観光団を組織して前年一九一六年の一二月に来日し、その後一月六日に来熊したこと、増田が移民の成功者であり、「南加中央日本人会」の理事であること、同月一六日から県下各地を歴訪し、「在米県人の実状を紹介し以て母国と在米人との連絡を図り相互の便宜を図る」ことなどが報じられている<sup>(七八)</sup>。

その後、増田は「南加州に於ける熊本人」と題する文章を新聞に連載するとともに<sup>(七九)</sup>、県内数か所で講演会を開催した<sup>(八〇)</sup>。また、一月二九日には熊本県実業団体連合会・熊本市役所・熊本商業会議所・商工会の主催<sup>(八一)</sup>で、増田と吉田清（在米県人）による「北米加州に関する講演会」が催されたが<sup>(八二)</sup>、そこには東亜通商協会理事であった阿部野利恭の出席が確認できる<sup>(八三)</sup>。この講演会で増田が何を語ったのかは詳らかでないが、その後二月一三日に開かれた東亜通商協会の「役員会議」で「在外県人との連絡機関の必要に就き打合せ」が行われていることから<sup>(八四)</sup>、在米県人との連絡機関の必要性について述べたのではないかと推測される。

そして、二月二〇日には東亜通商協会の主催で増田の講演会が開催され<sup>(八五)</sup>、ついで三月二八日に開かれた同協会の総会では次のように会則が改訂された<sup>(八六)</sup>。

(一) 第一条（「本会は東亜各地に在留せる本県人と連絡し通商の発展を図り併せて諸般の調査を為すを以て目的とす」<sup>(八七)</sup>）に「但必要に応じ海外一般に対し同一事業を行ふことあるべし」という但し書きを追加。

(二) 第二条の改正。

〈改正前〉

本会は前条の目的に依り本県生産調査部を設く但其細則は別に之を定む<sup>(八八)</sup>

〈改正後〉

本会は前条の目的により調査機関を設置すると共に左の各項□随ひ事業を行ふものとする但必要な規定は別に之を定む

- 一、人物養成に関して適當の施設経営を為すこと
- 一、海外に対する取引関係上の便益を計ること
- 一、海外発展に関する思想の普及を図り海外渡航者に対して諸般の便益を与ふること
- 一、県人移住地の発展を確実ならしむる事
- 一、在外県人との間に相互幫助慰藉の途を講ずること

なお、総会では名称変更についても話題にあがったが、「創立日尚浅き本会の事なれば何れ時機を見て此希望に副ふこととすべし」<sup>(九二)</sup>ということになり、会名変更は先送りされた。

この総会に出席したあと、増田は同月末に熊本を発して再渡米の途にいたが<sup>(九〇)</sup>、同年一二月には彼と吉田を中心としてカリフォルニア州に東亜通商協会支部が結成された<sup>(九一)</sup>。そして、前述したように一九一八年三月の総会において熊本海外協会への改称が承認され<sup>(九三)</sup>、東亜通商協会は名実ともに在外県人との連絡機関へと変貌したのであった。

以上の経緯から明らかのように、一九一七年三月における会則変更の時点で東亜通商協会の活動範囲は海外一般にまで拡大されており、実質的にはすでに「海外協会」としての性質を有していたことがわかる<sup>(九三)</sup>。では、その変化のきっかけとなった増田の主張や活動とはどのようなものであったか、もう少し詳しく分析したい。

#### 四・三、増田弘重の主張・活動とその背景

来熊した増田は県内各地で講演を行う以外にも、「県と在米県人との連絡に関する施設上につき県当局並に実業家其他の方面に対して熱心陳説する」など積極的な活動を行っていたが、その主張は「県の当局に対しては移住者の取扱家族の保護等に関して要望し実業家に対しては県人の海外発展に随伴して県内産物の輸出計画を以て勧め更に東亜通商協会に対しては在米県人との間に通信連絡の便を開き密接なる関係を結んで互に事情に通じ諸種の利便の方法を講ぜんとする」という内容であった<sup>(九四)</sup>。この記述からも明らかのように、実際には増田は東亜通商協会だけでなく県内各方面に対して広く働きかけていたのであり、東亜通商協会の性質変化もこのような広範な活動の結果として位置付ける必要がある。

また、くわえて注意すべきは、増田が「南加州在住の熊本県人は」南加州連合熊本県人会を作り以て在留県人の統一を謀れるが予及び吉田清氏の両者各団を率ゐて帰県せんとするや此連合県人会は我等両人に其代表者として在米熊本県人と熊本県との連絡に関する一切の画策及び在米県人の実状を紹介せんことを依頼せり」<sup>(九五)</sup>や「何等かの方法によりて県人の海外発展に対して有効なる連絡機関の設置を切望するものにて此の切望は単に予一個の事にあらず南加州県人会の切望なり」<sup>(九六)</sup>と述べて、前述した彼の主張や行動が個人的な発案によるものではなく、南カリフォルニア在住の熊本県人たちの要望を受けての

ものとしている点である。この『在カリフォルニア県人の要望』が存在したことは、増田とともに講演を行った吉田清も認めるところで、彼の来熊を伝える新聞記事には「南カリフォルニアの熊本県人会の」会員は相互に相助けて各自の業を励み内地との連絡を希望し特に熊本県生産品の貿易に対し一同内地在住者の奮起を切望し居れり」<sup>(九七)</sup>という吉田の発言が載せられている。これらことから考えるに、当時カリフォルニア在住の熊本県人の間に故郷熊本とのつながりを求める主張があったことはまず間違いない。では、なぜ彼らは故郷とのつながりを求めていたのか。

その理由としては、もちろん「熊本県生産品の貿易」という経済的理由もあったと考えられるが、より根底には、当時カリフォルニア州で排日運動が高揚した結果、日本人移民たちが困難な状況におかれていたことがあったと推測される。時代背景のところで述べたように、一九〇六年ごろから同州においては排日運動が始まり、一九一三年には第一次排日土地法が制定された。そのような一連の排日運動を受けて、在米県人のなかには後述するように故郷熊本とのつながりを積極的に求める動きがみられたが、増田の活動もそのうちのひとつと考えるべきものであった。

#### 四・四、排日運動と在米県人

従来一時帰国や家族への送金などによって移民と故郷との間には一定のつながりが維持されていたが、排日運動の高揚にともない、在米県人のなかには故郷とより強固なつながりを築こうとする動きがみられるようになった。

たとえば、第一次排日土地法が州議会を通過したあとの一九一三年五月一八日には「在米熊本県人興産会」が次の決議を採択し、「在米県人の状況及び時局の真相を報告し且つ県下物産の輸出移住民の状態等を研究する為め」に代表者を熊本に派遣した<sup>(九八)</sup>。

本会は時局に鑑み在米熊本県人将来発展の基礎を堅実ならしむると共に県下の福利増進を計らんが為め特に本会の希望を囑し米国伝道団牧師大久保真次郎氏を本会代表者として県下の当路者並に有志諸賢と□し彼我の疏通を図らんことを期す、右決議す

(九九)

この決議に従い派遣された大久保の来熊は、熊本の地域社会からある程度の注目を集め、同年六月三〇日には山田珠一・村上一郎・林千八および各新聞社が発起となった彼の歓迎

会が開かれた二〇〇。当日は、実業団体の主なる人物や各学校の校長などが出席したが二〇二、大久保はそれらの人々を前にして排日土地法制定の「真相」を説明するとともに二〇三、(一)アメリカ社会に受け入れられるために、日本人移民の品行を改めて名誉を回復すべきこと、(二)アメリカ社会への同化を心掛けるべきこと、(三)それらのために熊本では「在留民後援会」を創立するとともに、郡ごとに帳簿を作成して興産会に送り「向ふでの成績を知らせる」体制を構築するべきことを主張した二〇四。

このように、「時局に鑑み」すなわち第一次排日土地法制定を受けて、故郷とのつながりを強化しようとする考えは、在米県人——とくにカリフォルニア在住の県人——の間に広く共有されていたものと推測される。

しかしこのとき、上のような在米県人の要請に対して、熊本の地域社会が何かしらの具体的な行動を起こした形跡は管見の限り見つけられなかった二〇四。たしかに、在米県人の帰郷やその活動・主張には一定の関心が示されたし、排日土地法の制定は熊本の社会の耳目を引き、『九州日日新聞』には「加州同胞を奈何」二〇五や「白人の野蛮国」二〇六、「対米問題は人種競争の第一歩也」二〇七、「排日案成立」二〇八などと題する同法に関する社説や多くの記事が掲載された。だが、それらの関心の高まりが、たとえば「在留民後援会」の創設のような具体的な活動へとつながることはなかったのである。

では、なぜ一九一七年においては、増田の似たような訴えは具体化し、熊本海外協会の結成にまでつながったのか。換言すれば、第一次排日土地法が制定された直後という、おそらく排日問題に対する人々の関心や興味が最高潮に達したであろう絶好の時期に来熊した大久保の活動は、なぜ実を結ばなかったのだろうか。

#### 四・五、移民と地域社会の関係

この問題を考えるにあたって、まず前提として移民と地域社会との関係に目を向けてみたい。そもそも、移民は海外に渡航したあとも故郷と一定の関係を保っていたが二〇九、その関係は——もちろん個人差はあったであろうが——全体的に親密とはいいい難いものであったようである。

たとえば、一九一五年には在米県人の井芹改造による「在米熊本県人の実状」と題する記事が『九州日日新聞』に連載されたが二一〇、そのなかで井芹は日本では移民を「下級労働者」とみて「在米同胞といふと直に、此の移民を連想し、極く下等な、無智な徒輩集団の如くに解して居るものが少くない。然らざるも何処となく易く軽く見くびつて居る」



と不満を述べ(二二)、それが誤解であると主張した。また、井芹は故郷の家族に対して、移民の励みになるという理由から彼らと積極的に連絡をとるように勧めているが(二三)、その一方で「一概に言はれないが今では日本の手紙の要項といふものは「日本は不景気だ送金せよ、早く帰れ」の三項目が関の山だと、皮肉られてゐる」(二四)として、その内容に注意を払うよう求めてもいるのであった。

以上の井芹の主張、そしてこれまで述べてきた在米県人の訴えに対する反応をみるに、熊本の地域社会は移民に対して全くの無関心とはいかずとも、さほど関心を抱いていなかったのではないかと推測される。そして、そのように移民たちに「冷淡」であった地域社会を動かすためには、移民たちはそれなりの「利益」を提示する必要であったであろう。故郷との連絡を求める在米県人らが同時に県内生産品の貿易を熱心に主張しているのは、自分たちが地域の利益を増進させうる有用な存在であることを示す意図もあつたのではなからうか。

このように考えれば、一九一七年の増田の要求に対して、地域社会が耳を貸して応答するだけの条件が存在したことがわかる。

まず一つ目の条件は、やはり東亜通商協会の存在である。増田の来熊時には、活動圏を東アジアに限定していたとはいへ、海外在住の熊本県人との連絡機関として東亜通商協会がすでに存在し活動していた。そのため、増田は東亜通商協会の拡張を求めたわけだが、全く新しい組織を創設することと、既存の組織の機能を拡張することのどちらが簡単に実現できるかは語るまでもない。おそらく、このような実現の容易さが、地域社会を動かした要因の一つとなつたことは間違いないだろう。

くわえて、一九一七年には熊本の実業家たちが対米貿易に大きな関心を寄せたことも、熊本海外協会の創設を後押ししたと考えられる。そもそも、熊本の実業界は在米県人との連絡ひいてはアメリカへの輸出拡大に一定の関心を有しており、そのことは実業家たちが来熊した大久保や増田の歓迎会・講演会を主催したり、あるいはそれに出席したりしていることから明らかである。とはいへ、一九一四年の段階でさえ、千田十郎から海外貿易に関しては「人物に於ても品物に於ても甚だ乏し」と評されていた熊本の実業界である。一九一三年の大久保来熊の時点では、対米貿易の現実味などほとんど存在しなかつた。しかし、一九一七年に増田が来熊したちょうどそのとき、熊本の実業界では県下の生産品の輸出拡大に向けて具体的な動きがおこりつつあり、如上の対米貿易に対する関心はより切実なものとなつたのである。

事の発端は、一九一六年一〇月に宮崎県宮崎町（現宮崎市）で開催された国産品展覧会であった。この展覧会は鉄道宮崎線の延長を機として開かれたものであったが<sup>(二二四)</sup>、熊本県物産館が出張陳列を行ったほか<sup>(二二五)</sup>、九州日日新聞社や熊本市がそれぞれ視察団を派遣<sup>(二二六)</sup>するなど熊本の実業界の大きな関心を呼んだ。その後、この展覧会をきっかけとして、熊本県物産館は熊本の製品を宮崎で委託販売する計画を立案していたが<sup>(二二七)</sup>、「爾来回を重ねるに従ひ次第に規模を大にし遂に資本金約五万円位の株式会社を創立し独り宮崎県のみならず他府県にも此会社の事業として県下の産物を移出する計画」<sup>(二二八)</sup>となったのだという。この計画された株式会社はのちに「熊本物産会社」<sup>(二二九)</sup>と呼ばれるようになるが、この計画に関する続報では、「当初宮崎県を目標として販売取引上の計画を立てるにありしも数回会合の結果単に宮崎県と云はず広く県外若くは海外にかけて県内生産品を販売すること」<sup>(二三〇)</sup>となったとも説明されており、同計画が海外への輸出をも視野に入れていたことがわかる。

このように、一九一六年末から一九一七年初旬にかけて、熊本では県内生産品の「輸出」に対する機運がにわかにも高まっていたのだが、これが奇しくも増田の追い風となった。同計画の進展とちょうど同時期に来熊した増田は、在米県人との連絡機関創設とあわせて実業界には県内生産品の対米輸出計画をすすめていたが、このとき「実業方面には恰も物産会社創設の機運に遭遇し連絡上相互の利便少からざるべきを期待するを得る」<sup>(二三一)</sup>という前向きな反応が示されたのである。熊本の実業界が在米県人のすすめる対米貿易にこのように積極的になったことはこれまでなかったことであり、如上の実業界の積極的な支持が熊本海外協会設立の一因になったと考えられる<sup>(二三二)</sup>。

## 小括

以上、東亜通商協会および熊本海外協会の成立過程について述べてきたが、本章で述べたことをまとめると次のようになる。

### (二) 東亜同志会の活動

前章ではまとめた東亜同志会の活動は非常に政治的なものであったが、彼らはそれ以外の、たとえば経済的な活動に関心をもたなかったわけではなかった。実現しなかったといえ中国に対して観光団を派遣する計画を立てるなど、むしろ積極的に経済的活動を志向し

ていた側面もあった。そして、このような側面を有していたからこそ、同会関係者らほかに経済的活動に重点をおく東亜通商協会の中核となることができたのであった。

また第一次世界大戦が勃発して日本を取り巻く国際情勢が緊迫化してくると、彼らは例のごとく政治的な動きをみせた。とはいえ、辛亥革命期のような「非常時」ならばいざ知らず、日中両政府による正式な外交交渉の場においては彼らが入り込んで「活躍」するような余地はなく、彼らにできることは当局に意見書を提出することぐらいであった。

### (二) 東亜通商協会の設立

東亜通商協会は第一次世界大戦の勃発とそれによる対外輸出の拡大という状況に、熊本という地方が対応した結果設立された全体的な組織であった。東亜通商協会の中核は東亜同志会の会員たちであり、両者には強い関連性を認めることができる。しかしその一方で、同協会設立の背景には実業界からの支持と非国権党勢力の協力・同意があったことも見逃すことはできない。東亜同志会——大陸の事情に詳しく経験豊かな人材——の存在と超党派的な支持、この二つがあればこそ東亜通商協会は設立されたとみるべきだろう。

東亜通商協会の主な事業は、中国との「通商」に役立つ情報を県内の実業家に提供することであった。同協会はその情報発信のために会報を発行するとともに、大陸に蒙古派遣生を送出し語学の習得と情報収集にあたらせた。このうち、蒙古派遣生は日中間の新条約締結という国際環境の変化に対応したもので、現地の経済的調査が主要任務であったが、同時に日本の大陸進出の中核となることを期待された存在でもあった。そしてその性質上、一旦緩急あれば彼らは容易に軍事的活動に協力できたのである。

### (三) 熊本海外協会の設立

熊本海外協会の設立は在米県人、とくにカリフォルニア在住の県人の働きかけによって設立されたものであった。彼らは第一次排日土地法制定に象徴される排日運動の高揚を受け、故郷熊本との密接な連絡をとることを望んでいた。このような在米県人の要求が、熊本海外協会の設立のきっかけとなったことはたしかである。しかし、熊本の地域社会は無条件にその要求に応じたわけではなく、すでに東亜通商協会という対外団体が存在し、くわえて当時議論されていた輸出計画に有用であったために在米県人の要求に耳を傾けたのであった。

この事実は非常に興味深いもので、故郷と移民との間には隔たりが存在したこと、そ

の隔たりは地域利益の増進などの条件・利点がなければ解消され難かったことを示している。在外県人らは、故郷は自分たち移民の境遇に「冷淡」であると考えていたようだが、熊本が彼らに対して特別冷淡であったというわけではない。第一次排日土地法制定などのアメリカでの排日運動は新聞でも大きく扱われており、おそらく熊本の人々は移民への同情と関心を抱いたであろう。しかし、そのような同情や関心は、それらのみで「在留民後援会」創立などの具体的な動きにつながるほどには強くはなかったのである。自ら移民の経験があつたり、移民の家族であつたりしない限り、ほとんどの人々にとってはアメリカでの排日運動は海の向こうの遠い国の出来事であり、長期間にわたって同情や関心を維持できるほどのものではなかった。ある意味当たり前前のこの事実こそ、これ以降も移民と故郷との隔たりが生じる大きな原因となり続けるのであつた。

とはいえ、熊本海外協会の設立によって、移民たちは熊本県内・日本国内における「代弁機関」をもつことになった。同協会を通して、移民たちは故郷の様子を知るとともに、故郷に働きかける足がかりを得ることになったのである。

たとえば、会名変更後間もない一九一八年八月、熊本海外協会は東京日本移民協会と広島殖民協会に対して日米紳士協定の撤廃緩和に関する移檄を行った<sup>(二二二)</sup>。その要旨は、「北米合衆国の土地法及紳士協約之緩和若くは撤廃は吾人同胞の夢寐忘る可らざる最大苦痛事」であるが、米国が第一次世界大戦に参戦してから、同国では労働力の不足が問題となり「大平洋沿岸の地主連は一致して支那人労働者の輸入を決議し近く之を来春の全国議会に提出して是か実行を期せんとす」。この好機にあたって、「希くば貴協会〔東京日本移民協会〕率先して之を外にしては在米同胞を鼓勵して以て人道を逸せる協約の緩和撤廃を人道を尊崇する米政府に運動せしめ之を内にしては全国移植民協会を糾合して以て大に輿論を喚起し外務当局者を督励鞭撻」するべきである、というものであつた。この移檄に対する日本移民協会の返答は、「土地法並に紳士協約の緩和若くは撤廃は全然御同感」であるが、「今後充分日米人の諒解融和に努力不致ては到底希望を達し難かるべくと存候故在米同胞に対し一層日米人間の諒解融和に努力を請ひ内地に於ても機会を捉へて之を後援し米人をして日本人の渡航を要望せしむる様仕向くること最必要かと存候」という慎重なものであつたが<sup>(二二四)</sup>、熊本海外協会が設立後すぐに移民らの利益のために動き出している点は注目すべきであろう。

また、一九二〇年に写真結婚が禁止されたときには、「これより先、熊本海外協会在米

各支部においては、一の写真結婚廃止問題が起つた当座から、在米全同胞の奮起を促すと共に本会〔熊本海外協会〕の協力を求め、本会に於てもこれに応じて米当局の反省を求むると共に、中央地方を問はず各種団体と協力、これが反対運動に乗出した」という(二三五)。このように、設立以来移民と故郷との架け橋として機能していた熊本海外協会であるが、次章で述べる排日移民法制定をめぐる対応のなかでその真価は問われることになる。

### 〈註釈〉

(一) 『熊本県統計書』によれば、東亜通商協会が熊本海外協会へと改称した一九一八年の一二月末日の段階で、七、二一四名の熊本県人が米国本土に在留していたという(熊本県編『熊本県第三十九回統計書』熊本県、一九二二年、七二・七三頁)。なお、本格的な移民として初めて米国本土に渡った熊本県人は、一八八七(明治二〇)年に渡航した馬場小三郎だとされている(吉松文雄『もっこす移民一〇〇年史——アメリカに生きる熊本県人の記録——』熊本県国際農友会、一九八六年、一六頁)。

(二) 一例として、『九州日日新聞』一九一四年八月七日付掲載の社説「欧洲の戦乱と我経済界」には、「今次欧洲の戦乱は列強が意を専らにして、之れ〔東アジアに対する政治的・経済的勢力の拡張〕に任ずる能はざるは勿論、従つて従来英独等に仰ぎたる支那の需要品は、当然本邦より供給を受けざる可らず。而も這は支那のみに止まらず、南洋方面亦同様の状態に在るものにして、我国は内に戦乱よりする経済上の打撃ありと雖も、他に有利なる方面ありて千載一遇の好機会に際会せるにあらざや」という記述がみられる。

(三) たとえば、『東京朝日新聞』一九一四年八月一〇日付朝刊には、「●病人を何うしやう／＼戦争が今少し続けば／＼日本に薬が無くなる」という見出しで、早くもヨーロッパからの輸入杜絶による薬品の高騰と品切れを憂慮する記事が掲載されている。また、全国製紙連合会が原料パルプの輸入杜絶などを理由に一部の用紙の値上げを決定し(『東京朝日新聞』一九一四年八月一四日付朝刊)、さらに東京印刷同業組合も原料騰貴のために値上げについて対策をとりつつあることが報じられるなど(『東京朝日新聞』同月二一日付朝刊)、欧州からの輸入減少・杜絶は各業種に影響を与えつつあった。

(四) 例として、『東京朝日新聞』には「戦時と国産」と題した連載記事が一九一四年九月一九日付朝刊から同月二八日朝刊まで全九回掲載され、日本の産業の発展策や欠点など

が分析されている。また、東京商業会議所は同年八月に「対支貿易に従事する商工業者の意見を聴取すること」、「此際支那貿易に関する機関を設けること商業会議所を中心として関係同業者並に關係官憲を以て組織すること」などを申し合わせ（『東京朝日新聞』一九一四年八月一八日付朝刊）、さらに九月には第一次世界大戦に乗じて日本の化学工業を發展させるべきだとする内容の建議を協議、臨時總會で可決している（『東京朝日新聞』同年九月一八日付朝刊および同月二〇日付朝刊）。

くわえて、政府当局も産業發展には積極的で、八月には大浦兼武農商務大臣が、「刻下の戦局は全世界の経済關係を攪乱し事態甚憂ふべきに似たりと雖も其将来を察するに……寧ろ我産業の發展を促すべきものなきに非ず」として「当業者」と「地方長官」の尽力を求める訓令を發するなど（『東京朝日新聞』同年八月二六日付朝刊）、民間と協力して産業の發展をはかる姿勢をみせていた。

〔五〕『東京朝日新聞』一九一四年一〇月七日付朝刊および同月一六日付朝刊。なお、国産奨励会創立のそもそものきっかけは、第一次世界大戦の勃発とは関係がないものであった。すなわち、第一次世界大戦が始まる前の一九一四年五月、武井守正などの実業家が「国富の増進を図らんが為め外国品を尊重するの習慣を一掃し内地製品使用の氣勢を作振するは産業振興上緊要なりとし」て意見を交換し、その具体的成案を作成した。その後、武井らはその案を上山満之進農商務次官に提出、さらに上山がそれを大浦兼武農商務大臣に話したことで計画は進捗することとなり、最終的には安田善三郎なども巻き込んで国産奨励会の組織となったのだという（以上、国産奨励会の設立背景については、『東京朝日新聞』一九一四年九月一七日付朝刊を参照）。このように、国産奨励会設立に向けた動き自体は第一次世界大戦以前から存在していたが、とはいえ大戦の勃発と同会の設立とは無関係ではなかった。たとえば、同会設立に協力した渋沢栄一は、

国産奨励会の必要は言ふまでもないことで、私共年来の希望であつた、……今回の歐洲戦争〔第一次世界大戦〕は、未曾有の大乱であるだけに、少からぬ影響を我国にも与へ、我国の産業に欠陥のある事が、著しく国民の注意を惹き、為に憂慮を促すに至つたのである、この憂慮すべき点が、幸にも新聞や雑誌に論議せられ、朝野の視聽を動かしたるに乘じ、国産奨励の具体的考案を立て、年来の憂慮を一掃する実を現はしたいと、十数名の実業家が会合した席上で申合せ、一方政

府側にも交渉して見たところ、大浦大臣、上山次官、岡局長も熱心な賛意を表し、種々の便宜を与へたが、但だ斯の種の運動は、寧ろ民間側の主権に俟つが適當であると云ふので、武井男、中野武宮氏、それに私共が卒先奔走の任に当り、其の結果、〔国産奨励会は〕事実の上に成立し、……〔洪沢栄一述『至誠と努力』栄文館書房、一九一五年、四六〇・四六一頁〕

と述べている。以上のことから、国産奨励会設立のきっかけは第一次世界大戦とは関係がなかったが、同会創設の動きを促進したものは同大戦の勃発とその影響であったといえるだろう。

〔六〕当時、日本が日露戦争の結果獲得した関東州の租借期限や南満州鉄道（満鉄）、安奉鉄道（安東・奉天間の鉄道）の経営期限——それぞれ関東州は一九二三年、満鉄は一九三九年、安奉鉄道は一九二三年——が迫っており、その期限を延長することが日本外交上の課題とされていた（井上寿一『第一次世界大戦と日本』講談社現代新書、二〇一四年、二二頁）。

〔七〕以上、第一次世界大戦の展開と日本の動向の概括にあたっては、井上前掲書のほか、白井勝美『日本と中国——大正時代——』（原書房、一九七二年）、木村靖二『第一次世界大戦』（ちくま新書、二〇一四年）、奈良岡聰智『対華二十一カ条要求とは何だったのか——第一次世界大戦と日中対立の原点——』（名古屋大学出版会、二〇一五年）を参照。

〔八〕カリフォルニア州に日本人移民が多かった理由は、日本人移民の発展の歴史によるものである。すなわち、日本人移民は最初カリフォルニア州のサンフランシスコに集中し——一八九一（明治二四）年ごろ、米国本土在住の日本人約三〇〇〇人のうち、約半数がサンフランシスコとその周辺に居住していたという——、その後、州内各地、そして各州へと発展していった。そのため、カリフォルニア州には多くの日本人移民が居住し、『南加州日本人七十年史』一七頁掲載の「米国各州在住日本人数統計一覧表」（一九一〇年度、米国々勢調査）によれば、米国本土の日本人総計七二、一五七人のうち、約六割にあたる四一、三五六人がカリフォルニア州に在住していたという（以上、日本人移民の発展史については、南加州日本人七十年史刊行委員会編『南加州日本人七十年史』南加日系人商業会議所、一九六〇年、四・一八頁を参照）。

〔九〕「写真花嫁」とは、いわゆる「写真結婚」によりアメリカに渡航した女性たちのこと

を指す。写真結婚は見合い結婚の一種で、以下のような手続きで行われたものである。

- (一) まず、アメリカ在住の日本人男性が故郷に写真を送り、親族などに嫁探しを依頼する。(二) 花嫁候補となる女性がみつかり、女性の写真がアメリカの男性側に送られる。(三) 両者の合意により結婚が成立すると、花嫁は夫不在のまま日本で入籍をすませ渡米する。以上の手続きによってなされたのが「写真結婚」であり、当然のことながら、花嫁はアメリカに着いてから初めて夫である男性と直接顔を合わせる事となった。写真結婚は、その方法がアメリカ人からは奇妙な風習とみられたこと、また日米紳士協定の穴——米国本土在住者の妻の渡航は認められていた——をついて禁止された「労働者」を入国させる手段とみなされたことから、排日論者の非難の対象とされた。そのため、一九二〇年に日本政府は夫とともに渡米する妻以外への旅券の発給を停止した(ハワイ行きを除く)(以上、条井輝子『外国人をめぐる社会史——近代アメリカと日本人移民——』(雄山閣、一九九五年)一五七・一七一頁、佐藤清人「写真花嫁」と『写真花嫁』——現実と虚構の間で——」(『山形大学紀要(人文科学)』第一五卷第二号、二〇〇三年)および柳澤幾美「ハワイに渡った日本人「写真花嫁」たち——最初の「写真花嫁」から最後の「写真花嫁」まで——」(『金城学院大学論集 社会科学編』第三卷第二号、二〇〇七年)を参照)。

- (二) 以上、カリフォルニア州における排日運動の概括するにあたっては、前掲『南加州日本人七十年史』のほか、吉田忠雄『排日移民法の軌跡——二一世紀の日米関係の原点——』(経済往来社、一九八三年)、養原俊洋『排日移民法と日米関係』(岩波書店、二〇〇二年)、同『アメリカの排日運動と日米関係——「排日移民法」はなぜ成立したか——』(朝日新聞出版、二〇一六年)、貴堂嘉之『移民国家アメリカの歴史』(岩波新書、二〇一八年)を参照。

(三) 『九州日日新聞』一九二一年一月二四日付。なお、井手は続けて「殊に熊本の如き近來水力電気の起らんとするあり若し斯かる低廉なる動力を使用して製造工業を盛にし対清商業を振興せば将来甚だ有望たるを信ず」として熊本の将来性を強調している。

(四) 同前。

(五) 『九州日日新聞』一九二一年五月一六日付。

(六) 以下、同観光団の旅費などについては、『九州日日新聞』一九二二年九月三日付を参照。

(七) 『九州日日新聞』一九二二年九月六日付。



(二六) 同前。

(二七) 同観光団の案内役に予定されていた中島裁之から井手三郎に送られた書簡(一九二二年一〇月九日付、『井手三郎関係文書』Ⅱ・一・A・一一二(東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵)によれば、「当初の団員としては」当時熊本側にて三名弊方井芹松田の二名等五名の決定されたる者あるのみにて予定の十五名と云ふには遼遠なる思有之候」とあり、彼らの予想以上に団員が集まっていなかったことがうかがえる。しかもその後、「井芹松田の両氏も愈本年は最早繁務期に入り候事とて動身は出来兼候へハ来春の期に於てするの好都合なるへき意を洩らし居候」と、団員のなかからは延期を求める声も出始めていた。最終的には参加者も微増して七、八名となつたようだが、やはり予定されていた一五名には遠く及ばなかつたようである。

(二八) 『九州日日新聞』一九二二年一〇月一八日付。なお、前述した井手三郎宛中島裁之書簡(一九二二年一〇月九日付)において、中島は妻の看病などを理由に観光団の案内役を辞退する旨を井手に伝えており、このことも観光団の延期に影響した可能性がある。

(二九) 『九州日日新聞』一九二四年八月一三日付。

(三〇) 同前。

(三一) 東亜同志会「意見書」一九二四年九月一日、一・二頁、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:B01103101182600(第二画像目から第三画像目)、日独戦争ノ際ニ於ケル帝国臣民ノ対支政策其他ノ意見書雜纂第一卷(一・一・二・八一・〇〇一)(外務省外交史料館)。ちなみに同意見書では、当時ドイツの植民地であった南洋諸島の処置についても、「膠州湾略取ニ就テハ帝国其主体タルモ海陸両軍トモ連合軍ヲ以テセラ、ニ似タリ若シ夫レ南洋ノ独領略取ノ儀アラバ帝国ハ是非トモ我艦隊ヲ参加連合セシムルノ措置ヲ執リ其後ノ処分ニ於テハ領土ノ獲得ハ勿論之ヲ避ケ該占領地域ニ於テ日本自由殖民ノ権利ヲ獲得シ置クノ必要アリト信ス」(二頁)と言及されており興味深い。ここで、「領土ノ獲得ハ勿論之ヲ避ケ」るべきだとされた理由は不明だが、南洋においても「日本自由殖民」の扶植という経済的進出が目指されていた点は注目すべきであろう。

(三二) 同前、三・八頁、前掲 JACAR : B01103101182600(第三画像目から第六画像目)。

(三三) これら要求事項に関して興味深いのは、東亜同志会が「日本宗教ノ支那布教権」の獲

得を掲げている点である。同会がこの要求事項を掲げた原因は、おそらく幹事長の井手三郎の存在にあったと考えられる。井手は「元来熱心なる仏教信者で、東本願寺法主大谷光瑩伯及び同派<sup>マ</sup>の長老大洲鉄然（大洲は真宗本願寺派（西本願寺）の僧侶）等と交はり、東本願寺に於て支那語教授の任に当つたこともあり、九州地方に仏教を弘める為め九州青年仏教会を組織し自ら草鞋穿きにて各地を奔走したこともある」（葛生能久『東亜先覚志士記伝』下巻、黒龍会出版部、一九三六年、一九頁）と伝えられるほど敬虔な仏教徒であった。また、一九一五年に開かれた第三六回帝国議会では、井手は「支那内地仏教布教権ニ関スル建議案」の提出者代表として建議提出の理由を説明し、その後同建議案を審議する特別委員の委員長に就任している（同建議案については、『第三六回帝国議会衆議院議事速記録第十三号』（一九一五年六月八日）や『第三十六回帝国議会衆議院議事速記録第十三号』（一九一五年六月八日）や『第一回』（一九一五年六月八日）などを参照のこと）。このことから井手が中国における日本宗教（仏教）の布教権獲得に熱心であったことは明らかであり、その意向が東亜同志会の意見書にも反映されたものと推測される。

ちなみに、前掲の『東亜先覚志士記伝』の記述では、井手は東本願寺（大谷派）の活動に協力したとされているが、東亜同文会編『対支回顧録』下巻（原書房、一九六八年「復刻原本一九三六年」）には、むしろ本願寺派（西本願寺）とのつながりが深かったように記されている（五三二頁）。現段階では、両者の記述のどちらが正確かわからない部分があるが、とにかく井手が熱心な仏教信者で、浄土真宗の海外布教に協力したことはたしかなようである。

（四）奈良岡聰智氏は、当時民間において対中国強硬論が盛りあがっていたことを指摘し、加藤高明外相らが二一カ条要求作成にあたってそのような国内の強硬論に配慮せざるを得なかったと分析している（奈良岡前掲書、一五八・一七二頁）。そのため、本文中に掲げた東亜同志会の意見書が二一カ条に影響を与えた可能性は否定できないが、現在のところそのことを示す史料はみつからない。

（五）この記事は、『九州日日新聞』一九一四年八月九日付から同月二十九日付まで断続的に連載された。なお、「欧洲擾乱と熊本」や「戦乱と熊本」というように、見出しに若干の相違があるが内容が同じ趣旨の記事も本稿では数に含めた。

（六）この記事は、管見の限り『九州日日新聞』一九一四年一〇月二日付から十一月八日付まで断続的に連載が確認できる。なお、同連載で意見を述べた人物は、林千八（熊

本商業会議所会頭)、村上二郎(熊本県農会長)、中村貞介(肥後米券会社社長)、阿部野利恭(熊本茶業組合長)、加賀卯之吉(代議士)、千田十郎の六名。

(二七) 以下、千田の国産奨励に対する主張については、『九州日日新聞』一九一四年一月八日付を参照。なお、千田は福岡県(柳川藩)出身で、西南戦争後に熊本県学務課に入り、一八八〇(明治一三)年には熊本県師範学校長に就任するなど要職を歴任。その後、教育界から実業界に転じて熊本製氷会社や熊本石鹼会社を設立する一方、市会議員・県会議員・熊本市教育会副会長などを務めた。一九一五年死去(以上、千田の経歴については、『九州日日新聞』一九一五年一月二三日付を参照)。

(二八) 以下、千田の試みについては、『九州日日新聞』一九一四年九月二六日付を参照。

(二九) 『九州日日新聞』一九一四年一月二六日付。

(三〇) 『熊本県議事会会議録 大正三年』第五卷第一分冊(熊本県立図書館所蔵)。

(三一) 同前。

(三二) 同前。

(三三) たとえば、一九一五年五月一三日には、熊本県知事の川上親晴が国権党の山田珠一と政友会の川野如矢を県庁に招き、東亜通商協会設立の計画に対して懇談のうえ賛同を得ている(『九州日日新聞』一九一五年五月一四日付)。

(三四) 『九州日日新聞』一九一五年六月八日付。

(三五) 以下の川上知事の発言については、前掲『九州日日新聞』一九一五年六月八日付を参照。

(三六) 印刷局『大正四年 職員録(乙)』印刷局、一九一五年、七二五頁。

(三七) 前掲註(三四)と同じ。

(三八) 『九州日日新聞』一九一五年七月二七日付。なお、東亜通商協会組織会の開催を伝える前掲『九州日日新聞』一九一五年六月八日付掲載の記事にも、協会規則が掲載されている。この規則と七月に改めて発表された規則との間には本質的な相違はない。

(三九) 『九州日日新聞』一九一五年七月二八日付。

(四〇) 『九州日日新聞』一九一五年八月一〇日付。なお、特置員の設置場所としては、ウラジオストク(ロシア)、ハル濱・齊齊哈爾(北満州)、長春・奉天・大連・營口・安東(南満州)、京城・釜山(朝鮮)、洮南(東蒙古)、北京・天津・済南・青島(中国北部)、長沙・漢口・九江・南京・上海・蘇州・杭州(中国中部)、福州・厦門・香港・広東(中国南部)、台北・台南(台湾)が挙げられている(『九州日日新聞』一九一五

年八月一八日付)。

〔四二〕一九一五年九月に「各郡市支部長は郡市長に依頼し各支部委員は其推薦によつて囑托すべく夫々依托状發送の手續」がなされ(『九州日日新聞』一九一五年九月二日付)、その結果、たとえば、『九州日日新聞』一九一五年九月一五日付には、熊本市や飽託郡、八代郡などの支部長・支部委員の決定を報じた記事が掲載された。ちなみに、各郡市長に対しては、一九一五年七月二四日に開かれた「各郡市長会議」の席上、川上知事から東亜通商協会に関する一通りの説明が、さらに井手副会長から会員募集につき協力の要請がされていた(『九州日日新聞』一九一五年七月二五日付)。

〔四三〕佐々博雄「海外協会と地域社会——大正期における熊本海外協会を中心として——」『国史館史学』第六号、一九九八年、四一頁。

〔四四〕以下、東亜通商協会の設立経緯については、岩崎継生編『熊本海外協会史』(東洋語学専門学校、一九四三年)二二頁参照。

〔四五〕なお、大隈内閣の「日支条約」締結を受けた動きが、「大正三年十月」の東亜通商協会結成——そもそも、この結成したとされる年と月自体が誤りであるが——につながったという『熊本海外協会史』の説明は、歴史的出来事の順序が逆転してしまつており正確ではない。すなわち、大隈内閣の「日支条約」とは、対華二一カ条要求受諾をうけて一九一五年五月に調印された「南満州及び東部内蒙古に関する条約」を指すが、それが「大正三年十月」すなわち一九一四年一〇月の動きに影響を及ぼすはずがないのである。

〔四六〕前掲佐々論文、四五頁。もつとも、東亜通商協会の主意書などには東亜同志会に対する言及はなく、両者のつながりは明示されていない。この理由として、佐々氏は「おそらく、協会の事業が官民一致の全体的なものであり、公式に、県から補助をうける公認団体であり、また、県会で承認を受けるためにも、熊本国権党の系譜であり、政治的色彩のある東亜同志会の名称を掲げるわけにはいかなかったであろう」(前掲佐々論文、四五頁)と推測している。

〔四七〕前掲註(三九)と同じ。

〔四八〕前掲註(三六)と同じ。

〔四九〕大槻不二雄については、『熊本海外協会会報』第一巻第四号(一九一八年一月一日付)に「本会主事大槻不二雄氏は福岡日日新聞〔現在の『西日本新聞』の前身〕へ転任に付主事を辞」(一五頁)するという記事がある。これを手がかりに西日本新聞社編

『西日本新聞社史』（西日本新聞社、一九五一年）を調査したところ、「（一九三七年）十二月二十五日広告部長大槻不二雄が病気で逝去した。享年五十七。熊本の産、早大卒業後、福島民友、電通および「政友会系の」熊本九州新聞社を経て、本社に入り、経済部長次いで広告部長となり、東京、大阪方面の広告開拓に努力した」（二七二頁）という記述があった。この記述が正しいとするならば、大槻は政友会系の人物に分類できることになる。

④九 井手・緒方・阿部野・長江の活動や経歴については、これまでの章を参照のこと。宇野政行は熊本県出身で一八七六（明治九）年生まれ。教育界から国権党系の新聞社である九州日日新聞社に入り、一九三〇（昭和五）年から一九三五（昭和一〇）年まで同社社長を務めた。一九四五（昭和二〇）年に死去（以上、宇野の経歴については、熊日社史編纂委員会編『熊日五十年史』（熊本日日新聞社、一九九二年）一八八頁参照）。以上の経歴から、宇野は明らかに国権党系の人物であるといえよう。

⑤〇 前掲註（三八）と同じ。

⑤一 東亜同志会会員たちが東亜通商協会の中核にあったことから考えても、両者の間には強いつながりがあったことはたしかであり、したがって前者から後者に「改称」したという『熊本海外協会史』の記述には一定の根拠がある。とはいえここで注意すべきは、東亜通商協会の成立と同時に東亜同志会が解散したわけではないということである。すなわち、東亜通商協会発会から約半年を経た一九一六年二月、東亜同志会は幹事会を開き「支那の現状と之に対する我帝国の方針に関して意見を交換したる結果」、総理大臣と外務大臣に対して建議を提出したのである（『九州日日新聞』一九一六年二月五日付）。このとき提出された建議の内容は、日本政府が袁世凱の帝政実施に反対していたことを応援するとともに、従来までの対中国政策を批判しその統一を望むものであったが（同前）、このような東亜同志会の行動は大変興味深い。そもそも、建議を提出するのならば、全県的組織であった東亜通商協会の名のもとに提出した方がより大きな影響力を発揮できたはずだが、彼らはここでわざわざ東亜同志会の名を使っているのである。

彼らがこのような行動に出たのは、当時の東亜通商協会が有する「超党派」性が限定的であったことが理由なのではなからうか。すなわち、同協会の超党派性はあくまでも経済的次元のもので、政治的次元においてはいまだ党派性が残存していたことを示すと考えられるのである。国権党関係者で会員のほとんどが占められていた東亜同

志会とは違い、多様な政治勢力が参加した東亜通商協会では、中国への経済的進出という大枠においては合意が得られたが、対中国外交のより具体的な政策論に関しては意見が一致していなかったのではないか。そのように考えると、如上の建議が東亜通商協会ではなく東亜同志会から出された理由も合理的に説明ができるだろう。

なお、東亜同志会は一九一五年にも「北支那滿蒙視察ニ付申請」という申請書を外務省に提出している (JACCAR: B 一六〇八〇七二六八〇〇、海外視察囑託關係雜件 (六一・六・一七) (外務省外交史料館))。この文書は一九一五年七月に作成されたもので、表紙には「大正四年八月十二日記録第二部接受」とある (同前、第二、第四画像目)。また、同じく表紙に「安達參政官ヨリ次官へ」 (同前、第二画像目) という注記があるため、大隈内閣で外務參政官を務めた安達謙藏を経由して外務省に提出されたものである。申請書の内容は、東亜同志会会員から「製茶直輸出ニ着手セル露語ニ精通シ西伯利亞地方ノ事情ニ通セルモノ一名地方大地主ニシテ朝鮮ニ於テ現ニ農事經營ニ従事セルモノ一名支那語及支那ノ事情ニ精通シ支那貿易ニ經驗アルモノ一名」の三名を選び「滿洲内部及蒙古方面」の調査のために派遣するので、「相当ノ補助金ヲ交付」してほしいというものであった (同前、第三画像目から第四画像目)。これなどは、まさに東亜通商協会の事業として行われてもよさそうなものであるが、なぜか東亜同志会の名で提出されている。もともと、当時の東亜通商協会は組織会を終えてすでに設立されていたとはいえ、いまだその陣容は整えられていなかった。あるいは、東亜同志会は時期を逃さず如上の計画を速やかに実行したいと考え、同会の名のもとに申請書を提出したのかもしれない。

(五) 事実、東亜同志会のとくにみられた選挙に際して特定の候補者を応援するなどという行為は、東亜通商協会・熊本海外協会ではみられなくなる。それは当然、国権党関係者が党勢の拡大を諦めたからではなく、東亜通商協会・熊本海外協会が超党派の性質を保ち続けたことによるものである。

(五三) 東亜通商協会設立について論じた先行研究としては、佐々博雄氏の「前掲論文と松谷昭廣氏の「東亜同文書院への府県費生派遣——一九〇〇・二〇年代を中心として——」 (『日本の教育史学』第四五集、二〇〇二年) がある。

佐々氏は、「東亜通商協会は、国際的緊張を背景に、明治時代における熊本と大陸との関係の深さに比べ希薄になってきた熊本と大陸との関係を、経済を中心に日中間の新条約を利用しながら修復発展させようとする組織」 (前掲佐々論文、四一頁) であつ

たとしている。つまり、第一次世界大戦の勃発とそれにもなう日本の中国への進出が東亜通商協会設立の背景となったという理解であり、筆者も本稿で指摘したものである。これにくわえて、佐々氏は東亜同志会（国権党）の影響を重視する立場をとっている。すなわち、

熊本海外協会の前身である東亜同志会は、明治前期から大陸に進出した熊本国権党の系譜を継ぐ政治的色彩の強い団体であり、東亜通商協会は、この東亜同志会を改称したものであった。しかし、東亜通商協会は表面的に、県の補助を受けるために、熊本国権党の反対勢力である政友会を、県民の大陸への経済発展という名目で取り込み、経済活動を中心とした全く新しい超党派の半官半民の団体として組織したものであった（同前、六一二頁）

と述べて、あくまでも協会設立を主導したものは東亜同志会（国権党）であったとしている。佐々氏が東亜通商協会設立を述べる文脈において、国権党の対外事業が不振に終わっていたことに言及していることを踏まえても（同前、四五頁）、当該協会の設立は同党の党勢拡張のためのものであったというのが、氏の意見であると考えられる。そして、そのような理解であるがゆえに、佐々氏は東亜通商協会の超党派性を本質的なものとみなしていない。そのことは、前の引用文中の「東亜通商協会は表面的に、県の補助を受けるために、熊本国権党の反対勢力である政友会を、県民の大陸への経済発展という名目で取り込み」という記述、あるいは「結成当初の東亜通商協会は熊本県公認の超党派の半官半民団体であった」（同前、四一頁）と述べていることから明らかである。しかし、これはあまりにも東亜同志会（国権党）側の、あるいは『熊本海外協会史』の主張に沿った理解であるといわざるを得ないだろう。本文でも強調したように、同会の超党派性は同会存立の基礎であり、その性質がある程度実質的であったからこそ、同会は「政争県」熊本でも順調に発展することができたのである。以上のような認識から、筆者は同会の超党派性はより積極的に評価すべきものであると考える。

なお、佐々氏は「東亜通商協会の目的とする大陸への経済発展は、党派を問わず、地域における共通の目的となっていたのである。また、そのことは、逆に見れば、地域における党派間の政策の差異が希薄化してきていたことでもあった」（同前、四六頁）

と述べている。この見解の大筋については筆者としても賛成するところであるが、注意すべきは、対外活動の面での「地域における党派間の政策の差異」の「希薄化」はすでに日清戦争前後から確認できるということである。筆者の理解では、日清戦争後の段階で、対外活動に対する地域的な大まかな合意はすでに形成されており、東亜通商協会設立はその合意の「象徴」であった。つまり、東亜通商協会設立時点で、もはや対外活動に関する「地域的における党派間の政策の差異」などほとんど存在しなかったのである。この点も、佐々氏の見解と筆者のそれとの違いということになる。

一方、松谷昭廣氏は前述した佐々氏の見解を引き継ぎつつ、東亜通商協会設立の背景としてさらに東亜同文書院生との関係を挙げている。すなわち、協会設立のきっかけとなった「決議」が提出される前年の一九一三年、熊本県の東亜同文書院生派遣規程が制定されたが、そのなかで同文書院生には卒業後に毎年報告書を提出する義務、そして卒業後学資を受けた年限と同じ期間、知事からの指定があつた場合はその職務に従事する義務があることが定められた。松谷氏は「このように卒業生の従事すべき義務を明文化したのちの〔東亜通商協会設立のきっかけとなった〕「決議」であることを踏まえると、通商協会の設立はそのさらなる補完、強化を意図したものと考えられる」と述べている（以上、前掲松谷論文、九一頁）。氏の指摘する東亜同文書院生と東亜通商協会との関係は興味深く、重要な視点であるといえよう。とはいえ、氏の強調する同文書院卒業生の義務「明文化」の重要性については議論の余地があり、たとえば一九〇三（明治三六）年の県会では次のようなやり取りがみられた。

三十二番〔県議〕 清韓両語学生ノ状況及卒業生徒数并ニ卒業後ノ業務上ニ付説

明ヲ求ム

番外三番〔当局者〕 韓国京城筆洞ニ於テ借家シ恰モ以前ノ塾生ヲ見ルガ如キ状態ニシテ韓人ヲ以テ教師トシテ已ニ拾五名ノ卒業生ヲ出セルモ今日迄知事ノ命ニ依リ業務ニ従事〇ルモノナシ

三十番〔県議〕 県費ヲ以テ語学生ヲ派遣シ其卒業後ハ如何ナル方法ニ依リ義務ヲ尽サシム可キモノナルヤ又民法上ノ契約ニテモ締結シアルヤ

番外三番 知事ノ命令ニ依リ留学セシメタルモノナレバ別段民法上ノ制裁契約ヲ締結スル必要ヲ認メス卒業後三ヶ年間に對シ業務ニ従事スルノ義務ヲ存ス〔熊本県議公会議録 明治三六年〕第一卷（熊本県立図書館所蔵）



この議論から明らかのように、県当局の認識としては「語学生」が卒業後に県のための業務に従事することは当然のことで、松谷氏の重視する一九一三年の派遣規程はその「暗黙の了解」を単に「明文化」したものであったといえる。このように考えると、同文書院卒業生の義務の明文化がそこまで画期的なものであったとは考え難く、また同時に同文書院生派遣事業の補完・強化が通商協会設立の主なる要因であったかも疑わしい。筆者としては、如上の要因よりも、やはり時代背景の影響を重視するべきではないかと考えている。

ちなみに、松谷氏は東亜通商協会設立のきっかけとなった決議提出に政友会（非国権党勢力）が協力した理由として、本稿第一章でもみた同文書院生派遣事業に対する非国権党勢力の反対論にふれつつ、（一）一九一四年に県会に提出された建議の内容が、同文書院生の県への貢献という彼らの要求を可能とするものであったこと、（二）政友会が同文書院生の県への貢献が認められるならば、「清韓経営」そのものを否定する立場でなかったことを挙げている（前掲松谷論文、九〇・九二頁）。彼らが「清韓経営」自体を否定するものではなかったという指摘は本稿の主張と同様であるが、同文書院生の県への貢献の実現が政友会の賛成の背景にあったという理解には疑問がある。彼らが、一九〇四年の県会では当該事業に激しく反対した一方で、翌年の県会からは目立った反対をした様子がないことから考えて、政友会が掲げた反対理由（県への貢献など）はまったくの虚偽というわけではないが、反対するための口実としての側面が強かったのではなからうか。

〔五四〕この派遣生の呼称については、「蒙古派遣生」のほかにも「蒙古語学生」などがあるが、本稿では「蒙古派遣生」に統一した。

〔五五〕現在のところ、東亜通商協会の『会報』は第一輯（一九一五年一二月）から第六輯（一九一七年五月）の発行が確認できる（第五輯は未見）。このうち、熊本海外協会へと会名が変更されたあとに発行された第六輯だけは、ほかの『会報』と同じ体裁ながら発行元が熊本海外協会となっている。しかし、本稿では熊本海外協会が改めて発行した会報（『熊本海外協会会報』）と区別するため、これも『東亜通商協会会報』と表記した。なお、本稿では、第一輯から第四輯までは東京大学明治新聞雑誌文庫所蔵のもの、第六輯は熊本県立図書館所蔵のものを活用した。

〔五六〕『東亜通商協会会報』第二輯、一九一六年、三・六頁。

(五七) 熊本県議会議事事務局編『熊本県議会議事史』第三卷、熊本県議会、一九七一年、五九五・五九七頁。

(五八) 熊本県会『大正四年通常県会議事速記録』一九一六年一〇月三〇日印刷、七七二・七七三頁（熊本県立図書館所蔵）。

(五九) 前掲註（三九）と同じ。

(六〇) 「滿蒙経営と人物養成 蒙古語学生派遣に就て」前掲『東亜通商協会会報』第二輯、二頁。

(六一) 前掲『大正四年通常県会議事速記録』七七四頁。

(六二) 一九一五年五月、日中両政府は「山東省に関する条約」と「南満州及び東部内蒙古に関する条約」の二条約および交換公文一三件に調印した（奈良岡前掲書、三二〇頁）。

(六三) 条約の内容については、「御署名原本・大正四年・条約第三号・南満洲及東部内蒙古ニ関スル条約」JACAR : AO11011053600、御署名原本・大正四年・条約第三号・南満洲及東部内蒙古ニ関スル条約（国立公文書館）を参照。

(六四) 前掲「滿蒙経営と人物養成」一頁。

(六五) そもそも、東亜通商協会は蒙古派遣生の着想をどこから得たのであろうか。その起源としては、まずは第一章で述べたようなこれでの熊本における対外活動——たとえば朝鮮語学生送出事業や同文書院生派遣事業など——が考えられる。その点、彼らが蒙古派遣生事業創設を説明する文章において、日清貿易研究所や東亜同文会・東亜同文書院の活動に言及していることなどは示唆的である（前掲「滿蒙経営と人物養成」一頁）。またそれにくわえて、一九一五年九月から一〇月にかけて熊本県茶業組合連合会議所会頭として満州を視察して帰った阿部野利恭が、その視察談として「滿蒙の経営は詮するに人に在り人物の養成を以て先とせざる可らざるを感ずること切なり」（『九州日日新聞』一九一五年一月三日付）と述べていることも注目される（以上、『九州日日新聞』一九一五年九月一日付、一〇月二七日付、十一月三日付）。阿部野が視察から帰ったのは蒙古派遣生の建議が提出される二ヵ月ほど前であり、さらに彼は東亜通商協会の中心人物（理事）のひとりであった。これらのことから考えて、彼の如上の意見が派遣生事業創設の直接的なきっかけとなった可能性は十分に考えられることである。

(六六) 以下、蒙古派遣生の業務・義務などに関しては、前掲『東亜通商協会会報』第二輯、

一一九・一二〇頁を参照。

(六七) 関東都督府民政部編『滿蒙調査復命書 第四(赤峰県治概情)』関東都督府民政部庶務課、一九一六年八月二〇日印刷、二頁。

(六八) 外務省通商局編『在赤峰日本領事館管内状況』外務省通商局、一九二二年五月上梓、一五頁。

(六九) 『熊本海外協会会報』第二一巻第四号、一九二八年五月一五日、四頁。なお、人数の内訳は第一回(五名)、第二回(四名)、第三回(二名)、第四回(三名)、第五回(三名)。ちなみに、蒙古派遣生の送出には各方面から賛同があり、「殊に清浦〔奎吾〕子爵、神〔上〕山農商務次官、小池政務局長、参謀本部の石光〔真臣〕大佐農商務技師紫藤章氏大阪の貿易商内藤熊喜氏」は大いに賛同し、資料や資金を提供するなど種々の便宜をはかったという(前掲『東亜通商協会会報』第二輯、一二二頁)。

なお、蒙古派遣生の送出は一九二〇年の第五回派遣生をもって終了し、その翌年の一九二二(大正一〇)年からは「南洋派遣生」が代わって送出された(一九二三(大正一二)年まで)。なぜこのような派遣地の変更がおこったのか、『熊本海外協会史』によればその理由は以下の通りである(以下、同書、七七・七九頁参照)。すなわち、それまで東亜通商協会・熊本海外協会は滿蒙方面に派遣生を送出していたが、一九二一年度からハルピンにあった日露協会学校に県費派遣生を送ることになった。そこで熊本海外協会内では「同一補助の下に同地方に語学生を派遣するのは重複することであるから、何れ適當の地に変更したがよいとの説に一致し、いろ／＼研究を遂げた結果、今後の日本は南洋方面に發展する機運に向つて居」り、「特に熊本県人は風土的にも地理的にも自然適當せる土地で而かも物資は豊富にして、我海国の南進政策からしても此処女地開拓の中心人物となるべき者を派遣しなけらならぬ」との結論に至り、南洋派遣生が送出されることになった。南洋派遣生は全三回計九名が派遣されたが、彼らは最初の一年間はシンガポールに駐在し、その後各地に分散して調査研究を行うなど、その実施方法などの点で蒙古派遣生を手本としていた。

(七〇) 蒙古派遣生の活動について、経済的な調査活動はあくまでも表向きのもので、裏面において諜報活動などの特殊任務を帯びていたのではないかという疑問がある。しかし現在のところ、これを裏付けるような史料はみつかっていない。蒙古派遣生に関する史料のなかに一九一六年四月二日に石井菊次郎外務大臣から牛荘の三宅哲一郎領事代理に送られた「東亜通商協会蒙古派遣生ニ関スル件」(JACAR: B0310410107000(第八画像目から第九画像目)、在内外協会関係雑件／在內伸第一館(一・三・

三・一「二〇〇二」（外務省外交史料館）と題する報告があるが、このなかで外務省は派遣生事業について東亜通商協会から相談を受けたことなどを伝えたいので、「派遣生の」赤峰滞在ノ目的ハ前掲ノ通り地方事情並語学研究ニ有之別段他ニ意味アル次第ニハ無之候」と述べている。もしも蒙古派遣生が特殊な任務を帯びていた場合、東亜通商協会は外務省にそのことを内談したのであるうし、また外務省としてもそれについて出先機関と情報を共有したであろう。そう考えると、派遣生らが特殊任務を主な活動としていたとは想定しがたく、やはり彼らの主な任務は——少なくとも平時においては——経済的活動であったとみてよいのではなからうか。

<sup>(七〇)</sup>たとえば、『東亜通商協会会報』第四輯（一九一七年）には、蒙古派遣生による「赤峰まで」という踏査記録が掲載されているし（五一・六〇頁）、第六輯（一九一八年）にも「東部蒙古踏査」という記事がある（四〇・六九頁）。

<sup>(七一)</sup>たとえば、「外務省記録」には第二回派遣生である松岡信夫の「公主嶺ニ於ケル満鉄農事試験場緬羊ノ飼養管理ニ就テ」（一九一八年六月）という報告書が収められている（JACAR：B 一〇九一〇五三七〇〇（第五画像目から第二八画像目）、牧畜関係雑件第五卷（B・三・五・二・六八〇〇五）（外務省外交史料館））。

<sup>(七二)</sup>以下、相善学堂の経緯などについては、岩崎前掲書、四九頁を参照。

<sup>(七三)</sup>この相善学堂の事業に関しては在赤峰領事の北条太洋が熱心に支援しており、「外務省記録」には北条領事が関東都督府からの同学校への援助を求めた書類などが残されている。そのなかにある、一九一八年一月ごろに作成されたと思われる報告書「日本語教授ニ関スル件」によれば、同学校の生徒の数は五六名でそのうち一〇歳以上一五歳以下の生徒が二七名と最も多いが、二〇歳以上の生徒も一六名在籍していた。また職業別にみると、「商店員」の一四名と「工業家子弟」の一名で生徒の約半分を占めていたが、これは赤峰に日本領事館が設置されたことなどを好機と捉え、自らの事業を拡大しようとする現地の商工業者の姿勢を反映しているものと考えられる（以上、JACAR：B 一〇二〇八一九八四二〇〇（第八画像目から第九画像目）、帝国ノ在清国学校経営関係雑件（B・三・一〇・二・一八）（外務省外交史料館）を参照）。もっとも、同校設立の過程において現地社会との間に摩擦が全くなかったわけではなく、赤峰市地方志編纂委員会編『赤峰市志』上巻（内蒙古人民出版社、一九九六年）は次のような事件を伝えている（五三・五四頁。日本語訳は筆者による）。

〔訳文〕(一九一七年)五月、日本人が赤峰魯班廟東西廂房を強制的に占拠し、  
 “相善学校”として開校しようとしたが、赤峰の鉄・木両行の労働者の強い反抗に  
 あった。鉄業行頭孟憲榮、木業行頭李玉山が三〇〇名余りの労働者を率い、鍾、  
 斧、鎬などを手に廟内に集まり、道理に基づいて抗争し、ついに勝利を獲得した。  
 〈原文〉五月、日本人欲強占赤峰魯班廟東西廂房、开为“相善学校”，激起赤峰  
 鉄、木兩行工人的強烈反抗。鉄業行頭孟憲榮、木業行頭李玉山率三〇〇余名工人、  
 手持鍾、斧、鎬等聚集廟内，据理抗争，終获胜利。

(七五) 『九州日日新聞』一九一八年三月二二日付。

(七六) 以下、岩崎前掲書、六八・六九頁を参照。

(七七) 『九州日日新聞』一九一七年一月八日付。

(七八) 同前。

(七九) 『九州日日新聞』一九一七年一月二五日付および二六日付。

(八〇) たとえば、『九州日日新聞』一九一七年一月三〇日付では、増田が山鹿町(三〇日)、  
 来民町(三二日)、隈府町(二月一日)、大津町(二日)、「西砥用□町」(三日)で講演  
 を行う予定であることが報じられた。さらに、増田は二月になっても精力的に活動し  
 ており、宇土町(七日)、「□瀬町」(八日)、久留米市・柳川町(九日)、「下益城郡□  
 部□村」(一〇日)、熊本市(二一日)、「八□町」(二二日)、人吉町(二三日)を巡回  
 することが伝えられている(『九州日日新聞』一九一七年二月八日付)。

(八一) 『九州日日新聞』一九一七年一月二九日付。

(八二) 『九州日日新聞』一九一七年一月三〇日付。なお、増田とともに講演を行った吉田  
 清は熊本県出身のアメリカ移民で、「北米合衆国南加仏教会母国観光団」の団長として  
 帰国し、前年一二月に来熊していた(『九州日日新聞』一九一六年十二月二二日付)。

(八三) 同前。

(八四) 『九州日日新聞』一九一七年二月一四日付。

(八五) 『九州日日新聞』一九一七年二月二日付。なお、この講演会において、増田は「在  
 米邦人殊に熊本県人の状況及び海外発展の要務より在米県人と熊本県との連絡機関設  
 置の必要につき熱心に説く処あり折角対外事業発展の爲めに設けられたる東亜通商協  
 会の如き之を拡張する等相当考慮ありたき旨を陳べ」という。その内容から、『熊本  
 海外協会史』が述べる増田の歓迎会とは、あるいはこの講演会を指すのかもしれない。

(八六) 『九州日日新聞』一九一七年三月二九日付。以下、会則の改訂内容については同史料

を参照。

(八七) 前掲註(三八)と同じ。

(八八) 同前。

(八九) 前掲註(八六)と同じ。

(九〇) 『九州日日新聞』一九一七年三月三〇日付。

(九一) 『九州日日新聞』一九一八年一月九日付および前掲『東亜通商協会会報』第六輯、一九一八年、九一・九四頁。なお、熊本海外協会設立の経緯や渡航者数の多さの関係から、熊本海外協会の海外支部は、アメリカ合衆国本土やハワイに多く設立された。たとえば、前掲『熊本海外協会会報』第一巻第四号は、熊本海外協会の海外支部数を、アメリカ合衆国…二四支部(会員…一、六七四名)、ハワイ…五七支部(二、〇二八名)、カナダ…一支部(二八五名)、メキシコ…一支部(五名)、ペルー…六支部(四一〇名)、チリ…一支部(三〇名)、ブラジル…二支部(一一五名)、南洋…一支部(四〇名)、中国…三支部(二二五名)の合計九六支部(会員…四、六一二名)としている(四頁)。このうち、アメリカ本土とハワイにある支部数は八一支部、会員数は三、七〇二名で、どちらも全体の八割を占めている。このアメリカおよびハワイの支部・会員数が多いという傾向はその後あまり変化せず、『熊本海外協会会報』第一九五号(一九三六年六月一五日)は、アメリカ合衆国…二三支部(会員…一、五七一一名)、ハワイ…五三支部(一、六八三名)、カナダ…一支部(一五〇名)、ペルー…六支部(五三八名)、ブラジル…一三支部(四九五名)、アルゼンチン…一支部(七五名)、チリ…一支部(一五名)、メキシコ…二支部(四五名)、フィリピン群島…二支部(七〇〇名)、満州…六支部(二二五名)の合計一〇八支部(支部員数…五、四九七名)と伝えており(五頁)、やはりアメリカ本土とハワイの支部・会員(七六支部・三、二五四名)がその多くを占めている。

(九二) ちなみに、「熊本海外協会」という名称に関しては、次のような証言が伝わっている。……現在(一九五四年)海外協会の設置されてゐるのは全国で確か四十二府県であるが、信濃を除き何れも某県海外協会と称して、その県庁内の一隅に事務所を設けてゐるのに、独り我が協会のみは「熊本海外協会」と称して、別に事務所を持つて居たのは……右に述べた様な「国権党以来の」伝統を持つてゐるからである(石坂繁『熊本海外協会を語る』熊本海外協会、一九五四年、四三頁)

つまり、国権党の歴史を引き継いで成立した熊本海外協会は、県当局から一定の距離を保った民間団体であり、そのため会名も「熊本県海外協会」ではなく、また事務所も独自のものをもっていたというのである。以上は戦後の証言であり、「熊本海外協会」と名称が決定された当時、それに如上の深い意図が込められていたかは疑わしい。しかし、いつのころからか彼らのなかに自治的・独立的な民間組織としての自負心が芽生えていたことは事実で、そのことは大正期に熊本県知事が「会長」就任の条件として熊本海外協会の全権を委任するよう要求したのに対して、海外協会側が「知事の更正案は我協会従来の歴史を無視し自治的精神を没却したるものとし満場一致で否決」(『熊本海外協会会報』第一〇巻第四号、一九二七年六月二〇日、二頁) していることからもうかがうことができる。そして一九四三年に出版された『熊本海外協会史』ではその意識はいよいよ堅固となり、以下のような記述となって表れる。

この「東亜同志会から東亜通商協会への」発展こそ、我協会成長の実相であつて、他に於いて見らるゝ如く、時の政府、または地方当局の指導に依りて動かされしものと其撰を異にし、民論が当局を警醒刺戟した自治発動の結果である。幸にして、時の知事川上親晴賢明よくその本を培ひ、その發達を助成した結果、本会は、全国随一、且つ最初の民間の意志による自発的海外協として成立するに至つたのである。他府県海外協会の多くが、その地方府県社会課内の一隅に其形のみ存し地方庁の閑事業として取扱はれ居るものとは全く其の撰を異にし、本県にてはその当初の独自の立場と目的を失はず純然たる自治機関として、今日尚奮闘を続ける所以である(二三頁)

このような自治組織として自負心は、はたして彼らの自惚れであつたのだろうか。これに関して、戦後のものであるが第三者の興味深い証言があるので引いてみたい。

諸府県には移住係か移住課をおいているところもあるが、大部分は形式的に海外協会をつくり、その実務は府県吏員の副業になつてゐるから、まあ府県の吏員が実権をもっているのです、人員の関係からいえば、府県庁の所属の仕事と見ることが出来る。

そしてその所要経費は、府県で出した予算の二倍を政府から補助することになっているから、府県海外協会の経費の三分の二は政府から補助されることになっている。従ってこれらの海外協会は府県会議員のいうことをきくよりも政府の指令に従うということになる。ここにも移民の官営化が見られるのである。ただし、熊本のように特殊の協会もある（永田稔『日本の外苑——海外に伸びる人々——』文教書院、一九六二年、一三三頁）

予算を政府と府県当局に依存していた海外協会の多くが「府県の吏員が実権をもつてい」たり、「府県会議員のいうことをきくよりも政府の指令に従」っていたりしたなかで、熊本海外協会は「特殊」性すなわち一定の独立性を有していたというのである。このような第三者の証言の存在から考えても、熊本海外協会がある程度の独立的・自治的性格を有していたことはたしかなようである。

では、彼らの如上の性格の基礎は何だったのか。熊本海外協会の前身である東亜通商協会が、県当局主導ではなく県下の有力者を結集した形で発足したことが、彼らが独立性を有する要因となったことは間違いない。しかし問題は、彼らがその独立性を保持し続けることができた基礎が何であったかということである。

この基礎の一つと考えられるのは、県内の政治勢力との強いつながりである。たとえば、一九三〇（昭和五）年の通常県会において、県議の吉田安（民政党所属・当時国権党勢力は民政党に属していた）は、「熊本海外協会に対する補助」が昨年度の一、五〇〇円から五〇〇〇円削減されていることに不満を表わして、

この協会は、肥後の先輩が政党政派をこえて、日本の立場からどうしても海外雄飛ということが必要であるとして結成されたもので、今日は益々海外発展はお互県民努力して、当局とともに十分研究せねばならぬ問題であり、南米問題、東洋問題の研究の如きはますます必要なことであり、そのとき本協会はいよいよその権威を発揮するものではないか

と述べて「県当局の海外問題に対する熱意を強く要請した」という（熊本県議会議事事務局編『熊本県議会議史』第四巻、熊本県議会、一九七五年、六九七頁）。さらに、一九三七（昭和一二）年の通常県会では、高木亮（政友会所属）が「県民の海外発展に対す



る積極的方策と熊本海外協会に対する補助の増額」(同前、一二一五頁)を要望している。このような、党派を超えた政治勢力からの支持・支援の存在が、熊本海外協会が独立性を維持する基礎となったと考えられる。

また、もう一つの基礎は財政的な独立性である。同会の財政状況をうかがい知ることができる史料としては、『熊本海外協会会報』に掲載された同会の各年度歳入歳出決算書がある。もともと、現存する会報には一九二五年度決算から一九三五(昭和一〇)年度決算までしか掲載を確認できず、しかもそのうち一九二九(昭和四)年度分と一九三三(昭和八)年度分を欠くなど、史料的な制約がある。しかし、現在これに頼る以外に同会の財政状況を明らかにする方法はないので、如上の制約を承知のうえで活用することとしたい。

上に挙げた諸年度の決算をまとめたのが(表一)である。この表をみると、同会の歳入において「県費補助費」が占める割合は、年度によって約三〇%から約六%と大きな差があることがわかる。なぜ、このような差が生まれてしまったのか。この疑問を解くにあたっては、一九二七年度決算書の県費補助(五、七二〇円)の項目に「備考」として「一般補助」一、五〇〇円と「派遣生費」四、二四〇円という記載があることが手がかりになるであろう。すなわち、決算書の「県費補助」には同会に対する補助のみならず、同会の行っていた派遣生事業に対する補助も組み込まれていたのである。そのような視点から決算書をみると、たしかに県費補助の金額・割合が高い一九二五年度から一九二八年度までの歳出決算には派遣生費用が計上されており、その一方で県費補助が大幅に減じる一九三〇年度以降の歳出決算には同費用は計上されていない。また、県費補助に派遣生事業への補助が組み込まれていたことは熊本県会の議論からも明らかで、一九二八年の県会では、

「移植民事業補助費は」前年度と同額の七、六六〇円を計上したが、従来これは熊本海外協会的一般事業費に対し一、五〇〇円、ブラジル派遣生滞在費六名分七、六六〇円〔六、一六〇円の誤りか〕を補助していたが、本年度から海外協会寄附の移住部の事業を全部海外移住組合に肩代りしたため派遣生の必要がなくなった。そこで従来派遣されていた一名分の滞在費九六〇円を計上して二、四六〇円に減額し、残り五、二〇〇円を海外移住組合に補助するよう内容を変更した(前掲

『熊本県議会史』第四卷、五二九頁)

という予算説明が県当局からなされているのである。如上の事実を考慮すると、一九二五年度から一九二八年度の県費補助費からは派遣生費用を差し引いて考える必要があるだろう。たしかに各派遣生の送出は熊本海外協会の重要な事業であったが、組織の存続という点においては必ずしも必要なものではなかったからである。現在問題としている同会の独立性、換言すれば会の運営面での県当局への依存度は、同会の通常の事業に対する補助すなわち「一般補助」の割合にこそ示されているはずである。以上の考えにより、各年度の県費補助から派遣生に関する費用（「南米派遣生費」）を差し引いたものが〈表二〉である。補正後の各年度の県費補助は大体一五〇〇円になっているが、これは前掲した熊本県会における県当局の説明とも一致する。つまり、これが熊本海外協会の受けていた「一般補助」の金額と割合なのである。

では、〈表一〉・〈表二〉に示された熊本海外協会の財政的特徴は何か。まず目につくのが、当局からの補助が占める割合の低さである。歳入全体に占める県からの「一般補助」の割合は一〇%前後で推移し、国庫補助とあわせても多いときでさえ二〇%を超えることはない。同会が「半官半民団体」であったという割には、「官」によって賄われていた部分は意外なほど小さかったといえよう。その一方で、会員から徴収される「会費」は一貫して同会の重要な財源であったことがわかる。年度によって一定しないが、歳入の約三割から四割は会費によって賄われていた。また、「手数料」の割合の高さも注目される。これは海外に渡航する移民の手続き手数料などであるが、ばらつきがあるものが多いときには歳入の大体二〇%から三〇%を占めている（「手数料」の増加と同会の移民取扱との関係については、第五章の註（二一）を参照のこと）。そのほか、各年度によってそれぞれ特徴があるものの、全体的に熊本海外協会は会費や手数料といった同会独自の財源によって運営されていたといつてよく、このような財政面における傾向が同会の独立性の基礎となっていたと考えられる。

(表1) 1925年度～1935年度における熊本海外協会歳入の比較 (単位：円)

年度		1925		1926		1927		1928		1930	
会費	会費	6,298.16	36.4%	6,028.31	23.9%	6,708.45	35.2%	7,833.83	29.5%	4,864.84	31.6%
補助費	国庫補助	1,000	5.8%	500	2.0%	700	3.7%	700	2.6%	700	4.6%
	県費補助	5,500	31.8%	5,740	22.7%	5,720	30.0%	7,660	28.9%	1,475	9.6%
雑収入	手数料	407.3	2.4%	3,333.2	13.2%	2,899.7	15.2%	6,834.77	25.8%	3,315	21.5%
	雑入	461.57	2.7%	5,172.1	20.5%	427.61	2.2%	603.28	2.3%	580.5	3.8%
繰越金	前年度繰越金	3,635.85	21.0%	484.11	1.9%	2,600.995	13.6%	2,897.405	10.9%	4,448	28.9%
借入金	借入金	-	-	4,000	15.8%	-	-	-	-	-	-
合計		17,302.880	100%	25,257.720	100%	19,056.755	100%	26,529.285	100%	15,383.340	100%

年度		1931		1932		1934		1935	
会費	会費	5,073.82	34.1%	5,701.98	33.6%	4,981.66	38.8%	4,016.59	40.4%
補助費	国庫補助	700	4.7%	700	4.1%	500	3.9%	800	8.0%
	県費補助	1,000	6.7%	1,094	6.4%	930	7.2%	930	9.3%
雑収入	手数料	1,355	9.1%	2,572.54	15.2%	4,562.03	35.5%	1,109.95	11.2%
	雑入	840.82	5.7%	622.07	3.7%	1,249.29	9.7%	1,691.27	17.0%
繰越金	前年度繰越金	5,894.125	39.7%	6,275.875	37.0%	623.01	4.8%	1,405.225	14.1%
借入金	借入金	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		14,863.765	100%	16,966.465	100%	12,845.990	100%	9,953.035	100%

注) 本表作成にあたっては、『熊本海外協会会報』第10巻第4号(1927年6月20日)4頁、第11巻4号(1928年5月15日)3頁、第12巻第4号(1929年4月15日)7頁、第13巻第4号(1930年4月15日)6頁、第14巻第5号(1931年6月15日)5頁、第15巻第4号(1932年5月20日)6頁、第16巻第5号(1933年6月15日)3頁、第186号(1935年7月13日)4頁、第195号(1936年6月15日)6頁掲載の各年度熊本海外協会歳入歳出決算書を参照した。なお、1929(昭和4)年度および1933(昭和8)年度の決算書については、『熊本海外協会会報』にその掲載が確認できなかったため表から省略した。各金額の右にある百分率は、各項目の金額が当該年度の歳入全体に占める割合を示している。百分率の数値は少数第二位を四捨五入した数値である。そのため、合計が100%とならない部分もある。また、「-」は当該年度の決算書に該当する項目がなかったことを表す。

(五三) 佐々博雄氏は、東亜通商協会が熊本海外協会へと改称した「直接的な理由」の一つとして、増田の働きかけのほかに、「全国的な移住民に対する保護奨励運動の高まり」を挙げています。すなわち、一九一七年一二月に、日本移民協会が主催する「全国移住民協議会」が開かれたが、そこには東亜通商協会から長江虎臣と緒方二三が参加した。この「協議会開催の主な目的は、各府県における移住民保護奨励機関の設立と、全国

(表2) 1925年度～1928年度における熊本海外協会歳入の比較・補正版 (単位: 円)

年度		1925		1926		1927		1928	
会費	会費	6298.16	47.3%	6028.31	28.7%	6708.45	45.3%	7833.83	38.5%
補助費	国庫補助	1000	7.5%	500	2.4%	700	4.7%	700	3.4%
	県費補助	1500	11.3%	1500	7.1%	1480	10.0%	1500	7.4%
雑収入	手数料	407.3	3.1%	3333.2	15.9%	2899.7	19.6%	6834.77	33.6%
	雑入	461.57	3.5%	5172.1	24.6%	427.61	2.9%	603.28	3.0%
繰越金	前年度繰越金	3635.85	27.3%	484.11	2.3%	2600.995	17.6%	2897.405	14.2%
借入金	借入金	-	-	4000	19.0%	-	-	-	-
合計		13302.880	100%	21017.720	100%	14816.755	100%	20369.285	100%

注) 各年度の県費補助額からそれぞれの歳出決算書に記載された「南米派遣生費」(1925年度:4,000円、1926年度:4,240円、1927年度:4,240円、1928年度:6,160円)を差し引く操作を行った。なお、1930年度以降は「南米派遣生費」が計上されていないため、本表では省略した。

的な海外発展のために国民世論を喚起し、政府の姿勢を移民保護奨励事業へ向けようというものであったが」、その実行委員には緒方二三が選ばれた。「これらの事から東亜通商協会は全国移民団体の一員として活動することとなり、従来の東亜の名称では、活動実態とも合わなくなり、翌年の総会での熊本海外協会への名称変更となった」のだという（以上、前掲佐々論文、四八・四九頁）。たしかに、同協議会への参加——およびその背景である「全国的な移民に対する保護奨励運動の高まり」——は名称変更の動きと無関係ではないだろう。しかし、一九一七年三月の段階で、東亜通商協会は実質的に「海外協会」となっており、また延期されたとはいえ名称変更もすでに既定路線となっていた。それらのことを考慮すると、同協議会参加が名称変更に与えた影響は、「直接的な理由」といえるほどのものではなく、後押し程度の限定的なものであったというのが筆者の理解である。

(九四) 『九州日日新聞』一九一七年三月七日付。

(九五) 『九州日日新聞』一九一七年一月二五日付。

(九六) 『九州日日新聞』一九一七年二月二二日付。

(九七) 前掲『九州日日新聞』一九一六年十二月二二日付。

(九八) 『九州日日新聞』一九一三年六月二〇日付。

(九九) 同前。

(一〇〇) 『九州日日新聞』一九一三年六月二六日付および同年七月二日付。

(一〇一) 前掲『九州日日新聞』一九一三年七月二日付。

(一〇二) 同前。

(一〇三) 『九州日日新聞』一九一三年七月八日付。なお、同じ記事では大久保の「今日では虎を野に放つた様なもので世間の制裁が少しも無い社会の制裁が無いからしてこんな後援会と向ふの方と互に調和を取って行く様にしたら大に宜しからふ」という言葉も伝えられており、彼が故郷に求めている役割の一つが、野に放たれた「虎」つまり素行が悪い移民に「世間の制裁」を加えることであつたとわかる。このことは、大久保が別の個所で「今後は在県人と在米県人との連絡を図りて常に在米県人の後援者となり監視者となり個人としての道徳的位置を向上せしめ帰化権を得るに努むるが焦眉の急務なりと信ず」（『九州日日新聞』一九一三年六月二七日付）と述べていることから明らかであるが、ただし、このような大久保の意見がどこまで在米県人に共有されていたのかは不明である。

(一〇四) もちろん、排日土地法制定に関して熊本の地域社会が全く反応を示さなかったわけではない。たとえば、上益城郡甲佐では「同地方より加州にあるもの少からざるに由り前代議士渡辺敬昌氏主唱となりて会合を開き在加州同地方人に対し慰問状を發すると共に大に奮励努力すべきを励まし声援を与ふるところありたり」(『九州日日新聞』一九一三年四月二二日付)と報じられている。しかし、如上の活動はむしろ例外的なもので、これ以外に何か全県的な「在留民後援会」を創立しようとする動きなどは、少なくとも一九一三年の段階では確認できていないのである。

(一〇五) 『九州日日新聞』一九一三年四月一六日付。

(一〇六) 『九州日日新聞』一九一三年四月一九日付。

(一〇七) 『九州日日新聞』一九一三年四月二五日付。

(一〇八) 『九州日日新聞』一九一三年五月三日付。

(一〇九) たとえば、一九一六年一月に飽託郡河内村で行われた消防出初式では、「在亜米利加の同村人」から寄付されたポンプ一台が使用された(『九州日日新聞』一九一六年一月一四日付)。このように、寄付などの形によって移民が故郷の社会に貢献する事例はほかにも散見される。

(一一〇) 『九州日日新聞』一九一五年一月二二日付から同年二月五日付まで、計八回にわたって連載された。なお、井芹はカリフォルニア州サクラメントに在住していた熊本県出身の移民で、在米県人の実状を故郷に紹介するため、カリフォルニアの各地方をまわって撮影した約五〇〇枚の「幻灯映画」を携えて帰熊した人物であった。如上の彼の活動は、九州人会と熊本県出身有志が後援していたという(以上、井芹の経歴などについては、前掲『九州日日新聞』一九一五年一月二二日付を参照)。

(一一一) 『九州日日新聞』一九一五年一月二三日付。

(一一二) 『九州日日新聞』一九一五年一月三〇日付。

(一一三) 『九州日日新聞』一九一五年二月一日付。なお、この故郷からの手紙の問題点については前述した大久保も指摘しており、「こちら「故郷」から在留民に送る手紙が金を送れといふ事ばかり言つて来る最も在留民に不愉快な感じを与へるのは子供の時の友達は幾ら送つたお前はどうかといふ様な事は大に本人の心を刺激する誰でも金を送らふ親を喜ばせたいとは思ふが左様ばかりは行かぬ余り言はれると自暴になつて了ふ事が無いでも無い」(前掲『九州日日新聞』一九一三年七月八日付)と述べている。

(一一四) 後述する九州日日新聞社主催の視察団員募集の広告には、「鉄道宮崎線延長工事竣成

し来廿五日を以て営業を開始せんとし此機会を以て宮崎県に於ては九州畜産大会及同県下国産品展覧会を開催し更に三十日を以て鉄道開通祝賀会を挙行するに決せり」

『九州日日新聞』一九一六年一〇月九日付)とある。

(二五) たとえば、一九一六年一〇月二一日には熊本県物産館において「宮崎町出張陳列に関する出品人協議会」が開催され、酒造組合の役員など約四〇名が参加した。この協議会に関する新聞記事では、「当業者も非常の意気込にて出品も頗る多数に上るべし」と報じられている(以上、『九州日日新聞』一九一六年一〇月二一日付参照)。

(二六) 九州日日新聞社主催の視察団については、たとえば前掲『九州日日新聞』一九一六年一〇月九日付などに視察団員募集の広告が掲載されている。また、熊本市の視察団については、『九州日日新聞』一九一六年一〇月一九日付および同月二二日付を参照。

(二七) 宮崎での展覧会のあと、熊本では宮崎に対する何らかの経済的活動が模索され、その結果熊本県の生産品を委託販売する計画が浮上してくる。すなわち、「宮崎に於ける鉄道開通式並に品評会展覧会の開催を機とし熊本県よりは物産館の出張陳列あり各実業家の大挙視察に赴くあり」、その結果熊本・宮崎両県の実業家の間に連絡がうまれたが、「一旦連絡成りたる以上は今後漸次一層密接なる関係を持続すべきは明かなる事なるが此のまゝ自然の趨勢にのみ一任せず此の場合宮崎熊本両地実業者間の連絡を一層密接ならしむべく何等かの方法を講ずるの要ありとし今回の出張陳列に関係ある物産館出品協会の人々其他の実業家は近く会合を開きて諸事協議を遂げんと企て」があった(『九州日日新聞』一九一六年一月八日付)。その後、商工会が中心となって「県外輸出品研究会」(『九州日日新聞』一九一六年二月二日付)をつくって協議を行い、ついには熊本県下の生産品を宮崎で販売する計画立案の動き——この動きは、「曩に宮崎線開通を機として本県の実業家が宮崎町を視察し両県実業家の握手をなしたる結果が愈実行の域に入りたるものと云ふべし」(『九州日日新聞』一九一六年二月四日付)と評された——となった。しかし、ここにきて同計画の動きは鈍化し、一二月月上旬に「熊本県の実業家を宮崎町に於て委託販売をなす件に関しては……熟議の上具体的成案を作り他日更に發起人会を開き之れを決定したる後当業者と打合する筈なれば愈々実行するまでには尚ほ多くの時日を要するなるべし」(『九州日日新聞』一九一六年二月八日付)という報道がなされたあと、具体的な進展は確認できなくなる。この計画が、一九一七年になってにわかに息を吹き返し、本文中に述べる物産会社の計画へと発展したのであった。

- (二八) 『九州日日新聞』一九一七年二月二日付。
- (二九) 『九州日日新聞』一九一七年三月一〇日付。
- (三〇) 『九州日日新聞』一九一七年二月三日付。
- (三一) 前掲註(九四)と同じ。
- (三二) ちなみに、熊本物産会社の計画が報じられたのは、増田が来熊して県内各地で活動を開始したあとのことであった。このことから、増田の主張(対米貿易の勧奨)が同計画の立案に影響を与えたのか、あるいは両者はまったくの無関係であったのかが問題となるが、現在のところこの問いに対して明確に回答できるだけの史料はみつかっていない。
- (三三) 『熊本海外協会会報』第一卷第二号、一九一八年九月一日、一六頁。以下、移檄の内容については同史料を参照。
- (三四) 『熊本海外協会会報』第一卷第三号、一九一八年一〇月一日、一六頁。
- (三五) 岩崎前掲書、八六頁。



## 第四章 熊本海外協会と排日移民法

はじめに

アメリカ合衆国カリフォルニア州では、一九〇六（明治三九）年ごろより日本人移民排斥運動（「排日運動」）が活発になり、一九一三（大正二）年には同州で「第一次排日土地法」が制定された。このような現地社会との摩擦に直面したアメリカ在住の熊本県人（「在米県人」）のなかには故郷とのつながりを強固にしようとする動きがみられ、その要望に応える形で一九一八（大正七）年に熊本海外協会が設立されたのであった。その後、アメリカにおける排日運動は再び盛りあがりを見せ、一九二〇（大正九）年にカリフォルニア州で「第二次排日土地法」が制定され、ついで一九二四（大正一三）年には連邦議会で一九二四年移民法、通称「排日移民法」<sup>①</sup>が制定された。本章では、そのような排日運動の新たな展開に対して、熊本海外協会がどのような動きをみせたのかを明らかにしたい。

熊本海外協会の設立によって、在米県人らは故郷熊本とつながるための有力な経路を手に入れた。彼らは熊本海外協会を介して故郷の様子を一層詳しく知ることができるようになっただけでなく、故郷に自分たちの声を伝えたり、あるいは自分たちの利益のための運動をおこしたりすることも可能となったのである。当該期の排日移民法制定にまで至る一連の排日運動の高揚は、まさにそのような移民の代弁機関としての熊本海外協会の真価が問われる事態であった。

以下、排日移民法制定に対する熊本海外協会の動きについて述べるが、さらに同協会の活動をより広い視点から位置付けるため、当該期の日本国内および熊本県内の動きにも目を配りたい。そして、それらの分析を通して、熊本海外協会と在米県人との関係や同会の活動が熊本の地域社会に与えた影響などを考察したい<sup>②</sup>。

### 第一節 時代背景の概括

一九一三年に第一次排日土地法が制定されるまでの経緯は前章で述べたので、ここではその後の排日移民法の制定に至るまでの流れを概括したい。

第一次排日土地法制定後、カリフォルニア州における排日感情は一時的に緩和されたが、日本の「対華二一カ条要求」の提出とそれをめぐる一連の行動が米国民の反感を招いたこと、第一次排日土地法制定後も日本人移民らの所有する農地が拡大していたこと<sup>③</sup>が背

景となり、一九一五（大正四）年のカリフォルニア州議会にはより厳しい内容の排日土地法案が提出された。もつとも、この新たな排日土地法制定を目指す動きは、米国政府の働きかけなどにより完全に封殺された。また、同時期の人々の関心はアメリカの第一次世界大戦参戦というより大きな話題に向けられており、さらにシドニー・ギューリック<sup>④</sup>を中心とする排日反対運動が効果をあげたこともあって、第一次世界大戦中にはカリフォルニア州の排日気運は大幅に緩和された。

しかし、第一次世界大戦が終結すると、カリフォルニアでの排日運動は再び高揚し始め、一九二〇年には第一次排日土地法よりも厳格な「第二次排日土地法」が施行された。この「第二次排日土地法の施行によって日本人移民の農地所有は完全に不可能となったわけではなかったものの、きわめて困難となった」<sup>⑤</sup>という。

そして、一九二三（大正一二）年一二月に連邦議会が開会されると、同議会では新たな移民法制定が重要な議題となった。これは、当時施行されていた「一九二二年移民法」の有効期限が一九二四年六月末日に迫っていたためであったが、議論を経た結果、下院においてはジョンソン法案、上院ではリード法案というどちらも排日条項を含む法案が可決された（下院での可決は一九二四年四月一二日、上院での可決は同月一五日（翌一六日に再可決））。その後、上下両院でそれぞれ可決された移民法案の内容を統一するために両院協議会が開催され、最終的には両院協議会の作製した排日条項を含む法案が五月一五日に上下両院で可決された。そして、五月二六日にクーリッジ大統領が法案に署名したことで一九二四年移民法、通称「排日移民法」が成立したのであった（七月一日より施行）<sup>⑥</sup>。

## 第二節 熊本海外協会と在米県人との関係

### 二・一、在米県人の動き

#### （一）熊本海外協会在米支部の活動

アメリカにおける排日運動の成り行きに強い危機感を抱いたのは、当然のことながらその影響を直接受ける在米県人たちであったが、彼らのなかには排日反対運動を展開するものもあつた。たとえば、一九二三年三月一八日から一九日にかけて、ロサンゼルスにおいて「第四回太平洋沿岸熊本海外協会支那<sup>支那</sup>〔部〕連合協議会」が開かれ、以下の決議が採択された<sup>⑦</sup>。

## 決議

現今太平洋沿岸□〔諸〕州に制定せらるゝ差別的待遇を目的とせる排日法律は吾等在留同胞が多年奮闘努力して建設せる農工商及び其他の事業を根本的に破滅せんとす、故に速かに現□〔行〕日米通商航海条約を改訂し其欠陥を□〔補〕足して農、工、商製造、生産職業、其他之等に附帯する一切の財産権及邦人に対する待遇を最恵国民と均等不偏ならしむ〔る〕事を期す

その後、同支部協議会は日本の熊本海外協会に対して「請願書を広く県下同胞の協賛を得て内閣総理大臣に提出すべく」協力を依頼してきたので、熊本海外協会側は同年五月の理事会において運動に着手することを決定した<sup>6</sup>。このほか、『熊本海外協会史』によれば、同時期に熊本海外協会シアトル支部も同様の決議をなし、さらに同協会に協力を求めてきたという<sup>7</sup>。このように当該期の在米支部には、熊本海外協会と通じて故郷熊本と連携すること自分たちの活動の効果を少しでも高めようとする動きがみられたが、排日運動の高揚に際して移民らが故郷とのつながりを求めるといふ一連の動きは、前章でみたようにこれ以前から確認できるものであった。

### (二) 在外公館の認識

では、如上の在米支部の行動に対して、日本政府——とくに外交当局——はどのような認識をもっていたのだろうか。その考えは、サンフランシスコ総領事館から外務省宛に送られた次の報告に端的にあらわれている。

右団体〔海外協会の在米支部〕ノ目的ハ右ノ如ク〔在米邦人の救済事業など〕ナルモ実力之ニ相伴ハス実効甚タ少キノミナル<sup>8</sup>是力為ニ却テ狹隘ナル郷土心ヲ誘発シ一般同胞ノ協力ヲ薄弱ナラシムル弊害往々ニシテ有之加<sup>9</sup>之団体ノ力ヲ頼ミ日米通商条約ノ改訂運動（熊本海外協会大平洋沿岸支部協議会ノ本年三月十九日ノ決議）等柄ニナキ政治運動ヲナシ排日政治家ノ乗スル機会ヲ作ルカ如キコトナキニアラス。然リト雖モ此種ノ団体ノ存在ハ人情ノ自然ニ出テタルモノナルノミナラス前段記載ノ相互扶助其他此種団体ノ力ニ依ルヲ適当トスル事業多多有之寧口是ヲ善導シ其本来ノ目的ヲ達成セシムルニ如カズト被思考候<sup>10</sup>

ここで憂慮されているのは、日本人が排日反対運動を大々的に行うことで、アメリカにおいて更に激しい排日運動を引きおこしてしまうこと、そしてその結果として日米関係を険悪なものとしてしまうことであった。このような危機感、出先の外交官のみならず、外務省（日本政府）においても共有されていたもので、そのため排日移民法成立前後に日本全国で反対運動が巻きおこった際、日本政府はそれらの運動を抑制する方針を打ち出すこととなる。

## 二・二、熊本海外協会と在米支部との関係

アメリカでの排日気運の高まりに対抗して、在米支部は条約改訂を求める決議を採択するとともに熊本海外協会にも協力を依頼してきたが、この頃から在米県人の間では郷里熊本との関係を一層緊密にしようとする動きが活発化していく。そして、そのような在米県人の動きに対して、熊本海外協会側も積極的に協力する姿勢をみせたのである。

### (一) 中学卒業生の北米への派遣計画

一九二三年六月から八月にかけて、熊本海外協会は北米支部と協力して熊本県内の中学校卒業生をアメリカに派遣する計画を推進した。この計画は、もともとは同会シアトル支部から提案してきたもので、当初の計画では日米間の往復旅費こそ視察員の自弁であったが、アメリカでの滞在費などは全額シアトル支部が負担するという内容であった<sup>(二)</sup>。

このとき、なぜシアトル支部が中学校卒業生の派遣を求めたのか、その正確な理由はわかっていない。しかし、この当時、在米県人がわざわざ熊本から視察員を招いてまで見せたかったものとしては、アメリカにおける排日運動の実態以外には考えられない。あるいは、中学校を卒業した多感な年頃の青年に排日運動の状況をつぶさに視察させることで、その青年に帰国後何らかの行動を起こしてもらい、県内の世論を喚起しようという目論見があったのかもしれない。詳細は不明ながら、当該計画がアメリカにおける排日運動の高揚と密接に関係していたことは間違いないだろう。

この計画に対して、熊本海外協会は終始協力的な態度をとり、計画実行のために米国沿海支部連合会やホノルル支部と打ち合わせを行うなど<sup>(三)</sup>、積極的に動いていたことが確認できる。そして、同年八月には熊本海外協会から県下各中学校と県立商業学校・工業学校・農業学校の各校長に対して、次のような条件で派遣すべき卒業生の推薦が依頼されたのであった（視察者の人数は二名）<sup>(四)</sup>。

▲米国視察見学に付参照事項

- 一 視察者は本県に籍を有するものに限る
- 一 視察者は中学校又は之と同等資格の学校を卒業したるもの（高等専門学校に入学せざるもの）
- 一 視察日程約二ヶ月
- 一 往復船賃として（三等）一名に付三百円宛を支給
- 一 視察の主要なる地は北方シアトルより桑港に至る太平洋沿岸一帯の地方
- 一 上陸地点はシアトルにして桑港より乗船帰国
- 一 シアトル上陸後は当協会支部責任を帯び視察上の便宜を計るは勿論滞在費用等をも負担すること
- 一 用意の爲め三百円の支給額以外に自費二百円位所持すれば此上なきこと
- 一 希望者にして申込の際は履歴書並に学校長の推薦書を添ゆる事
- 一 該計画は本協会多年の希望として懸案中なりしが一方米国各支部よりも同様の希望有之今回愈実行の運びに至りたる事
- 一 希望者の有無は本月廿日迄御報煩はしたし尚希望者にして詳細知り度き御方は物産館内当協会事務所に御来談を願ひます（二四）

このように熊本県内の中学校卒業生をアメリカに派遣する計画は、熊本海外協会と在米支部が一丸となって推進したもので、実際に卒業生の推薦を各学校長に依頼する段階まで話が進んだものであった。しかし、この計画はこのまま立ち消えになってしまい、同会が実際に卒業生を派遣することはなかったのである。

計画が頓挫した原因について直接的な言及は確認できなかったが、当時の熊本海外協会理事会における議論の内容から考えるに、中止の要因は「北米見学々生二名派遣の件が外務省より不許可にな」<sup>(二五)</sup>ったことであつたようである。では、外務省はなぜ当該計画に許可を与えなかったのか。思うに、その決定の根底には、——前述した在米領事館からの報告に露骨に表明されているような——熊本海外協会（支部）の活動に対する懸念があつたのではないか。

すなわち、この派遣計画が実行に移された場合、視察に赴いた中学卒業生たちが、在米県人に同情的な、ひいてはアメリカの排日気運に批判的な主張を抱いて帰ってくるだろう

ことは容易に予想された。そして、もしその主張が新聞などを通して公にされたならば、多かれ少なかれ熊本の世論に影響を与えたであろうし、熊本海外協会の活動とあわさって具体的な——しかも、熊本海外協会を媒介にして日米で連動する形の——反米運動へと発展する可能性も全く考えられないわけではなかったのである。

アメリカにおける排日運動の成り行きに神経をとがらせていた外務省にしてみれば、上述のような厄介な事態を引きおこしかねない計画に許可を与えることはできなかったはずである。許可を得られなかった熊本海外協会は「海外協会中央会を経て外務省の意思を確め派遣の目的を貫徹する事」<sup>(一七)</sup>を申し合わせたが、同年一月の理事会で再び「北米見学派遣生等の件」<sup>(一七)</sup>が議論されたのを最後にその後何の動きも確認できないため、結局は外務省の決定を覆すことはできなかったのだろう。

## (二) 熊本海外協会付属学園の設置

当該期の熊本海外協会と在米県人との関係を考察する上で重要なもう一つの事業として、熊本海外協会付属学園（以下、付属学園と略す）の設置がある<sup>(一八)</sup>。

この付属学園は、熊本県内の学校で教育を受ける「小学生以上の海外協会会員の子弟を収容する一種の寄宿舎」<sup>(一九)</sup>で、在米県人の希望により熊本海外協会が設立したものであった。そもそも、一九一八年三月に設立された同協会は、早い段階から日系二世の日本における教育に関心を示していたが<sup>(二〇)</sup>、一九二二（大正一〇）年頃から在米県人より要望の声があがるようになり<sup>(二一)</sup>、付属学園の設立に向けた具体的な動きが始まった。

付属学園設立に向けた動きは一九二三年中においても確認できるが<sup>(二二)</sup>、本格化しているのは翌一九二四年のことであった。すなわち、同年一月一〇日に開かれた理事会において、「児童預り所設置の件に関して逐一協議を遂げ大体に於て速かに開設の準備を為すこと」<sup>(二三)</sup>が決定されたのである。その後、同年二月の熊本海外協会総会で上の理事会の決定は承認され<sup>(二四)</sup>、さらに三月には学園の建物や担当者の選定にもある程度の目途がたった<sup>(二五)</sup>。そしてついに四月、新聞紙上に付属学園開設を伝える広告が掲載され、五月一日から開園されることが告知されたのであった<sup>(二六)</sup>。また、五月一五日の理事会では学園主事に就任した藤垣儀一郎の挨拶がなされ、さらに理事会閉会後には一同が付属学園を見分した<sup>(二七)</sup>。

しかし、ここまで順調にみえた学園開設の動きも、徐々に遅れが生じていたようである。たとえば、藤垣学園主事が理事会で挨拶を行った五月中旬の段階で、新聞記事では同学園

は「本月〔五月〕下旬学園開園式挙行の予定」<sup>(二八)</sup>と伝えられており、すでに四月に出された広告の記載よりも予定が遅れていたことがわかる。そして、最終的には学園の開園は同年一二月まで大きくずれ込んでしまったのであった<sup>(二九)</sup>。

このように開園時期が遅れた要因としては様々な事柄が考えられるが、收容すべき児童を思い通りに確保できなかったことが原因の一つにあつたのではないかと考えられる。たとえば、学園開設を伝える新聞記事によれば、同施設に「最初に收容される人達は今回亜米利加へ再渡航を□る移民の老母と十三才を頭にする四人の子供」<sup>(三〇)</sup>であつたというが、同学園設立に対して海外支部から熱心な要望があつた割には收容人数が少ない印象を受けらる。熊本海外協会では三〇人ほどの收容を見込んでいたため<sup>(三一)</sup>、この人数には拍子抜けしてしまつたのではなからうか。学園主事である藤垣は、このように收容人数が少なくなつてしまつた原因を排日移民法の施行とそれに伴う環境の変化に求め、次のように語つてゐる。

去る七月一日から新移民法実施と共に亜米利加との往来が不自由になつた結果彼地では日本人学校を建設するやうな消息も来てゐるので、どれ位の児童が来るか今のところはつきりしないが、満洲奥地に働いてゐる人達から大分委託されるやうな模様があるから喜んでゐる<sup>(三二)</sup>

如上の事態に対処するためであるう、熊本海外協会は同年一月の理事会において「学園收容学童の範囲拡張の件」を議決するとともに『熊本海外協会会報』に「在満県人に告ぐ」と題する文章を掲載し、満州在住の県人に対して付属学園の利用を呼びかけた<sup>(三三)</sup>。しかし、このような方策に効果があつたかは大変疑わしく、事実、付属学園は開設から約一年半後の一九二六（大正一五）年五月末に「学園には殆んど入園者なきを以て」<sup>(三四)</sup>一旦廃止されてしまつたのであつた<sup>(三五)</sup>。

### 第三節 全国的な排日移民法反対の動き

上に述べたように、一九二三年から一九二四年にかけて在米県人との関わりを深めつつあつた熊本海外協会は、その在米県人の最大の危機ともいふべき排日移民法の成立にどのような対応したのであろうか。その活動をより大きな視点から位置付けるためにも、まず

は全国的な排日移民法反対運動（対米運動）の状況をまとめたい。

### 三・一、全国的な対米運動の盛り上がり

全国における対米運動は、二つの排日移民法案が上下院を通過した一九二四年四月中旬ごろから活発になり始めた<sup>三六</sup>。たとえば、四月一五日に革新俱樂部が会合を開き、排日移民法可決を批難し米国民に反省を促す申合せを可決すると、一九日には政友会と憲政会もそれぞれ会合を開き、両政党とも米国に反省を求め決議をなした<sup>三七</sup>。

さらに、このような政党ばかりではなく、様々な団体・個人が対米集会を開催したり、何らかの抗議行動に出たりした。まずは、東京で行われた集会や発生した事件などを、目についたものだけいくつか列挙したい。

四月一九日：東京商業会議所が「排日移民法案に対する実業家の協議会」を開催<sup>三八</sup>。

四月二〇日：赤坂山王で暴露膺懲国民大会が「暴米」膺懲を兼ねて開催<sup>三九</sup>。

四月二一日：東京朝日新聞社など東京新聞社一五社が「排日案に対する共同宣言」を発表<sup>四〇</sup>。

四月二二日：都下教育一七団体が排日移民法案可決を批判する決議をなす<sup>四一</sup>。

四月二五日：都下各大学連合の対米問題演説会開催<sup>四二</sup>。

四月二六日：日本弁護士協会在排日問題に関する臨時総会を開き、米国大使などに決議文を手交<sup>四三</sup>。

五月一八日：上野公園で「対米問題国民大会」開催<sup>四四</sup>。

五月三一日：身元不明の男性が、米国大使館近くで排日移民法案可決に抗議して割腹自殺<sup>四五</sup>。

六月三日：東京商業会議所が排日移民法を批判する決議を可決<sup>四六</sup>。

六月五日：両国技館において黒龍会などの団体が「対米国民大会」を開催<sup>四七</sup>。

六月七日：大行社の「壮士」が「内外人」約二五〇名の集まる帝国ホテル大食堂に侵入して日本刀による剣舞を行い、「在留米国宣教師の退去」や「米国製映画の上映」禁止、「日米条約」の破棄などを訴えるビラを散布<sup>四八</sup>。

六月八日：松竹などの映画館関係者が集まり、七月一日からの米国映画上映禁止などを決議<sup>四九</sup>。

六月二四日：日本キリスト教連盟大会で排日移民法が批判される<sup>五〇</sup>。



国家主義団体である黒龍会のみならず教育団体や弁護士協会など多様な団体が敏感に反応している点や、映画という文化的側面においても米国排斥の動きが出ている点が注目される。また、当該期には東京のみならず日本国内外各地で対米集会や講演会などが開催されたり、または事件が発生したりしたが、それらを『東京朝日新聞』の記事から拾い上げてみると以下の通り。

四月一七日：神戸婦人連合会加盟一四団体が緊急幹事会を開き、排日移民法案可決に對して全米国婦人の輿論喚起を行うことなどを決定<sup>(五二)</sup>。

四月二三日：大日本実業組合連合会・大阪各新聞社が主催して対米問題大阪市民大会を開催<sup>(五三)</sup>。

四月二五日：日米問題神戸市民大会開催<sup>(五四)</sup>。

四月二七日：大阪で全国水平社が臨時全国大会を開催し、排日移民法案反対などの決議を可決<sup>(五四)</sup>。

〃 〃 岡山県で岡山県海外協会および在岡四新聞社が主催して対米問題県民大会開催<sup>(五五)</sup>。

〃 〃 山陰連合教育大会の決議により、同大会長の名で米国大使に「排日移民法の通過を遺憾とする」電報を發送<sup>(五六)</sup>。

〃 〃 青島居留民団が臨時民会を開き、米国大統領および上院に「排日案に對する考慮を求めた」電報を打電<sup>(五七)</sup>。

〃 〃 米国排日問題に関する福岡市民大会開催<sup>(五八)</sup>。

四月二八日：米国移民問題に関する京都市民大会開催<sup>(五九)</sup>。

四月二九日：排日移民法に関する広島県民大会開催<sup>(六〇)</sup>。

四月三〇日：日米問題に関する埼玉県民大会開催<sup>(六一)</sup>。

五月五日：奉天で開かれた日本全国高等女学校校長會議が、排日移民法を批判する決議を米国大使宛に電報で發送<sup>(六二)</sup>。

六月八日：横浜市の米国領事館に短刀をもった男が押しかけ、総領事との面会を求め<sup>(六三)</sup>。

六月九日：函館で在郷軍人有志主催の対米市民大会開催<sup>(六四)</sup>。

六月一五日：横浜対米同志会主催の対米市民大会開催<sup>(六五)</sup>。

六月一八日：岩手県盛岡市で東京朝日新聞社主催・岩手日報社後援の講演会が開かれ、柳田国男が「臥薪嘗胆」という題下で排日問題に関する講演を行う<sup>六八</sup>。

そして、排日移民法の施行日である七月一日には、衆議院で「米国新移民法ニ関スル件」という決議が全会一致で可決されたほか<sup>六七</sup>、東京の増上寺などで大規模な対米集会が開かれた<sup>六八</sup>。また、同日にはアメリカ大使館焼け跡に一人の男性が侵入、敷地内に掲揚されていたアメリカ国旗を盗んで逃走する事件も発生している<sup>六九</sup>。

如上の対米運動の盛りあがりに対して、政府当局はそれを抑制する方針をとった。たとえば、警視總監太田政弘は六月一四日に「対米問題に関する取締方針」を発表し、「苟くも事に当つては須らく其の手段方法を択ぶを要し軽拳を慎み妄動をさげざるべからず」として過激な運動を取り締まることを明らかにした<sup>七〇</sup>。また、同月一八日には、内務次官から各地方長官に対して次のような対米運動の取り締まり方針が通牒されたのであった。

対米問題に関しては曩に警保局長より再度通牒の次第も有之警戒取締上万遺算なきを期せられ居候義と被存候処其の後東京市内に於ける憤死事件、帝国ホテルの舞踏会闖入事件横浜に於ける米国領事に対する面会強要事件等面白からざる事態の頻発を見たるは寔に遺憾のことにして今後尚軽拳妄動し又は甚だしく不穩なる行動を為す者あるに於ては啻に外交關係を不利に導くの虞あるのみならず延ては国威の進展にも至大の影響を及ぼすことなきを保し難く思料せられ候に就ては此の際本問題に対する各般の情勢に一層御留意相成憤激の余事を誤る挙措に出づるものなき様十分なる警戒取締を為すと共に其の言動法規に違背するものに対しては諸般の事情を参酌して嚴重処断するの方針に出でらるゝは勿論各種の機会に於て軽拳を慎み妄動を避け累を国家国民に及ぼすことなく飽く迄大国民的態度を持するの必要なる所以を説示する等一層御配慮煩度<sup>七一</sup>

この通牒の興味深い点は、(一)「東京市内に於ける憤死事件」すなわち五月三十一日の米国大使館近くでの割腹自殺事件以前から、政府(警保局長)が各地方長官に対して対米運動に対する警戒取り締まりを通牒していたこと、(二)対米運動の激化が外交問題となるばかりでなく、「国威の進展」にまで悪影響を及ぼすことが危惧されていることである。

事実、帝国ホテルへの「壮士」侵入事件は欧米でも大々的に報じられたらしく、ロンド

ンの多くの新聞は「センセイシヨナルな標題を掲げて帝国ホテル舞踏会の壮士闖入事件を報じ」、またサンフランシスコでも「帝国ホテル事件当地に伝はるや各排日新聞は号外を出して東京在留米人は危害を加へられ警察も見て見ぬ振をしたと大きな標題の下に長大な記事を掲げた」という<sup>七三〇</sup>。このような事態はまさに日本政府がかねてから危惧していたものであり、欧米の耳目をひくような過激な対米運動の再発は日本の国家的体面をも傷つける恐れがあった。そのため、政府としてはこれ以上の「輕挙妄動」を絶対に阻止しなければならなかったのである<sup>七三一</sup>。

### 三・二、「反米感情」の内実

前述した様々な団体による対米運動は、それだけ日本社会において「反米感情」が広がっていたことを示しているように思われる。しかし、実状はそのように単純なものではなく、当時の日本人がアメリカに抱く感情は非常に複雑であった。その微妙なあり方の実態を、先に述べた米国映画排斥の動きを子細にみることで明らかにしたい。

東京の映画館関係者らが米国製映画の排斥を決定した経緯は、次のようなものであったという。

近頃東京市内百数十の活動常設館へ米国製作フィルムの上映される時反感を示すものがぼつ／＼出るやうになつた

楽屋の方へも何処からともなく脅迫状やら決議書様のものが舞込み始めた、活動館営業者の間ではもうずつと前から此氣運を案じて何等かの対局的方法を講じやうと研究中であつたが、遂に八日……〔東京の映画館関係者らが〕集合して対時局協議会を開き、午後六時半まで熱心協議を遂げた結果

- 一、米国映画を買入れ又は借入せざる事一、米国映画を一切上映させ<sup>マ</sup>る〔せざる〕
- 事一、右二項を來る七月一日より実行する事

等の決議を行ひ、其実行を期す為に委員を選び全国的に宣伝することゝなつて散会した……<sup>七四</sup>

つまり、彼ら自身の自発的な動きもさることながら、「脅迫状」・「決議書」という形によつて示された米国映画に対する「反感」もまた、映画館関係者らを米国映画排斥へと動かしたのである。事実、引用文中にある会合の前日（七日）には、右翼団体の大行社——同

日夜、帝国ホテルで剣舞を行った団体——の社員ら一〇名が松竹や日活の会社に赴いて支配人と面会、米国映画の上映禁止を勧告しており<sup>(七五)</sup>、映画館関係者らの排米気運に対する危機感が決して杞憂ではなかったことを物語っている。

しかし、東京の映画館関係者らが運動の全国への波及を望んでいたにもかかわらず、米国画映排斥の動きは限定的な範囲にしか広がらなかった。たとえば、関西では映画館関係者らが六月一〇日に会合を開いたが、「米国画映会社に対し各社共数万円の保証金を納めて居る関係もあり「米国画映排斥」断行に至らず再度の協議となつた」<sup>(七六)</sup>。その後、同月一四日に京都で改めて会合が開かれたが、そこでは「関西に於ては未だ米国画映に対する反対の機運が漲つて居ると認むべき事実も少く今日早速之「排斥」を執行するのは早計に失する」という意見が出され、結局は当分排斥決議を見合わせ、米国画映に対する反感が強くなったならば再度考え直したうえで排斥を執行するという事に落ち着いた<sup>(七七)</sup>。

また、同月二四日には警視庁の保安部長が松竹・日活の重役を呼び寄せ、排斥決議の撤回を諭すこともあつた(日活は当日不参加)<sup>(七八)</sup>。このとき、保安部長は松竹などが決議に至つた経緯に理解を示しつつも、「何も、米国画映で行つてゆきたいと言ふ他の小会社まで、勧誘したり圧迫したりする必要はないか」と「忠言」したらしい<sup>(七九)</sup>。しかし、これに対して両会社は地方からも米国画映の返却があることを挙げ、決議の撤回をせず米国画映を「欧洲物」に変えていく意向を語っている<sup>(八〇)</sup>。

このように、関西側の不参加や当局からの「忠言」を受けても、東京の映画館関係者らは決議の撤回を行わなかつた。しかし、「都下六十有余の常設館中右決議「米国画映排斥決議」に参加しなかつた各館では依然米国物が中心勢力をなし観衆よりの受け方も相変らずの状態である」ことがわかると、やはり決議参加者の間では相当な葛藤があつたようで、決議の実行については決行日直前の六月三〇日まで議論された<sup>(八一)</sup>(決議は実行に決定<sup>(八二)</sup>)。

そして、いざ七月一日を迎えてみると、東京では次のような現象がみられたのである。

一日はいよ／＼決議によつて米国画映禁止実行の第一日なので浅草公園では日本館を除く外各館とも米国画映の代りに欧洲ものを日本劇フィルムの間にあしらつて観客に備へたが朔日と云ふのに頗る人出は閑散、只日本館のみは正午頃から満員大入で押すな／＼の騒ぎ、割引時も場内が殆ど鮪詰めの有様だつたので入ることが出来ないやうな盛況を呈し昨一日中に五千数百人の観客があり、二千四五百円からの金が上つた、

が反対に米国ものを禁止した各館では一館も満員になつたものがなかつたと云ふ皮肉な現象を呈した<sup>(八三)</sup>

このような状況では、決議参加者らが米国映画の排斥を続ける理由はなく、彼らは七月一日に会合を開き、決議の撤回と米国映画の上映再開を決定したのであつた<sup>(八四)</sup>。

如上の米国映画排斥をめぐる一連の動きは、東京の映画館関係者らが一部の過激な意見に踊らされた結果とみることもできる。しかし、七月一日の東京では大規模な対米集会が行われていたその裏で、米国映画を観るために映画館に人々が殺到していたという事実は、当時の日本人が抱いた「反米感情」の複雑さを象徴する出来事であるといえよう。

以上、全国的な対米運動の動向や政府の対応、人々の「反米感情」の複雑さについて述べてきた。次に、いよいよ排日移民法に対する熊本海外協会の活動や熊本における対米運動全般についての分析に移っていききたい。

#### 第四節 熊本海外協会の対米運動

##### 四・一、対米同志会の結成

一九二四年四月中旬に二つの排日移民法案がアメリカ議會を通過すると、全国の海外協会の連合組織である海外協会中央会（以下、中央会と略す）は、四月一八日に東京の本部で總會を開いて移民問題に対する抗議を決議し<sup>(八五)</sup>、さらに翌一九日には中央会理事永田稠が外相を訪問して、在米同胞の軽率妄動を戒めるとともに、メキシコや南米方面に発展の道を講ずるよう指導することなどを求めた陳情書を提出した<sup>(八六)</sup>。また、同時に「北米に移民を送つて居る熊本、広口〔島〕、岡山、和歌山、滋賀等の各府県よりの出席者は何れも今明日中に帰県近く各府県に於て支部大会を開き大いに氣勢を挙ぐる筈」<sup>(八七)</sup>とも報じられており、中央会を媒介として日本各地の海外協会が同時多発的に運動を行うことが計画されていた。このときの中央会の總會に出席した熊本海外協会の代表者は阿部野利恭と緒方二三であつたが、彼らの帰熊後から熊本県における対米運動が本格化するの、如上の経緯が背景にあつたことであつた。

阿部野・緒方の二人が帰熊したあと、同月二六日に熊本海外協会の理事会が開催されたが、そこでは「移民法案問題につき国論喚起の必要上各地呼応して起つべしとなし来五月三日を期し各方面各団体と共に移民大会を開くのを以て夫々交渉すること」<sup>(八八)</sup>が決

定された。当時の熊本県では、すでに同月二四日に熊本仏教護国団が移民問題について協議のうえ、東京のアメリカ大使宛に長文の電報を送付していたが<sup>(八九)</sup>、熊本海外協会はそれから雑多な対米運動をまとめる核の一つとしての役目をはたしたのであった<sup>(九〇)</sup>。

対米運動に関する「各方面各団体」との協議会は、二八日に熊本商業会議所において開かれた<sup>(九一)</sup>。出席者としては商業会議所から紫藤章・元山敦、大熊本青壮年会から井芹経平・松村辰喜、熊本海外協会から緒方二三、仏教護国団から光山百川・合志法嚴ほか二名、キリスト教団体から福田令寿・藤井繁雄、神職会から竹下真美、熊本市役所から佐々木乙、県庁から杉本栄男、第五高等学校から溝淵進馬、そのほか長野友博の名前が挙げられている<sup>(九二)</sup>。この協議会では、対米運動を行うための連合組織として「対米同志会」の結成が決定されたほか<sup>(九三)</sup>、右の事項が申し合わされ、さらに対米同志会の会則や各委員が議決された<sup>(九四)</sup>。

一、五月三日午後七時市公会堂に於て排日問題に關し県民大会を開催し決議宣告等起草の件

- 二、米国大統領及び米国民（新聞を通じ）並に駐日米国大使に対し反省喚起打電の件
- 三、県下郡市要部の地に適宜演説会を開催し徹底的に輿論喚起に努むること
- 四、本問題に關し中央の諸団体に要望し亜細亞諸民族に移檄せしむる件
- 五、右実行に要する經費調達及実行委員選定の件

なお、この会合で熊本海外協会の緒方二三が排日移民法に対して次のような認識を示している。

……要するに排日法案の結果は極めて輕微であり即ち從來既に土地所有權、借地權等を奪はれてゐるから同法案実施の結果は今後再渡航や親や妻子を呼寄せることが不能となつた位のものに過ぎないが唯我が国が人種的劣等國視され、差別的待遇を受けたことは國辱問題として我面目上洵に容易ならぬ事であるから政府もこの点に就ては大に考慮してゐるが併し政府のみに依頼するを容さず自ら米國の反省を求むべく既に和歌山、神戸、大阪広島等では大会を開いたので最も移民問題と關係深き熊本県では是非本問題に關し対策を講ずる必要あると思ふ<sup>(九五)</sup>

在米県人と最も関係が深いはずの熊本海外協会の役員である緒方が、「排日法案の結果は極めて軽微」と発言しているのは大変興味深い。緒方としては、遠く離れたアメリカにいる移民の境遇よりも、日本が「人種的劣等国視され、差別的待遇を受けた」という「国辱」を晴らすことの方が問題であったのである。この緒方の発言はあるいは排日移民法に対する冷静な分析であったかもしれないが、排日運動に直接対峙していた移民らの認識・危機感とのあいだの隔たりがあったことは間違いないであろう。

#### 四・二、対米県民大会開催とその後の活動

前述の協議会での決定通り、五月三日に対米同志会が主催する対米県民大会が熊本市公会堂において開催された。当日には雨天にもかかわらず約二〇〇〇名の県民が集まり、「会場は立錐の余地も無き有様で全く人を以て埋め」ていたと報じられている<sup>九六</sup>。大会では会則の議定や役員選挙が行われたほか、次の決議と宣言が可決された<sup>九七</sup>。そしてその後、和田喜伝・宇野政行・光山百川・井芹経平・松村辰喜・富田義将・望月義庵・八淵蟠龍・高田次郎が演壇に立つて講演を行った<sup>九八</sup>。

#### 宣言

米国議會を通過したる排日法案は米国に於ける邦人の生活を禁止し東西の文明を遮断せんとするものにして正義人道に背反し國際信義を無視せる暴挙と謂はざる可らず。夫れ自由平等は米國建國の精神にして人類共榮は米國の高唱する標語なり、歐洲大戰後に於ける國際連盟、華府會議に於ける軍備制限は皆是れ米國の主唱せる所、而して我日本帝國は是等米國の提議に対し公正無私の見地より常に世界の平和に忠実なるは米國識者階級の夙に諒知する処なり、宜なる哉米國の有力なる代表的言論機關が一番に起つて排日法案の非理不当を鳴らし公正なる輿論の喚起に努め、米國大統領をして該法案拒否の挙に出でしめんとしつゝある事や、我等日本國民は此際全米國民の公徳に訴へ日米兩國の間に横はる禍根を根本的に芟除し東西兩球の人類結合をして益々鞏固ならしめん事を熟望せざるを得ず、

茲に熊本百五十萬の県民は正義と人道の名により全米國民の良心に懇へ米國議會の反省を促し該法案の廢棄せされん事を期待す。

#### 決議

米国議会在正義人道に背反せる移民法案を可決したるは日本国民の深く遺憾とする所なり、吾人は米国建国の精神を基調とせる公正なる米国輿論の力により日米両国の伝統的友誼を確保する為該法案を廃棄せられん事を望む<sup>九九</sup>。

なお、先行研究も認めているように<sup>一〇〇</sup>、このとき採択された宣言・決議は比較的穏当なもので、宣言が「全米国民の良心」と「米国議会の反省」に「法案の廃棄」を「期待」するとしていることからそれは明らかである。実際のところ、自国に入国する移民の数を制限・管理することはアメリカの主権に属することであつて、排日移民法にあまりにも強硬に反発すると逆にアメリカ側から内政干渉との誹りを受ける可能性があつた。また、日米両国の国力差を考慮した場合、軍事力などを背景とした威圧を選択することもできず、結局は宣言にあるように法案廃止を「期待」する以外の方策はなかつたのである。

その後、『九州新聞』には大会で決定された対米同志会の会則と役員が掲載されたが、それによれば会長に紫藤章、幹事には長野友博・松村辰喜・福田令寿・阿部野利恭・光山百川・元山敦が就任したという<sup>一〇一</sup>。また、熊本県庁、熊本市役所、熊本海外協会、熊本商業会議所、大熊本青壮年連合会、神職会、仏教護国団、基督教組合、各政党支部、九州日日新聞社、九州新聞社、熊本日々新聞社、大阪朝日新聞社通信部、大阪毎日新聞社通信部、熊本県実業団体連合会から一名ずつ委員を選出すると伝えられており<sup>一〇二</sup>、行政当局や政財界、宗教界、ジャーナリズム界の諸団体を巻き込んだ、まさに挙県一致的な運動組織の結成が目指されたことがわかる。

対米県民大会の開催後、対米同志会の関係者は県内各地に出張して講演を行った。それをまとめたものが〈表一〉である。これを見ると、県民大会以後、対米同志会が矢継ぎ早に各地の講演会に講師を派遣していることがわかる。あくまでも新聞報道によるものではないが、各集会に集まった人々の多さなどを考慮すると、対米同志会の活動は熊本における排日移民法反対世論の形成と対米運動の盛りあがりにより一定の影響を与えたと考えられる。また、対米同志会関係者のなかでは、光川百川や望月義庵といった仏教護国団関係者がとくに積極的に活動していることがわかる。講演会場に寺院が多いこともその関係だろうか。一方、熊本海外協会関係者が講師として参加した回数は少なく、同会が対米同志会結成までにみせた積極性を考えると少々意外である<sup>一〇三</sup>。

以上のように、県民大会以後精力的に活動した対米同志会であつたが、興味深いことにこれら講演会のあと対米同志会の活動はほとんど見られなくなる。〈表一〉の講演会以外の



対米同志会の活動としては、管見のところ、六月九日にアメリカに再渡航する移民輸送用の臨時船を出すよう電報で外相に求めたことと<sup>(二〇四)</sup>、七月一五日に開かれた西本願寺派熊本教区主催の対米演説会を後援したこと<sup>(二〇五)</sup>の二つが確認できるぐらいである。六月九日の協議会で、対米同志会は「今後尚国民精神作興の為に各地に演説会を催すべく申し合せ」るとともに、阿蘇郡宮地町などで講演会を催す予定と報じられているから<sup>(二〇六)</sup>、この時点までは同会はその後も活動を行う予定であったらしい。しかし、これら予定された講演会の開催はこれまでのところ確認できず、対米同志会は活動停止状態となってしまうのであった。そして、そのことは当時の人々も認識していたようで、「対米同志会健在なりや」<sup>(二〇七)</sup>と題する市民からの投書が新聞に掲載されるほどであった。

〈表 1〉 対米同志会関係者が参加した講演会一覧

開催日	会場	主催	講演者（対米同志会関係者のみ）	聴衆の数
4 日	熊本市外砂取町国分寺	出水村青年および有志	松村辰喜（大熊本青壮年会）・望月義庵（熊本 仏教護国団）・光山百川（軍隊布教師）	300 余名
5 日	玉名郡石貫村広福寺	青年在郷軍人有志	和田喜伝（熊本海外協会）・松村・光川・望月	500 余名
	玉名郡高瀬町大覚寺	-	光山・望月	600 余名（500 余名）
	熊本市新町正妙寺	新町青壮年・在郷軍人	和田・松村	500 余名
6 日	熊本市細工町西光寺	古町青壮年・在郷軍人	光山・松村・和田	1000 余名
	熊本市仲間町泰巖〈岸〉寺	高田原在郷軍人・青壮年	望月・〈和田〉・〈松村〉	500 余名
7 日	上益城郡御船町益城館	仏教護国団・海外協会	望月・八淵蟠龍	500 余名
	球磨郡人吉町公会堂	人吉町仏教連合会・地方有志	光山・和田・松村	-
13 日	鹿本郡山鹿町公会堂	山鹿町青年先駆連盟	光山・望月	1300 余名（千数百名）
19 日	鹿本郡来民町城北座	来民町弁論会	光山・望月	600 余名（数百名）

注) 県内各地で開催された対米講演会のうち、それに関する新聞記事に「対米同志会」の語句が確認できるものを抽出した。なお、対米同志会の関係者についてははっきりしていない部分もあるが、ひとまず5月3日の対米県民大会で講演したものを関係者とみなした。本表作成にあたっては、『九州日日新聞』1924年5月2日・6日付・7日付・8日付・9日付・16日付・21日付および『九州新聞』同月2日付・4日付・7日付・8日付・9日付・10日付・16日付・22日付に掲載された記事を参照した。また、両新聞の記載に相違があった場合は〈 〉を付けて併記した。なお、「-」は史料に記載がなかったことを意味する。

#### 四・三、熊本における対米運動の全般的な状況

なぜ、対米同志会は活動停止に陥ってしまったのだろうか。その理由を考察するためにも、ここで目を転じて当時の熊本における対米運動の全般的な状況についてまとめたい。

まず、反米（反排日移民法）的な感情が熊本の社会に広がっていたことを示す現象は、前述した対米同志会の活動のほかにも多く認めることができる。たとえば、五月三十一日から六月一日にかけて開催された「県下小学校女教員大会」では、大会第二日目に排日移民法案可決とそれに大統領が署名したことに對して「人類共存の義により国際信義の名に於て米国民が速かに反省し人種による差別待遇を撤廃せんことを米国大統領を通じて全米国民に勧告しては如何」という緊急動議が「満場破るるばかりの拍手を以て」迎えられ、総起立によつて可決された<sup>(一〇八)</sup>。同大会が本来移民とは何ら関係のないはずの学校教員たちの会合であつたこと、また排日移民法に反対する決議が熱狂的に歓迎されたことなどは、排日問題に對していかに多くの人々が強い関心を抱いていたかを物語っている。

そのほか、県内各地で「対米演説会」が開かれ<sup>(一〇九)</sup>、新聞には「国際友誼を裏切つた米人」<sup>(一一〇)</sup>や「加州の排日熱／日本人斬棄御免」<sup>(一一一)</sup>と題したアメリカの排日気運に関する社説のほか、同問題に對する読者からの投稿<sup>(一一二)</sup>などが掲載された。また、全国神職会が「七月一日を期して全国各神社に於て一斉国威宣揚の祈願祭を執行すべく決議した」ことを受けて、六月二六日には「菊池郡北部神職会」が会合を開き、「十一日午前第十一時菊池神社に於て北部神職連合を以て国威宣揚祈願祭を執行すること」を決定した<sup>(一一三)</sup>。これらの出来事は、反米感情が熊本の社会にある程度広がっていた証左であるといえるだろう。

しかしその一方で、社会に広がった如上の動きに反対する意見も確かに存在していた。たとえば、六月一四日には玉名郡高瀬町で在郷軍人分会が「日米關係に就き臨時總會」を開催したが、そこで可決された決議は「吾等在郷軍人は目下の日米問題に對し最も慎重の態度を執り勅語の御趣旨を奉体し国運の充実に努め対米問題の公正なる解決を望む」という穏当なものであつた<sup>(一一四)</sup>。

また、前にふれた東京の米国映画排斥の動きを受けて、当然熊本でも映画館の去就が話題となつたが<sup>(一一五)</sup>、この問題に關して新聞紙の取材を受けた熊本の映画館「朝日館」相談役の大塚勇次郎は、「米国の排日問題に對してはお互に痛憤に堪えない処であるが其の痛憤あるが為めに直に米映画の排斥の挙に出づるが如きは早計に失しはしないか」と述べて米国映画排斥に反対した<sup>(一一六)</sup>。たしかに映画排斥によつて「一時的の快哉は呼ばれようが決して日本国家を永遠の安きに導く策ではない」。「事は一国内の問題でなく寔に機微な国

際問題にふれてゐるので極めて慎重に考究を要する」。大塚はこのように述べて、日本の米貨排斥がアメリカにおける日貨排斥につながる可能性などを指摘したあとで、次のように述べている。

敢て我々は戦ひが恐ろしいといふのではない、然し勝つのが最後の目的である、我等は其のために苦しみ続けて居るではないか、コ、五六年は何うでも隠忍自重して内政の充実を図り時を待つこと最も緊要なる事と思ふ十分内政が充実し政府当局の外交方針によつてポイコットが起きた場合我等は卒先して米貨も排斥しようし米映画も禁止しよう、政府の外交方針もきはめてないで漫然と米映画を排斥するが如きは互に相戒めねばならぬ事と固く信ずる、日本国内の津々浦々朝鮮に亘り一ケ年間の米国映画物の輸入は僅に三百何万円かで之を日本の生糸輸出などに比ぶれば九牛の一毛に過ぎない、之だけでも何と馬鹿々々しい事ではないか

大塚にいわせれば、米国映画排斥などは結局のところ「パフォーマンス」の域を出るものではなく、実効性がないばかりか日米関係に負の影響を与えかねないものであった。このように、——おそらく自身もアメリカの行いに屈辱感を覚えながらも——多角的な視点を失わず冷静な意見をもつ者もいたのである。

また、新聞読者の投稿のなかにも、

◇東京の活動写真館では七月一日から米国映画は一切上映せぬことを決議したそうだ。気の早い江戸兎相手の商賈だから尤もの話だらう。

◇追々熊本辺にも波及して来るだらうが、一種の示威運動として価値があるかも知れんが、あんまり利き過ぎたらどんなものか。

◇実際米国に生絲非買をやられたら困るぢやないか。その時になつてそうおこらんで生絲だけは買つて下さいと哀願された義理でもあるまい。

◇どうせ対米問題は単なる国民的示威運動位で解決さるゝやうなそんな生やさしい問題ではない。国民が真に自覚し国民の力を増進するの外はないのだから(一七)。

という慎重な意見があつたし、——これは、排日移民法が実施された七月一日以降の投書であるが——「何故に横暴なる且リンチの如き蛮行が行はれる所に、臨時船迄仕立て渡航

者を送られるか、日本の制度や組織に改善を要する点なきか、「各国共国家固有主権の当然の作用として、自国版図内に来る所の移民の制限及取締の自由であり……〔アメリカは〕同化せざる移民は人種の如何を問はず排斥して居ります」、「日本人は他の何れの国人よりも、一時の出稼の根性が濃厚で、米国出生の純然たる米人であるべき者に迄、日本政府は二重国籍を強要します」などと述べて<sup>(二一八)</sup>、人々の反米感情に冷や水を浴びせるようなものも存在した。

このように相反する立場の人々が存在した熊本であったが、七月一日が近付くと多少緊迫した空気が漂い始め、六月下旬には熊本市内のキリスト教教会に対して、「東京隣人会」なる組織から「米国よりの経済的援助を即刻謝絶されたし尚貴教会関係に米国の宣教師あらば之に対しては速かに帰化すべき様勧告し若し応ぜざれば帰国を迫られたし」という内容の「脅迫状」が舞込んだと報じられている<sup>(二一九)</sup>。そして、このような事態を重くみた県当局は、来る七月一日に熊本在住のアメリカ人に対する暴行事件などが発生することを警戒して、取り締まりを厳重にするよう各警察署長に対して通牒を出したのであった<sup>(二二〇)</sup>。

如上の警戒態勢で七月一日を迎えた熊本であったが、当局の心配をよそにその様子は概して平穏であったといつてよい<sup>(二二一)</sup>。当時の新聞を確認しても、熊本市内の加藤神社や藤崎宮が「国威宣揚祈願奉告祭」や「在米同邦〔胞〕<sup>マイ</sup>祈願祭」を行ったほか<sup>(二二二)</sup>、小規模な対米集会の開催が伝えられている程度で<sup>(二二三)</sup>、同日に東京で行われたような、または対米同志会が五月に行った県民大会のような大規模な集会は開かれていない。そして、その後も散発的な対米集会の開催<sup>(二二四)</sup>は確認できるが大がかりなものは開かれず、新聞に関連記事が掲載される頻度も徐々に少なくなっていくのであった。

#### 四・四、対米運動の不振とその原因

以上のことからわかるように、熊本における対米運動は四月末から五月までの間、すなわち対米同志会が活動していた時期に一番の盛りあがりを見せた。しかし、それ以後は小規模な集会があったことなどを除けば概して平穏であり、これらことから熊本における対米運動は全体的に不振であったといえるだろう。では、熊本における対米運動がそのような展開をみせた理由は何なのであるうか。

その理由はいろいろと推察されるが、第一に政府および県当局が対米運動を抑制する方針をとったことが考えられる。政府当局が、遅くとも五月末以前から対米運動取り締まりの通牒を出していたことはすでに述べた通りである。また、前述した在熊アメリカ人の安

全のために県当局から通牒が出されたことを伝える新聞記事には、「高潮した対米感情が爆発して容易ならざる事件を惹起してはならぬと予て県当局では軽挙盲動を戒めて居た」(二三)とあることから、県当局もある時期から対米運動を抑制するために動いていたとみて間違いないだろう(二六)。おそらくは如上の当局の態度が、対米同志会が活動を停止した最も大きな要因だったのではなからうか。また、各種団体をまとめた全県的な組織である対米同志会は熊本における対米運動を主導しえた存在であったが、そのような有力な団体の活動が鈍ったことが、熊本の対米運動全体が不振に終わった一因であったと考えられる。

さらに、当時の人々のアメリカに対する微妙な心理も考慮に入れなければならない。排日移民法の制定が当時の日本人に衝撃を与え、彼らのなかにアメリカに対する反感を芽生えさせたことは事実だろう。とはいえ、アメリカでの排日運動が日本に住む人々に「実害」を与える可能性は、家族に在米移民がない限りほとんどなく、その反感の源はまさに「我が国が人種的劣等国視され、差別的待遇を受けた」という点にあったと考えられる。くわえて、日米の国力差や外交的利害を理由に軽率な行動を戒める冷静な意見も根強く存在しており、かつ同じ理由から反対運動の内容もアメリカ国民あるいは議会の同情を喚起して排日移民法の廃止を要請するという穏健な――あるいは微温的な――ものにならざるを得なかったことを考慮すれば、多くの人の反米感情が日々の生活のなかで次第に忘れ去られていったであろうことは容易に想像できるのである。

いまだ不明な部分も多いが、おそらくこれらの事情が相互に関係して、対米同志会の、ひいては熊本の対米運動は不振に終わったのであろう。

### 小括

以上、本章では排日移民法制定に対して熊本海外協会が行った活動を主に分析したが、その内容をまとめるならば次のようになる。

#### (二) 熊本海外協会と在米県人との関係

明治後期から大正初期にかけて、アメリカ合衆国における排日運動の高揚に危機感を抱いた在米県人は故郷との連絡を求め、その結果設立された組織が熊本海外協会であった。排日移民法制定に向けて同国の排日運動が高揚していく大正後期においても、在米県人は排日反対運動への協力や青年の米国視察計画、日系二世の寄宿舎計画などにより郷土との

関係を一層深化させようとしたが、同協会はその要請に積極的に協力・対応した。また、排日移民法案がいよいよ制定されそうになったときには、熊本海外協会は大規模な対米運動を組織すべく活発に行動し、全県的な運動組織である対米同志会の結成に大きな役割をはたしたのである。これらの点において、同協会は在米県人の利益のために行動しており、彼らの期待に応えていたといえるだろう。

しかしその一方で、排日移民法に対する両者の認識には大きな隔たりが存在したこともまた事実である。在米県人らは高揚する排日運動とその帰結である排日移民法制定に大きな脅威を感じていたであろうが、熊本海外協会にもその危機感が共有されたかは怪しいところである。同会理事の緒方の「排日法案の結果は極めて軽微」だが、「唯我が国が人種的劣等国視され、差別的待遇を受けたことは国辱問題として我面目上海に容易ならぬ事」という発言は、同会と在米県人との間に存在した深い溝を象徴するものであったといえよう。

## (二) 熊本海外協会と対米運動との関係

排日移民法制定前後には日本全国で対米運動が盛んに展開されたが、熊本でも熊本海外協会が大規模な運動をおこなすことを計画して諸団体に連合を呼びかけた。この動きは海外協会中央会を媒介にして各府県の海外協会の運動と連動しており、その意味で全国的な動向と密接に関連したものであった。熊本海外協会が核の一つとなって結成された対米同志会は、地域の政財界・宗教界・ジャーナリズム界の諸団体のみならず行政当局をも巻き込む全県的なもので、大規模な対米県民大会を開催したほか、県内各地に講師を派遣して世論の喚起に努めた。如上の対米同志会の活動は、熊本における対米運動を盛り上げるために一定の役割をはたしたと考えられるが、同会結成の際に中心的役割を果たした熊本海外協会についても同じことがいえるだろう。

対米同志会はその構成団体の多様さや活動の活発さからみて、熊本の対米運動を牽引しうる存在であり、もしこのような団体が活発な運動を継続していたならば、熊本における対米運動の成り行きも大きく変わっていた可能性がある。しかし、おそらくは当局の運動取り締まりを受けて対米同志会は活動を停止し、そのことが熊本での対米運動の不振の一因となったと考えられる。もともと、県当局は全ての対米運動を取り締まったわけではない。対米同志会が活動停止となったあとも小規模な対米集会は県内各地で散発しており、なかには海外協会関係者が講師を務めたものさえ存在したのである<sup>二七〇</sup>。これらの事実から、たとえば県当局による取り締まりがあったとしても、その対象は対米同志会のような規

模の大きな組織や、同会が主催した県民大会のような大規模な集會に重点が置かれたと考えられる。

故郷と移民とをつなぐ架け橋として期待されていた熊本海外協会であるが、当該期における同会の活動はおおむねその期待に応えるものであったといえよう。排日移民法制定前の諸活動は移民らに協力的なものであったし、対米運動の展開も——その意図はどうあれ——移民たちを応援するものであった。当該期の大規模な県民大会の開催などは、前章でみた第一次排日土地法制定に対する熊本の地域社会の反応とは対照的であったが、それは排日移民法制定の衝撃の大きさもさることながら、やはり社会の世論を喚起して対米運動に導いていくような熊本海外協会の活動があつてこそのものであった。

しかしその一方で、移民と故郷との隔たりは解消されなかった。故郷の世論はどうしても日本人が人種差別をされたという「国辱」を問題とする傾向が強く、移民たちに対する同情の声は後景に退きがちであつた<sup>(二二)</sup>。そして、本来その隔たりを埋めるべき熊本海外協会さえも、同様の認識だったのである。移民と故郷との間には依然として埋めがたき溝が存在していた。

熊本海外協会は、如上の認識を有していたため、排日問題に対しては冷静な——あるいは冷淡な——姿勢でのぞんでいたようである。そのため、当局の取り締まりなどもあり、彼ら是对米運動からは早々に手を引き、かわって次章でみるような新たな移民策の模索へと力を注ぎ始めるのであつた。

### 〈註釈〉

(一) 「排日移民法」という呼称については、あまりにも“自国史”的なものであるという批判があり、たとえば、貴堂嘉之氏は「一九二四年移民法を「排日移民法」と呼び、その成立原因を外交交渉の失策に求めてきた研究史に、日系移民史を一貫して日本の「ナショナル・ヒストリー」の一部としてのみ扱う解釈の狭隘さ、歪みを感じざるをえない」（貴堂嘉之『移民国家アメリカの歴史』岩波新書、二〇一八年、一五九頁）と述べている。

(二) なお、本章と同じように地域と排日移民法との関係を論じた研究としては、三輪公忠「一九二四年排日移民法の成立と米貨ポイコット——神戸市の場合を中心として——」



(細谷千博編『太平洋・アジア圏の国際経済紛争史』東京大学出版会、一九八三年)、兒玉正昭「アメリカ一九二四年移民法の成立に対する移民界の動向——熊本県を中心に——」『日米危機の起源と排日移民法』(論創社、一九九七年)、佐々博雄「海外協会と地域社会——大正期における熊本海外協会を中心として——」(『国士館史学』第六号、一九九八年)がある。

③ 第一次排日土地法には法的な「抜け穴」があり、たとえば米国の市民権をもつ子供(日系二世)の名義を使って土地を購入する方法で、日本人移民らは農地を維持・拡大していた(蓑原俊洋『アメリカの排日運動と日米関係——「排日移民法」はなぜ成立したか——』朝日新聞出版、二〇一六年、八五頁)。

④ シドニー・ギューリック (Sidney Gulick) は一八六〇年生まれの人で、ダートマス大学やユニオン神学校を経て、一八八八年にキリスト教宣教師として日本に派遣された。来日したギューリックは、まず熊本で伝道しつつ熊本英学校で教鞭をとったあと、愛媛県の松山に居住して伝道したり、同志社大学の教授を務めたりするなど、あわせて二〇年ほどを日本で過ごした。そして、一九一三年に米国に帰国した際に、たまたまカリフォルニアでの排日問題がおこると、ギューリックは排日土地法案の議会通過阻止のために尽力、その後も排日反対運動に従事した(以上、ギューリックの経歴に関しては、シドニー・ギューリック『日本へ寄せる書』(東京日日新聞社・大阪毎日新聞社、一九三九年)一一一・一二五頁掲載を参照)。なお、ギューリックは熊本と縁があったためか、一九二三年三月に来熊して日米親善を説く講演会を開催している(『九州新聞』一九二三年三月二三日付)。

⑤ 前掲蓑原『アメリカの排日運動と日米関係』一二五頁。

⑥ 以上、時代背景の概括にあたっては、外務省編『日本外交文書 対米移民問題経過概要』大正期第二四冊(外務省、一九七二年)、吉田忠雄『排日移民法の軌跡——二一世紀の日米関係の原点——』(経済往来社、一九八三年)、蓑原俊洋『排日移民法と日米関係』(岩波書店、二〇〇二年)および前掲『アメリカの排日運動と日米関係』、貴堂前掲書を参照した。

⑦ 『九州新聞』一九二三年五月一二日付。なお、新聞記事において判読できなかった部分は、岩崎継生編『熊本海外協会史』(東洋語学専門学校、一九四三年)八七頁に掲載されている同じ決議文を参照して補った。その際、両者の語句などに相違があった場合は、同時代性を考慮して新聞記事のものを採用した。

(八) 同前。

(九) 前掲『熊本海外協会史』八七頁。残念ながら、同書はシアトル支部の決議について詳しい内容は伝えていない。しかし、渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第三卷(渋沢栄一伝記資料刊行会、一九六〇年、六〇四・六一三頁)に収められている熊本海外協会シアトル支部など五つの海外協会支部が作成した『北米合衆国に於ける排日の実状』(一九二三年七月)と題する冊子には、一九二三年二月に採択された決議と決議文が掲載されている。その決議文のなかには「我が支部は各協会本部の連合を期し、…(六〇五頁)とあることから、同決議文および決議は当該小冊子を発行した五つの海外協会支部が連合で採択したものであったと考えられるが、あるいは『熊本海外協会史』の述べるシアトル支部の決議とはこれのことを指しているのかもしれない。なお、決議の内容は本文で引用した太平洋沿岸熊本海外協会支部連合協議会のものと同じのもので、日米通商航海条約の改訂を求めるものであった。

(一〇) 一九二三年七月一二日付大山卯次郎在サンフランシスコ総領事発内田康哉外務大臣宛報告『海外移植民団体関係雑件 各地海外協会』(J. 11. 20. J. 11. 11. 2) (外務省外交史料館所蔵) 所収)。引用文中にあるように、海外協会支部は「人情ノ自然ニ出テタルモノ」で相互扶助的な役割が期待されていたが、その一方で政治運動以外にも様々な問題を引き起こしかねない厄介な存在でもあった。たとえば、バンクーバーの日本領事館から送られた海外協会支部に関する報告は、「曾テハ…：熊本海外協会ニ於テ県庁ト或種ノ了解ノ下ニ県人ノ渡航及再渡航ニ際シ便宜ヲ供与スベキ旨ノ印刷物ヲ配布シタルコト」があったことなどを挙げて、次のように述べている。

諸県下ノ海外協会ハ海外各地支部ト或ル連絡ヲ保チ海外存住者ヲシテ会報等ニ依リテ郷里ノ情勢ヲ知ラシメ兼テハ同県人タル支部会員相互ノ親睦協力ヲ促進スルヲ以テ此ノ種団体ノ存置ハ頗ル有益ナルコト、思考ス、然レドモ本官調査中偶然ニ発見セシ所ニ依レバ当地岡山、熊本両海外〔協会〕支部ニ於テハ真偽明白ナラサレドモ各本部ハ所属県庁保安課ト或ル了解アリテ会員ノ再渡航、徴兵等ニ関シテハ事務取扱上或程度ノ便宜ヲ供与シ得ント称シ居レリ右或程度ノ便宜トハ如何ナルモノナリヤ当地ニ於テハ明確ニ知ルコト能ハズト雖モ万一海外協会会員タル故ヲ以テ地方官庁トシテノ取扱ニ精密ナラサル点生シ或ハ不公平ナル取扱ニ陥ルカ如キコトアランカ甚タ望マシカラザルコトナリ(以上、一九二三年五月一〇日付石田申

郎在バンクーバー領事代理発内田康哉宛報告、前掲『海外移植民団体関係雑件 各  
地海外協会』所収。

また、海外協会支部は同じ県人間の対立に利用される場合もあった。すなわち、カリフォルニア州においては一九〇六年に「南加熊本県人会」が創立されたが、その後「一九一六年に熊本海外協会支部が設立せられ、県人会と対立状態を続けたが、県人有志の奔走によつて一九二二年に合同し、「熊本海外協会南加支部」と称し」たのだという（南加州日本人七十年史刊行委員会編『南加州日本人七十年史』南加日系人商業会議所、一九六〇年、四三八頁）。

このように、海外協会支部は実際に様々な問題を引きおこしており、外務当局としてはその動向に注意を要する団体であつたのである。

(二〇) 『九州日日新聞』一九二三年六月一三日付。

(二一) 『九州日日新聞』一九二三年七月一二日付。

(二二) 『九州新聞』一九二三年八月九日付。

(二四) 同前。なお、同年七月の熊本海外協合理事会では「大阪毎日新聞社より本年夏期休暇を利用して県下中学校生徒中より北米見学者二名派遣に付いて金六百円並に南洋派遣生に金四百円合計金一千円の寄贈申込みを受けたる件」（『九州新聞』一九二三年七月一二日付）が報告されているが、このうち当該事業に対する寄付金は、派遣学生に支給される「往復船賃」（合計六〇〇円）にあてられる予定だった可能性がある。大阪毎日新聞社がこのように熊本海外協会の事業に協力的であつたのは、同社社長が熊本県人の本山彦一であつたことによると考えられる。本山は東亜通商協会の顧問であつたが（『東亜通商協会会報』第一輯、一九二五年、七四頁）、同会が熊本海外協会となつたあとも同じく顧問として関わりをもつていた（『熊本海外協会会報』第一巻第一号、一九一八年八月一日、五頁）。

(二五) 『九州新聞』一九二三年一〇月二四日付。

(二六) 同前。

(二七) 『九州新聞』一九二三年十一月二日付。

(二八) 同学園に言及した先行研究としては、物部ひろみ「熊本県における日系二世の留学——熊本海外協会をめぐる教育ネットワークの形成——」吉田亮編『アメリカ日系二世と越境教育——一九三〇年代を主にして——』（不二出版、二〇一二年）がある。

- (一九) 前掲物部論文、一四一頁。
- (二〇) たとえば、『熊本海外協会会報』第一卷第三号(一九一八年一〇月一日)に掲載された「海外協会事業案内」には「海外より送還されたる児童の教育を斡旋」するとある(一六頁)。
- (二一) 前掲物部論文、一三九頁・一四〇頁。
- (二二) たとえば、一九二三年一月の熊本海外協会理事会では、「海外在住者よりの托児所及び俱樂部設置」(『九州新聞』一九二三年一月二日付)が議論されているし、同年一二月の理事会においても「海外在住者の児童教育所設置」(『九州新聞』一九二三年一月一日付録)について協議がなされている。
- (二三) 『九州日日新聞』一九二四年一月二日付。
- (二四) 『九州日日新聞』一九二四年二月九日付。
- (二五) 『九州日日新聞』一九二四年三月二日付。なお、同記事によれば、学園の建物には熊本市長安寺の元仏教会館跡が使用されることとなったという。
- (二六) 『九州日日新聞』一九二四年四月一九日付。
- (二七) 『九州日日新聞』一九二四年五月一六日付。ちなみに、学園主事に就任した藤垣儀一郎は学校教育・社会教育に尽力した人物で、県内の小学校の校長や視学などを歴任、学園主事に就任する前は熊本市の本荘尋常高等小学校の校長を務めていた(以上、藤垣について、前掲『九州日日新聞』一九二四年五月一六日付を参照)。
- (二八) 同前。
- (二九) 『九州日日新聞』一九二四年一月三〇日付。
- (三〇) 同前。
- (三一) 前掲註(二五)と同じ。
- (三二) 前掲註(二九)と同じ。
- (三三) 『熊本海外協会会報』第七卷第一二号、一九二四年二月一日、一頁。(JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:B0110416311100 (第三三画像目)、朝鮮人ニ対スル施政関係雑件/産業施設 第二卷(一・五・三・一五「六」〇〇二)(外務省外交史料館))。なお、この号は京都女子大学に所蔵がないため、今回は外務省外交史料館所蔵のものを使用した。
- (三四) 『熊本海外協会会報』第一〇卷第四号、一九二七年六月二〇日、二頁。
- (三五) 本文に述べた以外の在米県人に関する熊本海外協会の活動としては、在米県人向けの

結婚の斡旋がある。そもそも、熊本海外協会は設立当初から在米県人の結婚に便宜をはかる姿勢をみせており、「海外協会事業案内」には「写真結婚等の人事紹介」を掲げている（前掲『熊本海外協会会報』第一巻第三号、一六頁）。これが一九二四年になるとさらに一歩進み、同会は「海外在留者結婚の便宜を図る為め結婚して米国布哇等に渡航したき志ある婦人を予募り置き求婚者ある場合紹介の労を取る」（『九州日日新聞』一九二四年一月二六日付）という業務を始めたのである。新聞記事によれば、「多数会員の希望を容れて花嫁名簿を備へ付け紹介することになった」（同前）というから、これも故郷とのつながりを求める在外県人の声に応えたものであったといえよう。

（三六）四月上旬の段階ではいまだ情勢に楽観的な雰囲気があり、「米国上院では、排日移民法案は」結局今期の通過を見ず現行法を其儘有効ならしめて置く旨の決議案のみが可決される事となりさうである」（『東京朝日新聞』一九二四年四月四日付）と述べる新聞記事が掲載されるほどであった。

（三七）『東京朝日新聞』一九二四年四月二〇日付朝刊。

（三八）同前。

（三九）『東京朝日新聞』一九二四年四月二一日付朝刊。

（四〇）同前。

（四一）『東京朝日新聞』一九二四年四月二三日付朝刊。

（四二）『東京朝日新聞』一九二四年四月二六日付朝刊。

（四三）『東京朝日新聞』一九二四年四月二七日付朝刊。

（四四）『東京朝日新聞』一九二四年五月一九日付朝刊。

（四五）『東京朝日新聞』一九二四年六月一日付夕刊。

（四六）『東京朝日新聞』一九二四年六月四日付朝刊。

（四七）『東京朝日新聞』一九二四年六月五日付朝刊、六月六日付朝刊および同日付夕刊。

（四八）『東京朝日新聞』一九二四年六月八日付朝刊。

（四九）『東京朝日新聞』一九二四年六月九日朝刊。

（五〇）『東京朝日新聞』一九二四年六月二五日付朝刊。

（五一）『東京朝日新聞』一九二四年四月一九日付朝刊。

（五二）『東京朝日新聞』一九二四年四月二四日付夕刊。

（五三）『東京朝日新聞』一九二四年四月二六日付朝刊。

（五四）『東京朝日新聞』一九二四年四月二八日付朝刊。

- (五五) 同前。
- (五六) 同前。
- (五七) 同前および『東京朝日新聞』同月三〇日付朝刊。
- (五八) 『東京朝日新聞』一九二四年四月二九日付朝刊。
- (五九) 同前。
- (六〇) 前掲『東京朝日新聞』一九二四年四月三〇日付朝刊。なお、広島県編『広島県移住史  
通史編』(広島県、一九九三年)によれば、この県民大会を主催したのは「広島市に本社・  
支社・通信部を置く一一の新聞社・通信社と広島商工組合連合会および広島県海外協会」  
(二六四頁)であったという。
- (六一) 『東京朝日新聞』一九二四年五月二日付朝刊。
- (六二) 『東京朝日新聞』一九二四年五月七日付夕刊。
- (六三) 『東京朝日新聞』一九二四年六月二日付夕刊。
- (六四) 前掲註(四九)と同じ。
- (六五) 『東京朝日新聞』一九二四年六月一六日付朝刊。
- (六六) 『東京朝日新聞』一九二四年六月一九日付朝刊。
- (六七) 『第四十九回帝国議会衆議院公報』第七号、衆議院、一九二四年七月一日、四六頁。
- (六八) 『東京朝日新聞』一九二四年七月二日付夕刊。
- (六九) 『東京朝日新聞』一九二四年七月二日付朝刊。
- (七〇) 『東京朝日新聞』一九二四年六月一五日付夕刊。
- (七一) 前掲註(六六)と同じ。
- (七二) 前掲註(四九)と同じ。
- (七三) なお、このような嚴重な警戒を行ったにもかかわらず、七月一日に米国大使館跡から  
の国旗盗難事件がおこってしまったことは政府にとつては痛恨事であった。この盗難事  
件は、同日の衆議院で政府に対して「米国旗竊取ニ対スル緊急質問」(前掲『第四十九  
回帝国議会衆議院公報』第七号、四六頁)がなされるほど重大視されたもので、熊本の  
地方紙である『九州新聞』も社説で取り上げ「米国政府に排日法の善後策を強要するの  
が、帝国政府の急務とする所であった。今や国旗事件の発生に依り主客の位地を顛倒し  
て、日本はアベコベに米国政府の勘弁を乞はねばならぬ破目にある」(『九州新聞』一九  
二四年七月三日付)と嘆くほどであった。
- (七四) 前掲註(四九)と同じ。ちなみに、米国映画排斥の動きはこの七日の会合以前から存

在しており、『東京朝日新聞』一九二四年六月四日付朝刊には、「活動フィルムを主として取扱つて居るユニバーサル会社及びユナイテッドアーチストズ会社を始め其他二三会社では排日問題に憤慨し数日前各会社重役会合の上これを機会として米国製フィルム  
の輸入阻止に就て協議した」ことを伝える記事がある。

(七五) 前掲註(四八)と同じ。

(七六) 『東京朝日新聞』一九二四年六月一日付朝刊。なお、前述した八日の会合に関する記事では、東京の映画館関係者は一〇日の大阪での会合に代表者を送り、「東京側決議〔米国映画排斥の決議〕の意思を告げ即刻賛同を求める」(前掲『東京朝日新聞』一九二四年六月九日付朝刊)こととなつたと伝えられている。

(七七) 『東京朝日新聞』一九二四年六月一日付朝刊。

(七八) 『東京朝日新聞』一九二四年六月二五日付夕刊。

(七九) 同前。

(八〇) 同前。

(八一) 『東京朝日新聞』一九二四年六月三〇日付朝刊。

(八二) 『東京朝日新聞』一九二四年七月一日付夕刊。

(八三) 前掲註(六九)と同じ。

(八四) 『東京朝日新聞』一九二四年七月二日付朝刊。

(八五) 『九州日日新聞』一九二四年四月二三日付。

(八六) 『九州新聞』一九二四年四月二二日付。

(八七) 前掲註(八五)と同じ。

(八八) 『九州日日新聞』一九二四年四月二七日付。

(八九) 『九州日日新聞』一九二四年四月二六日付。

(九〇) もつとも、前述した熊本仏教護国団も「事件の推移によりては今後各方面と協同し先づ熊本市内にて大会を催すべしと申し合せ」(前掲『九州日日新聞』一九二四年四月二六日付)ており、熊本海外協会以外の団体も同問題に関して他団体と協力する考えをもつていた。

(九一) 『九州新聞』一九二四年四月三〇日付。

(九二) 同前。

(九三) 同前。

(九四) 『九州日日新聞』一九二四年四月三〇日付。なお、同記事によれば、対米同志会の会

則は次の通り。

- 一、本会は対米同志会と称し事務所を熊本商業会議所に置く
- 二、本会は米国に於ける現時の日本移民問題の解決を図るを目的とす
- 三、本会に会長一名、幹事及委員若干名を置き会務の処理に当らしむ
- 四、本会の重要問題は総会に於て其他の会務は幹事及委員会に於て決定実行す
- 五、本会の経費は特志家の寄附金を以て充当す
- 六、本会に顧問若干名を置き重要な会務に参与せしむ

また、同会の経費は一一〇〇円で海外協会・商業会議所・大熊本青壮年会・仏教護国団・実業団体連合会からの出資と個人の寄付によつて賄う予定であつたらしい。

ちなみに、この時点での同会役員については『九州日日新聞』（一九二四年四月三〇日付）と『九州新聞』（同日付）との間で記述に齟齬があり、『九州日日新聞』が決議・宣言・電報起草委員として藤井茂〔繁〕雄・福田令寿・元田敦・緒方二三・光山百川が、幹事として福田・元田・阿部野利恭・松村辰喜・長野友博が、そして準備委員として各団体・各新聞社より一名ずつが選ばれたとする一方で、『九州新聞』は起草委員として上記五名に九州・九州日日・熊日各新聞社の三記者を加え、さらに『九州日日新聞』が幹事として名前を挙げた五名を「県民大会準備委員」としている。

〔九五〕 同前。

〔九六〕 『九州日日新聞』一九二四年五月五日付。なお、同記事では大会に集まった人々の人数を「無慮二千数百名」としているが、『九州新聞』同日付は「約二千名」と報じている。

〔九七〕 前掲『九州新聞』一九二四年五月五日付。

〔九八〕 前掲註（九六）と同じ。

〔九九〕 以上、宣言と決議に関しては、前掲『九州新聞』一九二四年五月五日付掲載の記事を参照。なお、『九州日日新聞』同日付掲載の記事にも同様の文章が載せられているが、『九州新聞』のものとの間には字句などに細かい差異がある。どちらがより正確なのかは不明だが、ひとまず本稿では『九州新聞』のものに依拠することとした。

（一〇〇） 前掲佐々論文、六〇頁。

（一〇一） 『九州新聞』一九二四年五月九日付。ちなみに、同記事に掲載された対米同志会の会則は、本章註（九四）に引用したものと多少の字句の相違はあるが、ほとんど同一のも



のである。

(一〇二) 同前。

(一〇三) なお、佐々博雄氏は当時の熊本海外協会が「対米同志県民大会後の過激化していく全国的排米行動の中では比較的静観の立場をとっていた」(前掲佐々論文、六〇頁)として、その理由に(一)「日本国内における過激な排米活動が、アメリカ国内における排日感情を却って高め、在米移民にとっては逆効果になり、熊本海外協会としても在米支部支援の立場からは、静観せざるを得なかった」こと、(二)同年五月一〇日には衆議院議員総選挙が行われたが、「この政争と加藤内閣における内務大臣の排米取り締まり等が協会の政治的活動を制約した」こと、(三)最大の理由として、熊本海外協会が一九二三年に内務省社会局から補助金を受けており、一九二四年にも国庫補助増額を求めていること、(四)この三点を挙げている(同前、六一頁)。このうち、第二の理由の「政争」の部分については、筆者としては疑問を覚える。対米同志会の結成にみられるように、当時の熊本では対米運動の実施についてはある程度の超党派的な合意が形成されていた。そのことから、総選挙では対米運動の実施が重要な争点とはなりえなかったであろうし、もしいづれかの陣営がこの合意を反故にするような主張・行動をとったとするならば、それは反対陣営に「挙県一致の団結を乱す」という格好の攻撃材料を与えることになったであろう。以上のように考えると、総選挙の「政争」が熊本海外協会の活動を阻害したとは推測しがたい。

そもそも、佐々氏は立論にあたって対米同志会の存在を前提にしておらず、五月三日の県民大会も熊本海外協会が開催したものとしている(同前、五九頁)。そのため、氏は対米同志会の結成に象徴されるような地域的な合意の形成を見逃しており、その点が氏の見解と筆者のそれとの相違の原因であるといえよう。

(一〇四) 『九州新聞』一九二四年六月二一日付。ちなみに、対米同志会が外相に対してこのような要求を行った背景には、熊本海外協会の活動があったと考えられる。すなわち、熊本海外協会は同年五月の理事会において「米国に於ける排日移民法実施期に先だち再渡航者の増加したる今日船席に限ありて乗船不能の者少からざる状況に鑑み此際郵船会社に交渉して特別に便宜を図ること必要なりとして直に交渉を開始すると同時に「海外協会」中央会に移牒し政府に対しても応急措置を督促すること」(前掲『九州日日新聞』一九二四年五月一六日付)を決定していたが、おそらく熊本海外協会の如上の活動に協力するため、対米同志会も同様の要請を行ったのであろう。

(一〇五) 『九州日日新聞』一九二四年七月一日付。

(一〇六) 前掲註(一〇四)と同じ。

(一〇七) 『九州新聞』一九二四年六月二六日付。この投書において、投稿者は「排日移民法実施が確実となった現在」同案の現在及び将来に多大の使命を帯ぶ対米同志会が、其後何等その行動の如何を聞かず、全く立ち消えの状態にあるは何故なるかを怪しまざるを得ない」と述べて、同会に「凡ゆる私事を捨て、榮ある祖国の名譽のために、創立当時の如き新しき力と意気とを以て奮起せられん事を切望」している。

(一〇八) 『九州新聞』一九二四年六月二日付。

(一〇九) たとえば、五月二八日には天草郡富岡町で「対米演説会」が開かれた(『九州日日新聞』一九二四年五月三〇日付)。また、六月七日には熊本市の商業会議所で熊本市青年団一新支部による「対米問題演説会」が、さらに一六日には熊本市外の砂取町で青年有志後援の「対米問題演説」会が開かれている(以上、『九州新聞』一九二四年六月九日付および同月一九日付)。

(一一〇) 『九州日日新聞』一九二四年六月五日付。

(一一一) 『九州新聞』一九二四年六月二五日付。

(一一二) たとえば、『九州新聞』には大行社による帝国ホテル侵入を「実に痛快な出来事」と称賛した「痛快！舞踏中止」(一九二四年六月一日付)と題する投書や、ひとりの酒に酔った水兵が、「糞ッ！米国が何だい！排日が何だい！やるならやつて見ろッ！」と叫んだことを「実に意味深長に聞えて頼もしくと思はる」とする「酔水兵の意気」(同月二二日付)、「白人を以て白人を制」して対抗し、さらに日本の特長である皇室中心主義を把持して伸長すべしと説く「米国何物ぞ」(同月二四日付)といった投書が掲載された。

(一一三) 『九州日日新聞』一九二四年六月二九日付。

(一一四) 前掲『九州新聞』一九二四年六月二二日付。

(一一五) たとえば、『九州新聞』一九二四年六月一三日付には「米国映画ポイコットと熊本のキネマファン／営業上にも多大の打撃／野間本県映画検閲主任談」と題する記事が掲載されたし、『九州日日新聞』一九二四年六月二八日付にも「米映画排斥は／果して実行されるか／反対論がかなりや／かましくなつて来た／地方でも禁映に／反対者が多い／慎重に考ふべき問題」という見出しの記事が掲載された。

(一一六) 以下、米国映画排斥に対する大塚の意見については、前掲『九州日日新聞』一九二四年六月二八日付を参照。

- (二七) 『九州新聞』一九二四年六月二二日付。
- (二八) 『九州新聞』一九二四年七月七日付。
- (二九) 『九州新聞』一九二四年六月二六日付。
- (三〇) 『九州新聞』一九二四年六月二九日付。
- (三一) 先行研究でも指摘されているように(前掲佐々論文、六〇・六一頁)、この平穩さは熊本在住のアメリカ人(在熊アメリカ人)も認めるところで、熊本県当局の報告によれば、ある「在住米国人」は「京浜各地ノ一部ノ排米運動ノ如キハ其実ハ平常米国人ト隔意アル連中ガ偶々之ノ機ヲ利用シ策動シ居ルモノニシテ決シテ全国民ノ代表的運動ニアラザルヤ明ナリ……幸ニ当熊本ノ如キハ前記ノ地ニ比シテ排米運動ノ状況認メ難キヲ以テ自分等ハ一層欣快ニ堪ヘザル所」と語ったという(一九二四年七月二日付中川健藏熊本県知事発内務大臣・外務大臣・各府府県長官宛報告『一九二四年移民法成立ニ関スル内外反対運動』(三二八・二三三九・六・三)(外務省外交史料館所蔵)所収)。なお、在熊アメリカ人たちは排日移民法制定の動きと日本の対米運動の高揚とに神経をとがらせており、排日移民法施行前の一九二四年五月八日には「熊本在住宣教師団及び米国人有志十四名」が九州学院(現私立九州学院。本校は一九一一年に設立されたキリスト教系の私立学校で、第一章で言及した国権党系の教育機関九州学院とは別物)に集まり、排日法案を拒否するよう米国大統領に請願することを決議している(『九州新聞』一九二四年五月二一日付)。
- (三二) 『九州新聞』一九二四年七月二日付録および同月三日付。県内の神社がこのような祈願祭を行ったのは、本文中でふれた全国神職会の決議に基づくものである。
- (三三) たとえば、菊池郡清泉村では「在郷軍人青年団処女会主催」で「対米村民大会」が開かれたが、この集会には熊本海外協会から藤垣儀一郎が出席して講演を行っている(『九州新聞』一九二四年七月五日付)。
- (三四) 七月中には前述した西本願寺派主催・対米同志会後援の対米演説会のほか、各地で青年会などが主催する散発的な対米集会・演説会が開かれた。たとえば、一三日には鹿本郡六郷村で「対米問題並に精神作興大演説会」が開催されたが、同演説会には対米同志会関係者として活動していた光山百川や松村辰喜が出席し講演を行った(『九州新聞』一九二四年七月一七日付)。また特異な例としては、一三日に八代町公会堂で「熊本無産者同盟」という団体が「対米問題批判演説会」を開催している。この集会では「無産者としての対米問題の批判は深刻にして監臨警官の中止を受けた者」もあったという(『九

州日日新聞』一九二四年七月二五日付)。

(二二五) 前掲註(一一一〇)と同じ。

(二二六) ただし、熊本県当局の対米運動に対する姿勢には不明な点が多い。一九二四年七月二日に外務省から各府県に「今般調査上必要ニ付団体的ト個人的トニ論ナク総テ今日迄貴管内ニ生起セル該運動〔対米運動〕ヲ出来得ル丈ケ簡單ニ取り纏メ御報告相煩度」(一九二四年七月二日付佐分利貞男通商局長代理発警視総監・北海道長官・各府県知事宛通牒『一九二四年移民法成立ニ対スル内外反対運動状況調査』(三八二二三三九・六・三・一)(外務省外交史料館所蔵) 所収)という通牒が出されると、熊本県当局は同月八日付で報告を提出した(一九二四年七月八日付中川健蔵発佐分利貞男宛報告、前掲『一九二四年移民法成立ニ対スル内外反対運動状況調査』所収)。その報告には、「対米問題ニ関スル団体」として二つの団体、そして「対米問題ニ関スル集会」として八つの集会在記載されているが、不思議なことに、そこに全県的な組織である対米同志会や県下最大規模の対米集会であった同会主催の県民大会のことは記載されていないのである。もちろん、意図せぬ脱漏や別の報告が存在した可能性、あるいは筆者の見落とし・調査不足なども考えられるが、同報告には五月三日に熊本市で行われた会同者七〇名の「対米問題講演会」の記載は存在する一方で、同じ三日に行われた二〇〇〇人が集まったという県民大会の記載がないというのは、やはり奇妙なことといわざるを得ないであろう。

なお、一九二四年七月に開催された西本願寺熊本教区主催・対米同志会後援の講演会に關しては、熊本県当局からの報告が残されている(一九二四年七月一七日付中川健蔵発内務大臣・外務大臣・文部大臣・各府県長官宛報告『一九二四年移民法成立ニ対スル内外反対運動状況調査 内地』(三八二二三三九・六・三・一・一)(外務省外交史料館所蔵) 所収)。

(二二七) たとえば、一九二四年七月二九日に開催された「下益城郡年称小学校同窓会主催」の「対米問題講演会」には、熊本海外協会主事の「岩崎□雄」と付属学園主事の藤垣儀一郎が出席して講演を行っているが、この集会について報じる記事には「因に尚海外協会では斯かる機会ある毎に出張講演を惜まざる由」という記述がある(『九州日日新聞』一九二四年八月二日付)。そしてこの記述通り、八月四日に年称村南部小学校で開かれた「対米問題講演会」や、同月一六日に下益城郡河江尋常高等小学校で開催された「対米問題講演会」でも、熊本海外協会関係者が講師を務めたのであった(『九州新聞』一九二四年八月八日付および同月二一日付)。

(二二八) たとえば、本章註(二二二)でふれた新聞読者の投書のうち、「酔水兵の意気」と題するものは、排日問題を「今や我七千万同胞の脳裏深く打ち込まれた此の大侮辱と怨恨」(前掲『九州新聞』一九二四年六月二二日付)として日本人全体の問題とするものであるが、ここでの「大侮辱」とは日本人が人種差別をされたということにほかならない。そして興味深いことに、同投書には「移民」という言葉は一つも出てこないのである。この点はほかの投書も同様で、「国家非常の今日」や人種対立には言及しても、いずれも「移民」にはふれていない。当時の人々の意識を表したものと見えよう。

はじめに

前章でみたアメリカ合衆国内の排日運動に対する熊本海外協会の活動は、同協会の移民後援機関としての側面が強く出たものであったが、同時期にはさらに同会の移民奨励機関としての積極的な活動もみられた。すなわち、当該期の熊本海外協会はアメリカの排日運動に対応しつつ、中南米への移民先を模索したり、ブラジル移民事業に参入したりと移民送出に重点をおいた活動を行ったが、この動きについては独自の満州移民計画の立案やブラジルにおける移住地建設にまで発展したのであった。

熊本海外協会の如上の動きの背景となったのは、ひとつはアメリカでの排日運動の高揚であった。同国での排日運動の高揚とその結果としての排日移民法制定によって、日本人のアメリカへの移民の途は閉ざされた。それを受けて、熊本海外協会はアメリカに代わる新たな移民先を模索し、満州・ブラジルに目を向けることになったのである。また、彼らの活動のもうひとつの背景は、当該期に日本政府による、とくにブラジル移民を中心とした移民奨励政策の国策化であった。この政策によって多くの人々がブラジルへと渡っていったが、熊本海外協会はこの政治的・社会的な大きな流れに乗り、ときにはその先駆けとなるような動きを示したのであった。

以下、当該期の熊本海外協会の移民事業との関係について述べていくが、その分析を通して同会の活動と国策との関係や地域社会に与えた影響などについて考察していきたい。また、従来あまり知られてこなかった同会のブラジル移住地の経営の実態についても、その一端を明らかにしたい。

第二節 時代背景の概括

日本人のブラジル移民は、一九〇八（明治四一）年に笠戸丸に乗ってブラジルに渡った人々がその本格的な始まりであったといわれているが、当時の日本人移民の主な渡航先はハワイやアメリカ合衆国・カナダといった北米が主流で、ブラジルを含む南米諸国への移民は少なかった。しかし、一九二〇年代になるとこの流れが一変し、北米行きの移民が減少する一方で南米への移民が急増することとなる。

この転換の背景にあったのは、アメリカ合衆国における排日運動の高揚と、日本政府に

よるブラジル移民事業の国策化であった。第一次世界大戦の影響により日本経済は好景気となったが、その一方で物価が高騰したために生活が苦しくなる人々も多く、労働運動などが盛んになった。如上の状況を受けて、政府内ではその解決策のひとつとして移民奨励が主張されるようになるが、一九二〇（大正九）年に内務省に社会局が設置されるとその動きは本格化していく。おりしも、当時の日本は戦後不況で失業者が発生して社会問題となっていた。そのため、一九二一（大正一〇）年に社会局は国内唯一の移民会社であった海外興業株式会社（以下、「海興」と略す）に補助金を下付、さらに翌一九二二（大正一一）年には内務省は関係官庁の責任者を集めて「移民協議会」を開き、そこで社会問題を解決するためのブラジル移民奨励政策の実施を主張したのであった。

このような社会局を中心とした移民奨励政策に対して、従来移民事業を監督していた外務省は、対外関係に悪影響を及ぼす可能性への憂慮や自らが専管する移民行政に社会局が関わることへの反発などから反対の意向を示した。しかしその後、両者の間で協議が重ねられていくなかで合意が形成されていき、一九二四（大正一三）年に開催された「帝国経済会議」では人口問題などの解決策として移民保護奨励政策（国内：北海道移民・海外：ブラジル移民）の実施が答申としてまとめられる。そして、第四九回帝国議会（同年六月開会）において内務省の追加予算が可決されたことで、同年一〇月渡航のブラジル移民から渡航費全額補助が実現し、ブラジル移民事業の国策化が成し遂げられたのであった。

また、一九二七（昭和二）年には「海外移住組合法」が制定され、以後多くの府県に海外移住組合が設立されたが、同法成立には外務省が積極的であったという。海外移住組合は入植用の土地の取得・分譲や資金貸与を行うことで組合員の海外渡航を助成するための機関であったが、この機関は従来の労働力送出的な移民とは異なる、移民送出と海外投資が複合した移民事業の実施が目的とされた。同法の成立に影響を与えた信濃海外協会を中心とするアリアンサ移住地事業は、当該期の熊本海外協会の移民事業と密接に関わるものであるが、その経緯などについては後述するためここでは割愛したい。

如上の政府による後押しを受けてブラジル移民は全盛期を迎えたが、日本人移民が大挙して押し寄せると、現地ブラジルの社会では排日気運が高揚し、ついに一九三四（昭和九）年に「外国移民二分制限法」が可決されてしまった。その内容は、毎年各国から入国する移民数を一八八四年から一九三三（昭和八）年までの定着数の二％（二分）に抑制するというものであったが、「この制限条項は表向き外国人移民全体が対象であるが、実質的には移民の歴史が浅く総定着移民数が少ない日本移民の入国を制限しようとする明確な排日条

項であった」<sup>(三)</sup>とされている。これによって日本人移民の入国数は毎年約三〇〇〇人に制限されることとなった<sup>(四)</sup>。これにくわえて、一九三二（昭和六）年に満州事変がおこり、翌年から国策満州移民事業が始まっていたこともあり、国策移民の重点は徐々に満州移民へと移っていくこととなる<sup>(五)</sup>。

## 第二節 新たな移民先の模索

アメリカにおいて排日運動が激しくなると、熊本海外協会は中南米や満州など様々な移民先を模索する動きをみせ、そのうち満州とブラジルへの移民に力を注いでいくこととなる。以下、その動きを述べていきたい。

### (一) 多様な移民先の模索

前述したように、熊本海外協会の移民事業は満州移民とブラジル移民に集中していくことになるが、最初からそれらの方向だけに狙いを定めていたわけではなく、そのほかの地域への移民についても模索した時期があった。

たとえば、一九二三年一月には熊本県出身の林田仁八という人物が、熊本海外協会にメキシコの事情について知らせてきた。林田はもともとアメリカのカリフォルニア州で長年農業を営んでいたが、「排日の前途を気遣ひ一昨年十月頃土地を売払ひて墨国へ入り詳細に事情を調査して熊本海外協会に通信し」<sup>(六)</sup>てきたのだという。その通信において、林田は「今後は加州よりも墨国がいゝ若干の資金さへ投ずれば有望な所だ」と述べてメキシコ移住を勧めるとともに、「若し個人として墨国へ行きたい人が有るなら同氏は呼び寄せてやると云つて居」たという<sup>(七)</sup>。また、排日移民法施行後の一九二四年七月一〇日に開かれた熊本海外協会の理事会でも、「在北米加州南加熊本海外協会理事長中村正敏氏の提案に係るメキシコ移民の件」<sup>(八)</sup>が協議されており、在米県人のなかにメキシコ移民を有望視する人々が一定程度存在していたことがわかる<sup>(九)</sup>。

以上のような在外県人の提案を受けて、熊本海外協会としてもメキシコ移民の実施を考慮し始めたらしく、事実、一九二五（大正一四）年から送出されるブラジル派遣生の当初の派遣先は南米およびメキシコとされた<sup>(一〇)</sup>。その後、ブラジル派遣生の派遣先はブラジルに一本化されたが、熊本海外協会がブラジルや満州以外の移民先を視野に入れていたことは注意すべきである。



このほか、メキシコ以外の移民先としては、一九二三年三月にペルーの熊本海外協会リマ支部より「移民申込み」<sup>(一七)</sup>があった。その詳細は不明だが、おそらくはリマ支部が窓口となって熊本から移民を誘致しようとするものだったのではないかと推測される。また、一九二四年一月の理事会では「南米パラグアイニ中央会の計画移民中に単独移民を許可し其実行方法研究を要望する件」<sup>(一八)</sup>が協議され、さらに一九二四年から翌年にかけて一時的にブラジル移民が禁止されたときには<sup>(一九)</sup>、「何れ近く「ブラジル移民」解禁の運動奏効すべく即ち其の時期まで同国に対する移民を差控ゆるの外なし」とし之に代ゆるに玖馬移民を大いに協会に於て取扱ふ事となつた」<sup>(二〇)</sup>と報じられている。

## (二) ブラジル移民への対応

以上のように様々な移民先を模索していた熊本海外協会であったが、一方で当時全国的に大きな流れとなりつつあったブラジル移民事業についても対応を進めていた。

まず、一九二三年一〇月の理事会では、「南米土地組合」への加入について話し合われ、熊本海外協会として三〇口（一口五〇円）加入することと、同組合理事として熊本海外協会理事長の長江虎臣が就任することの二点が決定された<sup>(二一)</sup>。この「南米土地組合」は、後述するアリアンサ移住地事業の一環として永田稠を中心とする信濃海外協会が海外協会中央会と協議して設立したもので、ブラジル移住のための土地や物件を購入し、組合員に売却しまたは利用させることを目的とした団体であった<sup>(二二)</sup>。この活動は政府主導のブラジル移民事業とは異なる民間事業であったが、信濃海外協会および海外協会中央会が関係するということもあり、熊本海外協会も組合に参加したのであろう。

また、一九二四年二月の熊本海外協会総会では「海外興業会社移民事務代理の件」が議題の一つに挙げられ<sup>(二三)</sup>、同年六月下旬から実際にブラジル移民の取り扱いが開始された<sup>(二四)</sup>（代理人は阿部野利恭<sup>(二五)</sup>）。時代背景の部分でふれたように、海興は当時日本国内で唯一の移民会社であり、同社の「募集取扱事務」の代理人は、移民希望者と面談して移民先の事情などを説明したうえで、希望者のなかから適当な者を厳選して渡航手続きを代行することが職務であった<sup>(二六)</sup>。つまり、熊本県内のブラジル移民希望者は熊本海外協会を訪ねれば、ブラジルへの渡航の手続きを行うことができるようになったわけである。この熊本海外協会の動きはブラジル移民国策化の流れを敏感に察知し、それに順応しようとしたものであったと考えられる<sup>(二七)</sup>。

このほか、一九二四年九月から一〇月にかけて、熊本海外協会はブラジル事情講演会を

主催した。この講演会は、「今回我政府が同移民〔ブラジル移民〕に対して渡航費金額補助を実施せるを期とし」て企画されたもので、外務省の荒井金太書記官が講師として県内を巡回しブラジル事情を講演するという内容であった<sup>(一三)</sup>。また、「一行には海外興業株式会社の宣伝部員も随行し□〔講〕演後ブラジルの活動写真を以て同地農業其他の実況を紹介す」<sup>(一四)</sup>とも報じられており、熊本海外協会が外務省や海興など関係各所と連携しつつ、ブラジル移民事業に積極的に協力していたことがわかる<sup>(一五)</sup>。

### 第三節 満州移民の模索

以上、メキシコ移民やブラジル移民などについての熊本海外協会の対応をみてきた。しかし、これらの移民事業は、在外県人の提案によるものであったり、政府などが推進したものであったりと、いわば外部の動きに対して同会が反応したものであったといえるだろう。その一方で、熊本海外協会独自の動きとして注目されるのが、満州移民の模索である。

#### 三・一、熊本海外協会役員の満州視察

一九二三年八月、熊本海外協会理事長の長江虎臣と同会理事阿部野利恭が約一カ月間にわたる満州視察旅行に出発した。この視察の目的は「満洲各地に赴き県人との連絡を取ること」<sup>(一六)</sup>とされたが、阿部野によれば「亜米利加移民問題が行詰つてゐる今日満蒙に発展の余裕があるかを調査する」<sup>(一七)</sup>という目的もあつたのだという。満州へと渡つたふたりは、大連や奉天、哈爾濱などの各都市を訪れて元蒙古派遣生らをはじめとする在満熊本県人と面会する一方、日本人が経営していた農園など様々な施設を積極的に訪問した<sup>(一八)</sup>。

しかし、その結果得られた結論は、日本人の満州での発展に悲観的なものであった。たとえば、視察者のひとりである阿部野は、(一)満州では日本への悪感情が非常に強いこと、(二)満州における日本人の商勢が微々たるものであること、(三)従来廉価なことが利点であつた日本製品だが、現在価格が上昇して売れなくなつてゐること、(四)将来東清鉄道が満鉄の強力な競争相手となりうることなどの要因を挙げて、「日本は思想上にも経済上にも一大転換を見ない限り全く行き詰まりの状態である」<sup>(一九)</sup>と断じている。そして、「最早や今日の時代は小資本では覚束ない、総てが国際的になつて来たから東洋の商権を握るためには国際的大計画を以て進まねば到底不可能」<sup>(二〇)</sup>であると結論づけた。

このように、視察の結果、阿部野は日本人の満州への発展に悲観的観測を抱いたが、そ

の結論はブラジルなど他方面へと発展先を変更するのではなく、むしろ満州に対するより大規模な政策の実施を求めるものであった。そして、この阿部野の認識は熊本海外協会内でも共有されたのであろう。同会は組織として政府に満蒙・シベリアの調査を建議するとともに、独自の移民計画を立案するに至るのであった。

### 三・二、満蒙・シベリア調査の建議と对中国外交に関する宣言の発表

熊本海外協会の満州方面に向けた活動が本格化するのは、一九二四年八月以降のことであつた<sup>三〇</sup>。すなわち、一九二四年八月一日に開かれた理事会で、「海外発展の為に国策樹立の必要に迫られ居る今日西伯利及満蒙視察のことは政府に於ても相当考慮せる処なるべければ視察隊派遣のことを建議する(一と)同時に其場合は視察隊中に協会より若干名を加へられた「き」旨の建議を為すこと」が決定されたのである<sup>三一</sup>。『熊本海外協会史』にはこのとき提出された建議とともにその「理由」も掲載されているが、その内容を要約すると、(一)熊本海外協会は東亜通商協会のときから、満州に派遣生を送出するなど同地方で活動してきたこと、(二)アメリカで排日移民法が可決され、かつ日ソ間の通商が始まるうとする現段階において、満蒙・シベリア方面の調査は意義があること、(三)調査を行う際には、熊本海外協会の会員を同行させてほしいことという内容であつた<sup>三二</sup>。また「理由」のなかには、アメリカの排日運動を受けて「本県移民の方針は、これを南米に求めんか、メキシコに対せしめんかの向背に迷ひ居候際にて、これが解決については、恐らく全国民の齊しく結論を得るに苦しみ居る所なると存じ候。この場合において、満蒙及びシベリヤ内地視察に対しては、必ずや得る所少からざるべしと存じ候」<sup>三三</sup>という文章もあり、熊本海外協会が意図した視察調査の目的が、たとえば有望な輸出品を調査するといったような商業的な調査であるだけでなく、移民を行うためのものでもあつたことがわかる。

如上の建議は政府に提出されたが結局認められなかったため、「かくなる上は止むなく本協会独力でも満蒙シベリヤ開発の尖兵となつて実績を挙げ以つて一般の認識輿論を向けん」という意図のもと、熊本海外協会は後述する「満洲移動農村の計画」立案へと移つていったのであつた<sup>三四</sup>。

また、上述した建議に続き、同年九月の熊本海外協会理事会では「支那時局問題に対し本会は之が対策上の意見を中外に声明すること」<sup>三五</sup>が協議され、実際に翌一〇月中旬に長文の声明文が公表された<sup>三六</sup>。では、なぜ同会は如上の声明を出したのであるうか。そ

のことを説明するためにも、当時の中国の国内情勢とそれに対する日本政府（外務省）の態度について説明しておきたい。

当時、中国国内には軍閥が割拠して互いに抗争を繰り返しており、混乱した政治状況が続いていた。そのような状況において、一九二四年九月一日に江蘇省の齊燮元と浙江省の盧永祥との間で武力衝突（江浙戦争）がおけると、その衝突はそれぞれの背後にいた直隸派の呉佩孚と奉天派の張作霖との対立へと発展し、同月一日には直隸・奉天両派による第二次奉直戦争が始まった。

この軍閥間の争いに対して、当時の加藤高明内閣は幣原喜重郎外相の主導のもと不干渉政策をとることを決定、九月二二日には出淵勝次亜細亜局長の談話としてその旨が内外に宣言された。しかしその一方で、もし戦乱が満州へと波及した場合、日本が満州にもつ「特殊権益」が侵害される恐れがあり、それを防ぐためにも日本は何らかの干渉を行うべきだとする意見も朝野に根強く存在した。そして、そのような意見をもつ人々は政府の不干渉方針を拱手傍観などとして非難したのであった<sup>三七</sup>。

このような中国国内の情勢を受けて、熊本海外協会の中国の時局問題に関する声明は公表されたのである。その声明は長文で内容も多岐にわたるが、その最も重要な部分は次の箇所であろう。

我邦は世界平和特に東洋平和の為に支那領土の保全を国是とし其の主権を尊重する為には内政不干渉を標榜せり然れども誠意と善意とを以てするに於ては時に或は其の国の時難に際し忠言に次ぐに干渉を以てするも敢て妨げざるは恰も朋友相愛する間に互に善意の忠告をなすが如きものなり況んや戦禍の為に我が既得の権利を侵害せられ或は我が居留民の生命財産の保障を全ふる能はざるの時に於てをや<sup>三八</sup>

満州を今後日本人が発展すべき地とみていた熊本海外協会にとつて、その足がかりとなる「特殊権益」は是が非でも維持しなければならないものであった。上の声明からは、その権益が損なわれかねない状況に対する同会の焦燥感が伝わってくる。

なお、ここで主張されているのは典型的な中国に対する干渉論であるが、阿部野をはじめとした熊本海外協会の中心人物たちの多くが国権党に所属していた事実を考えると興味深い。なぜなら、国権党は中央政局では加藤高明内閣の与党<sup>三九</sup>、すなわち幣原外相の不干渉政策を支持すべき立場にありながら、地方熊本ではその党員が熊本海外協会の立場で

干渉論を主張するという、第二章でもみたような「ねじれ」状況がここにも存在したからである。熊本海外協会の如上の主張は、同時期に国権党の機関紙『九州日日新聞』が政府の不干渉政策を擁護していたことと対照的である<sup>四〇</sup>。国権党関係者の平素の言動などから考えて、あるいは熊本海外協会の声明の方が彼らの「本音」を表しているのかもしれない。

### 三・三、満州移動農村計画

如上の過程を経て、熊本海外協会が作成した移民計画こそが「満洲移動農村」計画であった。この移民計画は「陽春三月の頃より「郷里から満州に」発程して夏期間水田の経営をなし、稲作の終了を俟て再び郷里に帰るの方法を取」<sup>四一</sup>とあるというユニークなもので、人々が季節によって日本と満州との間を移動するため「移動農村」と名付けられたのであろう。

では、なぜこのような特殊な移民計画が立案されたのであろうか。熊本海外協会によれば、「植民の歴史をもたぬ我国人の対外観念」は「頗る幼稚」であり、日本人移民の「多くは錦衣を故郷に飾るの念切にしてたとひその土に永住の決心をなすものと雖も時々其郷里に成功の誇を示す心理は殆んど通有」するものであった。そのため、日本人は故郷に容易に帰ることができない遠隔の地に移住することを躊躇する傾向があり、南米への渡航者がアメリカ合衆国へのそれよりも少ない原因はこの傾向性にあると同会は分析している。

日本人移民の如上の性質から、熊本海外協会はもし朝鮮や満州といった日本の近接地域に適当な植民地を得られれば、その渡航者の数は南米よりも多くなると主張する。しかし、温暖な地域に生まれた日本人は満州の寒冷な環境に対して「恐怖心」をもっており、その恐怖心を満州での生活を実際に経験させることによって払拭する必要がある。そこで立案されたのが、「移動農村」の計画であった。この計画によって、人々は「相当収益を得るに従ひ年次其地に親みを生ずると共に其事業に興味を有するに至り、中には留つて冬期の事業を営むものを生ずるは自然の道程にして、漸次永久的移住の決心をなすもの多きを加ふる」とされたのである。

しかし、この計画を実行するうえで最大の障害となったのが、当時日中両国間で懸案となっていた土地商租権問題であった。「土地商租権」とは、一九一五（大正四）年に日中間で調印された「南満州及び東部内蒙古に関する条約」によって、南満州で日本人に対して認められたとされる土地に関する権利である。具体的には、「一定の対価を支払って他人の

土地を使用収益する権利のことで……土地所有権的なものから土地賃貸借権までをも含む広汎な権利が含まれる」ものであったために<sup>(四三)</sup>、日本の満蒙特殊権益の主要なものとして重要視されていた<sup>(四三)</sup>。その一方で中国側は、そもそも土地商租権の根拠となった「南満州及び東部内蒙古に関する条約」自体が同年のいわゆる対華二一カ条要求を受けて結ばれたものであっただけに、法的手段を駆使して商租権の行使を阻止するなど激しい抵抗を行っており、ここにおいて商租権は日中間の外交上の懸案となつて種々交渉が進められていた<sup>(四四)</sup>。しかも、一九二三年三月に中国政府は日本政府に対して「南満州及び東部内蒙古に関する条約」を含む「二十一箇条条約」の破棄を通告していたので<sup>(四五)</sup>、熊本海外協会が移動農村計画を立案したときには、商租権問題はますます複雑になっていたのである。

この問題について、熊本海外協会は「商租権問題に就ては目下施行細則未解決の状態にあるも、日支共同事業に対する了解ある場合は必ずしも商租土地契約の実行不可能ならざるが如し。現に新民府津奉沿線白旗保駅所近の沼沢地に於ては、邦人経営の水田に対し商租の契約成立せるもの少らず」として楽観的な見通しをもっていた。しかし、当該問題の抜本的な解決案を提示したわけでもなく、さらには当該事業が本当に「日支共同事業」として「了解」を得られるかどうかさえ定かではなかったことを考慮すれば、同計画の実現可能性は相当低いものだったといえるだろう。

如上の計画を立てた熊本海外協会協は、一九二四年一月に阿部野を東京に派遣し、外務省や満鉄出張所、海興などの関係機関との交渉に当たさせた。その結果、外務省亜細亜局の坪上貞二第三課長の賛同を得ることができたが、やはり商租権問題が障害となり当該計画は頓挫してしまつたのであつた<sup>(四六)</sup>。

なお、この計画の立案に際して熊本海外協会は在満県人の助けを借りたようで、たとえば一九二四年一月一〇日の理事会では、「満蒙発展策につき種々協議する処あり満洲より帰熊中の河野弦男〔雄〕氏も出席□々意見を交換した」<sup>(四七)</sup>という。また、同月二八日にも同会関係者らは集合し、「満洲事情に精通せる河野弦雄氏を聘し其の講話を聴き将来の満洲移民に就き意見の交換をなした」<sup>(四八)</sup>と伝えられている。この河野という人物について、熊本海外協会は「在満二十年、孜孜として極めて実着に、農業に従事して産を成された」<sup>(四九)</sup>と紹介しているが、彼は、『熊本海外協会会報』に満洲農業に関する文章を掲載し、そのなかで

日本人と言ふものは流石に愛国心の強い為か、郷里といふものに固着し且之に深い

執着を持つて居ますので移住といふ事には余程考へる様ですが、満洲の農業が一毛作であるを幸ひ、四月から十月迄の稲作期間の六ヶ月を満洲に来て働き、あとの半年はまた内地へ帰つて郷里の田畑を作るといふ風にでもしたらどうかと考へます……之に依つて満洲を理解する様になれば、行く行くは彼の地に定着移住して農作に楽むやうになるかとも思ひます(五〇)

と述べている。この意見は熊本海外協会の移動農村計画と一致するもので、あるいは当該計画の基本的な部分は河野の着想によるものであつた可能性がある。

また、熊本海外協会は前述した十一月一〇月の理事会にて「山崎真雄氏に其の送付に係る満洲米の批評並に将来移民実行研究照会の件」(五二)を議決したという。山崎真雄は熊本県出身の朝鮮総督府の官吏で、当時は朝鮮総督府事務官兼外務事務官という立場でハルビン総領事館に在勤していた(五三)。熊本海外協会はこのような満洲に在住していた熊本県人たちの協力を受けたり、あるいは協力を要請したりしつつ、計画立案にあたつたのである(五三)。

### 三・四、その後の動き

以上に述べてきたように、アメリカでの排日運動の激化を受けて、熊本海外協会は日本人の新たな移民先を模索し、ついには満洲への移民計画を独自に立案するにいたつたが、商租権問題に阻まれその計画は実行に移されずに終わった。しかし、同会はそれでも計画の実行をあきらめず、他府県の海外協会にも協力を呼びかけたらしい。そのことは、一九二五(大正一四)年一月の理事会で「对支条約中の土地高(商)租権問題解決の為中央会及各県協会と□□を取りて運動する件」(五四)が決定されたことからもうかがうことができる。

しかし、内務省社会局が中心となってブラジル移民送出を国策化していた状況では、満洲方面への移民に対して積極的な協力は得られなかつたようである。熊本海外協会はそれでもなお断念せず、一九二五年四月の総会において以下の事項を決議した。

- 一、移動農村の実行を期する前提として日支条約中商租権細則の確定を政府に建議するの件

(理由) 移動農村の計画は客臘以来本会の研究懸案にして既に朝野に向つて其の実行

方法を発表し各県海外協会は之が研究調査の提議に同意を表せし所なり而して海外協会中央会に対しては議会開会中速に各協会連合会の開催を要望したるも荏苒今日に至り是を以て本会は本会の決議に依り其の主張の貫徹を政府に向けて建議せんとする所  
 により(五五)

しかし、前にも述べたように、商租権問題は日中間の懸案であつて一朝一夕に解決できるようなものではなく、結局「移動農村計画」はこれ以降全く進展しなかつた。そして、一九二六(大正一五)年一月の理事会において、熊本海外協会は「今後南米ブラジル移住に対し全力を傾注する」(五六)ことを決定、以後ブラジル移民事業に急速に力を注ぎ始め、ついにブラジルに「熊本移住地」(ヴィラ・ノーヴァ移住地(五七))を建設するに至るのであつた。

#### 第四節 熊本海外協会とブラジル移住地事業

##### 四・一、アリアンサ移住地事業と海外移住組合法

本節では熊本海外協会のブラジル移住地事業について述べていくが、まずはその前提として、当該事業と密接な関係を有していた永田稠を中心とする信濃海外協会のアリアンサ移住地事業および政府による海外移住組合法制定に関してまとめたい。

##### (一) 永田稠と信濃海外協会のアリアンサ移住地事業

長野県に設立された信濃海外協会は、一九二四年にブラジル・サンパウロに土地を購入し、「アリアンサ移住地」と名付けて経営を開始した。この信濃海外協会の設立およびアリアンサ移住地事業において中心となった人物こそ永田稠である。永田は長野県の出身で一八八一(明治一四)年生まれ(五八)。東京専門学校(現早稲田大学)に入学するも中退、日露戦争に従軍したあとにアメリカ合衆国への渡航を決意し、一九〇七(明治四〇)年に当時合衆国への渡航を斡旋していた日本力行会(五九)に入会して翌年に渡米した(六〇)。その後、一九一三(大正二)年に力行会会長の島貫兵太夫が死去すると、永田はその後継者として第二代力行会会長に就任、さらに一九一五(大正四)年には横浜海外渡航者講習所長となるなど移民事業に深く関わるようになる。そして、一九一九年三月から約九か月間(六一)、永田は南北アメリカを巡遊し、在外子弟の教育調査と南米移民の基礎的な調査を行ったが、



彼はこのころまでに移民事業には産業組合(協同組合)が必要であるとの見解を得ており、巡遊からの帰国後に出版した『南米一巡』においてもその必要性を訴えている(六二)。そして、そのような永田の認識を基礎として、信濃海外協会のアリアンサ移住地事業は計画されることとなるのであった。

巡遊から帰国した永田は、貴族院議員今井五介や衆議院議員小川平吉などの長野県出身の有力者を動かして一九二二(大正一一)年一月に信濃海外協会を設立したが(六三)、同会は一九二三年五月に「南米ブラジル移住地建設の宣言」を発表(六四)、同時にブラジルに土地を購入し移住者を入植させる計画が示された(六五)。このとき、計画に必要な資金は「本県に關係を有する有志の醸出に待つ」(六六)とされたが、やはり寄付のみでは移住地の経営は不可能であったため、「産業組合法に依り移住者を取扱ひ得る組合を組織するの最も簡便有利なるを考へ」、「有限責任信濃土地購買利用信用組合」(以下、信濃土地組合と略す)を組織することとなった(六七)。しかし、同組合を認容するためには産業組合法の改正が必要であったが、その肝心の法改正が頓挫したため、実際に設立された信濃土地組合は骨抜きのものとなつてしまつた(六八)。また、産業組合事業を管轄する農商務省が「此種の組合は爾後認可せざる旨の通牒を各府県に移牒するに至つた」ので、同組合は設立後約一年にして解散してしまつた(六九)。

なお、産業組合法はその範囲を各府県に制限していたため、信濃土地組合では長野県外の者に土地の分譲ができなかつた。そのため、信濃海外協会が海外協会中央会と協議して「姉妹団体」として設立したのが、前述した「南米土地組合」であつた(七〇)。

一方そのころ、如上の国内の動きと並行してブラジルでは移住地の選定も進んでいた。選定の任にあつたのは長野県人輪湖俊午郎で、輪湖は調査の結果一九二四年七月にサンパウロ州内で候補地をみつけることができた(七一)。それに対して、信濃海外協会側も一刻も早く土地を決定する必要があると認めたため、永田が現地に渡つて同年一〇月に土地購入手続きを完了し(七二)、その移住地に「アリアンサ」と名付けたのであつた(七三)。

以上のような信濃海外協会の動きに触発され、他の海外協会のなかにもブラジル移住地事業に参加するものが現れた。すなわち、一九二六年八月に鳥取県海外協会がアリアンサ移住地の北隣に土地を購入、信濃海外協会が購入した土地と合わせて「アリアンサ第二移住地」を建設すると、一九二七(昭和二)年二月には富山県海外移民協会が同じくアリアンサ移住地近くの土地を購入し、信濃海外協会の土地と合わせて「アリアンサ第三移住地」を建設した(七四)。そして、本稿の主題である熊本海外協会も一九二六年にアリアンサ移住

地の南方に土地を購入し、独自の移住地を経営することになったのであった(七五)。

## (二) 海外移住組合法の制定

前述したように、法改正の挫折と農商務省の反対により、信濃海外協会は移民事業への産業組合法の適用を断念せざるを得なかった。しかし、同会(永田圃)の構想した移民事業を実現するためには、産業組合のような組織は絶対に必要であったため、彼らは産業組合法に代わる新たな法律の制定に向け運動をおこしていくことになる(七六)。

その第一段として、第五〇回帝国議会(一九二四年二月〜一九二五年三月)に、衆議院議員で同時に海外協会中央会の副会長(七七)でもあった津崎尚武が「移住組合法制定ニ関スル建議案」を提出した。同建議案の説明において、津崎は「日本ノ内地ニ起ツテ居ル各種ノ問題……有ラユル問題ノ本ガ要スルニ日本ノ人口過剰」(七八)にあるとして、内地や海外に向けた移民の必要性を訴えた。そして、移住するにはまず資金が必要だが、移住組合によって資金を調達することが最も適当な方法であると述べて、津崎は政府に対して移住組合法の制定を求めたのであった(七九)。

ついで、第五一回帝国議会(一九二五年二月〜一九二六年三月)には、津崎らによって「移住組合法案」が提出された。結局、この法案は審議未了のために廃案となってしまうが、同法案は「衆議院各派一致ノ法案トシテ提出」(八〇)されたもので特に反対する勢力もなく、同法案は次の議会において可決されることが確実視された(八一)。

そして、第五二回帝国議会(一九二六年二月〜一九二七年三月)において、津崎らによって再び「移住組合法案」が提出されると、同法案は衆議院本会議に上程されて委員付託となった。また、今回は政府の側でも外務省と内務省が協力して「海外移住組合法案」を作成しており、同法案も議院に提出されて委員付託となった。その後、最終的には政府案の方を通過させることとなり、同法案は衆議院と貴族院を無事通過して、一九二七年三月に「海外移住組合法」として公布されたのである(施行は同年五月一日(八二))。

同法を基礎として設立される海外移住組合の組合員となったものは、組合から海外移住に必要な資金の貸付や貯金の便宜を受けることができた。また、組合員とその家族は組合が取得した土地・建物の譲渡や利用を認められており、組合は移住地において学校・病院・倉庫の事業などを行うことができた。さらに、各府県に設立された移住組合(八三)は、その連合団体である海外移住組合連合会から事業に必要な資金の貸付・貯金の便宜を受けることができた(八四)。

#### 四・二、熊本海外協会によるブラジル移住地事業

##### (一) ブラジル移民事業への傾斜

熊本海外協会がブラジル移住地事業に乗り出すのは一九二六年からであるが、その前年一九二五年から彼らはブラジル移民事業への関与を深めつつあった。同年六月にそれまで実施していた「南洋派遣生」に代わって、新たに「ブラジル派遣生」を派遣したことなどはその表れといえるだろう<sup>(八五)</sup>。

ブラジル派遣生が送られた理由は、同会の説明によれば、一九二三年四月、三回目の南洋派遣生を送ったところから南米方面への移民について研究していたところ、排日移民法成立を受けてその研究を本格化することとなった<sup>(八六)</sup>。そして、その結果「将来邦人の活動舞台としての新天地は、南米にありとの確信に到達し」、同方面での開拓の実績を挙げて「全国にこれを懲漣すべく」派遣生を送出したのだという。たしかに、排日移民法施行直後の一九二四年七月一〇日に同会は理事会を開き、「従来の南洋派遣生を一変して今後之を南米に派遣するの可否」<sup>(八七)</sup>を協議しており、上に述べた派遣生送出の理由は大筋としては信頼できると考えられる。

ただし、はたして彼らが初めからブラジルを「将来邦人の活動舞台としての新天地」と「確信」していたかは疑問である。派遣生を送ったことから、彼らがブラジルを日本人の有望な渡航先と見ていたことは間違いないが、一方で同会が満州移動農村を立案しその実施を強く望んでいたことを考えると、やはり彼らの関心の大部分は満州にあったのだろう。しかし、肝心の移動農村計画が遅々として進展せず、かたや社会全体ではブラジルへの移民の流れが盛り上がり始めていた<sup>(八八)</sup>。そのような状況を受けて、熊本海外協会もブラジル移民事業へと重点を移さざるを得なかったというのが実情ではなからうか。

##### (二) ブラジル移住地建設計画の始動

以上のようにブラジル移民との関係を深めつつあった熊本海外協会だが、彼らがさらに歩を進めて自ら土地を購入し移住地を建設することを決意したのは、信濃海外協会によるアリアンサ移住地建設に触発されたからであろう。また、在ブラジル熊本県人の勧誘があったこと<sup>(八九)</sup>、海外移住組合法案の第五二回帝国議会での通過が確実視されたことなどもその決意を後押ししたと考えられる。

前述したように、熊本海外協会は一九二六年一月の理事会で「今後南米ブラジル移住に

対し全力を傾注する」ことを決定したが、当日にはアリアンサ移住地事業の中心人物である永田稠が来熊し、関係者を前に「伯国事情並に伯国に於ける信濃殖民地経営の実状に関する講演」を行った<sup>九〇</sup>。また、同年二月には、同会は商業会議所とともに、当時ちやうど帰国していたブラジル移民の成功者である農田源行（熊本県出身）を講師として南米事情講演会を県下数ヶ所で開催することを計画し<sup>九二</sup>、南米への渡航熱を煽った。

そして、四月に開かれた熊本海外協会の総会において「ブラジル土地組合組織の件」<sup>九二</sup>が議決されると、いよいよ移住地事業は本格化していくこととなる。同会が発行したとみられる『熊本県移住地建設案』という小冊子<sup>九三</sup>によると、当初の計画の概要は（一）資金は二〇万円で熊本県関係の有志が醸出すること、（二）五〇〇町歩内外の土地を購入し、三カ年賦支払いとすること、（三）希望者には一戸につき平均二五町歩を分譲すること、（四）入植者は二〇〇戸とすること、（五）移住地には交通機関や教育娯楽機関、保健衛生設備、経済金融機関を設備することというものであった。

### （三）移住地計画と県当局の関係

熊本海外協会は当該移住地事業を進めるにあたって、その当初から県知事（県当局）からの了解・支援を取り付けるために動いていたが<sup>九四</sup>、一九二六年六月には

熊本海外協会の発起に係る南米ブラジル移植民地建設に就ては過般佐竹本県知事の諒解を得其の発案の下に知事より懇談すべく県下各郡の有力者八十六名に対し招集状を発しありしが愈々来る「六月」八日午後一時より熊本県会議場に其の来会を求め知事より移住地建設に関し懇談を交ゆる事となつた<sup>九五</sup>

と伝える新聞記事もあり、その積極的な協力を受けることに成功していたことがわかる。なお、上の引用文中にある懇談会は六月八日に開催され、県当局者や熊本海外協会関係者、県下各地の有力者など約四〇名が出席した<sup>九六</sup>。会合では、まず佐竹義文県知事が「之「移住地建設事業」を国家的見地から観るも又一種の営利的事業として観るも洵に適當の計画と思ふ」として出席者に援助を求めたあと、熊本海外協会が事業の内容を説明、最後には「何れも此の国家的事業の爲め相当努力する事を申合せ」という<sup>九七</sup>。

このように県当局の協力もあり、当該事業は一見順調に進展していた。しかし、移住地の経営組織（「南米土地組合」）のあり方をめぐって、熊本海外協会と県当局との間には微

妙な隔たりが存在したようである。たとえば、前述の懇談会開催後に新聞に掲載された記事は、「佐竹知事の之「移住地事業」に対する意向は趣旨其者に賛成であるは勿論之を熊本県の名に於いて営む時は充分成功せしめざるべからずといふにあり内容調査の上出来得る限りの便宜を図ることとなつて居る」<sup>(九八)</sup>として、知事が慎重な姿勢を示していたことを伝えており、事実県当局は社会事業の担当者を「土地組合組織に関する諸般の事項を聴取」<sup>(九九)</sup>するために海外協会中央会および長野県庁に派遣したのである。

しかし、このような県当局の慎重な姿勢に対して、事業を進めようとする熊本海外協会は不満を覚えたにちがいない。同年七月初めの段階で「未だ公募に着手しないが該計画が新聞紙によりて発表さるゝや九州各地よりの申込多く「七月」七日迄二十五名五百廿五町歩に達した」と伝えられる状態で、「実際勧誘に着手せば忽ちにして予定の口数に達すべく協会としては頗る樂觀の態であ」<sup>(一〇〇)</sup>つたから<sup>(一〇一)</sup>、その思いはひとしおであつただろう。

この経営組織の問題を解決するため、熊本海外協会は藤垣儀一郎を前述した県の社会事業担当者とともに東京に派遣して永田稠に面会させ、その助言にしたがつて移住地を「投資者の組合経営とせず協会の直営とする」<sup>(一〇二)</sup>よう方針を決定した<sup>(一〇三)</sup>。くわえて、七月二二日には永田稠が来熊して南米事情講演会を開催することが報じられたが、これは熊本海外協会の依頼によるものであつた<sup>(一〇四)</sup>。

その後、同月一二日の熊本海外協会役員会で永田を交えて協議が行われた結果、同会は南米土地組合の会長として県知事を推戴することを決定した<sup>(一〇五)</sup>。そして、協会会長の鏑方徳蔵などが知事を訪問して会長就任を勧奨したところ<sup>(一〇六)</sup>、知事は「協会の一切を挙げて其の全権を一任するならば就任しても可なり」<sup>(一〇七)</sup>と回答したという。これを受けて、熊本海外協会は一九日に理事会を開いてこの知事の回答にどう対処するかを協議したが、最終的には「土地組合組織のみならば無論其の総てを知事に一任するも可なるも其の他の全部を挙げて之を其権内に委する事は遺憾ながら承諾し難しと云ふに意見一致し」、土地組合は各理事の分担によつて組織することに議決した<sup>(一〇八)</sup>。

如上の決定にしたがつて、熊本海外協会は七月二六日に臨時理事会を開いて協会内に「南米移住地経営部」を設置した<sup>(一〇九)</sup>。同経営部の役員には同会の理事たちが就任し、予算や経営方法は部長が立案したのち同会の理事会の承認を受けることとなつていた<sup>(一一〇)</sup>。そして、この経営部設立以後、熊本海外協会は正式に事業の宣伝と募集を始めたらしく、「一九二六年」八月一日より県下各郡並に東京大防<sup>(一一一)</sup>「阪」地方に出張移住地建設を「の」主旨宣伝し加入を勧誘し或は各郡町村長会に出張説明をなし又は書面にて依頼する等各種の方

法により宣伝に努めた」(二〇九)という。

#### (四) 土地購入と移民の送出

一九二六年六月、第二回ブラジル派遣生として金竹盛重が派遣されたが、彼は移住地選定の任務を帯びていた(二一〇)。金竹は同年七月にブラジルに到着すると、在ブラジル熊本県人や前年に派遣された第一回ブラジル派遣生らと協力して土地調査に奔走した(二一一)。そして調査の末に、信濃海外協会のアリアンサ移住地南方の鉄道予定線近くに有望な土地を選定、その土地三、〇〇〇町歩あまりを約一四万九、〇〇〇円で購入する契約を締結したのであった(二一二)。

以上のようにして、経営組織が成立し移住地購入が確定したため、熊本海外協会は早速入植する移民の送出にとりかかった。一九二七年二月四日、熊本海外協会は出資者と入植者合わせて約四〇名を集めて会合を開き、移住地購入の経過や現地の状況を説明し、入植規程や入植者心得について協議を行った(二一三)。そして、同年四月から順次入植者の送出を開始し、合計一〇〇名以上を送り出したのであった(二一四)。

#### (五) 海外移住組合への移住地移管問題

以上のように、熊本海外協会は大体において順調に事業を進展させたが、思わぬところから大きな困難に遭遇することとなった。前述の通り一九二七年五月に海外移住組合法が施行されたのだが、それに先立って建設されていた信濃・熊本・鳥取・富山の四つの海外協会の移住地はその適用外とされてしまったのである(二一五)。海外移住組合法成立のために尽力した海外協会にしてみれば、そのような措置は到底納得できるものではなく、ここに海外協会移住地をいかにして海外移住組合に移管するかということが問題となったのであった。

移住地を経営していた各県の海外協会は県当局から支援を受ける半官半民団体であり、かつ当該事業には地方の有力者も出資などの形で関係していた。そのこともあってか、各県知事たちもこの問題については注意を払っており、政府に対して移管を求める働きかけを行っている。一九二七年六月二四日には、東京で開かれた地方長官会議の席上で鳥取県知事から「海外移住組合法と海外協会との関係につき連絡を計るため関係府県だけで懇談会を開きたい旨の提議」(二一六)があり、これを受けて七月二日に内務大臣・政務次官・社会部長および各地方長官が出席した協議会が開かれた。そしてそこで、岩手県知事から「現

存の海外協会所有地を移民組合に肩替りしてもらひたい」という提案がなされると、富山・鳥取・熊本・長野の各知事が賛成したという(二七)。しかし、これに対する当局者の回答はすげないもので、「海外協会の所有地を移民組合に肩替りすることは移民組合法制定の趣旨に副はないから本年度予算においては困難である」(二八)というものであった。

とはいえ、政府当局も移住地移管を求める如上の動きを無視することはできなかった。ブラジルで発行されていた日本語新聞『伯刺西爾時報』は、その後の政府当局(内務省)の対応について、

……政府から多大の便宜をうける移住組合の出現により、いたく脅威をうけたのは、ほぼ同様の目的ですでに設立されてゐる信濃(長野)鳥取、富山、熊本の各海外協会である、これらはいづれもブラジル・サンパウロ州アリアンサに総計二万一千町歩の土地を購入し熊本を除くほかは耕作の経営を開始してゐるに拘らず政府から低資の融通その他の便宜を得ることができないので移民の先駆者を冷遇するとの非難の声が高いが前記海外協会所在地の地方長官が熱心に運動した結果内務当局もやうやくこれに動かされ来年度予算に移住組合の経費百八十万円を大蔵省に要求し、うち半額をもつて前記四海〔外〕協会の土地を移住組合に肩代りして諸種の保護を加へることに決定した、……(二九)

と報じている。事実、海外移住組合連合会内では移住地移管に関する協議がなされたように、入植用の土地購入のためにブラジルに渡航していた(三〇)梅谷光貞(三一)〔海外移住組合連合会専務理事〕に対して、田付七太(海外移住組合連合会理事長)から一九二八年一月に送られた報告には、「信濃、富山、鳥取、熊本ノ四協会ヨリ来年度ニ於テ組合ニ肩替リシタキ希望アリテ協議進行中ナリ御含ミノ上貴方事情モ調査アレ」(三二)という文言が確認できる。

このようにして、移住地移管に向けた動きは一応の端緒についたが、移管の完了までにはなお多くの紆余曲折を経なければならなかった。たとえば、ブラジルでの土地取得に困難を感じた梅谷は、アリアンサ移住地を視察した結果その交通の利便性や地味の良好さなどを確認し、次のように同移住地の活用を田付理事長に提案した。

〔アリアンサ移住地の〕此土地ト施設物トヲ利用シテ移住組合員ノ入殖ヲ試ムルハ目

下ノ急務ノ応スル最良ノ方法ナリトノ結論ニ一致シ又当地「アリアンサ」関係ノ理事者ノ意見ヲ徴スルニ何等異議ナシ依テ直ニ長野鳥取富山熊本ノ四県ヲシテ移住組合ヲ組織シ連合会ニ加入セシメ其所有地ト買収ノ見込アル接続地トニ対シテ右四県及昭和二年度成立ノ八組合ノ組合員中ヨリ百家族乃至百五十家族ヲ今ヨリ三月迄ノ間ニ於テ渡航セシメ度シ御指揮ヲ請フ尚四協会ノ移住地経営ニ関シ正当ニ發生シタル権利義務ハ此際一切現状ノ俣継承スルヲ至当ト認メラル、モ内地ニ関スル点大ナルモノアルニヨリ貴地ニ於テモ特別ノ御研究ヲ希望ス(二三)

しかし、これに対する田付理事長の返答は「昭和二年ニ於テ設立シタル八組合ニ先ンジテ右四海外協会ノ組織変更ヲ認ムルハ事情之ヲ許サザルヲ以テ昭和三年度予算成立ヲ条件トシテ右移住地ヲ購入致シタシ」(二四)というものであった。その後、一九二八年二月末の段階になっても「四協会肩代リノ件ハ協議中ナルモ諸種複雑ナル事情アリ調査ニ時日ヲ要ス」という状況であったが、そのなかで「熊本丈ケハ他ノ三協会ニ比シ幾分簡単ナルヲ以テ他ト引離シ来年度ニ於テ其実行ヲ見ルヤモ計リ難キモ未タ何等確定セルニアラス」として(二五)、熊本海外協会だけは他の三海外協会よりも一歩先に移管の話が進んでいたようである。

#### (六) 熊本県海外移住組合の設立

海外移住組合法の施行後、熊本海外協会は熊本県海外移住組合の設立に向けて動き始め、一九二七年六月には理事会で移住組合定款について協議を行っている(二六)。また、翌七月には、

海外移住組合設立に関しては今回地方長官会議を機として協議会を開かれたが同移住組合法は海外協会既設の移住地に及ぼさざる關係上熊本海外協会の移住地を組合に肩代りする事は不可能の如く伝へられたが熊本海外協会の南米移住地は建設の経過に徴し既設のものト云ふ事を得ず当然右組合法に依拠し得るものとの見地より齋藤(宗宜)知事及上京中の阿部野理事より逐一事情を具陳した結果当局の諒解を得右移住組合法の適用を受くることとなり早速組合組織を進むべしとの内命を受けた……(二七)

という報道がなされた。この辺りの事情は前述した通りで、実際にはこの記事が述べるほ



ど事態は単純ではなかったが、この「当局の諒解」と「内命」によって熊本海外協会の面々はある程度の安心を得たにちがいない。上の報道と同じ月に開かれた同会理事会では「海外移住地経営に対する政府の低利資金借入申請に関する件」が、さらに一〇月の理事会では「南米移住地経営を海外移住組合に移管の件」が協議された<sup>(二二八)</sup>。そして、一九二八年三月七日に熊本県海外移住組合の設立が許可され<sup>(二二九)</sup>、同年五月に熊本移住地の同組合への移管の協定が成立したのであった<sup>(二三〇)</sup>。

なお、以上の経過からわかるように、熊本県海外移住組合は熊本海外協会が主体となつて組織したもので、同組合設立当時の役員には多くの同協会関係者が就任していた<sup>(二三一)</sup>。別の組織に肩代わりしたといっても、その運営組織の内実はほとんど変わらなかったのである。

### (七) 移住地経営の実態

では、熊本移住地はどのような運営状況であつたのであろうか。当該事業の評価を下すためにも、移住地経営の内実を分析したい。

移住地の状況については、『熊本海外協会会報』に掲載されたブラジル派遣生からの報告などからもうかがうことができるが<sup>(二三二)</sup>、それらの報告の主目的は移住地がいかにならざるかを主張することにあるため、移住地経営上の「不都合」な事実は記載されていない。そのため、ここでは外務省の史料を主に活用しつつ、移住地経営の実態に迫ることとしたい。

#### (七) 一、経営資金の問題

前述したように、熊本海外協会は当初の計画において移住地事業の資金を二〇万円と見積もっていたが、南米移住地経営部の歳入歳出決算書（一九二六年度）をみると、同年度の予算は九五、七〇〇円で、すべて「出資金」で賄うこととされている<sup>(二三三)</sup>。

もちろん、事業初年度において土地購入費などの必要経費を全額そろえる必要はないが、問題は同年度において実際に準備できた資金は予算よりも少ない約七九、〇〇〇円で、早くも計画と齟齬が出ていた点である。しかも、そのすべてを出資金で賄うはずであつたにもかかわらず、肝心の出資金が「加入者予定数二達セザル」ために六三、〇〇〇円しか集まらず、補填として約一六、〇〇〇円を借入しなければならぬ状態であつた<sup>(二三四)</sup>。これらのことから考えるに、少なくとも事業初年度においては財政的に不安のある経営であつ

たといわざるを得ないだろう。次年度以降の財政状況については史料制的制約から詳らかでないが、後述する負債問題への対処などをみる限り、依然として資金面での問題を抱えたままだったのではないかと推測される。

### (七) 一、二、移住地の状況

一九二八年一月、ブラジルのサンパウロに駐在していた赤松祐之総領事から外務省に、熊本海外協会に対して(一)名義変更——おそらく、移住地の名義変更——には会長(個人の資格)の委任状が必要なこと、(二)熊本海外協会は「大原」という人物などに負債があるがその整理が必要であることの二点を伝えるよう求める電報が届いた(二三五)。この電報は外務省から熊本海外協会に転電され(二三六)、同会からは(一)名義変更については電報の通りに手続きを行い、(二)負債整理の委細については藤垣主事が出頭したうえで具陳するとの返答がなされた(二三七)。そして、後日出頭した藤垣から「大原等二対スル負債ハ目下手続中ノ海外移住組合トノ連絡ツキタル上整理スル」(二三八)旨説明がなされたのであった。

しかしその後、現地からは負債整理を督促する電報がさらに送られてくる。債権者である大原の商店は「小資本ノ運転ニ依リ辛フシテ支持シ居ル」関係から、負債返済は彼にとって「死活ニ関スル問題」であり、「又〔大原の商店が倒産した場合〕移住地トシテモ自然食糧其ノ他必要品購入ノ途絶スルニ至ル」恐れがあったため(二三九)、熊本海外協会には早急な対応が求められたのである。

外務省にとつて、この問題は単なる一移住地・一商店だけのものではなかった。そもそも、大原は「アリアンサ」植民地ノ咽喉ヲ扼スル「アラサツバ」ニ於テ精米業及雜貨商ヲ営ミ伯国ニ於テ最信用アリ且ツ有望ナル邦商ノ一人」で、「アリアンサ」ニ於ケル各県移住地ガ今日迄同人ヨリ受ケタル便宜少カラサルモノ」があつた(二四〇)。その大原が、「半官的団体トシテ信用ヲ置キタレバコソ多額ノ物資ヲ融通セル熊本県海外協会ガ債務ヲ履行セサル為メ夫レガ破綻ノ因トモナルコトアラバ……同人ニ対シ甚タ氣ノ毒ナルハ勿論海外協会ノ在伯邦人間ニ於ケル信用地ニ墮チ惹イテハ海外移住組合ノ事業ニモ何等カノ悪影響」(二四一)を与えることも懸念されたのである。そのため、外務省は「右移住地ヲ移住組合連合会ニ於テ肩替リスルコトニ大体ノ方針決定ノ今日熊本県当局ニ対シ何トカ立替ノ方法ヲ講シ海外協会ヲシテ債務ヲ至急履行セシムル様御照会相成様致度」(二四二)と内務省に協力を要請したのであった。

結局、この負債問題は内務省社会局を巻き込んで解決がはかられたが(二四三)、その後、熊

本海外協会から現地の在外公館に対して、(一)大原に対して負債支払を延期してくれるよう交渉すること、(二)熊本移住地の会計検査を行うことこの二点が依頼された(二四四)。この依頼を受け、在外公館はアリアンサ移住地理事の輪湖俊午郎に代理で検査を委嘱したが(二四五)、輪湖による調査から明らかになったのは移住地会計のずさんな管理と役員同士の反目という新たな問題であった。すなわち、

……全移住地〔熊本移住地〕ハ創業日浅ク其ノ会計ハ極メテ簡單ナルヘキニ不拘収支ノ記帳ヲ欠キ居リタル為メニ責任ヲ以テ検査スル能ハサリシ実状ナルカ現在ノ如キ有様ニテハ今後事業進展複雑トナルニ至ラハ益々紊乱遂ニ收拾スヘカラサルニ至ル虞アリ、且ツ現在ノ二役員ハ種々ノ点ニ於テ何レモ適任者ト認メ難キノミナラス今ヤ互ニ反目排擠シ其結果移住地経営上在植者ノ蒙ル迷惑甚タ少カラス為メニ或ハ問題ヲ惹起スルヤモ測リ難キ情勢ナリ……(二四六)

という移住地経営の実態が判明したのである。以上のような移住地の状況を受けて、在外公館は(一)適当な人物を派遣して根本的な会計検査をすること、(二)「押へノ利ク相当年配者ヲ急派シ現両役員ヲ退ケ当国ノ言語事情ニ通スル適任者ヲ起用シテ全然一新スルコト」を熊本海外協会に提案した(二四七)。同年九月、同会は「移住地を本県の移住組合に引渡す都合上万般の整理要務」のために藤垣儀一郎をブラジルに派遣したが(二四八)、藤垣には移管に関する業務のほかに移住地経営立て直しの任務も課せられていたものと思われる。

上述したやり取りのあとにも負債問題は熊本移住地の懸案となり続け、同年六月にはブラジルの梅谷から「熊本移住地ノ名義書替ハ「カネタケ」「金竹盛重」名義ノ負債関係ヲ整理スルニ非サレハ実行不可能」(二四九)という新たな知らせがもたらされた。さらに、この問題に関する在外公館の電報には、次のような記述がある。

熊本海外協会アリアンサ移住地土地代金支払方ニ関シテハ其ノ都度支払期日前ニ着金セス面少カラサル次第ナルガ最近当地梅谷移住組合連合会専務理事発田付理事長電報ニ依レハ同移住地ニ於テハ前記土地代以外金竹個人名義ノ負債多額ニテ之カ整理ヲ為ササル限り同移住地ノ移住組合肩代ハ実現困難ナル趣ニ付此ノ際可成早目ニ内地熊本〔海外〕協会ノ注意ヲ喚起シ置クニアラサレハ肩代問題ハ勿論来年一月ノ土地代支払ニ付再ヒ支障ヲ来シ延イテハ同仁会ノ二ノ舞ヲ演出スルカ如キ虞アルニ付同移住地

このように、海外移住組合への移管協定が成立したあとも、熊本移住地は負債問題のみならず重要な土地代金の支払いさえ憂慮される状態であった。本稿においては、当該移住地のその後の状況についてはこれ以上ふれないが、これまで述べてきた諸問題の存在から考えて、おそらくは困難な経営が続いたであろうことは想像に難くない。

#### 小括

以上、大正末期から昭和初期にかけて熊本海外協会が行った事業のうち、とくに移民事業に関して分析を行ってきた。その内容を以下にまとめた。

#### (二) 満州移動農村計画

アメリカ合衆国における排日運動の高揚を受けて、熊本海外協会は新たな移民先を模索したが、その様々な候補地のなかで彼らがまず着目したのが満州であった。その理由としては、満州移動農村計画でも述べられているように、満州と日本との距離が近かったこともあったであろう。しかし、彼らの満州への執着の背景には、そのような種々の合理的な理由のほかに、彼らの長年にわたる経験——国権党や東亜通商協会の活動の経験——もあり、その判断に大きな影響を与えたと考えられる。

しかし、彼らの熱心な活動にかかわらず、熊本海外協会の満州移民計画は実現しなかった。その最大の障害となったのは当時日中間で懸案となっていた商租権問題であったが、一民間団体にすぎなかった彼らにはその問題を解決する能力はなかった。移動農村計画は外務当局などに開陳されたが、その賛成を得ることはできなかった。もし熊本海外協会の計画が実行された場合には中国側が反発する可能性は十分にあり、商租権問題をさらに複雑にする可能性があった。熊本海外協会は「日支共同事業に対する了解ある場合は必ずしも商租土地契約の実行不可能ならざるが如し」と自信をみせていたが、その「了解」を得る具体的な根拠は示されておらず、外務当局としてはわざわざ危険を冒してまで実行させる必要性を認めなかったであろう。

結局、当該期における熊本海外協会の満州に対する活動は実を結ぶことはなかったが、後述するように同会の満州への関心はブラジル移住地事業がひと段落したあとに再び表出

することとなる。そしてそのことが、「満州国」建国後に同会が満州移民の有力な推進団体となる伏線となったのであった。

## (二) ブラジル移住地事業

移動農村計画が商租権問題のために頓挫したあと、熊本海外協会はブラジル移民事業へと活動の重点を移し、ついにはブラジルに独自の移住地を建設するにいたった。後年、同会は自らの移住地建設事業について、「我熊本海外協会は長野外三県も犠牲的実行の魁をなし以て政府の方針と一致したのみならず、国策実行の試金石となつてゐる」(二五〇)としてその先見性や国策への貢献を自画自賛している。たしかに、海外移住組合法成立前から移住地建設に向けて動き始めた先駆性や永田稔をはじめとする部外者の協力があつたとはいえ、単独で移住地購入・移民送出にまで至つた実行力などは特筆に値するだろう。

しかしその一方で、熊本移住地が負債問題などを抱えており、その経営が健全とはいひ難いものであつたことも前述した通りである。そして、このことは周囲の眼からも明らかで、在外公館などの関係機関は同移住地の経営を不安視し、現地新聞『伯刺西爾時報』も海外移住組合事業を批判する文脈において、「経済的に考えても、もし無闇に事業を実行するならば」収支償はずして行詰らざるを得ないこと、現在アリアンサ移住地に於ける、熊本海外協会の如くならざるを得ないのだ」(二五二)と述べて、熊本移住地を経営の「失敗例」として引き合いに出したのであつた。如上の事柄を考慮すれば、同事業に対する熊本海外協会の肯定的な自己評価も訂正する必要がある。同会の移住地事業は、たしかに海外移住組合法の成立を後押しする要因となつたであろう。しかし、熊本移住地の移管問題と経営上の問題は、国策に少なからぬ混乱をもたらした。同会の述べるように、当該事業は「国策実行の試金石」となつたかもしれないが、その結果政府当局者たちが抱いたのは——熊本海外協会の肯定的な自己評価とは異なり——同会の経営・管理能力に対する不信感だつたのではなからうか。

## (三) 地域への影響

当該期における熊本海外協会の諸活動が、熊本という地域にいかなる影響を与えたのか。この問題について答えることは容易ではない。そもそも、満州移動農村計画は立案されただけで実行には移されず、またブラジル移住地事業も初期の入植者は多く見積もつても二〇〇人未満であつたから(二五三)、どちらの活動も熊本の地域社会に与えた直接的な影響は

限定的であつただろう。

しかしその一方で、同会の活動——とくにブラジル移住地事業——は地元の新報で報じられており<sup>(二五四)</sup>、世間の耳目をある程度引いていた。同会の満州に対する活動は、人々の意識のなかに満州を有望な移民先の一つとして浮かび上がらせたであろうし、ブラジル移住地事業の実行は、同時期に同会が県下各地で行っていた講演会と相まって、世間にブラジル移民の存在を定着させその興隆に一役買ったであろう。このように、直接的な影響は微々たるものであつたが、移民事業に関する世論の形成・興隆に一定の効果があつたといふのが、これらの事業と地域との関係に対する妥当な評価ではなからうか。

最後に次章との連結を意識して、満州移動農村計画が挫折したあとに行われた、熊本海外協会の満州に対する活動についてふれておきたい。

実は、熊本海外協会は「南米ブラジル移住に対し全力を傾注する」としながら、その裏で満州に対する活動を継続していた。たとえば、一九二六年四月の理事会では「満蒙西伯利移住に関する件」<sup>(二五五)</sup>が協議され、さらに同年五月から七月にかけて同会理事の阿部野利恭が島田元太郎と北朝鮮・満州・シベリアの各地を視察している<sup>(二五六)</sup>。阿部野によれば、この視察は「朝鮮北境の豆満江岸に面する地域及間島方面より北満並に露領ウスリー地方に於ける民族関係を研究し産業上の大策を樹立することに依りて我人口及食料問題の解決に資するの余地あるを信じ」<sup>(二五七)</sup>て行われたもので、同地方で生活していた朝鮮人の状況などが調査された。この視察の結果、阿部野は「有力なる鮮支人の諒解の下に二間島琿春及ウスリー地方産業の連絡をなすの目的を以て琿春に根拠を定め」、「一、金融機関を設くる事」「二、各種製造業を営む事」「三、訓練ある純農者を以つて組織的農園を開拓する事」という三つの事業をおこすことを提案し、とくに三つ目の事業について「専ら熊本海外協会の事業として之に当」とした<sup>(二五八)</sup>。この「訓練ある純農者」が具体的にどのような人々を指すかはわからないが、視察前の理事会での議論から推察するに、日本人農業移民のことであつたと考えられる。

そして、一九二八年三月一〇日——すなわち、熊本県海外移住組合の設立が認可され、移住地移管問題にある程度の見通しがたつた段階——に開かれた熊本海外協会理事会では「移動農村実行に関する意見」<sup>(二五九)</sup>が協議され、また同月一五日に発行された『熊本海外協会会報』第一一巻第二号の第一面には「移動農村計画に就て」と題する文章が掲載された。ここにおいて、ブラジル移住地事業のために後景へと退いていた満州への関心が、再

び彼らの活動の前景へと表出してきたのである。

結局、これらの動きさえも当時は何ら実を結ぶことはなかった。しかし、上の活動に示されるような満州に対する強い関心を抱いたまま、熊本海外協会は一九三一年の満州事変を迎え、その後満州移民実行に向けた積極的な動きを展開することになるのであった。

### 〈註釈〉

(一) もちろん、熊本海外協会はその設立当初から移民奨励機関としての機能を有しており、設立後すぐに会報に掲載された「海外協会業務案内」には「海外発展奨励の為め県内巡回指導」や「再渡航の奨励」といった項目がある(『熊本海外協会会報』第一卷第三号、一九一八年一〇月一日、一六頁)。ただ、本章で扱う期間には、移民計画の立案や移住地の建設など、如上の活動よりも一層積極的な活動がみられたのであった。

(二) 海外興業株式会社は、一九一七(大正六)年に東洋移民合資会社や南米植民株式会社など四つの移民会社を統合して設立され、その後さらに他の移民会社を吸収することによって、一九二〇(大正九)年以降は国内唯一の移民会社となった企業である(入江寅次『邦人海外発展史』下巻(井田書店、一九四二年)五三一頁)。

(三) 丸山浩明「ブラジル日本移民の軌跡——百年の「大きな物語」——」丸山浩明編『ブラジル日本移民——百年の軌跡——』二〇一〇年、明石書店、一五六頁。

(四) もっとも、一四歳未満は割り当て数に加えないなどの様々な措置により、一九三七(昭和一二)年までは制限数よりも多い数の移民の入国が認められた(前掲丸山論文、一五六頁)。

(五) 以上、時代背景の概括にあたっては、原口邦紘「第一次大戦後の移民政策——移住民保護奨励施策の立案過程——」『外交史料館報』第二号、一九八九年)、同「一九二四年の移民問題——排日移民法下の帝国経済会議——」(三輪公忠編『日米危機の起源と排日移民法』(論創社、一九九七年)、飯窪秀樹「一九二〇年代における内務省社会局の海外移民奨励策」『歴史と経済』第一八一号、二〇〇三年)、同「海外興業株式会社と海外移住組合連合会——一九二〇・四〇年代における海外移住民取扱機関の変遷——」『横浜市立大学論叢社会科学系列』第六一卷一・二・三合併号、二〇一〇年)、竹内昆明「戦間期の移民政策——大蔵・外務・内務三省にわたる移民政策の展開過程——」(『史学論叢』第三七号、二〇〇七年)、同「一九二〇年代の移民政務——移住関係機関と政府関与——」

『駒沢史学』第七二号、二〇〇九年）、丸山前掲書および遠藤十亜希『南米「棄民」政策の実像』（岩波現代全書、二〇一六年）を参照。

(六) 『九州日日新聞』一九二三年一月一九日付。

(七) 同前。

(八) 『九州新聞』一九二四年七月一二日付。

(九) なお、日本人メキシコ移住史編纂委員会編『日本人メキシコ移住史』（日本人メキシコ移住史編纂委員会、一九七一年）によれば、アメリカ合衆国における排日運動の高揚を受けて「加州在住の日本人間には、アメリカにおける前途を悲観して、親日国として知られるメキシコへ移住しようとした人々も少なくなく、なかには新聞紙上でメキシコ移住のキャンペーンを行うものもいたらしい（一六三頁）。もともと、この在米移民のメキシコへの流れは、メキシコの政情不安とアメリカでの排日運動が下火になったことにより、自然に立ち消えになってしまったという（一六三・一六四頁）。

(一〇) 『九州日日新聞』一九二四年七月二七日付。

(一一) 『九州新聞』一九二三年二月二三日付。

(一二) 『熊本海外協会会報』第七卷第一二号、一九二四年二月一五日、一頁（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref:B011041611100（第三二画像目）、朝鮮人ニ対スル施政関係雑件／産業施設 第二卷（一・五・三・一五「六」〇〇二）（外務省外交史料館））。なお、この号に関しては京都女子大学図書館に所蔵がないため、外務省記録に収められているものを利用した。

(一三) 一九二四年二月、ブラジル行移民の旅券査証をブラジル領事館が拒否しつつあるという報道がなされたが、これに対しては「之は同国政府移民経費大削減の結果諸種の整理を要するが為めであるやうだが該措置は一般的なもので国に依つて差別を設けず三四箇月の内には再び査証を開始する見込である」という観測がなされた（『東京朝日新聞』一九二四年二月四日付朝刊）。しかし、査証拒否には別の理由もあったらしく、翌年三月にブラジルから帰国した齋藤和総領事は次のように語っている。

ブラジルが移民の入国禁止を行ったのは昨年七月の革命戦争に基因する当時ドイツ、イタリー移民が革命派を援助した為現政府が移民の入国を好まず遂に一般移民を禁止するに至ったが併し近く解禁する事になつて居るから日本移民も入国が出来るやうにならう（『東京朝日新聞』一九二五年三月二四日付朝刊）



その後、一九二五年四月にはブラジル移民の入国が許可されることが報じられたが、その報道によれば入国許可は同年七月一日からで、素行が善良な移民であることなどの条件が付されたという（『東京朝日新聞』一九二五年四月一〇日付朝刊）。

（四）『九州新聞』一九二五年二月二〇日付。なお、『九州日日新聞』一九二五年七月一日付掲載の記事には、「同会（熊本海外協会）では目下ブラジル移民全額補助の家族移民募集の外ペリユー、キューバ等の単独□民をも取扱つて居る」とある。

（五）『九州日日新聞』一九二三年一〇月二四日付および『九州新聞』同日付。

（六）南米土地組合については、信濃海外協会編『南米ブラジル「ありあんさ」移住地の建設』（信濃海外協会、一九二七年）七八・九四頁を参照。

（七）『九州日日新聞』一九二四年二月九日付。

（八）『九州日日新聞』一九二四年六月二六日付。

（九）海外興業株式会社編『南米ブラジル事情 附渡航案内』海外興業株式会社、一九三二年、六八頁。

（一〇）『昭和七年十月 海外興業株式会社現勢要覧』六頁。なお、前掲『熊本海外協会会報』第一巻第三号に掲載された「海外協会事業案内」には「渡航手続の代弁」という項目があり、「無手数料で海外渡航手続きの代弁をなし県保安課と渡航者との間に在りて諸般の事に関し仲介の労を取りますから渡航希望者は願書など代書人に依頼する前に先づ当人出頭するか若しくは書面にて協会に照会さるゝが宜しい」（一六頁）と説明されている。そして、この業務は実際に行われたらしく、たとえば『熊本海外協会会報』第一巻第五号（一九一八年二月一日）には、「海外渡航周旋」として「北米十五 加奈陀四 布哇一」という記述がある（十五頁）。このように、熊本外界協会は以前から海外渡航に関する業務を行っていたが、その活動はあくまでも海外渡航の「補助」といった内容であったようである。それに比して、大正後期に熊本海外協会が開始した海興の代理人業務は、移民会社に代わって移民希望者の厳選などを行うわけであるから、人々の海外渡航により直接的に関わるようなものであったといえよう。

（一一）ブラジル移民取扱と熊本海外協会の関係について、戦後に同会理事長となった石坂繁は次のように述べている。

戦争前のブラジル移民の取扱は海外興業株式会社の代行者である阿部野利恭氏個

人が之に当られたのであつて、海外協会として之に協力したという程度であつたが、それにしても海外協会に関係のあつた事は否めない事実である（石坂繁『熊本海外協会を語る』熊本海外協会、一九五四年、三〇頁）

石坂は、ブラジル移民取扱は阿部野の個人的な活動で「海外協会として之に協力したという程度」であつたというが、本文で述べた経緯をみる限りこの認識には疑問がある。移民取扱の開始が総会などで議論されたうえでの決定であつたことをふまえると、当該事業への参入は熊本海外協会の組織的な活動であつたと考えた方が妥当であろう。

なお、移民取扱事業の開始は、副次的な影響として熊本海外協会の歳入における「手数料」の増大をもたらした。たとえば、取扱が始まる前に決定された一九二四年度予算では、「雑収入」——熊本海外協会は「手数料」と「雑入」をまとめて「雑収入」と計上していた——は三五〇円しか計上されていない。同予算で会費が一五、五〇〇円、県補助費が五、八二〇円と計上されていることに比べれば、同協会の歳入に占める「雑収入」ひいては「手数料」の割合がいかに少なかったかがわかるだろう（以上、『九州日日新聞』一九二四年二月一〇日付を参照）。しかし、移民取扱開始後はこの「手数料」が大幅に増加する。すなわち、一九二五年度の段階では四〇七円——同年度予算では「手数料」は二、二五〇円と計上されていたので、同年度は彼らの予想以上に渡航者が少なかったようである——であつた「手数料」が、一九二六年度は三、三三三円、一九二七年度には二、二八九九円、さらに一九二八年度になると六、八三四円と大幅に増加したのである（それぞれ、『熊本海外協会会報』第一〇巻第四号（一九二七年六月二〇日）四頁、前掲第一一巻第四号（一九二八年五月一五日）三頁、第一二巻第四号（一九二九年四月一五日）七頁、第一三巻第四号（一九三〇年四月一五日）六頁掲載の各年度歳入歳出決算書を参照）。このうち、海興関係の手数料がどの程度を占めたのかは詳らかではないが、たとえば一九二七年度の「手数料」二、八九九円のうち「海興扱」が二、四五六円、「再渡航扱」が四四三円であつたと備考にあるため、そのほとんどは海興の移民取扱事業から得られたものであつたと考えられる。このように大幅に増加した「手数料」は、ときに熊本海外協会の歳入全体の約二割から三割を占めたことさえあつたが、この点からみても、当該事業を阿部野の個人的なものとする石坂の認識は誤りであるといえるだろう。なお、当該期の熊本海外協会の歳入については、第三章註（九二）を参照のこと。

（三）『九州新聞』一九二四年九月二三日付。

(三) 『九州日日新聞』一九二四年九月二八日付。

(四) 本文で述べた以外のブラジル移民に関する熊本海外協会の活動としては、一九二四年四月に阿部野と緒方が「海外協会」中央会々議列席の為上京途中大阪毎日を訪うてブラジル移民の状況を聞き尚希望を陳じ「たというものがある」『九州日日新聞』一九二四年四月二三日付。当時、大阪毎日新聞社は東京日日新聞とともに「東宮御成婚第二次記念事業」としてブラジルへの移住者二〇〇名に渡航費を提供する企画を行っていたので、『大阪毎日新聞』一九二四年四月二二日付朝刊)、阿部野たちはそれについて何らかの問い合わせをしたのであろう。なお、熊本海外協会と大阪毎日との関係については、第四章註(一四)を参照のこと。

(五) 『九州日日新聞』一九二三年八月三日付。

(六) 『九州日日新聞』一九二三年九月五日付。

(七) 『九州日日新聞』一九二三年八月二二日付から九月一日付にかけて、長江虎臣による「満州より」と題する旅行記が断続的に掲載された(全四回)。その記事によれば、ふたりは八月八日に大連に到着、その後旅順・營口・奉天・鉄嶺・哈爾濱に向かい、帰途に長春・公主嶺を経て二七日に平壤に至った。その間、ふたりは各都市の市街地や畜産会社(營口)、製糖会社(奉天)、農業試験場(公主嶺)などのほか、個人経営の農場などを視察したという。

(八) 前掲註(二六)と同じ。

(九) 同前。

(三〇) たとえば、一九二四年一月の熊本海外協合理事会で「満蒙事業」(前掲『九州日日新聞』一九二四年一月二二日付)が議論されるなど、これ以前にも同会の満州への動きは確認できる。しかし、その動きが「本格化」するのは同年八月以降のことであった。

なお、同時期には北米移民らの中で興味深い動きがおこっていた。すなわち、『九州日日新聞』一九二四年八月一九日付は、排日移民法施行後、「在熊滞米経験者中の有力者数氏」が会合して対応を協議した結果、「徒らに世論に雷同せず軽挙妄動を慎み此際充分にその善後策を講ずること」としたが、満鮮地方の移民状況などを視察して帰熊した今村新吾なる人物の報道を聴き、「満鮮地方発展に就き一つの成案を得た為め、茲に満鮮土地開発協会を設け愈活動を開始することゝなつた」と伝えているのである。

その後、翌九月には如上の計画の続報と思われる、次のような記事も掲載された。

北米に於ける移民中熊本県出身者より成立つ約五十名の団体が満鮮方面に転住すべく計画し海外協会に托して其移住地の調査に着手したことは嘗て報道したが最近熊本県の有力者田尻直人氏は北米移民者との間に種々交渉した結果熊本、福岡、佐賀三県の移民中の有力者を中心とし之に加ふるに九州各方面よりも賛成者続出し愈大陸開墾の大会社を創立すべく氏は先づ朝鮮方面に關して土地調査の打合せのため過日入城したが略国境方面に根拠を設くべき計画なり其資金は殆んど北米移民より払込む見込にて総資金三千万円の予定なりと云ふ（京城特信）『九州日日新聞』一九二四年九月七日付）

この計画についてはこれ以上の続報が確認できず、計画の内容や参加者の詳細などはわかっていない。結局、当該計画はそのまま立ち消えになってしまったと考えられるが、北米移民の間で満州・朝鮮地方に移住しようとする動きがあったこと、そしてその動きに熊本海外協会が関係していたことなどは興味深い。あるいは、このような移民らの動きが、後述する熊本海外協会の満州に対する種々の活動を後押しする要因となった可能性がある。

〔三二〕『九州日日新聞』一九二四年八月一三日付。

〔三三〕岩崎継生編『熊本海外協会史』東洋語学専門学校、一九四三年、一一〇・一一二頁。

なお、「理由」には、「今や日露貿易の開始は時の問題として視らるゝ際に候へば、この目的、この方針の下に要請したる本会の蒙古派遣生をして、意義ある活躍を実地に試みさせ、本会の熱望を達せしめられ度候」（岩崎前掲書、一一二頁）という記述があることから、彼らは元蒙古派遣生らを政府の調査に同行させるつもりであったと考えられる。

〔三四〕同前、一一二頁。

〔三五〕同前、一一三頁。

〔三六〕『九州新聞』一九二四年九月三〇日付。

〔三七〕『九州日日新聞』一九二四年一〇月一三日付。

以上、第二次奉直戦争の経緯やそれへの日本政府の対応などについては、池井優「第二次奉直戦争と日本」（『法学研究 法律・政治・社会』第三七卷第三号、一九六四年）や関静雄「幣原外交と第二次奉直戦争」（『帝塚山大学教養学部紀要』第四四輯、一九九五年）を参照。

〔三八〕前掲註（三六）と同じ。なお、引用にあたっては岩崎前掲書、二六三・二六六頁掲載

の同じ文章を参照して難読箇所を適宜補った。その際、両者の間に語句の相違があった場合は、同時代性を考慮し原則として新聞紙掲載の声明文の語句を採用した。

(三九) 当時、国権党は中央政局では憲政会に属していた。

(四〇) たとえば、『九州日日新聞』一九二四年九月二九日付掲載の「日支融合の核心」と題する社説は、「支那の動乱に対して、我国の態度は一党一派に偏してはならぬとは、現内閣の方針らしい、また我国民の輿論も略同様であると見て差支はない、凡そ内政上の問題にしても外交上の問題にしても、万能膏の如き良策のあるべき筈のものでないから、対支政策にしても、甚だしい過失に陥るの憂ひなき処に目標を置くの外はなからう」と述べて、政府の不干涉方針を——若干歯切れがわるいが——擁護している。その後、一〇月一三日に加藤内閣が満州權益擁護の覚書——日本の満州權益への「注意」を喚起し、その尊重・保全を求めた覚書——を奉直兩軍に手交すると、『九州日日新聞』はそれに満足したのか、

我政府は今日までの声明によりて対支不干涉主義を取つてゐる、之は必ずしも無為無策の結果と見ることは出来ない、不干涉主義と言つた処で、其れは決して絶対的のものでないことは明白である……然り帝国自らの利権を蹂躪する者の現は□た場合には、尊き鮮血の犠牲を辞せざることが、日本国最後の覚悟と決心とであることは何人にも異論のあるべき筈がない、此故に今日の場合は徒らに口舌の上ののみ雄ならんよりは、宜しく静思諦観して、東亜の平和と我が国威と利権との擁護に対し底力のある態度を執らねばならぬ(『九州日日新聞』一九二四年一〇月二四日付)

と述べて、あくまでも満州權益の保護を前提としてはあるが、不干涉主義をより積極的に擁護する立場を示した。

(四一) 以下、満州移動農村計画の内容については、とくに注記がない場合は岩崎前掲書、一三・一一七頁を参照。

(四二) 浅田喬二「満州における土地商租権問題——日本帝国主義の植民地的土地収奪と抗日民族運動の一側面——」満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』御茶の水書房、一九七二年、三二〇頁。

(四三) 同前、三二八頁。

(四四) 同前、三三二・三三七〇頁。

(四五) 南満州鉄道株式会社庶務部調査課編『滿蒙要覽』南満州鉄道株式会社、一九二九年、九二一・九三頁。

(四六) 岩崎前掲書、一一六頁。

(四七) 『九州日日新聞』一九二四年一月一日付。

(四八) 前掲註(一一二)と同じ。

(四九) 同前、五頁(前掲 JACAR : BO11041631100 (第三六画像目))。

(五〇) 同前。

(五一) 前掲註(一一二)と同じ。

(五二) 山崎真雄は熊本県出身で一八七八(明治二一)年生まれ。一九〇九(明治四二)年に東京帝国大学法科大学政治科を卒業、ついで一九一三(大正二)年に朝鮮総督府道事務官となり、その後朝鮮総督府事務官、警保局保安課長、中枢院書記官などを歴任した人物である(以上、人事興信所編『第八版 人事興信録』(人事興信所、一九二八年)や九六頁を参照)。なお、この人物と熊本海外協会が「将来移民実行研究照会」した山崎とを同一人物だと断定したのは、(一)一九二四年一月一〇日の理事会に関する新聞記事に「在哈爾濱の山崎外務事務官より贈致の満洲産米の試食会を開き……」(前掲『九州日日新聞』一九二四年一月一日付)という記述があること、(二)一九二四年三月に山崎が帰熊した際に『九州日日新聞』が取材を行っているが、その記事において山崎が「熊本県日奈久町出身の同氏は朝鮮総督府事務官兼外務省事務官としてハルピン総領事館在勤中」(『九州日日新聞』一九二四年三月一九日付)と紹介されていることによる。ちなみに山崎はこの取材に対して「とに角満□の土地を大いに利用することは我国当□の急務で我農民諸君が続々移住したら食□問題は遠からず解決し小作争議などは一切無くなるであらう」と述べて人々に満州への移住を勧めている。

(五三) なお、熊本海外協会がこの移住計画において具体的にどのような農業経営を想定していたかは、史料的制約からよくわかっていない。試みに『熊本海外協会史』(一一五頁)に掲載されている計画の概要から、関連すると思われる項目を挙げれば以下の通りである。

七、然るに既往の実験に依り之を徴するに、第二年度に於ては産米初年度に比し数割の増収あるを例とするにより従つて小作料の自然増収あるべき筈、仮令金利を支出するも更に利益増加を見込むを得べし。

八、本協会は固より公益団体にして、営利を目的とするに非ざるを以て、相当の収益あるに於ては小作料を減じて農業従業員の所得を豊ならしめ、彼等の彼地永住者に対しては、更に相当の法を設けて其親みたる土地を無償にて譲渡をなすの方針なりとす。

九、水田の収穫計算は独り新民屯附近に留らず各方面の実験を参照せし中に就き、東支沿線海林附近に於て某有力者が（暫く其姓名を明にせず）多数の鮮民薫督指導に依る水田経営の確実なる実験報告を原とせることを附記し、平素某氏の本協会に対し間接の援助を茲に感謝す。

「小作料」や「土地を無償にて譲渡」という文言があることから、熊本海外協会が土地を取得して農業従事者を入植させ、彼らから小作料をとりつつ、「永住者」には順次土地を分譲していく計画だったのではないかと推測される。また、最後の項目中で「多数の鮮民薫督指導に依る水田経営」を行っている「某有力者」に言及している点も興味深い。『熊本海外協会史』は、当該計画について述べたすぐあとに「この外満洲の水田事業について、詳細、精密、尨大な実地調査による正確な成案が出来し<sup>ニ</sup>めた」としてその主要な項目——項目のみで、その詳細は省略されている——を列挙しているが、そのなかには「東支沿線並に寧古塔附近に於ける朝鮮人戸数及び人口」という項目が含まれている（一一五・一一六頁）。これらのことを考慮すると、あるいは当時満洲に多数在住していた朝鮮人を労働力として見込んでいた可能性がある。

ちなみに、熊本海外協会が協力を要請した山崎真雄は、シベリアや満洲に在住していた朝鮮人に関して詳しい人物で、浦潮派遣軍政務部嘱託だった一九二一（大正一〇）年二月には「露領在住朝鮮人統治ニ関スル意見」や「極東西伯利亞ニ於ケル水稻事業ト朝鮮人」(以上 JACAR: BO31041597100、BO31041597200)および BO31041597300、朝鮮人ニ対スル施政関係雑件(一・五・三・一五、〇〇一)(外務省外交史料館)といった報告を作成し、さらにハルピン総領事館に在勤していた一九二三年七月には「鮮人ヲ中心トセル哈爾濱ノ考察」(JACAR: BO31041606700(第一八画像目から第五〇画像目)、朝鮮人ニ対スル施政関係雑件ノ一般ノ部 第三卷(一・五・三・一五)一〇〇三)(外務省外交史料館)と題する報告を作成している。

〔五四〕『九州日日新聞』一九二五年一月二一日付

〔五五〕『九州新聞』一九二五年四月一八日付。同決議の難読箇所は『九州日日新聞』同月一

九日付掲載の同様の記事を参照して補った。なお、同日の総会では移動農村計画の実行にくわえて、海南島の調査を行うことも決定された。すなわち、

一、海南島調査研究の件

(理由) 海南島は支那広東省の南端に在る島嶼にして其の面積我が九州よりも広く且つ人口希薄其の利源頗る大にして開墾せば農業に適するの地広大なりと云ふ然れども未だ其の調査せしものなし此際本会は西伯利亞北滿等の調査と共に本島の調査研究をなし他日移民問題の講究の一資料となすの必要を認む(前掲『九州新聞』一九二五年四月一日付。難読箇所は『九州日日新聞』同月一日付を参照して補った)

として海南島調査が議決されたのであった。この調査に関しては一九二五年中に開かれた理事会でもたびたび協議され、たとえば六月一九日の理事会では「海南島の状況調査の報告及今後の調査上に関する打合せをしたが之に就ては他日同地在留勝間田氏とも打合せ場合によりては同氏の帰朝を請ひ更に調査を進むることゝなつたが今日までの調査にて同島の一般状況は分明した」(『九州日日新聞』一九二五年六月二〇日付)と報じられている。もともと、この調査についての詳細な情報は伝わっておらず、その内容などがどのようなものであったかは定かではない。ちなみに、引用文中の「勝間田氏」とは明治から昭和にかけて海南島で活動した勝間田善作(静岡県出身)のことであると思われる。勝間田は海南島で調査活動を行ったり、商業・農業事業を展開したりした人物で、「勝間田による詳細な実地探測の成果及び地元民への訪問調査資料は日本に紹介され、海南島の情報として関係部門の注目を引いた」(趙從勝「中国・海南島の農業近代化——日本占領時期の海南島農業調査・開発・教育を中心に——」(博士論文)、二〇一六年、七頁)という。

(五六) 『九州新聞』一九二六年一月一九日付。なお、『九州日日新聞』同日付掲載の同じ理事会に関する記事は、「熊本海外協会としては今後ブラジル移民事業に対して充分力を尽くすべく今後の手段方法等に就ては更に協議決定する」として、『九州新聞』の記事よりもややトーンを落とした書き方をしている。

(五七) 青柳郁太郎『ブラジルに於ける日本人発展史』下巻、ブラジルに於ける日本人発展史刊行委員会、一九四二年、七八頁。



〔五八〕以下、信濃海外協会設立以前の永田の経歴については、高柳俊男「移民送出団体「日本力行会」の戦前・戦後」『比較経済研究所ワーキングペーパー』一一四巻、二〇〇三年）二四頁掲載の「永田会長の履歴」および木村快『共生の大地アリアンサ——ブラジルに協同の夢を求めた日本人——』（同時代社、二〇一三年）九〇・一一九頁を参照した。

〔五九〕力行会に関する研究としては、立川健治「島貫兵太夫と力行会——信仰・成功・アメリカ——」（『史林』第七二巻第一号、一九八九年）などがある。

〔六〇〕永田の力行会入会および渡米については、「永田会長の履歴」は一九〇七年および一九〇八年としているのに対して、木村前掲書は一九〇八年一月および同年四月としている（九三・九四頁）。このどちらが正しいかの判断は難しいが、渡米幹旋団体である力行会への入会と渡米の時期とが前後するとは考え難いため、本稿では前者の方が正しいと判断した。

〔六一〕この南北アメリカ巡遊について、「永田会長の履歴」は一九一九年から一九二〇年としているが、木村前掲書は一九二〇年に日本を出発したとしている（一〇九頁）。帰国期について不明）。これに関しては、永田が巡遊からの帰国後に刊行した『南米一巡』（日本力行会、一九二二年）の序文に、「大正九年三月五日……横浜港を出帆」（一頁）として、「二百八十余の日数を要し、約三万三千哩の旅行」（五頁）を行ったという記述があるため、本稿においては後者の方が正確であると判断した。

〔六二〕木村前掲書、一一七・一一八頁。

〔六三〕前掲『南米ブラジル「ありあんさ」移住地の建設』五・六頁。

〔六四〕同前、四〇・四二頁。

〔六五〕同前、四七・四八頁。

〔六六〕同前、四七頁。

〔六七〕同前、五九頁。

〔六八〕同前、五九・六〇頁。

〔六九〕同前、六〇頁。

〔七〇〕同前、七八・七九頁。

〔七一〕同前、九五頁。

〔七二〕同前、九五・九六頁。

〔七三〕同前、一〇五頁。

〔七四〕同前、一七一・一七四頁。ちなみに、鳥取県海外協会がアリアンサ移住地事業に参加

したのは、当時鳥取県知事であった白上祐吉の発案によるものであった。白石は、アリアンサ移住地の建設が「大体に於て良好の成績を以て進捗するのを見て」鳥取でも同様の事業を行うことを決意、地域の有力者たちに鳥取県海外協会を組織させ、信濃海外協会関係者の協力のもと「アリアンサ第二移住地」を建設したのであった。そしてその後、白上が富山県知事に転任したことによって、アリアンサ移住地事業は同地にも拡大することになった。赴任した白上は早速富山県海外移民協会を組織し、「第三アリアンサ移住地」建設を実行したのである（以上、前掲『南米ブラジル「ありあんさ」移住地の建設』一七二・一七四頁を参照）。

〔七五〕 同前、一七四・一七五頁。なお、熊本海外協会の移住地は「地形上本協会（信濃海外協会）と連合して一個の移住地として経営することは不可能」（前掲『南米ブラジル「ありあんさ」移住地の建設』、一七五頁）であったため、第二・第三アリアンサ移住地とは異なり熊本海外協会単独の経営であった。

〔七六〕 以下、海外移住組合法の公布に至るまでの過程については、主に前掲『南米ブラジル「ありあんさ」移住地の建設』二四五・二四六頁を参照し、適宜ほかの史料を活用した。

〔七七〕 海外協会中央会編『海外協会要覧』海外協会中央会、一九二三年、一八頁。

〔七八〕 『第五十回帝国議会議院 移住組合法制定ニ関スル建議案（津崎尚武君外一名提出）外一件委員会議録 第一回』衆議院事務局、一九二五年三月二六日、一頁。

〔七九〕 同前、一・二頁。

〔八〇〕 『第五十一回帝国議会議院 衆議院議事速記録第三十六号』内閣印刷局、一九二六年三月二五日、一〇二頁。

〔八一〕 木村前掲書、一六一頁。

〔八二〕 『官報』第九八号、内閣印刷局、一九二七年四月三〇日、七八三頁。

〔八三〕 海外移住組合法施行規則には「組合ノ区域ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外道府県ノ区域ニ依ル」（前掲『官報』第九八号、七八四頁）という規定があった。

〔八四〕 以上、海外移住組合法の内容については、『官報』第七二号（内閣印刷局、一九二七年三月三〇日）七七四・七七五頁掲載の同法条文を参照した。

〔八五〕 『九州日日新聞』一九二五年六月二〇日付。ブラジル派遣生は、一九二五年から一九二七年にかけて全三回総勢六名（各一名ずつ）が派遣された（前掲『熊本海外協会会報』第一一巻第四号、四頁）。ブラジル派遣生には、比較的年齢が高く社会的な地位のある人物が選ばれており、たとえば第二回派遣生の金竹盛重は騎兵第五連隊の中隊長を務めて

いた陸軍大尉で、「海外発展の志しを達するため自ら退官を申出て多年の軍職を離れた」人物、同じく第二回派遣生の林原吉治郎は熊本県の第一師範学校を卒業して県下の小学校で教鞭をとった後、「ロシアに赴きハルピンの日本人小学校長及セミロノフ將軍々事顧問等を勤めた経歴のあるロシア通」であった。どちらも当時「未だ四十才内外の分別盛りであ」ったという（以上、『九州新聞』一九二六年三月一七日付）。また、第三回派遣生の野中数恵は鹿本郡岩野村の村長を務めていたが、それを辞してブラジルへ移民すると報じられている（『九州日日新聞』一九二七年三月九日付）。このようなブラジル派遣生には、現地において熊本県移民の「指導の任」にあたり、移住上の便宜をはかることが期待されていた（前掲『九州日日新聞』一九二五年七月一三日付）。なお、『熊本海外協会会報』第一巻第二号（一九二八年三月一五日）には、一九二八年二月に新たに三人の青年を「ブラジル派遣生」として送出したとの記事がある（四頁）。しかし、この三人については『熊本海外協会史』などでも言及されておらず、その取り扱いがどのようになつていたかはよくわかっていない。

以下、ブラジル派遣生の送出理由については、岩崎前掲書、一二八・一二九頁を参照。  
 前掲註（八）と同じ。

『九州新聞』一九二五年二月一日付掲載の記事によれば、熊本では排日移民法施行によつてアメリカ合衆国への移民が途絶したのに代わつて南米行の移民が増加しており、「南米行には政府の旅費全額補助があり、旁家族移民の数を増加し毎月二三十名の出願者があ」ったという。

香山六郎編『移民四十年史』（香山六郎、一九四九年）には、熊本移住地建設の経緯について次のような話が掲載されている（二二三頁）。

信濃移住地「アリアンサ移住地」の隣接地に熊本海外協会が熊本移住地を開設した〔のは〕一九二六年であつた、同移住地の開設に地元より呼びかけたのは同県人測量師林田鎮夫〔雄〕であつた。当時林田は当地方の旧地主アドルフオ・ミランダ連邦上院議員の傭人測量師として、当地方の留守をやつていた。

信濃移住地購入に骨を折つた彼は、熊本県人移住地も是非建設したいとの希望に燃え、郷土の熊本海外協会へ呼びかけ、地元より一層氣勢を挙げたのであつた。移り来た熊本海外協会植民地担当者は金竹盛重であつた。

もつとも管見の限り、熊本海外協会側の史料には上の林田のエピソードは確認できず、林田が当該事業の開始にどこまでの影響を与えたかは不明である。ただし後述するように、第二回ブラジル派遣生の金竹が移住地選定のための調査を行った際、それには在ブラジル県人も協力したが、そのなかには林田鎮雄の名前も確認できる。このような林田の協力的な態度から考えると、上のエピソードも全くの事実無根とは考え難い。

〔九〇〕前掲『九州日日新聞』一九二六年一月一九日付。なお、『熊本海外協会史』にはブラジル移住地事業開始に至るまでの経緯について、次のような記述がある（一一九・一二〇頁）。

我が熊本海外協会に於いては、南洋派遣生を送つて以来、日本の農業移民地として早くも南米ブラジル共和国に目を着け大正十四年四月第一回ブラジル派遣生を出した。殊に北米合衆国に於ける絶体的排日法案の実施によつて北米移住の途塞かるゝや愈々ブラジルへの発展を計画し、全地に「熊本移住地」を建設すべく熊本県知事にはかつた所当時「の」知事佐竹義文も大いに賛成し、両者の間に接衝成案を得、これが研究調査を遂げつゝあつたが、恰も五十一帝国議会の開会に際し、移民奨励問題俄に喧しく、政府も大いに考ふる所あつて、移植民奨励方針を定め、且つ一般の機運漸く熟して海外移住組合法案に対する輿論も明らかになつたので、本会は移住組合の前提として之「移住地計画」が実行に着手し……

（ここでは一九二五年一二月から開かれた第五一回帝国議会以前より、熊本海外協会がブラジル移住地計画を練り上げていたとされている。たしかに、一九二六年一月の理事会でブラジル移住への「全力の傾注」が決議されたあと、わずか三か月後の同年四月の総会においてブラジル移住地事業が議決され、その後比較的着実に計画が進行したことを考えると、引用文にあるように前年の一九二五年中から同事業に関する動きが始まっていた可能性は十分にある。もつとも、熊本海外協会と県当局がどれほど具体的な議論を行っていたかはわかっておらず、また両者の間に成立した「成案」の内容も伝わっていない。）

〔九一〕『九州新聞』一九二六年二月一日付録。なお、この農田の一連の講演にどれほどの影響力があつたかは定かでないが、当時の新聞記事のなかには「日本内地の不景気と政府の旅費金額補助の特典によつて近年ブラジル移民は頗る好調を示してきたが、殊

に……農田源行氏の帰郷以来一層渡航熱を煽つて今月〔三月〕中旬まで県保安課に願書を差出したものの数は四百余名に達した」(『九州新聞』一九二六年三月一七日付)として、一定の効果があつたことをほのめかすものもある。

(九二) 『九州新聞』一九二六年四月二二日付。

(九三) 筆者所蔵。この小冊子は発行者・発行年などの記載を欠いているが、『熊本海外協会史』(一一〇・一一二頁)に掲載されている「熊本移住地建設案概要」と一致する部分が多いこと、また同冊子内に「海外協会職員事務ニ当ルヲ以テ給料ヲ要セズ」(六頁)という記述があることから、熊本海外協会の南米移住地に関する史料とみて間違いない。後述する一九二六年六月八日の懇談会では、出席者に対して「予め配布しありし移住地建設案に就て」(『九州新聞』一九二六年六月一〇日付)説明が行われたという報道があるので、あるいはこの冊子こそがその配布されたという「建設案」なのかもしれない。

(九四) たとえば、一九二六年四月末に行われた熊本海外協会の理事会では、「移住地事業に關しては」佐竹知事の帰熊を待ち其の諒解を得たる上県内外に向つて大々的活動を開始する事」が申し合わされたという(『九州新聞』一九二六年四月三〇日付)。

(九五) 『九州新聞』一九二六年六月六日付。なお、同年五月二七日から熊本県庁において「県下郡市長会議」が開かれたが、その指示事項のひとつに「熊本県移住地建設に関する件」があつた。その内容は、「熊本海外協会に於ては南米伯刺西爾国サンパウロ州に熊本県移住地建設の目的を以て大要別冊の如き計画を樹てたり如斯は移植民奨励上最も適切な施設と認めらるゝを以て各位は管内に此の趣旨を普及徹底せしめ以て本計画の達成に助力せられむことを望む」(『九州新聞』一九二六年五月二八日付)というものであつたが、このことから熊本海外協会はこの時点ですでに県当局の協力を得ていたことがわかる。

(九六) 前掲『九州新聞』一九二六年六月一〇日付。

(九七) 同前。

(九八) 『九州新聞』一九二六年六月一六日付。

(九九) 『九州新聞』一九二六年七月六日付。

(一〇〇) 『九州新聞』一九二六年七月九日付。ちなみに、『熊本海外協会史』には「計画発表と全時に熊本市長辛島知巳〔己〕を始め、県内は勿論、岡山、神戸等から早くも二百町歩乃至百町歩の申込十余名あり、県からも補助金五万円支出することになった」(一一二頁)という記述がある。

(二〇一) 同前。

(二〇二) 『九州日日新聞』一九二六年七月一二日付。同記事には「熊本海外協会では南米事情紹介の爲め予て海外協会中央会に講演者を依頼してゐた」という記述がある。なお、当初は永田のほかにも今井伍介・津崎尚武も来熊し、「永田氏は「来熊の」同日佐竹知事と会見して経営方法を説明して一臂の助力を求め」(前掲『九州新聞』一九二六年七月九日付)るとされていた。しかし管見のところ、今井の来熊は確認できるが(『九州新聞』一九二六年七月一五日付)、一方で津崎が来熊したことを示す新聞記事などは確認できず、また永田が実際に知事と面会したかも定かではない。

(二〇三) 前掲『九州新聞』一九二六年七月一五日付。

(二〇四) 同前。

(二〇五) 『九州新聞』一九二六年七月二一日付。

(二〇六) 同前。なお、『熊本海外協会会報』には同じ決定について、「知事の更正案は我協会従来の歴史を無視し自治的精神を没却したるものとし満場一致を以て否決し」(前掲『熊本海外協会会報』第一〇巻第四号、二頁)たと記されている。ここに示された熊本海外協会の自治的性格について、詳しくは第三章註(九二)を参照のこと。

(二〇七) 前掲『熊本海外協会会報』第一〇巻第四号、三頁。

(二〇八) 同前。

(二〇九) 同前。新聞記事によれば、熊本海外協会は八月八日から一〇日にかけて鹿本郡内六カ所で熊本移住地に関する講演会を行う計画を立てたほか(『九州日日新聞』一九二六年八月八日付)、同月一六日にも玉名郡荒尾町(現荒尾市)や飽託郡内の村に人員を派遣して懇談を行ったという(『九州日日新聞』一九二六年八月一七日付)。また、『九州日日新聞』一九二六年八月二五日付掲載の記事は、当時の様子として、

熊本海外協会では南米伯刺爾移民地経営に就き各理事は其の実働に着手し県下各地に到り其説明、幹口等尽力中であるが、移住希望者は続々協会事務所に至り各理事其他口員は応答、説明等に忙殺され居るが県内よりの移民申込者はもとより県外からも出資申込も既に数名に達て居るが協会では更に近日中に市内各連隊の許可の下に入営中の予備軍人にも理事より説明をなす筈である

と報じている。さらに、同記事によれば熊本海外協会は「全国各地の熊本県出身先輩有

力者」に対して長文の書簡を送り、移住地事業への尽力を求めたのだという。

(二一〇) 前掲註(一〇七)と同じ。

(二一一) 同前。このとき、金竹の調査に協力した在ブラジル県人としては、上塚周平・農田源行・林田鎮雄の名前が挙がっている。このうち、上塚周平は熊本県下益城郡出身で一八七六(明治九)年生まれ。熊本英学校・済々黌・東京帝国大学などを経て、一九〇八年移民会社の代理人および移民の監督として、ブラジル移民の端緒となった笠戸丸の移民らとともに現地に渡航、以後もブラジル移民の発展に尽力した人物である。一九三五(昭和一〇)年死去(以上、上塚の経歴については、竹崎八十雄『上塚周平』(上塚周平伝刊行会、一九四〇年)、江頭隆生『海を跳んだキナセン』(上塚周平済々黌顕彰会、二〇〇八年)を参照)。なお、上塚の親類には、衆議院議員にしてアマゾン開拓事業にも尽力した上塚司や、熊本海外協会理事のひとりであった上塚秀勝がいる(角田時雄『肥後明暗伝』(肥後明暗伝刊行会、一九五六年)一二二頁)。

(二一二) 同前。なお、契約締結の正式な日付はわかっていないが、熊本海外協会の理事会で件の土地の購入が決定されたのが一九二六年一月末(前掲『熊本海外協会会報』第一〇巻第四号、三頁)、土地契約確定について理事会で報告があったのが同年二月二〇日であったというから『熊本海外協会会報』第一〇巻第一号、一九二七年一月二五日、九頁)、その間の期間に契約が締結されたと考えられる。

(二一三) 『九州日日新聞』一九二七年二月五日付。

(二一四) 熊本移住地への入植者の数については、諸史料の間に齟齬があり正確な人数などはわかっていない。たとえば、前掲『熊本海外協会史』(一二四・一二五頁)に記載されている入植者の渡航日・家族数・人員をまとめる以下の通り。

- 一九二七年四月 一日…一一家族(五〇名)
- 〃 一五日…四家族(一八名)
- 〃 三〇日…六家族(二〇名)
- 五月二〇日…六家族(二二名)
- 〃 二四日…二家族(六名)
- 〃 三〇日…二〇家族(七八名)

総計…四九家族(一九四名)

一方、同時代性の強い史料である前掲『熊本海外協会会報』第一〇巻第四号(一三・一四頁)には、四月から六月にかけて送出した入植者として、

一九二七年四月一日…一一家族(五〇名)

〃 一五日…四家族(一八名)

〃 三〇日…六家族および個人(二一名)

五月二〇日…六家族(二二名)

六月四日…二家族(一二名)

総計…二九家族および個人(一二三名)

が記載されている。さらに、同じく『熊本海外協会会報』第一〇巻第四号(三頁)に掲載された「南米移住地経営部事業報告」には、「己<sup>マ</sup>〔己〕に渡航せるもの」と「此後入植予定数」として、

一九二七年四月一日…一一家族(五〇名)

〃 一五日…四家族(一八名)

〃 三〇日…六家族(二〇名)

五月二〇日…六家族(二二名)

六月二四日…二家族(六名)

乗船未定…二二家族(四四名)

総計…四一家族(一六〇名)

の記載がある。このように、諸史料によつて送出国などが異なるため事実の確定はできないが、熊本海外協会が少なくとも一〇〇名以上の入植者を送出したことは間違いないだろう。ちなみに、『熊本海外協会会報』第一〇巻第四号(一三・一四頁)に記載された情報によれば、入植者のなかには熊本県在住のものだけでなく、宮崎県(二家族・計八名)や鹿児島県(一家族および個人・計五名)、岡山県(二家族・計一三名)から参加したのもいた。

(二五) 木村前掲書、一六九・一七〇頁。なお、青柳前掲書には、「〔海外協会移住地は〕同法〔海外移住組合法〕制定の動機より見ても、当然その適用を受くべきものとされてゐたに拘らず、法の不遡及原則により、直ちに之が適用を得るに至らなかつた」(一二二頁)という記述がある。

(二六) 『東京朝日新聞』一九二七年六月二五日付朝刊。

(二七) 『東京朝日新聞』一九二七年七月三日付夕刊。

(二八) 同前。

(二九) 『伯刺西爾時報』一九二七年一月二日付。



(一〇) 青柳前掲書、一〇五・一〇六頁。

(一一) 梅谷光貞は兵庫県出身で一八八〇(明治一三)年生まれ。東京帝国大学を経て警視庁に入り、以後台湾新竹州知事、山梨県知事、長野県知事などを歴任。一九二七年には海外移住組合連合会専務理事となり渡伯。一九三二(昭和七)年には陸軍事務嘱託(特務部移民部長)に就任。一九三六(昭和一一)年死去(以上、「故梅谷光貞位階追陞ノ件」JACAR: A1111409600(第三画像目、第一八画像目から第二二画像目)、叙位裁可書・昭和十一年・叙位卷三十七(国立公文書館)を参照)。

(一二) 一九二八年一月二八日付田中義一外務大臣発赤松祐之在サンパウロ総領事宛電報(田付七太より梅谷光貞への報告)『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第三卷(J. 1.11.0.J11-5)(外務省外交史料館所蔵)所収。

(一三) 一九二八年二月八日付赤松祐之発田中義一宛電報(梅谷より田付への報告)前掲『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第三卷所収。

(一四) 一九二八年二月一四日付田中義一発赤松祐之宛電報(田付より梅谷への報告)前掲『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第三卷所収。

(一五) 一九二八年二月二八日付田中義一発赤松祐之宛電報(田付より梅谷への報告)前掲『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第三卷所収。

(一六) 前掲『熊本海外協定会報』第一卷第四号、四頁。

(一七) 『九州日日新聞』一九二七年七月九日付。

(一八) 前掲註(一二六)と同じ。

(一九) 『熊本海外協定会報』第一卷第三号、一九二八年四月一五日、二頁。

(二〇) 熊本海外協会移住地の海外移住組合への移管の経過は次のようであったという(青柳前掲書、一二二頁)。

一、熊本海外協会(ヴィラ・ノーヴァ移住地)

(一) 昭和三年五月二十九日熊本県海外移住組合との間に肩替り協定成立

(二) 昭和六年七月十三日県組合と連合会との間に、県協会の経営し来れる移住地肩替りに関する再協定成立

(三) 昭和六年七月三十一日ヴィラ・ノーヴァ移住地委任管理に関する協定書により、現地に於ける事務引継を了す

(四) 昭和八年四月一日該移住地を連合会に移管すべきものとして、更に同日附組

合事業委任に関する協定成立

以上の度重なる協定の締結は、移管成立後も様々な紆余曲折があったことを物語っているが、その一因となったのは後述する移住地の負債問題などであったと思われる。

(二三) 前掲『熊本海外協定会報』第一巻第三号、四・五頁には「熊本県海外移住組合定款」が掲載されているが、それによれば同組合の設立当初の理事長には熊本海外協定会長の鑄方徳蔵が、専務理事には熊本海外協会の理事の阿部野利恭が就任しており、そのほかの理事にも熊本海外協会関係者——たとえば、緒方二三や藤垣儀一郎など——が就任していたことが確認できる(五頁)。なお、この「設立当時ノ理事及監事」は「第一回総会ニ於テ之ヲ改選ス」とされたが(同前)、一九二八年四月に開かれた熊本県海外移住組合第一回総会では、「過日の懇談会協定通り役員は創立当時の役員其まゝ暫定的に重任する事」(『九州日日新聞』一九二八年四月一日付)が決定された。

(二四) たとえば、『熊本海外協定会報』第一〇巻第六号(一九二七年八月二五日)には、第二回ブラジル派遣生である林原吉治郎の「南米の熊本村 ヴキラノーヴァの実況」(五・六頁)という報告や、第一回入植者である青木昇による「熊本村の第一信 ブラジルは良い所です ウイラ、ノーヴァ通信」(七頁)という通信が掲載されている。

(二五) 前掲『熊本海外協定会報』第一〇巻第四号、五頁。

(二六) 同前。

(二七) 一九二八年一月一日付赤松祐之発田中義一宛電報、前掲『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第三巻所収。

(二八) 一九二八年一月二〇日付武富敏彦通商局長発熊本海外協会宛電報、前掲『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第三巻所収。

(二九) 一九二八年一月二四日付鑄方徳蔵熊本海外協会会長発武富敏彦宛電報、前掲『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第三巻所収。

(三〇) 一九二八年一月三一日付田中義一発赤松祐之宛電報、前掲『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第三巻所収。

(三一) 一九二八年二月二九日着多羅間鉄輔在パウルー領事発田中義一宛電報、前掲『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第三巻所収。

(三二) 一九二八年三月一日付武富敏彦発岡隆一郎社会局長宛電報、前掲『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第三巻所収。

(二四二) 同前。

(二四三) 同前。

(二四四) 一九二八年三月三日付田中義一発多羅間鉄輔宛電報(前掲『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第三卷所収)には、当該問題については「目下内務省社会局ニ於テ尽力中ナルニ付暫ク猶予スル様大原ニ御伝ヘアリタシ」とある。

(二四五) 一九二八年五月一日付多羅間鉄輔発田中義一宛電報、『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第四卷 (J.1.2.0.3.5) (外務省外交史料館所蔵) 所収。

(二四六) 一九二八年五月四日付多羅間鉄輔発田中義一宛電報、前掲『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第四卷所収。

(二四七) 前掲註(一四四)と同じ。

(二四八) 前掲註(一四五)と同じ。

(二四九) 『熊本海外協会会報』第一一巻第七号、一九二八年九月一日、一頁。

(二五〇) 一九二八年六月一日付海本徹雄在サンパウロ総領事代理発田中義一宛電報(梅谷より田付への報告) 前掲『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第四卷所収。本文中に述べた様に、梅谷は海外協会移住地の移管に積極的であったが、その一方で無条件での移管を認めていたわけではなかった。梅谷は田付理事長に海外協会移住地の移管を提案しつつも、「移住地移管」実行ノ際各協会ノ貸借関係及其責任ニ付貴地ニ於テ詳細調査相成後日面倒ヲ生セサル様之二対シ適當ナル措置ヲ執ラレ度」(一九二八年二月一日付赤松祐之発田中義一宛電報(第一四号ノ三・梅谷より田付への報告) 前掲『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第三卷所収)と述べており、とくに移住地の負債の有無などには慎重な態度をとっていたのである。

(二五一) 一九二八年六月二五日付海本徹雄発多羅間鉄輔宛電報、前掲『本邦移民取扱人関係雑件 海外移住組合』第四卷所収。

(二五二) 岩崎前掲書、一一〇頁。

(二五三) 『伯刺西爾時報』一九二八年二月二四日付。

(二五四) なお、移管後に熊本県海外移住組合が送出した移民の数はあまり多くはなかったようである。たとえば、拓務大臣官房調査課編『昭和一二年度版 拓務要覧』(拓務大臣官房調査課、一九三八年)によれば、同組合が一九二九(昭和四)年四月から一九三七年二月末までに送出した人員は、ブラジルに一九四名(二三家族)、パラグアイに五家族であったという(六一〇頁)。この人数は決して少なくはないが、同じ期間で長野県海外

移住組合が一、一六六名（二五三家族）、愛媛県海外移住組合が六二五名（九八家族）、福岡県海外移住組合が五九六名（六九家族）、そして和歌山県海外移住組合が四六三名（八四家族）をブラジルに送出していたことと比べれば、やはり見劣りするといわざるを得ないだろう。このように送出数が振るわなかったのが、単純に同組合の不人気によるものなのか、あるいは別の事情によるものなのかはわかっていない。

〔二五四〕熊本の地方紙である『九州日日新聞』・『九州新聞』ともに、それなりに大きく紙面を割いて熊本海外協会の移住地事業について報じた。とはいえ、『九州新聞』は「内地開墾／国営の調査／を望む」（一九二六年六月三〇日付）と題する社説を掲載して、「昨今地方における、ブラジル移民奨励は、余りに、大袈裟過ぎて居る。その農業経営が、果して甘く行はるゝかも未知数なるに拘らず」と述べて国内開墾への注力を主張するなど、ブラジル移民事業に対して疑問を呈すこともあった。

〔二五五〕『九州新聞』一九二六年四月九日付。

〔二五六〕前掲『熊本海外協会会報』第一一巻第七号、一頁および岩崎前掲書、一三四・一三六頁。この視察の報告は前掲『熊本海外協会会報』第一一巻第七号から第一二巻第三号（一九二九年三月一五日）にかけて断続的に掲載された（全六回）。なお、視察に同行した島田元太郎については、第一章註（三一一）を参照のこと。

〔二五七〕前掲註（二四八）と同じ。

〔二五八〕『熊本海外協会会報』第一二巻第二号、一九二九年二月二五日、七頁。

〔二五九〕前掲註（一二六）と同じ。

## 第六章 一九三〇年代前半における熊本県の「民間」満州移民計画

——熊本海外協会の活動を中心として——

はじめに

一九三二（昭和六）年九月に満州事変が勃発し、翌年三月に「満州国」（以下、括弧は略す）が建国されると、日本国内では満州に対する興味関心が高まり、空前の満州ブームが巻き起こった<sup>(一)</sup>。同じころ、関東軍や拓務省などによって満州移民計画の立案が進められており、一九三二（昭和七）年の第六三回帝国議会において満州移民に関する予算が可決される。そして、早くも同年一〇月には「国策」満州移民の端緒となる第一次試験移民（武装移民）が満州へと渡っていった。くわえて、日本各地で「民間」満州移民計画が立案され、そのなかには実行に移されたものもあった。

当該期の熊本の地域社会でも人々の満州への関心は高まり、満州事変の勃発を受けて大規模な県民大会が開かれた。また現地満州では、大正期に東亜通商協会・熊本海外協会が派遣した蒙古派遣生らが積極的な動きをみせた。このような動向を背景として、元来満州に対して強い関心を有していた熊本海外協会は、独自の満州移民計画の樹立に向けた行動を開始した。そしてそのような彼らの動きは、時流の助けもあって、あくまでも熊本海外協会内部の動きにすぎなかった大正期の満州移動農村計画とは異なり、熊本県内の諸団体を巻き込んだ挙県一致的なものとなったのである。

本章では、如上の熊本海外協会を中心とした熊本県における「民間」満州移民計画の立案過程についてまとめたい。そしてそのことを通して、満州移民に対する多様な意見の存在や前章で述べた熊本海外協会のブラジル移住地事業との関連などを明らかにしたい。

### 第一節 時代背景の概括

満州への移民を主張する勢力は明治期から存在していたが<sup>(二)</sup>、とくにアメリカ合衆国において排日移民法が成立した一九二四（大正一三）年以降、日本国内では満州移民論が高まることとなった。しかし、満州への移民には、土地所有権（商租権）の不安定さなどから根強い反対論もあり<sup>(三)</sup>、また中国側の反発もあつたために、実行に移された移民計画もその多くが失敗していた。

その後、一九三一年九月に満州事変が勃発し、翌年三月に満州国が建国されると、満州

移民を求める声が台頭することとなった。たとえば、満州事変の首謀者である関東軍の場合は、治安維持や対ソ防衛といった軍事的要請から日本人移民を必要としていたし、当時移民事業を管轄していた拓務省は、組織存続と省益拡大のために積極的に満州移民事業を推進した。また、日本国民高等学校長の加藤完治<sup>④</sup>や関東軍内で武装移民計画を主導した東宮鉄男<sup>⑤</sup>、ブラジルでアリアンサ事業を推進した日本力行会の永田稠など様々な個人も、それぞれの目的から満州移民事業の確立に協力したのであった。もともと、以上のような組織・個人によって満州移民送出への環境が整備される一方で、国内には大蔵省を筆頭に根強い慎重論も存在していた。しかし、第六三回帝国議会において満州移民実行に關する予算が通過したことから満州移民への途は開かれ、一九三二年一〇月には第一次試験移民（武装移民）が送出された。

また、現地では一九三三（昭和八）年二月<sup>⑥</sup>に関東軍特務部の下に移民部が設置され、部長には元内務官僚の梅谷光貞が就任した。前章で述べたように、梅谷は一九二七（昭和二）年に海外移住組合連合会専務理事に就任し、その後ブラジル移民事業の発展のため現地に赴いて尽力した人物である。また、長野県知事を務めていたときには永田稠と親交を結んでおり、梅谷が移民部長に就任すると永田も移民部嘱託となった。

このようにして開始された「国策」満州移民事業だったが、第一次移民が入植すると、入植地の劣悪な環境や「匪賊」との度重なる戦闘、現地住民との軋轢などによって退団者や戦死者が続出するなど多くの困難に直面<sup>⑦</sup>、その結果計画見直しを求める動きが出てくる。そもそも、満州移民を推進した組織や個人は「満州移民の実現」という目標では一致していたが、実際には当事者間で移民事業の目的や入植形態の構想などに微妙な差異があった。たとえば、精神主義的色彩が強い農業教育<sup>⑧</sup>を実施していた加藤完治は、農業移民として満蒙に入植することを「日本人として〔の〕忠」<sup>⑨</sup>と位置づけ、武装移民の入植を提唱していた。一方で、移民部に所属していた永田稠は、「もともと加藤完治や東宮鉄男が主唱した精神主義中心の武装移民論とは異なり、南米移民で培った経験を基に、現地共存を基本方針として、農家経営の合理性を重んずる立場にあった」<sup>⑩</sup>こともあり、加藤らと対立することとなった。また、永田と親しかった梅谷も、ブラジル移民の経験から「移民政策は現地との融合がもつとも重要な課題であり、そのためには国家をバックにした国策移民よりも個人を前面に押し出した経済移民でなければならないとの考え」<sup>⑪</sup>をもっていたという。

しかし、最終的には永田や梅谷による移民計画見直しの動きは挫折し、最終的には加

藤らが主張する国策移民が方針として採用される。そして、一九三四（昭和九）年に移民部が解散すると永田は囑託を解かれ、翌年には梅谷も移民事業の中枢から排除されてしまい、満州移民の方針を見直す機会は失われてしまったのであった。

一方、以上のように「国策」満州移民事業が立案・実施されていたころ、満州への移民熱が高揚していた民間でも政府の動きと並行して様々な移民計画が立案され、その数は一九三二年九月ごろまでに八四件にのぼったという<sup>(二二)</sup>。そして、そのなかに、本章で分析する熊本県での「満蒙調査会」（後述）による満州移民計画も含まれていたのであった<sup>(二二)</sup>。

## 第二節 熊本海外協会と満州事変

前身である東亜通商協会のとときから満州に対して種々の活動を行っていた熊本海外協会が、満州事変勃発後にその成り行きに多大な関心・期待を寄せたことは想像に難くない。もつとも、満州事変に対しては彼らだけでなく、熊本県、そして日本全体が関心を寄せていた。

たとえば東京では、一九三二年九月二日に東京朝日新聞社特派写真班によって撮影された「日支両軍衝突満洲事件の映画」が公開されたが、「観衆は定刻前三十分から講堂に溢れ文字通り立すゐの余地もなく、次々に銀幕の上に踊り出る奉天占領の状況、勇敢なる我軍の行動等手にとる如く展開され大喝さいを博した、続々と集まってくる観衆のために引続き三回にわたって映写を繰返し大成功を収めた」と伝えられている<sup>(二四)</sup>。また、陸軍省には「全国から清酒その他のじゅつ〔恤〕兵寄贈品の申込みが連日続々と殺到し」、一〇月二四日までに「六万七千余個」が集まったという<sup>(二五)</sup>。これらの事例はいくらかの誇張が含まれると考えたとしても、日本国内において満州事変への関心が高まっていたことの証左といえるだろう。

また、熊本においても、事変勃発の約一か月後の一九三二年一〇月一〇日に熊本市公会堂で対支問題県民大会が開催された<sup>(二六)</sup>。この大会には、熊本県教育会や県実業団体連合会、九州日日・九州両新聞社、政友会・民政党両支部、県教化団体連合会、熊本海外協会、県在郷軍人会、大民倶楽部など多くの団体が参加し、さらに約五〇〇〇〇人の県民が集まるほどの盛況であったという<sup>(二七)</sup>。この盛況ぶりからも、熊本県の人々が事変に対していかに大きな関心を抱いていたかをうかがうことができるだろう。

以上のように、国内で事変への関心が高まりつつあったとき、当時満州に居住していた熊本海外協会関係者は、事変の進展に協力的な行動をとっており、なかでも大正期に派遣された蒙古派遣生たちはとくに積極的であった。当時、派遣生二七名のうち一名が満州に居住していたが<sup>(二六)</sup>、彼らは様々な形で日本軍に協力していたのである。

たとえば、——これは事変勃発前のことではあるが——第五回派遣生の佐藤鶴亀人は、一九三一年六月に発生した中村大尉殺害事件に深く関わることとなった。この事件は、興安嶺地帯で軍事調査を行っていた中村震太郎大尉が中国軍に殺害されたもので、満州事変勃発の背景の一つともされている。佐藤はこの中村大尉に宿泊場所として自宅を提供したうえ、しばしば彼らと行動を共にしていた。また、事件発生後は殺害の証拠探しに奔走、それらの功績により佐藤は「実に民間最初の殊勲者で隠れたる功労者として過日師団長から表彰せられた」という<sup>(二七)</sup>。さらに、一九三三年上旬から開始された熱河作戦では、井上権蔵（第一回派遣生）・隈部広泰（第二回）・鳥井讓吉（第三回）・後藤末人（第四回）・富永末記（喜）（第五回）の五名が、通訳兼道案内として日本軍に協力した<sup>(二八)</sup>。そして、その功績に対し、現地部隊から熊本県知事宛に「県民並びに熊本海外協会の大抱負につき激賞感謝の意を表」<sup>(二九)</sup>する電報が送られた。

このように、蒙古派遣生たちは事変に際して軍の行動に積極的に協力し、「華々しい活躍」を見せた。しかしその一方で、彼らのなかから戦闘に巻き込まれ犠牲になった者も出ている。満州国建国後の一九三二年九月、満州北部のホロンバイル（呼倫貝爾）地方に勢力を有していた蘇炳文が満州里などで挙兵、一〇月にハイラル（海拉尔）で独立宣言式を挙行して反満州国の立場を表明した「ホロンバイル事件」が発生した<sup>(三〇)</sup>。この事件は同年一二月には鎮圧されたが<sup>(三一)</sup>、それまでに警察隊員や日本人居留民に犠牲者が出ており、そのなかに第三回派遣生の志水語も含まれていたのである<sup>(三二)</sup>。犠牲になった志水は、満州里に居住しつつ同地の調査を実施し、その成果をまとめて雑誌に発表していた<sup>(三三)</sup>。また、一九三二年二月には「満州里在住邦人の窮状を陳情」するために上京しており、「同地方民にして同氏を知らざるものなく邦人の親として敬信」されていたという<sup>(三四)</sup>。現地事情に精通し、在留邦人のリーダー的存在であった志水は、熊本海外協会が蒙古派遣生に期待していた通りの役割を果たしていたといえるだろう。

また、蒙古派遣生以外にも、熊本海外協会特置員の永田政人が「匪賊」対策など治安維持活動に尽力していたことが伝えられている<sup>(三五)</sup>。

そして、一九三三年には、「熊本県人及び海外各地ニ在留スル本県人ト連絡シ通商貿易



並ニ移植民ニ関スル諸般ノ調査ヲナシ熊本県人ノ滿蒙發展ヲ図ルヲ目的ト」<sup>二八</sup>して、蒙古派遣生らを中心に熊本海外協会満州本部が設立されることとなり、同年六月の熊本海外協会総会においてその設立が承認されたのであった<sup>二九</sup>。

### 第三節 熊本県における「民間」満州移民計画

#### 三・一、「滿蒙移住に関する懇談会」の開催

現地において蒙古派遣生らが精力的に活動していた一方、熊本県では熊本海外協会を中心に満州移民計画立案への動きが進んでいた。

その動きの端緒となったのは、一九三二年四月二〇日に開かれた熊本海外協会理事会である。同理事会では、「海外協会中央会々議報告ノ件」などのほかに、「滿蒙移植民ノ件」および「滿蒙視察員派遣ノ件」が決議されたが<sup>三〇</sup>、その内容は「将に來らんとする満州国の移民問題に関し県当局の諒解を得て在郷軍人会、県農会、県教育会等との協議会を開き予め其の概念だけなりと定め置くの必要あり」<sup>三一</sup>というものであった。その後、早くも翌二一日には熊本海外協会理事長の阿部野利恭が県当局を訪問し、県からの賛成を取り付けている<sup>三二</sup>。また、関係団体も賛意を示したことから<sup>三三</sup>、県レベルの事業としての満州移民計画は進められることとなった。

そして、五月五日には熊本海外協会・県教育会・在郷軍人会共催の「滿蒙移住に関する懇談会」が開かれた<sup>三四</sup>。複数団体の共催という形をとっているが、前述した動きから熊本海外協会がこの懇談会開催を主導したことは明らかであろう。当日には、熊本海外協会から阿部野利恭、上塚秀勝、緒方二三、高田次郎、県教育会から赤星会長、奥田幹事、在郷軍人会から中根分会長、県当局から沼越社会課長、富高主事補、県農会から田島幹事、森井技師が出席したほか、宇野九州日日新聞社長、高木九州新聞主幹や第一高等女学校、熊本県農業学校、熊本中学などの教員の名前も確認できる<sup>三五</sup>。さらに、農友会や商工会議所からも出席者があり<sup>三六</sup>、満州移民に対する関心が広く存在していたことがわかる。では、熊本海外協会がこの時期に満州移民への動きをおこしたのは何故だろうか。その理由を明らかにするために、懇談会における阿部野の次の発言に注目したい。

先づ過般東京で開かれた海外協会中央会の会議にて滿蒙移植民に関する協議「が」行はれた際述べられた拓務省の意見につきて述べ種々異見あるも国民として放棄す可か

らざる問題で同省としては目下対策を研究し種々準備中で遠からず方針も決定するであらうが未だ具体案を発表する段に至らない、信濃海外協会では関係諸団体と協議の結果既に満洲視察調「査」委員も赴き、また長崎県其他にても夫々準備中であり熊本県でも満蒙に行く人に彼地の認識を与へ視察員を出し又は移住民に関する研究等の準備が必要であらう<sup>(三七)</sup>

上の発言中の「海外協会中央会の会議」とは、同年三月二二日に熊本、広島、長野、山口など一四県と北海道の海外協会の代表によつて開かれた海外協会中央会総会のことだと考えられるが、この総会には拓務官僚の生駒高常も参加していた<sup>(三八)</sup>。この会議では、生駒の満州国に対する意見が開陳され、その後いくつかの決議が採択されたが、そのなかに「中央会を民間の主たる「満蒙移住の」実行機関たらしむる事を其筋に建議すると同時に各府県に於ても満蒙移住地建設の研究調査実行方針を樹立する事」という内容の「満蒙移住の方策に関する件」という決議があつた<sup>(三九)</sup>。前述した四月の熊本海外協会理事会において、満州移民関係の議論と同時に「海外協会中央会々議報告」がなされたことを踏まえれば、この総会と決議こそ同協会がこの時期に行動をおこした要因であつたと考えられる。

以上の経緯によつて開かれた懇談会では、移民は政府の具体案完成を待つて送ることとし、その前に満蒙の正確な認識を得るため「満蒙調査会」を設立することが申し合わされた<sup>(四〇)</sup>。ただし、このときは単に申し合わせがなされただけで、懇談会と同時に満蒙調査会が設置されたわけではなかつた<sup>(四一)</sup>。そして奇妙なことに、当時の新聞紙を調査しても、満蒙調査会が設立された形跡（発起人会や組織会の開催など）を確認することはできなかつたのである。また、前述した懇談会以後の会合に関しても、「満蒙研究に關係ある各団体代表者……〔による〕協議会」<sup>(四二)</sup>などといった名称で呼ばれており、「満蒙調査会」の呼称は使われていない。さらに、一連の会合に参加した諸団体のなかにも「満蒙調査会」の存在は確認できなかったことから、当該組織は上述した申し合わせがなされたにもかかわらず、実際には設立されなかつたのではないかと推測される<sup>(四三)</sup>。

「満蒙調査会」が設立されなかつた正確な理由は詳らかでないが、同年七月一日に開かれた会合に関する次の記述が、その背景の一端を明らかにしていると考えられる。

去る五月上旬海外協会の発起にて各方面の關係者参集し満蒙調査会組織の議出で近く阿部野同協合理事長上京に付その序に關係各省及び在京先輩の意見を徹し見るこ

ととなりしが政変其他種々の都合にて報告延引せしも一応は報告の必要ありとして  
 ……(四四)

ここでの「政変」とは、同年に発生した五・一五事件による犬養毅の暗殺とその後の斎藤実内閣の成立、そして国権党系の領袖であった安達謙蔵による新党結成の動きなどを指すと考えられる。満州事変勃発時、若槻礼次郎内閣で内務大臣を務めていた安達は、混乱する時局に対応するため協力内閣運動を推進したが失敗、結果として若槻内閣総辞職を招いてしまう。その後、安達は民政党を脱党し、行動を共にした中野正剛らと一九三二年七月に国策研究クラブを(四五)、同年一二月には国民同盟を結成したが(四六)、このような中央政局の急激な変化に満蒙調査会結成の動きが阻害されたのではなからうか。

結局、諸団体を連合した確固たる組織は設立されず、満州移民に関心を有する団体が緩やかに結合したまま、移民計画立案の動きが進行することとなった。そして、その過程においても、熊本海外協会は中心的役割を果たしたのである。

### 三・二、松田喜一の満州視察

「満蒙移住に関する懇談会」開催後、熊本海外協会の飯田政俊主事が一九三二年五月末から六月中旬まで満州視察を行い(四七)、さらに九月から一〇月にかけて「昭和の農聖」と呼ばれた松田喜一(四八)が、熊本県・熊本海外協会の委嘱を受け満州に赴いた。松田の派遣に関しては、すでに七月一日の会合において、協議の結果「肥後農事実習所長松田喜一氏の如き人物に視察を乞ひなば具体案作成に好都合なるべし」(四九)という意見に一致していたが、その後同月二八日の会合で正式に依頼することに決まり(五〇)、実現したものである。

松田は九月二四日に満州に向け出発し(五一)、翌一〇月二一日に帰熊したが(五二)、この視察を通して彼が得た見解はその後の計画立案時に非常に重要視されたものである。そのため、一〇月二四日の会合における松田の視察報告をもとに、彼の満州移民に対する意見を詳しく分析したい(五三)。

視察中、松田は現地の営農状況や気候、市場関係などを調査しつつ、様々な人物から満州移民についての意見を聴取することに努めた。しかし、「同じ会社でありながら社長と専務とが互に反対の意見を持つてゐる位各方面の意見は非常に区々であつたという。

之を総合して見ると大体二様の意見に別れてゐる様である、第一は移民をやるならば一日も早く農耕地を買収して移民経営をやる方が得策だと言ふ説と第二は移民は決して急いではいけないと言ふ説である又移民をやるならば奥地がよいと言ふ説と反対に都市の近接地がよいとの二説がある

このように現地関係者の満州移民に対する意見をまとめた松田であるが、彼自身は「移民は決して急ぐ必要はない又農耕地は必ずしも奥地でなくてもよい、寧ろ都会地の近くが得策で而も将来有望ではなからうか」という意見を持つに至っていた。

たしかに、奥地は土地も広く地価も安いだろう。しかし「土地代などは一時のものであり耕作は永久である」。土地がやせていけば、収穫量も少なく生産費も高くなる。さらに、奥地は交通が不便なので生産物の運賃も加重され、結局は不経済である。「それに奥地の方は相当危険だから移民をやれば集団移民でなからねば駄目だ」が、「集団移民は拓務省が力を入れてゐるから県としてやるならやつぱし都会地附近の方がよい」。また、満州での最も合理的な農業は「稲作を中心としてそれに養蚕、煙草、結氷期の藁細工等を経営上の主体とする」もので、「特に之等の経営は大規模にやらざ最初は食糧の自給自足主義で物で暮す位の考へを持つてやらねば失敗する」。その後、土地の状況がわかってきてから、蔬菜・園芸方面に拡大していく方がよい。

如上の認識を示したあと、松田はその具体的方策として(一)奉天付近で如上の経営を試験的に実施すること、(二)現地に農業実習所のようなものを設置し、移民に一年間ほど実地の経験を積ませること、(三)同施設に県の特産品を運び、貯蔵法を研究したうえで売り出すことを提案している。そして最後に、「兎に角満洲の移民は腕一本で労力を味方として行くことは支那人の労働力から見て危険である、少くとも幾分でも資本を持ち企業をすると言ふ様な考へを持つて行かねばならぬ」と注意を促したのであった。

以上の内容からもわかるように、松田の意見は加藤完治らが推進していた大規模移民には適用できないものであった。両者の相違は、一九三四年三月、松田のもとを訪問した拓務省管理局企画課長の森重千夫が、「彼〔松田〕の農業指導方法に感銘を受け……満洲移民事業に松田の協力を得ようとした」が、加藤完治の反対により挫折したというエピソードに端的にあらわれている<sup>五四</sup>。

松田の満洲移民に対する考えは、移民部の永田稠らの考えに近く、精神性を重んじるものの加藤のような観念至上主義とは一線を画するもので、経済主義を取り入れた合理的農業経営を理想としていた。こうした考えは、森重にとって試験移民政策の建て直す切り札といえるものであった。しかし、松田のような考えは、反資本主義の立場から徹底して経済的合理性を否定する加藤にとっては、到底受け入れられるものではなかった<sup>(五五)</sup>

熊本県の満洲移民に関する先行研究では、松田は熊本からの移民の送出に多大な影響を与えたとされているが<sup>(五六)</sup>、その影響が具体的にどのようなものであったかは十分に論証されているとはいえない。また、上で述べたように松田の「理想」とした移民計画と現実に推進された「国策」満洲移民事業との間には大きな齟齬が存在したが、この隔たりについても先行研究ではふれられていない。はたして、松田は矛盾なく国策満洲移民に協力できたのであろうか。本稿ではこの問題にこれ以上立ち入ることはないが、松田と満洲移民との関係についてはより一層の研究の深化が必要であることを指摘しておきたい。

### 三・三、「満洲協会準備委員会」の設置と方針の決定

松田の視察報告が行われた一〇月二四日の会合のあと、一月七日にふたたび満洲移民事情座談会が開催されたが、ここでは松田が再び満洲移民に対する考えを説明して「満洲の自由移民を奨励したい」と述べたあと、具体的方法を研究するべく実行委員を選出することが決定された<sup>(五七)</sup>。そしてこの座談会の決定にしたがって、同月一四日に県庁において最初の委員会が開催された<sup>(五八)</sup>。なお、選出された委員について、九州新聞と九州日日新聞とではその構成員に若干の差異がある。すなわち、九州新聞では、「各委員」として「深水中将、高田県学務部長、長野実業団体連合会長、三津家県農会長、阿部野海外協会理事長、宇野九日社長、高木本社主幹、富野〔今野〕社会課長」<sup>(五九)</sup>の名前が挙がっているのに対し、九州日日新聞では「高田県学務部長、深水中将、三津家県農会長、中山商工会議所会頭、長野実業団体長、赤星県教育会長、田村大佐、高木九州主幹、宇野本社社長」<sup>(六〇)</sup>となっているのである。どちらの記述が正しいのか判断は難しいが、県学務部長や農会長などの「大物」連のなかに、課長級の人物が同格として名を連ねることに違和感があること、またここまで当該計画を主導してきた熊本海外協会の阿部野が委員から除外されるとは考えられないことから、高田・深水・三津家・中山・長野・赤星・田村・高木・宇

野・阿部野の一〇名が正式な委員であり、社会課長である今野は補助的な構成員ではなかったかと考えられる。

同会合では、松田案などを審議した上で、委員会の名前を「熊本満洲協会準備委員会」（委員長は高田学務部長）とすることが決定された<sup>(六〇)</sup>。そしてその後、委員一同が県知事と面会し、満州進出の具体化に関し県当局の援助を陳情、知事も了承の意を示した<sup>(六一)</sup>。第二回目の委員会は同月二四日に開催されたが、この会合には松田喜一も出席した<sup>(六二)</sup>。そして、協議の結果、

県独自の事業としては松田氏の方針を是認し具体的に計画を進むべく、先づ以て松田氏の立案によつて研究すること同時に拓務省の移民計画に対しては進んで協同すべく具体的に打ち合はすることゝなつた、即ち県としては都会地附近に小規模の移住地を撰み実習所向の経営をなし移住者をして堅実なる地歩の上に漸次独立して経営する基礎を作らしめんとするもので単に農事の経営のみならず県産物の販路を開拓する方法によるべく□会事業として実行すべしとの意嚮の下に計画を進むることゝなり、拓務省の移民計画に対しては別個に考慮し充分拓務省の意図に合致し県としても進んで  
（適當の準備を整へよう<sup>(六四)</sup>）

という方針が決定された。すなわち、松田案の全面的な採用という形で、熊本県独自の満州移民計画の基本方針が確定したのである。その後、一二月三日に開かれた委員会では、今野社会課長と松田喜一によつて作成された移民計画案に関して協議がなされ<sup>(六五)</sup>、より詳細な具体案の作成作業が進められた。

しかし、順調に見えた計画立案作業も、ここに至つて停滞してしまつたようである。その原因は定かではないが、計画の調査研究が進捗しないため<sup>(六六)</sup>、今度は熊本海外協合理事長である阿部野が満州を視察することとなつた。

### 三・四、阿部野利恭の満州視察

一九三三年三月二六日<sup>(六七)</sup>、熊本海外協合理事長阿部野利恭は、アメリカ合衆国で農業を営み成功していた坂田辰喜を伴い、自ら満州へと渡つた。阿部野は若かりし頃にシベリア・満州で活動していたこともあつてか、これまでも満州を直接視察するなど熊本海外協会のなかでもとくに同地方に関心を有する人物で、「その名前を耳にしたゞけで風貌に

接したゞけで満蒙を連想する」<sup>(六八)</sup>と評されるほどであった。以下、その阿部野の満州視察について分析を行っていくが、その前に視察旅行に同行した坂田辰喜について若干の説明をしておきたい。

坂田辰喜は上益城郡乙女村（現甲佐町）出身で、兄である亀喜は一八九二（明治二五）年に渡米し、カリフォルニア州コートランドで農園を経営、とくにアスパラガスの栽培において成功し「アスパラガスキング」とも「日本人で最初の百万長者」とも評された人物であった<sup>(六九)</sup>。その弟である辰喜も一八九七（明治三〇）年に渡米し、最初は兄の手伝いをしていたが、のちに独立しコートランド日本人会会長を務めている<sup>(七〇)</sup>。この在米熊本県人の成功者であった坂田兄弟が、当時ちょうど熊本に帰郷しており<sup>(七一)</sup>、そのうち弟の辰喜が阿部野の視察に同行することになったのである。その経緯ははっきりしていないが、おそらくは阿部野からの要請によるものだったのではなからうか。事実、坂田は帰米を急ぐために時間の余裕がなく、大連と奉天を訪れただけで視察を終えており<sup>(七二)</sup>、その性急さなどから考えて辰喜自身が事前に計画・準備していた視察とは考え難い。

では、阿部野が坂田を伴って視察に赴いた目的とは何だったのか。新聞記事では、阿部野は熱河作戦に従軍中の「同会満蒙派遣生出身諸氏の慰問を兼ね満蒙最近の実状調査の爲め渡満する」<sup>(七三)</sup>と伝えられており、満州の実情調査に主眼があったことがわかるが、もう少し詳しく分析する必要がある。

阿部野が視察後に『熊本海外協会会報』に発表した視察報告<sup>(七四)</sup>によれば、彼はこの視察において「北米随一の成功家坂田辰喜氏が在米数十年間に有せらるゝ実験上より満洲の農業を視察せらるゝに逢ひ松田氏の観察したるものと坂田氏の視る処と対照して満蒙の農事を研究するは頗る時宜に適したるもの」として、坂田の意見と松田の意見を比較することを企図していたらしい。その阿部野の松田案に対する評価は、「新京又は奉天を中心とする即ち両大都市に於ける消費市民を目的とする特種農業で……夫れは限られたる数の農民を率ゐての事に過ぎずして我国家の要求する大移民の上に望むものとは大に撰を異にするもの」というものであった。すなわち、阿部野にいわせれば、松田案は大規模移民向けの計画ではなく、その意味で国家的要求に応えることができないものだったのである。

そもそも、満州への農業移民に関しては、厳しい気候や現地農民との競争などの観点から悲観的な観測が支配的であった。しかし、熊本海外協会は以前から「満洲の気候と漢民族との競争と云ふ如き月並的障害論に之を超越して突貫的に猛進せねばならぬと云ふ主張」を唱えており、事変後の政府の動きに対しても積極的に協力する姿勢を見せていた。

このような熊本海外協会の主張、そして前述した松田案に対する阿部野の口ぶりから考えて、同協会（阿部野）としては大規模移民に賛成する立場であったとみてよいだろう。

如上の同協会の立場からすれば、大規模移民に適用できない松田案は不満なものであったと考えられる。とすれば、松田の意見と坂田の意見とを「対照」させようとした阿部野の意図のおおよその見当はつく。すなわち、彼は大規模移民向けではない松田の意見を覆すような提言を、松田と同じく農業に関して経験豊富な坂田辰喜から得たかったのである。

では、肝心の坂田は満州農業に対していかなる見解を得たのであろうか。阿部野によれば、満州に上陸した坂田は自らが造詣の深ったアスパラガス栽培が可能かどうかの点に着目し、「其気候風土の点からして同氏一流の経営を以てせばアスパラガスの産殖決して望まきにあらずとの観測をなしたるものゝ如し」であったらしい。そのほか、後述する粟屋農園の視察を通して果樹栽培も有望との見込みを立てた様子であったが、結局「奉天以南に於てはアスパラガス以外如何なる農業が適当なるべきを主張せられたるを聞かぬ」ままであった。

このような坂田の見解を受けて、阿部野は移民事業に対する「心境」に一変化を来したのだという。その理由は、

何となれば松田氏の意見も阪田氏の意見も能く吟味し来れば飛び付いて身自ら進んで満洲の原野に挺身するの意思なきは同様にて同〔両〕氏の意見の一致する処は個人として自分丈けの仕事をなすと云ふならば特種の施設をなすならば強ち相当の利益が挙げ得られるではないかと云ふの程度に過ぎぬ

からであった。換言すれば、坂田の意見も松田と同じ「特種農業」であり、大量の移民に適用できるものではなかった。すなわち、「阪田氏も松田氏同様両氏の有望視するものは特種の農業であつて何でもござれ主義を主張せられざる点は一致し居り而かも両氏とも多数の同業者を相容れざるの観察であるのは明白であ」ったのである。

このように、松田喜一と坂田辰喜という農業に造詣の深い人物たちの主張は、いずれも大規模移民には適用できないものであった。これに対し、阿部野は「農業上に対する松田案と云ひ阪田氏の意見と云ひ消極的特種案であつて一般移民に施行する定案でない事を遺憾とする特に両氏は一般農業上に就ては相当の定見を有する人である事を信ずるが故に



予は一層失望の念に絶へぬ」と率直に述べている。

また、坂田の意見だけでなく、現地で農業経営をしていた在満邦人の状況も、阿部野の期待を裏切るものであった。

大連上陸後、阿部野は坂田を伴い、大連郊外西沙河口の栗屋農園を訪問した。この農園の経営者「栗屋万平」(モエ)のもとを阿部野は一九二三(大正一二)年の夏にも訪問しており、その「当時同氏は蔬菜の栽培に重きを置き支那同業者との競争驚くに足らざる点を指摘して諄々と説き示された」が、そのことを「今に予〔阿部野〕は満洲に於ける本邦人の誇として相伝へて居つた」という。現に、前章でふれた満州移動農村の計画書には、「大連市附近に於て米国加州フレソノより転じて農園を経営せる栗屋某氏の如き、良好なる成績を挙げつゝあるは一般の認むる所」(モエ)として栗屋の名前が確認でき、計画の立案時に参考にされたことがわかる。つまり、蔬菜栽培に重点を置いた栗屋の農園(モエ)は、阿部野にとって満州で日本人が行うべき農業のモデルケースだったのである。

しかし、栗屋農園を再び訪れた阿部野の眼前に広がったのは、広大な果樹園であった。同行した坂田は「五六十丁歩に並立する林檎、桃、桜ンボウ等の威勢能き実況を見て切りに嗟歎の声を発して居」たが、かつての状況を知る阿部野の心境は複雑だったに違いない。「当時勝算歴々たる気焰を以て蔬菜の有利なるを説かれた其跡に何の見る影もなく代ふるに果樹園の整然たる現状に接し」た阿部野に対して、栗屋はなおも「満洲農業の有利」を説いたが、はたして阿部野は納得できたであろうか。栗屋の話を変えて聞き、「予が抱いて居た種々の想像は氏の明快なる所説に逢ふて雲烟尽く消へ去りて真物の山と川とが明白に眼底に映するに至つた」と一時は満洲農業に対する希望を取り戻した阿部野であったが、「而れども是れ亦一場の夢と化して……予が満洲農業に対する観察は益々迷宮に入る様になつた」とも述べており、もはや栗屋の主張に昔日ほどの説得力は感じられなかったようである。

しかも、その後さらに追い打ちをかけるような出来事があった。栗屋農園の視察後、阿部野は新京に到り、軍司令部で移民部長の梅谷光貞と面会した。その会談において、「満洲協会準備会の事等談じて我々の計画にして果して軍部の諒解を得て相当の援助でもある様であれば県としても相当の力を出して呉れる確信がある事を述べて松田案に対する意見を求めた」阿部野に対して、梅谷は次のように回答した。

梅谷部長は自分の方でも同様先づ移民の指導者養成のために訓練所とでも名命すべき

ものを各省数ヶ所に設立するの方針であれば願く「は」歩調を一にして貰ひたし特に熊本は移民に就ては先進国であり且つ南米の覆轍は踏まぬ様にとの親切なる注意の懇談を受けた

ここで問題とすべきは、梅谷が述べた「南米の覆轍」が指し示す事柄である。はたして、「覆轍」とは何のことなのだろうか。この疑問を考えるうえで注目すべきは、梅谷が海外移住組合連合会専務理事としてブラジルに渡り、アリアンサ移住地の移管業務などに従事していたことである。前章で述べたように、熊本海外協会は自らがブラジルに建設した熊本移住地について「我熊本海外協会は長野外三県も犠牲的実行の魁をなし以て政府の方針と一致したのみならず、国策実行の試金石となつ」<sup>(七)</sup>たと自画自賛したが、その経営状況は順調とはいいがたいものであった。そのような熊本移住地の実態は当局者に不安を抱かせたが、当の梅谷こそ同問題に現地に対処した人物であり、ひときわ大きな危機感をもつたと考えられるのである。

このように考えると、梅谷が述べた「南米の覆轍」の内容もおのずから明らかとなるだろう。すなわち、梅谷は熊本海外協会のブラジル移住地事業を——同会の自己評価とは真逆に——「失敗」した事例とみており、その経営能力に疑問を抱いていたのである。

結局、梅谷に諭された阿部野は、「本県の方針としては未だ確定的の具体案をも有せぬ点からしても梅谷氏の話は至極適当なる意見であり且つ国策に順応すると云ふ元則からしても之に従ふ外取るべき道はなからう」と結論を出すしかなかった。

熊本県独自の満州移民事業を推進するために渡満した阿部野であったが、その視察旅行は彼が期待していたものとは遠くかけ離れた結果となつてしまった。阿部野は松田案に不満を持つていたものの、坂田からそれを覆すだけの見解を引出すことはできず、逆に坂田が松田と似たような意見に達したことにより松田案の「妥当性」は補強されてしまう。また、阿部野が「小生は今度の行に於て同氏〔栗屋〕との会見に唯一の望みを持つて居た」<sup>(八)</sup>と述べるほど期待していた栗屋の農園にしても、蔬菜栽培を主としていた経営形態から果樹園経営へと大きく変貌しており、もはや満州農業のモデルケースとはなりえなかった。くわえて、梅谷移民部長から計画の「保留」を依頼され、同時に熊本移住地の失敗を例に釘を刺されてしまつては、長年満州への移民を強く主張していた阿部野も引き下がらざるを得なかつたのである。

その後の阿部野の発言を見ると、彼の主張が視察の前後で一変したことがわかる。

……今度の視察で自分は一つの心境の変化を来した、それは在来満洲には移民が第一だ、支那人との競争など超越し突貫主義でどん／＼人を送れ——といふことを考へてゐたがそれ以上進んですべきことは満洲における製造工業の充実を期するといふことで今後大阪乃至は上海方面の工業を満洲に移すことが急務だ十百万の人々がなければ満洲を日本の勢力範囲におけないと思つてゐたがハワイにおける米国の如く製造工業の根さへ植へつけければその方面からも人口は多くなると思ふ、……(八〇)

このように、今回の満州視察は阿部野個人にとって満州移民に対する考えを変える転機となつたが(八〇)、その影響は熊本における移民計画にまでも及ぶものであつた。

阿部野が帰国したあと、五月一日に関係者による歓迎慰労会が開催された(八三)。その際、阿部野は「我派遣生の重大使命たる未開地の啓発と平和郷扶殖の要を説き海外協会としての今後の方策については賢実な派遣生を先駆に送り海産、農産、製茶、其他の産業振興移出業発展策等各方面に亘り、国策順応主義で漸進的に活動したい」(八三)と述べたと伝えられており、満州移民への言及は確認できない。しかし、視察結果や梅谷の意向などは関係者の間で共有された可能性が高く、その証拠にこの会合以後、当該移民計画に関する積極的な動きは見られなくなる(八四)。阿部野の満州視察後、熊本における満州移民計画立案の動きは急速にその勢いを失い、ついには「国策」への順応という方針のもと、ほとんど「凍結」されてしまつたのであつた。

#### 第四節 その後の動き

阿部野の視察以後の動きとして、満州移民計画に関連すると推測されるものを二つ紹介したい。

##### (一) 奉天城外農場計画

熊本海外協会が主導した熊本県の「民間」満州移民計画は、阿部野の視察以後凍結されてしまつた。そのことは、同協会「昭和八年度事業計画」中の「満蒙移民ノ考察及諸事業ノ研究」という項目に、

……満洲事件起ルヤ本会ヨリハ前後三回本会幹部ノ視察ヲ遂ケ種々計画ヲ進メ居ルモ

本県ノ方針トスル国策順応ノ大綱ニ從ヒ除々ニ実行着手ノ準備中ニ屬ス其ノ具体案ニ就テハ暫ク其発表ヲ差控ヘ他日總テノ国家案成立ノ上世評ヲ乞フノ時アルヲ期ス(八五)

とあること、同じく「昭和九年度事業成績」中の「滿蒙移民の計画」の項目に、

滿蒙移民の計画は滿洲国成立以前より研究に怠らず今日に至りたる処なるも元來移植  
 民事業は決して容易の業に非らざるを以て本会は曩に南米移住地計画の例に鑑み深く  
 自重する所あり、国策樹立の暁を待ち其方針に順応して行動するも遅らざとするものな  
 り(八六)

という記述があることから傍証される。さらに、一九三五(昭和一〇)年八月に加藤完治の来熊に際して開かれた座談会の新聞記事にも、

先づ阿部野海外協会理事(長)、深水中将から交々県各方面を打つて一丸とせる滿洲  
 移民協会準備会の組織された当時から国策の確定をまつて実動に入るため、日、静  
 観の態度を持し、来つた経過実情を説明し……(八七)

とあり、少なくともこの時点までは計画は凍結されていたと考えてよいだろう。

しかし、一九三六(昭和一一)年になると、熊本海外協会内で「奉天城外農場計画」という計画が新たに立案される。この計画は、同年一月二三日に開催された同会の臨時帰朝者懇談会において協議されたもので(八八)、熊本県菊池郡西合志村(現合志市)にあった私塾「合志義塾」の卒業生らによって実行されることとされた。その内容は、

臨時帰朝者談話会に本会の報告に係る同農園〔奉天城外農場〕の計画は其後愈々実行に移り、本県菊池郡西合志義塾を中心に同塾出身者藤井勲氏外二名先発として本月下旬渡滿し一応滿洲各地の農場を視察の後直に事業着手の予定である同農園の方針は専ら特種農業に依り米國サクラメント在住阪田辰喜氏の指導にてアスパラガスの栽培には尤も力を注ぎ、其他米國に於て多年の經驗を有する同國帝國平原在住本県玉名郡出身の太田龍郎氏の指導に依るメロン栽培等も予定事業の一に数へられ、大に前途を囑目されて居る(八九)

というもので、ここに松田や坂田の影響を認めることは難しくないであろう。同年二月二〇日には、この計画に参加する合志義塾の卒業生らの壮行会は催され、四名の青年が送り出された<sup>(九〇)</sup>。当該計画については断片的な情報しか伝わっておらず、その詳細はほとんどわかっていないが、『合志義塾略誌』によれば結局は失敗に終わったらしい<sup>(九一)</sup>。

## (二) 『熊本海外協会史』に記載された移民計画

『熊本海外協会史』は、一九三三年に阿部野と坂田が「満洲各地を親しく視察し、関東軍首脳部ともよく協議を遂げ、以つて真面目に国策に協力すべく、次の如き満洲移民の計画案を当局へ提出した」として、「理由」・「満洲移民計画案」・「趣旨書」を掲載している<sup>(九二)</sup>。この計画案がどの時期に当局に提出されたかはわからないが、(一) 趣旨書に「昭和七年以来既に数回に亘り試験移民を送出したるに、其の実績概ね良好なるに鑑み、昭和十二年度より国策として大量的に実施する事に決定を見、二十年間百万戸送出を目途とし、……」とあること、(二) 同じく趣旨書に「茲に挙県一致満洲移住後援機関を設立し、移民事業に関する調査宣伝、紹介等を援助し、之が円満なる振興に寄与せんとす」とあることがかりとなるだろう。(一) は一九三六年に広田弘毅内閣が決定した「二十年百万戸送出計画」のことであり、(二) の「挙県一致満洲移住後援機関」とはおそらく一九三七(昭和一二)年八月に熊本で発会式が挙行された「熊本県満洲移住協会」<sup>(九三)</sup>のことであると考えられる。これらのことから、この計画案は一九三七年八月前後に作成または当局に提出されたものと推測される。

では、当該計画はどのような内容であったのだろうか。その具体的な部分は以下の通りである。

### 満洲移民計画案

#### 一、方針

移民事業の成否は、一に第一次移民の成績の良否に因る処極めて大なるを以て、第一次移民計画は、最も慎重に樹立すべきこと肝要なり。仍ち<sup>マ</sup>(一) 農業経営上最も有利なる場所の選定と(二) 移民の質を厳選して之れに(三) 精神的訓練を施し(四) 基礎的技術を修得せしむることの四要素の上に立脚せる計画を以て根本方針とすること。尚農業経営の方法としては、満洲農業状態を精査し、先づ水

田耕作を主とし、養蚕、苧耕作、藁細工、蔬菜、花卉、果樹類の高等園芸及有畜農業を加味せる集約経営より始め、漸次小麦、綿等に及ぼすこと。

## 二、方法

### 一、移民養成機関の設置

基本技術を修得せしめ、併せて精神的訓練をなす為め、移民養成機関を設置すること。

イ、内地に於ける養成所は県営干拓地（昭和村）に之を設置し、満洲移住

一般希望者中農耕に適するものを選抜し、農業経営方法の研究団体的精神訓練をなすこと。収容数は凡そ五十名とし、一人に付田畑二反五

畝宛一ケ年耕作せしめ、自活の途を講せしむること。

ロ、満洲に於ける養成所は、之を奉天附近、又は満鉄沿線に設置し、内地に於ける養成所を修了せるものを更に入所せしめ、凡一ケ年間満洲風土の研究、農耕並に販売の実習をなさしむること。

ハ、前記養成所を修了せるものを確実なる耕作地に移住せしめ、常に養成所と連絡を密にし、経営方法の指導改善を図ること。

ニ、移民地の購入 養成所修了者に対し農耕に有望なる土地を購入分譲すること。

この内容をみるに、計画の基本的な部分は松田案を踏襲したものであったといつてよいだろう。また、「内地に於ける養成所」の設置が予定された昭和村には松田の主権する農友会実習所があり、おそらくはそこで移民の養成も行う予定であったと考えられる。もっとも、この計画が実行に移された形跡は現在のところ確認されていない。

以上のように一九三六年から一九三七年ごろまで熊本独自の移民計画を行おうとする動きがあったこと、またその計画において松田喜一の意見が大きな影響力をもっていたことなどは注目に値する。ただし、これらの動きは一方は失敗に終わり、他方は実行に移された形跡がないなど、その影響も非常に限定的であったと考えられる。

## 小括

本章では、満州事変勃発後に熊本海外協会が中心となって立案した熊本県における「民間」満州移民計画について述べてきた。その内容をまとめると次のようになる。

## (一) 熊本海外協会と熊本県の「民間」満州移民事業

満州事変と満州国建国を受けて全国的に満州移民への関心が高まったが、熊本県においては熊本海外協会が中心となって県独自の満州移民計画樹立に向けた動きが進められた。彼らにしてみれば、満州移動農村計画挫折により抱いていたであろう鬱屈した気持ちを晴らすとともに、多年にわたる活動が実を結ぶ絶好の機会であった。同協会の積極的な活動は県当局をはじめとした広範な勢力を巻き込み、「民間」満州移民計画は全県的な事業として展開された。その意味において、同協会は移民計画の立案を通して、地域社会を満州移民の方向へと牽引した存在であったといえよう<sup>五四</sup>。

しかし、熊本海外協会の如上の活動が彼らのそれまでに積みあげた「実績」によるものであったとするならば、皮肉にもその動きを阻止したのも彼らの「実績」であった。当該移民計画が凍結された要因は複数考えられるが、そのなかでも移民部長であった梅谷光貞の反対が決定的なものであったことは疑いようがない。梅谷の反対の根拠となったものは、「南米の覆轍」という言葉からもわかるように、熊本海外協会のブラジル移民事業の実態であった<sup>五五</sup>。当該事業について、協会側はその先駆性などを誇ったが、政府当局は国策を混乱させた失敗であったと評価していたのである。そして、その評価がまわりまわって、熊本海外協会を中心とする満州移民計画を阻止することとなったのであった。

## (二) 満州移民をめぐる多様な意見

当該期の満州移民事業については、そのあり方をめぐって中央においては加藤完治・東宮鉄男と永田稠・梅谷光貞の間で意見の対立があったが、熊本においては阿部野利恭と松田喜一の関係がそれに対応していたといえよう。

一方は移民の大規模送出国策を求める立場であり、もう一方は移民のより堅実な定着を重視する立場であったが、国策という次元においては前者の方針が採用されることとなった。かたや熊本県では、県独自の移民計画においては最後まで松田の意見が重視された。その理由は、(一)「昭和の農聖」と称されるほど農業に造詣が深かった松田の意見を否定できないほどの人物が熊本には存在しなかったこと、(二)阿部野が求めた大規模移民は国策として実行されることとなり、あえて県独自の計画として実行する必要がなかったことなど

が考えられる。

なお、移民事業のあり方について対立した両者であったが、満州移民を必要とする基本的な点では一致していた。そのため、後年永田は「新京力行農園」を建設し<sup>(九六)</sup>、松田も自らが指導する農友会の会員らで組織した渾河農友開拓団・鞍山農友開拓団を送出している<sup>(九七)</sup>。その意味において、彼らは「国策」満州移民事業の本流とはなれなかったが、それを補完する役割を果たしたのであった。

結局、熊本海外協会が推し進めた熊本県の「民間」満州移民計画は実行に移されることはなく、彼らは「国策」満州移民の協力者として地域における満州移民送出に関係していくこととなる<sup>(九八)</sup>。もつとも、中央が強い主導性を発揮した「国策」満州移民事業において熊本海外協会が存在感を示すことは難しく<sup>(九九)</sup>、彼らは単なる協力者としての役割に終始せざるを得なかったであろう。

### 〈註釈〉

(一) 当時の日本国内における満州（国）への期待感の高揚については、山室信一『キメラ——満洲国の肖像——（増補版）』（中公新書、二〇〇四年）一八五・一八七頁などで言及されている。

(二) 長谷川雄一氏によれば、満州移民論を最初に唱えたのは日露戦後に満鉄総裁となった後藤新平であった。また、同時期に第二次桂太郎内閣の外相であった小村寿太郎も、満韓移民集中論を提唱したという（長谷川雄一「一九二〇年代・日本の移民論」(一)『外交時報』一九九〇年二月号、一九九〇年、五九頁）。そのほかの例を挙げれば、たとえば松本敬之なる人物はその著書『富の満洲』（言文社、一九〇四年）のなかで、満州移民の実施を唱えている。松本は、日本の人口問題解決のためには移民送出が必要だが、日本人移民は米国や豪州からは追われつつある。そのため、日本はアジアの諸国を移民先とするべきだが、「特に其満洲の如き、其面積は我国に三倍し、人口稀薄、土地肥饒、巨江細流四方に通じ、山嶺は無限の富源を蔵し、森林は其際涯を知らず、土地亦自ら我殖民地たるに適せり、是れ吾人が満洲の殖民を絶叫せんとする根本の所以なり」と述べている（以上、二一・九頁を参照）。

(三) たとえば、南満州鉄道株式会社庶務部調査課編『我国人口問題と満蒙』（南満州鉄道株



式会社、一九二八年）は、人口問題の解決策として満州に移民（農業移民）を行う場合、距離の近さなどの利点がある一方で、日本がもつ商租権などの権益が有名無実化していることや気候が厳しいこと、現地の中国人農民との競争が困難であることなどの不利な点も存在すると分析した。そして、それらを勘案した結論として、「其肉体以外に何等資本を持たぬ無産大衆の満洲移住は現在の事情に根本的の変化を来たさざる以上不可能であり、満蒙は我人口問題の直接解決の対象地としての価値無いものと見ねばならぬ……現在の所としては此地に移住することによつて我人口問題を解決する事は断念せねばならぬ」（二四六頁）と述べ、移民事業ではなく日本の資本による資源開発などを行うことで満蒙を日本の商工業立国に利用し、それによつて人口問題を解決する途を示している。

④ 加藤完治は東京出身で一八八四（明治一七）年生まれ。東京帝国大学農学部を卒業後、内務省、帝国農会嘱託を経て一九一五（大正四）年に山形県立自治講習所の所長に就任。その後、一九二六（大正一五）年に日本国民高等学校の校長となり、農本主義に基づく教育を行った。一九三二年以降は満蒙開拓の仕事を進め、一九三八（昭和一三）年には満蒙開拓青少年義勇軍訓練所を開設。一九六七（昭和四二）年に死去（以上、加藤の経歴については、日外アソシエーツ編『二〇世紀日本人名事典 あくせ』日外アソシエーツ、二〇〇四年）六九九・七〇〇頁を参照）。

⑤ 東宮鉄男は群馬県出身で一八九二年生まれ。陸士卒。一九二八（昭和三）年の張作霖爆殺事件に関与。満州事変勃発後は関東東軍司令部付となり、満州移民事業を推進。一九三七年死去（以上、東宮の経歴については、日外アソシエーツ編『二〇世紀日本人名事典 そくわ』日外アソシエーツ、二〇〇四年）一七〇一頁を参照）。

⑥ 移民部の設置時期については判然としない部分もあるが、『東京朝日新聞』一九三三年二月一四日付朝刊掲載記事の「去る十日特務部内に新設された移民部は十三日より愈事務を開始した」という記述から、ひとまず本稿では同部署は一九三三年二月に設置されたこととした。

⑦ たとえば、憲兵司令官秦真次による「桂木斯屯墾隊ノ近況ニ関スル件報告（通牒）」（一九三三年四月一日）には、一九三三年二月中旬以降の「匪賊」との戦闘で四名の死者が発生し、さらに「客年十月赴満以後隊員中環境ト衣食住ノ不自由ニ堪兼ネ往々飲酒女食ニ耽ルモノアリテ警戒勤務乃至外出先ニ於テ土民ノ金品家畜ヲ強奪シ或ハ無銭飲食シ或ハ隊規ヲ紊リ団結ヲ破壊スル等ノ行為者ニ対シテハ幹部ノ協議ニ基キ

除名処分ニ附シ内地ニ帰還セシメツアルカ一月末日迄ニ之等処分ヲ附ケタルモノ十七名ニ達セリ」とある (JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C040115669000 (第五画像目から第七画像目)、昭和八・四・一三〜八・四・二六「満受大日記 (普) 其七二/二二 (防衛省防衛研究所)」。また、山崎芳雄『弥栄村要覧』(満州移住協会、一九三六年) 一一三頁掲載の付表「隊員の移動 (昭和十年十二月末日現在)」によれば、第一次移民団として追加募集も含めて総計五一九名 (最初の入植者は四九二名) が入植し、そのなかから戦死者一三名・病死者九名・退団者一八九名が出たという。

(六) 加藤は日本農民および農民教育の根幹を日本独自の「農民魂」の獲得と鍛錬であるとしたうえで、その鍛錬の方法として農業労働のほかに禊や神社参拝、武道 (直心影流) の稽古などを推奨していた (以上、加藤の農業教育については、中村薫『加藤完治の世界——満洲開拓の軌跡——』(不二出版、一九八四年) を参照)。また、加藤は資本主義的 (営利的) な農業経営に否定的で、

……農民と云ふものは、兎に角住むに家あり耕すに土地があるならば、それで農業が出来るので、従つて、本当に農業に徹するならば蒙古の真ン中でも少しも差支ありません。併し企業的農業となりますと停車場の傍が宜いとか何とか喧しくなつて来ますが、自分が天地と共に衣食住の生産に汗を絞つて行く、必要とあれば自分の生産した品物を他の人にも提供して行くと云ふ腹が決れば何処でも構はないのであります、非常に強い人間になつて了ふのであります。…… (加藤完治『日本農村教育』東洋図書、一九三四年、五二頁)

とも述べている。

(五) 加藤完治前掲書、一八五頁。

(六) 加藤聖文『満洲開拓団——虚妄の「日滿一体」——』岩波現代全書、二〇一七年、五四頁。

(七) 同前、九四頁。

(八) 満洲開拓史復刊委員会編『満洲開拓史 (復刊版)』全国拓友自興会、一九八〇年、三三頁。もつとも、一九三二年九月の段階で八四件あった民間移民計画は、「その約一年を経過した昭和七年九月に拓務省にて調査したところ、真面目な考で計画を続行し

たり、あるいは移住者募集、資金募集等に着手していたものは三十六件に過ぎ」（前掲『満洲開拓史』一二三頁）なかった。そして、結局「最後まで残り、実行に移ったものは天照園移民と天理教移民の二つだけで……その他は各種の難関に逢着してつづれ去り、あるいは計画者の食い物となって悲惨な末路を遂げたものもあつた」（同前、三三頁）という。

(三) 以上、時代背景の概括にあたっては、前掲『満洲開拓史』のほか、満洲移民史研究会編『日本帝国主義下の満洲移民』（龍溪書舎、一九七六年）、長谷川雄一「一九二〇年代・日本の移民論」（一）～（三）（『外交時報』一九九〇年二月号・一九九〇年一〇月号・一九九一年六月号）および加藤聖文前掲書を参照。

(四) 『東京朝日新聞』一九三一年九月二二日付朝刊。

(五) 『東京朝日新聞』一九三一年一〇月二五日付朝刊。

(六) 『九州日日新聞』一九三一年一〇月一日付朝刊。

(七) 同前。

(八) 蒙古派遣生の活動を受けて、阿部野利恭らが関東軍司令官武藤信義に提出した「熊本海外協会蒙古派遣生の由来」という報告書には、「蒙古学生十七名中内地に帰還するもあり満蒙に残留せる者の内にも或は死亡する者あり且つ残留者も亦各種の会社に従事し若くは各自の職業を開くもの或は官庁に奉職する者漸く十一名を余すにすぎざる状況なり」という記述がある（『熊本海外協会会報』第一六卷第五号、一九三三年六月一日、一頁）。

(九) 以上、佐藤の活動については、『熊本海外協会会報』第一五卷第一号、一九三二年一月一日、一三頁。

(一〇) 『熊本海外協会会報』第一六卷第三号、一九三三年四月一日、二頁。

(一一) 同前。

(一二) 参謀本部編『満洲事変作戦経過ノ概要 一』一九三五年、七七頁（参謀本部編『満洲事変作戦経過ノ概要』巖南堂書店、一九七二年所収）および陸軍省調査班『呼倫貝爾事件に就て 附 呼倫貝爾の概観』一九三二年、一一・一二頁、JACAR：C140310556200（第一三画像目から第一四画像目）、満洲関係小冊子集 昭和一七・一〇・一二月（防衛省防衛研究所）。

(一三) 蘇炳文軍の鎮圧に向かった日本軍は、一二月五日ホロンバイル地方の主要都市であるハイラルに進入、さらに六日には満洲里に入って在留邦人との連絡を確保した。一方、

蘇炳文は同月三日にハイラルを脱出してソ連領に逃れ、同国軍によって武装解除されたという（以上、前掲『満洲事变作戦経過ノ概要 二』一〇二頁および一〇五頁を参照）。

(四) 「呼倫貝爾事件遭難者」 JACAR : A〇三〇一三三八五三〇〇〇、各種情報資料・陸軍省新聞発表（国立公文書館）。

(五) たとえば、志水は『露亜時報』や『満蒙』といった雑誌に「呼倫貝爾に於ける羊毛市況と夏季漁況」、「呼倫貝爾羊毛市況」と題する報告をそれぞれ発表している（南満州鉄道株式会社総務部資料課編『資料索引』第三輯、南満州鉄道株式会社、一九三四年、二八二頁）。

(六) 『九州日日新聞』一九三二年一月八日付朝刊。

(七) 前掲註（二〇）と同じ。

(八) 『熊本海外協会満洲本部会則』（熊本県立図書館蔵）。

(九) 前掲『熊本海外協会会報』第一六巻第五号、二頁。なお、『熊本海外協会会報』や『熊本海外協会史』では同本部のことを「熊本海外協会満洲支部」と表記している箇所もある。

(一〇) 『熊本海外協会会報』第一六巻第五号（付録）、一九三三年六月一五日、一頁。

(一一) 『九州新聞』一九三二年四月二三日付朝刊。

(一二) 同前。

(一三) 同前。

(四) 『九州新聞』一九三二年五月七日付朝刊。なお、前掲『熊本海外協会会報』第一六巻第五号（付録）には五月一日に「満蒙調査協議会」を開催したとあるが（二頁）、管見の限り新聞記事ではその開催を確認できず詳細は不明である。

(五) 『九州日日新聞』一九三二年五月六日付朝刊。

(六) 同前。

(七) 同前。

(八) 『熊本海外協会会報』第一五巻第三号、一九三二年四月一五日、二頁。

(九) 同前。

(一〇) 前掲註（三四）と同じ。

(四) たとえば、前掲『九州新聞』一九三二年五月七日付朝刊の記事には、「満蒙調査会を設立することを申合せ同日会合の諸氏を発企人として近くこれが発企人会を開くこと

にして午後四時散会」とある。

(四二) 『九州日日新聞』一九三二年七月二九日付朝刊。なお、『九州新聞』では同じ会合について「満蒙調査の関係団体代表者」（一九三二年七月二九日付朝刊）による会合であったと報じており、こちらでも「満蒙調査会」という名称は使用されていない。

(四三) もつとも、『熊本海外協会会報』では「満蒙調査会」という名称がたびたび確認できる。しかし、本文中に述べた理由から、満蒙調査会は設立されなかつた可能性が高いと推測されるため、『会報』では便宜上仮称のような形で使用されたのではないかと思われる。

(四四) 『九州新聞』一九三二年七月二日付朝刊。

(四五) 『東京朝日新聞』一九三二年七月二日付朝刊。

(四六) 『東京朝日新聞』一九三二年一月二三日付夕刊。

(四七) 『熊本海外協会会報』第一五巻第五号、一九三二年七月一日、一五頁。

(四八) 松田喜一は熊本県出身で一八八七（明治二〇）年生まれ。熊本県立農業学校卒業後、一九一一（明治四四）年に県農事試験場技師となる。一九一九（大正八）年肥後農友会を結成し、翌年肥後農友会実習所開設した。一九二七年に同実習所を八代郡に移転。一九六八（昭和四三）年死去（以上、熊本日日新聞社熊本県大百科事典編集委員会編『熊本県大百科事典』（熊本日日新聞社、一九八二年）七五六頁）。なお、松田喜一に関する文章・文献では、彼のことを「昭和の農聖」と称するものが多い。この呼称がいつごろから使われ始めたのかはわからないが、松田の伝記である松田喜一先生伝記編纂委員会編『昭和の農聖 松田喜一先生』（松田喜一先生銅像保存会、一九七二年）さえもその題名に「昭和の農聖」という言葉を用いていることから、ある程度人口に膾炙した呼び名であったと考えられる。

(四九) 前掲註（四四）と同じ。

(五〇) 『九州新聞』一九三二年七月二九日付朝刊。

(五一) 『九州日日新聞』一九三二年九月二五日付朝刊。

(五二) 『九州日日新聞』一九三二年一月二二日付朝刊。

(五三) 以下、視察報告における松田の主張については、『九州新聞』一九三二年一月二六日付朝刊掲載を参照。

(五四) 加藤聖文前掲書、四九頁。

(五五) 同前。

(五六) たとえば、内田敬介氏は「本文中で述べた」松田喜一の報告が熊本県の満洲開拓移民政策へ多大な影響を与えたことが考えられる」(内田敬介「国策」満洲開拓農民の記録——熊本県下益城郡を中心に——)『近代熊本』第三八号、二〇一六年、五三頁)としている。

(五七) 『九州日日新聞』一九三二年一月八日付朝刊。

(五八) 『九州日日新聞』一九三二年一月一五日付朝刊および『九州新聞』同日付朝刊。

(五九) 前掲『九州新聞』一九三二年一月一五日付朝刊。なお、当時の熊本県社会課長については、内閣印刷局篇『職員録 昭和八年一月一日現在』(内閣印刷局、一九三三年)に「今野富造」とあるため(三八七頁)、引用文中の「高野」は誤りで「今野」が正確であると思われる。

(六〇) 前掲『九州日日新聞』一九三二年一月一五日付朝刊。

(六一) 同前。

(六二) 前掲註(五八)と同じ。

(六三) 『九州日日新聞』一九三二年一月二五日付朝刊。

(六四) 同前。

(六五) 『九州新聞』一九三二年二月四日付朝刊。

(六六) 『九州日日新聞』一九三三年三月一〇日付朝刊掲載の記事には、「満洲に熊本村を建設すべき計画に就いては熊本海外協会等発起の下に満洲協会を組織して調査研究をなす所あつたが未だ進捗せぬため同海外協会理事長阿部野利恭氏は右に関する調査打合せの為め」渡満するという記述がある。なお、前年の熊本県会において、県議の岩山静喜(政友会所属)が「(満洲)移民について、県は明年三月を期して、有為な青年を満洲に移住せしめる方針はないか」と質問したのに対して、県知事は「移民については単に意気込みだけでは不可、相当なる研究を遂げ、適当なる方法手段を講じたい」と返答しており(熊本県議会議事務局編『熊本県議会議史』第四卷、熊本県議会、一九七五年、八二七・八二八頁)、当局が慎重な姿勢をとっていたことがわかる。あるいは、このような慎重論の存在が計画の遅れの原因となったのかもしれない。

(六七) 『九州日日新聞』一九三三年四月五日付朝刊。

(六八) 『九州新聞』一九三三年五月一日付朝刊。

(六九) 甲佐町史編纂委員会編『新甲佐町史』甲佐町、二〇一三年、四七五頁および吉松文雄『もっこす移民一〇〇年史——アメリカに生きる熊本県人の記録——』熊本県国際農

友会、一九八六年、二八・二九頁。

(七〇) 前掲『新甲佐町史』四七五頁。

(七一) 新聞記事によれば、兄の亀喜が帰郷したのは一九三二年七月下旬のことであったといふ(『九州新聞』一九三二年八月一九日付朝刊)。一方、弟の辰喜の帰国時期は判然としないが、一九三二年八月に阿蘇郡におけるアスパラガス栽培を視察・指導したことが確認できるため(『熊本海外協学会報』第一五卷第七号、一九三二年九月一五日、三頁)、少なくともそれ以前に帰国していたことは確実である。

(七二) 『熊本海外協学会報』第一六卷第四号、一九三三年五月一五日、二頁。

(七三) 『九州日日新聞』一九三三年三月二五日付朝刊。

(七四) 以下、阿部野の視察については、とくに断りのない場合、前掲『熊本海外協学会報』第一六卷第四号(二・三頁)に掲載された「満洲視察記」と題する視察報告を参照。

(七五) なお、栗屋の事業については、関東局文書課編『関東局施政三十年業績調査資料』(関東局文書課、一九三七年)二六一・二七〇頁に記載がある。ちなみに、ここでは栗屋の名前は「栗屋万衛」と表記されている。

(七六) 岩崎継生編『熊本海外協学会史』東洋語学専門学校、一九四三年、一一四頁。

(七七) もつとも、一九二三年の阿部野の視察旅行に同行した長江虎臣の手記には、栗屋農園について次のような記述がある。

▲十日西沙河口に栗屋万衛氏農園を視察致候氏は広□(島)県の人米国プレスノ附近在留二十余年大正十年初めて満州に渡り米□(国)式農園を開設したる人に御座候阿部野理事の友人代議士松井鉄夫氏の紹介により全農園を訪問致候農園は大連を距る一里半河に沿ひたる小起伏地にして一見有望の地たるを首肯せしむ農園に立て自ら支那苦力を指揮し作業中の全氏を訪へば氏は農園を巨細に案内さるゝ其内容は実に吾人の敬服し感嘆措く能はざる所概要を記すれば農園面積五十英加(約二十町)あり開墾整理費一反三十銭より三円迄を□したる由現在植附ける者林檎、梨、桃、葡萄を主とし、其補助作なり間作なりとして野菜類、茄子、□(豆)、瓜、トマト、セロリ、アスパラ、キャベツ、イチゴ綿等所有(「所謂」の誤りか)蔬菜類見事の出来ばへ実に見る人をして垂涎措く能はざらしむる者あり、如此好成绩を挙げ如此有望なる事業が今日迄閑却され、如此見事なる栗屋氏の事業が社会に紹介せられざりしを只々不思議に感じたる事に御座候(『九州日日

新聞』一九三三年八月二二日付)

この記述によるならば、粟屋農園はもともと果樹栽培を主としており、「其補助作なり間作なりとして」蔬菜類を栽培していたことになる。また、前掲『関東局施政三十年業績調査資料』にも「渡満した粟屋は」官有地五万坪の貸下を受け果樹を開き……漸次に事業を拡張し大豆、蔬菜類を間作し……」（二六二頁）という記述がある。これらの事を考えれば、粟屋が「蔬菜の栽培に重きを置」いていたという阿部野の認識は彼の思い違いによるものであった可能性がある。

(七〇) 岩崎前掲書、一一〇頁。

(七一) 前掲註(六七)と同じ。

(七二) 前掲註(六八)と同じ。

(八二) この阿部野の「転換」が表面的なものであったのか、あるいは思想的転換といえるほど根本的なものであったのかという点については議論の余地がある。しかし、現段階ではそのことを判断できる史料は見つかっていない。

(八三) 『九州日日新聞』一九三三年五月一二日付朝刊。

(八四) 同前。

(八五) たとえば、一九三三年一〇月二四日に「満洲協会準備委員会」が開かれるが、「有益なる談話の交換」が行われただけで、とくに計画が進展したわけではなかった(『九州日日新聞』一九三三年一〇月二五日付朝刊)。

(八六) 前掲註(二九)と同じ。

(八七) 『熊本海外協会会報』第一八六号、一九三五年七月一三日、三頁。

(八八) 『九州日日新聞』一九三五年八月二四日付朝刊。この会合で、加藤完治は満州移民について次のように説明し、参加者らに同事業への協力を訴えた。

……農民の使命は国民の衣食を供するにある、この為には軍人が国防の為に一身を犠牲に供すと同様尊き国民の生活保証のために犠牲的精神を発口すべきである、金儲けをしようといふ目的で農業をやるのは間違ひだ、現時の日本農民の墮落は此処にある、……満洲移民も同様個人の経済を第一義に考へては失敗に終る、……満洲移民は国策遂行といふ事を第一義としなければならぬ、此の精神に徹したならば必ず満洲移民は成功する、勿論経済を無視するものでない、肥沃な広大な



土地に組織的の農業経営を行へば経済的にも成功するに決つてゐる、この点も決して御心配ありません、目先の小さい金儲けにこだはつたならば支那人に太刀打ち出来るものではない、吾々は移民全体が打つて一丸となつた大きな組織、支那人の追隨出来ぬこの組織力に依つて国策移民としての責務を果さねばならぬ……  
 (前掲『九州日日新聞』一九三五年八月二四日付朝刊)

「満洲移民も同様個人の経済を第一義に考へては失敗に終る」という加藤の発言は、経済性を重視した松田の意見と対照的であり両者の違いをよく表している。

なお、一九三六年三月に東京で開かれた座談会において、加藤が熊本の満洲移民について次のような発言を行っている。

……それで今度はさう云ふ風な有様で政府が動かぬから拓務省が動かぬ、拓務省が動かないから知事が動かない、拓務大臣にいろ／＼なことを聞きに来て、拓務省が実にフラリ／＼で訳が分らない、その為知事も分らない。私共が熊本あたりへ行つても——熊本は移民熱が盛んな所で、海外協会などもあつて活躍して居るので、全体として盛んであります。□□の連隊長をして居つた田村と云ふ大佐が熊本の軍司令官をして居つて、移民熱を大いに煽つた、是非熊本へ来てやつてくれと田村大佐から頼まれて、わざ／＼熊本へ行つて有力な人を集めて移民熱を燃え上らせて、大いにやると云ふことになつて、熊本から拓務省へ言つて来ると、拓務省では一向曖昧な返事をするから、知事がどうも国策としてきまつて居らないらしいから、この際控へやうと云ふ気になれば、各課長の方でも延すより外ないし、それにつれて県庁の下の方の者までもやめると云ふことになる。……(山田昭次編『近代民衆の記録 六 満洲移民』新人物往来社、一九七八年、四二二頁。ルビは原文ママ)

この発言にある「熊本へ行つて有力な人を集めて移民熱を燃え上らせ」というのは、まさに一九三五年八月の熊本での座談会——このとき、加藤は「実は先月渡満し田村連隊長から御当県の有力者の方々が満洲移民に関して御熱心の趣、是非一度行つて話し合つて呉れたならばとの御奨めを受けた」(前掲『九州日日新聞』一九三五年八月二四日付朝刊)と述べている——のことを指す。加藤の言葉を信じるならば、この座談

会後に熊本の移民熱が燃えあがったとのことだが、それが事実ならば、あるいは後述する奉天城外農場計画は加藤の来熊に触発されて実行されたものだった可能性もある。

(八八) 『熊本海外協会会報』第一九二号、一九三六年二月一五日、二頁。なお、同懇親会において「満洲国の健全なる発達に努力する事」という事項も協議されたが、そのなかには、

(乙) 満洲国農業の適否は世論一定せざる所なるも特種農業の経営は満洲移民問題とは可分性を有するものなるを以て苟も一事業に就て経験を有し一見地を有するものは進んで満洲農業の助成に勉むべき事なりとす(前掲『熊本海外協会会報』第一九二号、二頁)

という項目があった。この項目は奉天城外農場計画と関連があったと考えられるが、注目すべきは「特種農業の経営は満洲移民問題とは可分性を有する」とされている点である。この言葉の通りに考えれば、当該農場計画は純粹に農業経営上の目的から実施されたとみることが出来る。筆者としても当該計画にそのような側面が存在したことを否定するものではないが、重視したいことは当該計画の延長線上に移民計画が存在したかどうかである。松田案や本文中で後述する移民計画案をみても、奉天付近に移民の訓練所を設置することが計画の一つの要点であった。その点を考慮すると、もし当該農場計画がうまくいったならば、熊本海外協会はその経験をもとに移民訓練所を新設したり、あるいは同農場自体を移民訓練所に転用したりしたのではないか。筆者はその可能性は十分に存在したと考えるため、本章においては当該農場計画を単なる満洲農業に関する一つの計画とせず、移民計画への発展性を内包したものと位置付けた。

(八九) 同前、三頁。

(九〇) 『九州日日新聞』一九三六年二月二日付朝刊。

(九一) 合志義塾同窓会編『合志義塾略誌』(日本談義社、一九七六年)には次のような記述がある(五〇―五三頁)。

阿部野〔利恭〕氏の合志義塾に対する信頼は洵に厚く、筆者の如き二代目〔工藤誠一。合志義塾創設者工藤左一の息子〕は時折その重荷を担わせられた。又私

の方からも難題を持ちかけた。阿部野氏には大陸で死生を共に誓った多くの同志が活躍して居られた。その人々の事業について、その方々から「熊本の青年」を求められていたようで、其の度に私の方にそれが廻って来る。……

かくて大連の柴田氏の角三商会には田島の松岡重光君、奉天の水深公館の農場には藤井勲、橋本勲の両君が行った。柴田氏と云い、水深氏と云い、嘗ては国家の為に一身を擲って働いた方々であろうが概してその企画は粗放で、聊か着実性を欠き、而かも多年の苦勞で身心をすり減して、体にも無理が来ていた様で晩年の事業はいずれも甘く行かなかった。……

然るに「藤井・橋本が」奉天に行ってみると、話と実情とは相当違っていて、この二人は進退両難に陥ってしまった。……

……然るにこの兩人は見事にケリをつけて藤井は元通り黒石原の開拓小屋に帰り、橋本はそのまま奉天に残って、関東軍司令部の軍属となった。

断片的な記述であるが、農場の経営には「水深」なる人物が関係していたこと、その人物は阿部野の「同志」であったと思われること、計画が見るべき成果もなく失敗に終わったことなどはわかる。現在のところ、これより詳しい情報は見つかっておらず計画の詳細はよくわかっていない。

〔九五〕岩崎前掲書、一六〇・一六二頁。以下、当該計画については同史料を参照。

〔九三〕『九州新聞』一九三七年八月二二日付朝刊。

〔九四〕とはいえ、当該期の海外移民としてはまだまだブラジル移民が主流で、そのことは熊本海外協会自身も認めるところであった。たとえば、ちょうど松田が満州視察から帰還したのと同時期の一九三二年一〇月二二日、熊本海外協会が熊本市方面委員を招待して座談会を開催したが、その席上で阿部野は「北米、布哇は已に移植民の入国を禁ぜられ満洲今後の移民については政府にても研究中である、現在我国の移植民地として最も理想的な所はブラジルである」と述べている（前掲『九州日日新聞』一九三二年一〇月二二日付朝刊）。このようなブラジル移民の流れが満州移民の流れへと本格的に切り替わるには、なお時間を要したのであった。

〔九五〕梅谷を中心とする移民部は、民間の満州移民事業に必ずしも反対だったわけではない。たとえば、天理教団は満州事変後に独自の移民計画（満州天理村）を推進していたが、一九三三年九月ごろからその関係者に対して計画推進を慫慂する移民部からの働きか

けがなされたという（以上、池田士郎「満州「天理村」異聞」〔天理大学人権問題研究室紀要〕第一五号、二〇一二年）三九・四〇頁を参照）。この事例からわかるように、移民部はその計画の主体によって対応を変えており、熊本海外協会の場合は「南米の覆轍」のために反対されたと考えられるのである。

<sup>(九六)</sup> 永田稠編『力行会七十年物語』日本力行会創立七十年記念委員会、一九六六年、一三四頁。

<sup>(九七)</sup> 岡村良昭『農の糸——熊本農業の恩人たち——』熊本日日新聞社、二〇〇二年、九六・九七頁。なお、松田は永田の「新京力行開拓団」の建設事業に協力し、農友会会員から二〇戸を選別して送り出している（岡村前掲書、九五頁）。両者の思想的な近さを物語るエピソードであるが、二人がどのようにして知り合ったのかは、現在のところわかっていない。

<sup>(九八)</sup> たとえば、熊本県からの移民が初めて参加した第三次「国策」満州移民の壮行会では、阿部野が「激励的挨拶」をしたほか、海外協会から移民らにワイシャツが贈られたという（『九州新聞』一九三四年一〇月一五日付朝刊）。

<sup>(九九)</sup> なお、興味深いことに、中央では「国策」満州移民事業から海外協会を排除、あるいはその主体性を剥奪したうえで取り込もうとする動きが進められていた。たとえば、一九三四年一月に新京で開かれた「移民会議」では「移民助成機関及び移民の選定に関する審議」が行われたが、そこでは既存の海外協会に満州移民事業の助成を行わせるか、あるいは新しい助成機関を設立するかが議論の焦点の一つとなった。これについて、会議に出席していた永田稠が海外協会をそのまま活用することを希望した一方で、加藤完治は反対して助成機関新設を強く主張、結局は「移民に関する重点を満洲に置くといふ見地から新しき助成機関を必要とする／海外協会が合流を望めば別に拒まない」ということに落ち着いたのであった（以上、「移民会議速記録」第二分冊、四六・五六頁（『満洲農業移民方策（立案調査書類第二編第一巻第二号）』南満州鉄道株式会社経済調査会（一九三五年）・『満州移民関係資料集成（第四編 満洲農業移民立案調査書類）』第一四卷（不二出版、一九九一年）所収）。この決定により、海外協会は当該事業から完全に排除されたわけではないが、その主体性を剥奪され、もし当該事業に関わる場合には新設の助成機関に従属することとなった。もともと、「同じ〔移住助成〕機関を造りましても大体同じ人がやるのであります」（同前、五三頁）と永田が指摘したように、地域において「国策」満州移民事業に協力したのは、阿部野

のような従来同様の事業を担っていた人々であり、それらの人々が当該事業とどのような関わり方をしたのかはまた別に検討する必要があるだろう。

## 第一節 本稿の成果

本稿では、熊本という「地域」に重点を置きつつ、熊本海外協会の活動に分析をくわえてきた。その結果明らかになったことをまとめれば、以下の通りである。

## (一) 地域社会と移民との関係

在米県人の要望を背景として設立されたという事実およびその移民後援機関としての活動から、熊本海外協会を語るうえで「移民」という要素を欠かすことはできない。また、熊本海外協会の活動は、ときとして移民に対する地域社会の露骨な態度を暴露することもあったため、その分析は両者の関係を考察するうえで非常に有用である。

熊本海外協会の活動の分析を通して判明したことは、地域社会が「移民」に対して——あくまでも移民たちからみて——「冷淡」であったという事実である。そのことは、熊本海外協会自体が移民の要望を受けてすんなりと設立されたわけではなく、その設立が貿易上の利点や東亜通商協会という既存の組織の存在を前提としなければならなかったということ自体が端的に表している。この地域社会の「冷淡」さこそ、移民たちが海外協会のような組織を求めた原因であった。

では、如上の地域社会の態度は熊本海外協会の存在や活動によって変化したのだろうか。その試金石となった熊本海外協会を中心とする排日移民法反対運動をみる限り、その変化は限定的であったといわざるを得ないだろう。たしかに、熊本海外協会の活動は、排日移民法成立のインパクトと相まって、挙県一致的な運動体の組織や大規模な集会の開催へと発展した。このような事態は、熊本海外協会が成立する前の第一次排日土地法成立のときにはみられなかったことである。その点において、熊本海外協会は移民らが期待したような、移民の代弁者としての役割をはたしたといえるだろう。

しかし、海外協会理事である緒方二三の排日移民法に対する認識が示すように、彼らと移民との間には心情的な大きな隔たりが依然として存在していたこともまた事実であった。移民と地域とを結ぶ海外協会の役員でさえ、如上の認識だったのである。いわんや、移民と関わりのない民衆においてをやである。

とはいえ、海外協会の存在が地域社会に多少なりとも変化を与えたことは、注目に値することである。この変化がどれほどのものであったのかを明らかにすることが、今後の課

題といえよう。

## (二) 熊本海外協会と地域の対外活動の歴史との関連

熊本海外協会がそれまで熊本で展開されていた対外活動の延長線上にあることは、設立に至るまでの経緯や人的な連続性をみれば明らかである。そのような歴史的連続性は、当然彼らの活動にも影響を与えることがあり、たとえば彼らの活動にしばしば現れる満州への「執着」などはそのもつともたるものであろう。

また、本稿でたびたび強調したように、熊本海外協会およびその前身である東亜通商協会は、それまでの歴史でたびたび出現していた国権党と非国権党勢力との協力関係に確固たる基礎を与えるものであった。それまでの両者の協力関係は、県内・国内の政治状況の変化によって崩壊するような不安定なものであった。しかし、第一次世界大戦という世界的な大事件を発条として、両者はその対立を東亜通商協会・熊本海外協会という形で止揚したのである。それによって、国権党は自らの望む対外活動を地域の協力と支持のもと実行できるようになった。一方、非国権党勢力はそれまで国権党の独壇場であった対外活動を主導する立場に限定的ながら参入することができ、さらに国権党の党派的活動に一定の枠をはめることができるようになったのである。

そして、このような協力関係を背景としていたからこそ、熊本海外協会の活動は地域を巻き込む、あるいは地域を代表するものとなったのである。彼らの活動がときとして県当局をはじめとした地域の各勢力を網羅するものとなったのは、単にそれが時流に乗ったものであったからだというだけではない。海外協会の存在と活動が超党派性を保持し続けたこと、それこそが彼らの活動が地域的な支持を受けることとなった要因なのである。

そのように考えるならば、たとえ活動の表に現れる人物たちが国権党関係者ばかりだからといって、熊本海外協会を国権党の独占物であるかのようにみることの誤りが明らかとなるだろう。たしかに、熊本海外協会の中心人物たちは国権党の関係者で、彼らの活動にはそれまでの国権党の「伝統」が色濃く反映されている。しかし、彼らの行動に眩惑されて、もし熊本海外協会の本質を上のように解釈してしまうならば、同協会の安定的な存立と活動の展開の意味を取り違えることとなるだろう。

## 第二節 今後の課題について

最後に、今後に残された課題について付言して終わりたい。本稿で明らかにできなかった事柄のうち、主要なものは以下の四点である。

## (二) シベリア出兵時の熊本海外協会関係者の動き

一九一八(大正七)年から始まるシベリア出兵に関して、『熊本海外協会史』は次のように述べている。

〔シベリア出兵を〕本会は多年の研究によつて我が大陸進出の基礎を作る正に好機到れりとなし、本会の同人は相携へて現地に赴き、猛烈な活動を開始すると全時に、平素本会とは密接な関係を有する在露領ニコライウスクの島田元太郎と協調し、本会の同人また島田と行を共にしつゝ、臨時シベリヤ政府を動かすことになり、彼等の政治的活動を大いに激励したのである。そして島田は私費を抛つて東奔西走参謀本部の故中島中将と共にオムスクに赴き、臨時政府との交渉成り、一方過激派政府の幹部とも往来し、漸くその間諜解を遂げ、完全にバイガル以東の緩渉地帯を形造るまでに問題は進捗したのであつた。この間島田始め本会同人は幾多危険を冒しつゝ、惨憺たる辛酸を嘗めたのである(一)

以上の記述には多くの誇張が含まれているであろうが、辛亥革命期における東亜同志会関係者の活動を考慮すれば、これを作り話として等閑視することもできない。上の記述のなかにどれほどの事実が含まれているのかはよく検討する必要があるだろう。

## (二) 支那語研究会・熊本支那語学校・東洋語学専門学校

満州国建国などの時局に鑑み、一九三二(昭和七)年四月、熊本海外協会は協会内に「支那語研究所」を設置することを決定(二)、翌月に開かれた第一回目の講習には熊本農学校の二〇余名のほか、七〇歳を超える老人など合計六〇名が出席し、中国語を学んだという(三)。この研究会は、少なくとも一九三二(昭和八)年度まで継続して開かれたことが確認できる(四)。

その後、熊本海外協会は一九三八(昭和一三)年に「熊本県支那語学校」を設立し、中国語教育を再び開始した。一九四一年に発行された同校の校友会誌にある「同窓会員名簿」(五)には、一九三八年四月月に入学した本科第一期生から、一九四〇(昭和一五)年一〇月



入学の別科高等科第五期生まで六〇〇名以上の氏名が記載されている。そして、同校は一九四二（昭和一七）年に、中国語のみならずマレー語なども教授する「東洋語学専門学校」へと昇格したのであった<sup>56</sup>。

満州国建国後や日中戦争からアジア・太平洋戦争の期間にかけて、多数の人々に中国語を教授した熊本海外協会の如上の活動は注目に値する。また、東洋語学専門学校は戦後に「熊本語学専門学校」と改称して存在し続け<sup>57</sup>、現在の「熊本学園大学」となった。これは、熊本海外協会の諸活動のなかで、明確に現代までのつながりが確認できる唯一のものである。それらの点からみても、満州国建国以降に熊本海外協会によって行われた中国語教育の分析は重要な作業であるといえるだろう。

### （三）東亜研究派遣生事業

一九三五（昭和一〇）年、元蒙古派遣生・元朝鮮語学生らが連名で蒙古派遣生事業の復活に関する要望を熊本海外協会に提出し、かつその資金として五、〇〇〇円を県当局に寄付した。これを受けて、熊本海外協会は県当局に対して「滿蒙派遣生復活」に関する申請を行ったが、その結果、一九三六（昭和一一）年に第一回目の「東亜研究派遣生」が送出された<sup>58</sup>。

この「東亜研究派遣生」は一九三八（昭和一三）年の第三回派遣生まで送出されたが、「不幸日支事変の勃発により次第に現地的情況も変わり、而して事変の拡大と共に東亜全局の情勢も著しく変化して来たので東亜研究派遣生の所期の目的を達成することが出来なかつた」<sup>59</sup>という。このように、「所期の目的を達成」できなかつた当該派遣生事業ではあるが、一九三六年から一九三八年という日中関係が極度に緊張した時期に実施された当該事業の内容や影響は、この時期の熊本海外協会について分析するうえでも明らかにすべき課題であるといえよう。

なお、本稿においては、各派遣生事業によって各地に散らばった派遣生の活動についてはあまりふれることができなかった。彼らの活動の内実は、派遣生事業を分析・評価するうえで非常に重要なものであり、今後は非とも解明していくべきものである。

### （四）戦後の動き

熊本海外協会は戦後も存続したが、その活動は史的制約もあってあまり明らかになつていない。断片的な記述から、同会が戦後の引き揚げ事業に尽力したこと<sup>60</sup>、戦後もブ

ラジル移民事業などを推進したこと(二)がわかる程度である。

そして、現在熊本に「熊本海外協会」なる組織は存在しておらず、戦後のどこかの時点で同協会は「終焉」を迎えたと考えられるが、それがいつなのかも謎のままである。はたして、彼らはどこに消えてしまったのか。この点に関して、筆者も県当局や前述した熊本学園大学など方々に問い合わせ、さらに自ら調査を行ったが、いまだに明確な答えを得られていない。戦後に発刊された『熊本年鑑』——熊本県に関する諸統計や県内の官公庁・企業・各種団体の役員名簿などを掲載した刊行物——を使った筆者の調査によって判明したことをまとめると、次の通りである(なお、資料の性質上、各年代には若干の誤差がある可能性があり(二)、以下の記述はあくまでも暫定的なものであることを付言しておく(三))。

一九四八(昭和二三)年九月の時点で、熊本海外協会は建極会——国権党の系譜をひく団体で、現在の財団法人「公德会」の前身——の裏手に存在したらしい(四)。その後、一時的に事務所は熊本市公会堂に移ったが(五)、一九五四(昭和二九)年には熊本日日新聞社の裏に新築の会館も竣成したという(六)。そして、一九五二(昭和二七)年には「国際農友会」の熊本県支部が設立されたが(七)、一時期これは海外協会内に設置されたい(八)。また、一九六四(昭和三九)年には同じく協会内に「海外移住事業団熊本県地方事務所」も置かれた(九)。

このように、戦後になっても積極的な対外活動を行っていた熊本海外協会であったが、戦後長らく理事長を務めていた石坂繁が死去した一九七二(昭和四七)年ごろから、徐々に力を失っていった感がある。石坂の死後には、鳥井譲吉(おそらく、元蒙古派遣生と同一人物)が理事長に就任(一〇)、さらに一九七五(昭和五〇)年に財団法人「熊本県海外協会」となって「熊本外国語学校」も併設されたが(一一)、一九七六(昭和五一)年にはそれまで協会内にあった国際農友会が分離して他所に移転した(一二)。そして、『熊本年鑑 昭和五四年版』での記載(一三)を最後に熊本県海外協会は『熊本年鑑』から姿を消してしまうのであった。

もちろん、『熊本年鑑』から記載が消えたことは、直ちにその組織の解散・消滅を意味しない(一四)。たとえば、一九八二(昭和五七)年に発行された『熊本県大百科事典』の「熊本県海外協会」の項目には、財団法人化と名称変更のことは記載されていても組織の解散については言及がない(一五)。このことから、熊本県海外協会はおそらく一九八〇年代前半ごろまでは存続したと考えられるが、その後の足取りは謎のままである。

以上のほかにも海外支部との関係や他府県の海外協会との関係、あるいは海外支部同士の関係など、まだまだ明らかにすべき事柄は多い。しかし、今回は熊本海外協会がいかなる組織であったのか、その輪郭だけでも素描できたこと、また海外協会という組織が地域と移民の関係だけでなく、その地域の対外活動を考察するうえでも有用な材料となり得ることを示せたことに満足し筆をおくこととしたい。

### 〈註釈〉

- (一) 岩崎継生編『熊本海外協会史』東洋語学専門学校、一九四三年、一〇二頁。
- (二) 『九州新聞』一九三二年四月二八日付朝刊。
- (三) 『九州日日新聞』一九三二年五月一〇日付朝刊。
- (四) 『熊本海外協会会報』第一七巻第五号（一九三四年六月一五日）に掲載されている「昭和八年度事業成績」には「支那語ノ研究」という項目があり、「満洲發展者ノタメ支那語研究会ヲ開キテ支那語教授ヲナセリ」とある（二頁）。
- (五) 『熊本県支那語学校校友会雑誌』熊本県支那語学校、一九四一年、五一・六九頁（筆者所蔵）。この史料は筆者が熊本の古書店から買い求めたものだが、その時点で表紙を欠いており、また奥付などにも雑誌名の記載がないため、正式な誌名はわからない。しかし、「編輯後記」に「本誌発行前従来の校友会を解消し報国団を組織し同時に誌名をも変更の計画であつたが種々の都合に依り今回迄は従来の通り校友会雑誌として発行することとなつた」（七〇頁）とあることから、本稿ではとりあえず『熊本県支那語学校校友会雑誌』と仮称したい。
- (六) 以上、熊本県支那語学校設立から東洋語学専門学校への発展に関しては、熊本商科大学・熊本短期大学四十年史編集委員会編『熊本商科大学・熊本短期大学四十年史』（熊本学園、一九八三年）二八・五五頁を参照。
- (七) 前掲『熊本商会大学・短期大学四十年史』一〇二頁。
- (八) 以上、東亜派遣生事業創設から第一回派遣生送出までの経緯については、岩崎前掲書、二〇九・二一八頁を参照。
- (九) 石坂繁『熊本海外協会を語る』熊本海外協会、一九五四年、一七・一八頁。
- (一〇) 熊本県議会議務局編『熊本県議会議史』第五巻（熊本県議会、一九七九年）には、「戦

後、海外在住者などの引き揚げ事業が始まると」熊本でもすでに二十一年一月には海外同胞早期救出のための任意団体が結成された。……同年五月一日には引揚援護三団体（熊本海外協会・満蒙連盟・在外同胞援護会）の連合会も発足して強力に推進することとなった」（二六四・一六五頁）という記述がある。

（二）石坂前掲書、三四・三五頁。

（三）『熊本年鑑』は「昭和〇〇年版」というように毎年発行されたが、記載された内容がその年（つまり、〇〇年）の当該組織の状況と一致するか、あるいは前年版の内容からの変化（役員の交代など）がその年にはおこったのかよくわからない部分がある。たとえば、熊本年鑑社編『熊本年鑑 昭和三五年版』（熊本年鑑社、一九六〇年）の「社会・文化名簿」——社会・文化団体の役員をまとめたもので、このなかに熊本海外協会の記載もある——には、「昭和三十五年一月現在」という注記があるが（三二二頁）、これではもし前年版と比較して組織の改編などがあった場合、それが一九五九（昭和三四）年におこったのか、あるいは一九六〇（昭和三五）年一月中におこったのかが判然としない。また、熊本年鑑社編『熊本年鑑 昭和三六年版』（熊本年鑑社、一九六一年）の「社会・文化名簿」には「昭和三五年十二月現在」とあり（六一頁）、「昭和三六年版」といっても実際には前年の一九六〇年の状況が記載されているのである。しかもその後、「社会・文化名簿」には「〇〇年現在」という注記さえされなくなるので、正確な時期の特定はますます難しくなっている。そのため、本稿では「〇〇年現在」などの時期を特定できる注記がない場合、『熊本年鑑』の記載内容は前年の状況を反映したものと判断し、本文の年代の表記もその判断に基づいて行うこととした。

（三）熊本年鑑社編『熊本年鑑 昭和二十四年』熊本年鑑社、一九四八年、一六五頁。これは、戦前の熊本海外協会の事務所が戦災にあつたため、建極会の敷地内に移転したという石坂繁の証言と一致している（石坂前掲書、四三頁）。

（四）熊本年鑑社編『熊本年鑑 昭和二十八年版』熊本年鑑社、一九五二年、九五頁。

（五）熊本年鑑社編『熊本年鑑 昭和三〇年版』熊本年鑑社、一九五五年、六三七頁。

（六）熊本日日新聞社熊本県大百科事典編集委員会編『熊本県大百科事典』熊本日日新聞社、一九八二年、三四九頁。

（七）『熊本年鑑』では、「国際農友会熊本県支部」の名前は『昭和三五年版』から確認ができるが、そこには住所の記載がない（前掲『熊本年鑑 昭和三五年版』二三七頁）。しかし、『熊本年鑑 昭和三六年版』の国際農友会熊本県支部の項目には、「海外協会内」

という記載が確認できる（前掲『熊本年鑑 昭和三六年版』六七頁）。はたして、国際農友会の支部が設立当初から熊本海外協会内におかれたかはわからないが、同支部の支部長には当時熊本海外協会の理事長でもあった石坂繁が就任しているので、両組織の間につながりがあったことは確かなようである。

(二) 熊本年鑑社編『熊本年鑑 昭和四〇年版』熊本年鑑社、一九六五年、六一頁。なお、「海外移住事業団」については、熊本年鑑社『熊本年鑑 昭和四八年版』（熊本年鑑社、一九七三年）での記載を最後に『熊本年鑑』からはなくなってしまう。

(三) 熊本年鑑社編『熊本年鑑 昭和五〇年版』（熊本年鑑社、一九七五年）には、熊本海外協会の理事長として「鳥井」（七六頁）とだけあるが、熊本年鑑社編『熊本年鑑 昭和五一年版』（熊本年鑑社、一九七六年）には「鳥井讓吉」とある（七四頁）。

(四) 前掲『熊本年鑑 昭和五一年版』七四頁。なお、後述する『熊本県大百科事典』の「熊本海外協会」の項目によれば、「海外事業移住協力事業団の設立に伴い、昭和五〇年（一九七五）六月二〇日……財団法人に改組、現名称に改めた」（二五五頁）とある。

(五) 熊本年鑑社編『熊本年鑑 昭和五二年版』熊本年鑑社、一九七七年、七七頁。

(六) 熊本年鑑社編『熊本年鑑 昭和五四年版』熊本年鑑社、一九七九年、二四〇・二四二頁。

(七) 事実、国際農友会は熊本年鑑社編『熊本年鑑 昭和五三版』（熊本年鑑社、一九七八年）以降記載されなくなるが、当該団体は現在も存続している。

(八) 前掲『熊本県大百科事典』二五五頁。なお、そのほかの資料として、外務省外務大臣官房国内広報課編『こちら外務省 Q&A』（外務省外務大臣官房国内広報課、一九八四年）に掲載されている海外協会の一覧のなかには熊本県海外協会の記載がある（五九頁）。

初出一覧（本稿執筆にあたり、いずれも加筆・修正をくわえた。）

序章 新稿。

第一章 新稿。

第二章 第一節・第二節・第三節は、「辛亥革命期における東亜同志会の活動——外務大臣内田康哉との関係を中心に——」（『立命館大学人文科学研究所紀要』第一三三号、二〇二二年）を加筆・修正。ただし、第三節の三・五および三・五は新稿。

第三章 新稿。

第四章 第一節・第二節・第四節は、「排日移民法と熊本——熊本海外協会の活動を中心として——」（『立命館大学人文科学研究所紀要』第一二四号、二〇二〇年）の一部を加筆・修正。ただし、第三節、第四節の四・三および四・四は新稿。

第五章 第二節・第三節は、「排日移民法と熊本——熊本海外協会の活動を中心として——」（『立命館大学人文科学研究所紀要』第一二四号、二〇二〇年）の一部を加筆・修正。ただし、第一節・第四節は新稿。

第六章 「一九三〇年代前半における熊本県の「民間」満州移民計画——熊本海外協会の活動を中心として——」（『近代熊本』第四〇号、二〇一九年）を加筆・修正。

終章 新稿。